

第七編 現 代

## 第一章 行財政の進展

## 一 行 政

## (一) 戦後の町政

昭和二十年八月、太平洋戦争が終わり、戦後の混乱と人心の不安は全国に及んだ。また、このころは全国的に食糧不足の時代であったが、同年九月の枕崎台風の余波を受けて、農作物の被害が多く、食糧生産は相当な減収であった。それに国内外からの引き揚げ者、復員軍人などにより人口が増加し、町当局は食糧の確保に苦勞した。そのうえ敗戦後の思想混乱のため、町政もなかなか容易でなかった。

昭和十四年八月、公選されて以来六年余り、戦争の苦難にたえて町政を担当、ようやく終戦を迎え、これから郷土復興に立ち上がろうとした町長森良孝は、昭和二十年十月、公職追放を受けて退職した。そのあとを受けつ

いで、町長に公選された永田良幹は、終戦処理、復員軍人や引き揚げ者の受け入れ、食糧の供出、生活必需品（特に食糧）の配給事務に心を配り、郷土再建の陣頭に立った。

こうした戦後の苦しい社会情勢の中で、昭和二十年十月十一日、婦人参政権が連合国軍総司令部からの指令で与えられた。翌二十一年四月十日、衆議院議員の選挙が行われ、わが牧園町でも初めて婦人が男子に交じり、投票に参加した。しかし、まだ参政ということにあまり関心のない婦人たちに対してしきりに棄権防止を呼びかけ、棄権防止策を考えたりしなければならず、与えられた参政権、与えられた民主主義といった感じの選挙でもあった。終戦までの超国家主義、全体主義が姿を消してはなばなしくおどり出した民主主義である。戦勝国アメリカのおしつけもあったろうが、今までの政治に対する強い反動もあった。与えられた感は免れ得なかったが、ともかく、男女同権の世の中が訪れたのである。

前記二十一年四月十日、選出された衆議院議員らによる国会では、新憲法をつくるため審議を重ねていたが、ついに、昭和二十一年十一月三日、その制定をみた。そ

して、翌二十二年五月三日から施行された。この制度により次々に改革されたのである。

また、新憲法下、地方自治も、戦前に比べて大きく変わって、現代は安定した町政が執行されてきている。

## (二) 地方自治法制定後の牧園

地方自治法の制定で大きく変わったのは、地方自治体の首長（知事、市町村長）が住民の直接投票によること、従来の県市町村会が議決機関となり、地方の議会の権限が強化されたことである。

この地方自治法の制定により、まず、昭和二十二年四月五日、知事選挙が行われ、重成格が第一代民選知事に選ばれ、同時に県下一斉に市町村長の選挙も行われた。わが牧園町では、永田良幹が対立候補なく無投票で引き続き初代民選町長に選ばれた。また、同年四月三十日には町議会議員の選挙が行われ、後掲のとおり二六人の議員が決定した。

町議会は五月一日から発足し、議員の中から議長を決めて、議案を決定した。議長には松下紀代志が就任した。昔から親しまれていた村会、町会の名が町議会とな

り、町会議員は町議会議員となり、町議会は議決機関となって、執行機関と対等の立場に立ち、地方自治が推進されるようになった。

この昭和二十二年には、いわゆる公職追放令も施行され、戦時中に大政翼賛会、翼賛壮年団、在郷軍人分会などの町内における最高の責任者が公職から追放された。終戦から新しい時代への変化はまことに急激なものであった。生まれ変わった日本、そして牧園も新しい政治に変わっていったが、本章ではそのような変転の中でどのように町政が行われたか、議会はどのような働きを示したかについて記述する。

地方自治法は昭和二十二年に制定され、その後たびたびの改正はあったが、地方公共団体は法人とし、普通公共団体はその公共事務及び法律、又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するもののほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理することとし、次のような例をあげて市町村自治の方向を示した。

- 一、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。

二、公園、運動場、広場、緑地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し、若しくは管理し、またはこれを使用する権利を規制すること。

三、上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業、船舶その他の運送事業その他企業を経営すること。

四、ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上または陸上輸送に必要な施設を設置し若しくは管理し、またはこれらを使用する権利を規制すること。

五、学校、研究所、試験場、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂、その他の教育、学術、文化、勸業に関する施設を設置し若しくは管理し、またはこれらを使用する権利を規制し、その他教育、学術、文化、勸業に関する事務を行なうこと。

六、病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院、住宅、宿泊所、食堂、浴場、共同便所、公益質屋、授産施設、救護施設等の保護施設、保育所、養護施設、救護院等の児童福祉施設、老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、留置場、屠場、じんかい処理場、汚物処理場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社会福祉等に関する

る施設を設置し若しくは管理し、またはこれ等を使用する権利を規制すること。

七、清掃、消毒、美化、公害防止、風俗または清潔を汚す行為の制限その他の環境の整備保全、保健衛生、風俗のじゅん化に関する事項を処理すること。

八、防犯、防災、罹災者の救護、交通安全の保持等を行なうこと。

九、未成年者、生活困窮者、病人、老衰者、寡婦、身体障害者、浮浪者、精神異常者、めいてい者等を救助し、援護し若しくは看護し、または更生させること。

一〇、労働組合、労働争議の調整、労働教育その他労働関係に関する事務を行なうこと。

一一、森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の経営その他公共の福祉を増進するために適当と認められる収益事業を行なうこと。

一二、治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、土地区画整理事業その他の土地改良事業を施行すること。

一三、発明改良または特産物などの保護奨励その他産業の振興に関する事務を行なうこと。

一四、建造物、絵画、芸能、史跡、名勝その他の文化財を

年	記	事
昭和一五年 一六年	四月、町制施行、牧園町と改称 三月、牧園町森林組合設立 二月、太平洋戦争開戦	牧園町商工会、牧園町観光協会発足
昭和一七年 二〇年	五月、持松・笹之段く霧島道路開通 七月、空襲により牧園駅前地区戦災を受く。 八月、終戦、以後郷土再建への苦闘が続く。 二月、県立加治木中学校、高等女学校として	

保護し、また管理すること。

一五、普通地方公共団体の事務の処理に必要な調査を行ない統計を作成すること。

一六、住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録に関する事務を行なうこと。

一七、消費者の保護及び貯蓄の奨励並びに計量器及び各種生産物、家畜などの検査を行なうこと。

一八、法律の定めるところにより、建造物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基づく地域等に関し制限を設けること。

一九、法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用または収用すること。

二〇、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整をすること。

二一、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収し、または分担金、使用料、加入金若しくは手数料を徴収す

ること。

二二、基金を設置し、または管理すること。

### (三) 牧園町政五〇年のあゆみ

牧園に町制が施行されたのは、昭和十五年四月一日である。初代牧園町長・森良孝、二代・永田良幹、三代・松下久敬、四代・今別府望、五代・永瀬魁、六代・川畑義照（昭和六十三年二月から現在）へと、既に五〇年の歳月が経過している。それは、郷土愛に燃える情熱と知性のすべてを傾け、日夜全力投球の、ひたむきなあゆみの五〇年間である。

平成二年十一月、町制五十周年記念式典が盛大に行われ、町行政による五十年記念誌が発行された。この資料により、町制五〇年のあゆみを略年表化してみる。

年	事 記	年	事 記
<p>昭和二十二年 二二三年 二二三年</p>	<p>町立青年学校に開設 和気神社建立成る（中津川犬飼） 各校区に新制中学校創立 四月、県立加治木中学校、高等女学校の加治木 高校への合併により各分校を合併し、加治木 高校として発足、青年学校廃止により、全施 設を継承。同日、町立定時制牧園高校（普通 科、家庭科）発足 五月、郡農業保険組合から牧園町農業共済組合 独立発足 八月、牧園町農業協同組合設立 八月、加治木高校牧園分校、県立牧園高校とし て昇格独立 八月、豪雨（ジュディス台風）による山崩れの ため、霧島館全壊（死者三四人） 四月、農林省鹿児島種馬所（高千穂）廃止決定 七月、農林省鹿児島種馬所を払い下げ、牧園町 営牧場として経営開始 八月、失業対策事業として、総合運動場起工、 牧園町上下水道工事着工 七月、牧園牧場にキャンプ場開設 四月、定時制牧園高校農業科を畜産科に改称 七月、牧園町公営住宅建設始まる。</p>	<p>昭和二八年 二九年 三〇年 三〇年 三一年 三二年 三四年 三五年</p>	<p>九月、中津川地区水道施設竣工 三月、牧園高校講堂（現牧園町公民館）落成 四月、持松・万膳・三休・高千穂の各中学校が 独立校となる。 八月、新潟災害発生（死者九人） 三月、関平温泉の源泉を牧園町有として払い下 げる。 九月、万膳地区水道施設竣工 十一月、牧園地区水道施設竣工 八月、町営牧場、北海道から緬羊七〇頭購入、 町営牧場伝書鳩による精液輸送開始 五月、条例改正により議員数を二〇人にする。 一月、塩浸温泉「河鹿荘」オープン（受託者・ 大山貴代子）。広報第一号発行（県下七七番目） 四月、県農村センター創設（高千穂） 五月、町章決定（万膳落水田・新美清峯入選） 一〇月、国民健康保険制度スタート。 十一月、町制二十周年記念事業（鹿屋航空自衛 隊の祝賀飛行） 四月、国民年金制度発足 一〇月、霧島スカイライン開通（ゲートトウエビ の間五九八八・七メートル）</p>

三七年	一月、牧園駅を霧島西口駅に改名 五月、皇太子夫妻来町、林田に一泊 一二月、有線放送開始	五二年	一〇月、各校区に公民館組織完成 四月、広域農道牧園く栗野間開通 八月、第十一回全日本高等学校馬術競技大会に常陸宮殿下来町
三九年	八月、霧島・屋久国立公園指定	五三年	三月、北始良清掃センター操業開始(万膳)
四二年	六月、宿窪田く安楽間、パイパス開通	五四年	三月、牧園町老人福祉センター完成(宿窪田)
四四年	三月、牧園高校畜産科最終卒業式 四月、中学校が統合され、牧園中学校発足 六月、中学校跡に町役場移転	五五年	四月、「農村婦人の家」発足(万膳) 一月、牧園町各種婦人団体連絡協議会結成 四月、牧園町総合振興計画策定
四五年	一〇月、小浜・霧島・牧園三町姉妹盟約 一〇月、町制三十周年。牧園町総合振興計画樹立	五六年	七月、生活改善センター落成(三休堂) 八月、第一回霧島国際音楽祭開催 一〇月、町制四十周年記念祭(町民憲章、町民歌、まきその音頭発表)
四六年	二月、大型農道起工 八月、台風による大災害発生(死者七人、損害九億四〇〇〇万円)	五七年	一月、B・G財団牧園海洋センター落成(高千穂) 四月、高千穂校区を八区に再編。持松小学校創立百周年祝賀会
四七年	三月、国民休養地建設始まる(三か年計画) 一〇月、国民開催に伴い、体力医学会が本町で開催される。	五八年	八月、郷土誌改訂版発行 四月、多目的営農研修施設完成 五月、霧島山緑の少年団結成 八月、第十六回全日本高等学校馬術競技大会を牧園牧場で開催
四八年	一月、牧園・横川町衛生管理組合設立 四月、土地開発公社が発足、本町も加入 五月、国分北消防署開設(当初は分遣所、九月から北署)(高千穂小谷)		一月、関平温泉飲料水化施設完成 五月、牧園町青少年健全育成町民会議発足
四九年	四月、第一回霧島競馬(牧園牧場で例年実施)		
五一年	一月、九面太鼓、霧島神宮奉納で初登場		

年	事 記	年	事 記
昭和五十九年	<p>一二月、全国植樹祭牧園町推進委員会発足</p> <p>三月、小谷大橋完成</p> <p>五月、第三十五回全国植樹祭、自然教育の森で開催。天皇陛下自然教育の森でお手植え</p> <p>七月、国立公園指定五十周年記念式典</p> <p>一〇月、第三十五回全国植樹祭御製記念碑除幕式開催</p>	昭和六十二年	<p>二月、三体幼稚園木造園舎完成</p> <p>十一月、第一回霧島高原サイクルジャンボリー開催</p> <p>三月、関平鉱泉年間売り上げ二億円突破</p> <p>四月、日之出温泉きのこの里オープン</p> <p>四月、音楽愛好会「風」発足</p> <p>七月、牧園高校馬術部、全国高校馬術大会で優勝</p>
六〇年	<p>四月、自然教育の森、県から町へ譲渡される。</p> <p>町立学校給食センター完成</p> <p>一〇月、鎌田県知事の第三十三回車座対話、国民休養地内広場で開催</p> <p>一二月、霧島スカイラインが無料に</p>	二年	<p>十一月、坂本龍馬、お龍像完成</p> <p>三月、大関霧島閔誕生</p> <p>三月、日本一大茶樹、持松から全国植樹祭会場跡地へ移植</p> <p>七月、塩浸温泉福祉の里オープン</p> <p>一〇月、町営牧園牧場四十周年記念式典</p> <p>十一月、牧園町制施行五十周年記念式典</p> <p>十一月、鹿児島県茶業振興大会開催（県立農業大学校）</p>
六一年	<p>四月、栗川大橋完成</p> <p>七月、九面太鼓六十一年度観光事業功労団体表彰</p> <p>八月、第一回霧島高原ジャンピングサマーフェスティバル開催。町総合運動場建設開始</p>		

(四) 町制施行五十周年記念行事

1 式典

平成二年十一月三日、牧園中学校体育館で行われた。

始良・伊佐の首長、議会議長など来賓はじめ約七〇〇人が出席、牧園中学校プラスバンド演奏で始まった。

川畑町長が、長年にわたり町の産業・教育・観光など各方面の振興に尽くされた先輩に感謝し、より活力のあ

る町づくり努力したいとの式辞を述べ、大坪町議会議長のあいさつがあり、町民榮譽賞第一号として、大関霧島関を表彰した。

町民榮譽賞

大関霧島関

略歴

本名 吉永一美

生年月日 昭和三十四年四月三日

出身地 牧園町下中津川

四股名 吉永↓霧島

所属部屋 君ヶ浜部屋↓井筒部屋

初土俵 昭和五十年三月場所

十兩昇進 昭和五十七年五月場所

入幕 昭和五十九年七月場所

大関昇進 平成元年三月場所

身長体重 一八七センチメートル、一三二キログラム

賞

殊勲賞三回、敢闘賞一回、技能賞四回

得意技 左四つ・つり・寄り・出し投げ

引き続き自治功労部門二人、町職員二五年以上勤続一人、社会福祉功労部門九人、産業振興部門二人、教

育功労部門五人、自治公民館長六人に表彰状、三人に感謝状が贈られた。また、平成二年度優良納税表彰と優秀スポーツ選手表彰があった。更に町消防団制服の贈呈、町制の歩み紹介、来賓の祝辞、「地域からの発信」と題した南日本新聞社・酒匂順一編集局長の記念講演があった。



町制施行五十周年記念式典

2 記念事業の概要

1 役場庁舎建設工事着工

2 総合運動場整備事業

3 乗馬クラブ施設整備事業

4 塩浸温泉福祉の里オープン

5 グランドピアノ全小中学校一括購入

6 デイ・サービスマスター開設

7 大茶樹移植事業

8 町十ヶ年総合振興計画策定

9 町制五十周年記念誌刊行

10 郷土誌の改訂版発行

3 主要イベント

。霧島競馬（四月二十九日）

。霧島国際音楽祭（七月二十五～八月八日）

。霧島高原太鼓まつり（八月四、五日）

。霧島高原サイクルジャンポリー（十一月十、十一日）

4 その他

。県茶業振興大会開催（十一月七日）

。町営牧園牧場創立四十周年記念式典（九月二十九日）

日）

。町民祭（十一月三、四日）

。スポーツ大会

・町民体育大会

・町駅伝競走大会

・福祉スポーツ大会

・国立公園指定記念ゴルフ大会

・自治公民館対抗バレーボール、ソフトボール大会

次に「町民歌」と「まきぞの音頭」を収録する。

〔参考〕 牧園町民歌・まきぞの音頭

牧園町民歌

作詞 竹下景勇  
作曲 土肥寛展  
編曲 竹田 喬

- 一、高千穂峰に陽は映えて  
清雲はるか呼ぶところ  
自然の恵み称えつつ  
躍進誓う自治の輪に  
集う 牧園ああわれら
- 二、霧島山に地を占めて  
せせらぎ流れ行くところ  
いで湯の郷を拓きつつ  
友愛結ぶ親光に  
挙る 牧園ああわれら
- 三、みどりの大地うるおして  
平和の虹の立つところ  
豊かな郷土目指しつつ  
生産競う歌ごえに  
築く 牧園ああわれら

牧園町民歌

たかちほみねにひ  
ははえて せいうんはるかよ  
ぶところ しせんのみぐみ  
たたえつつ やくしんちかう  
じちのわに つどうまきぞの ああ  
あわれら

まきぞの音頭

作詞 高城俊男  
作曲 土肥寛展  
編曲 竹田 喬

一、ハア 花の牧園 花から明けて

神代ながらの 陽がのぼる

湯の香花の香 心をぬらす

ほんにいで湯と 花のまち ソレ

※ さあさ踊ろよ シャシャントドント

牧園音頭で ひと踊り

二、ハア 駒がいなく 牧場の風に

姉さかぶりの 茶摘歌

ここはいこいの たのしい広場

旅のつばめも きてあそぶ ソレ

※ くり返し

三、ハア 霧島まいりで 結んだえにし

宮のもみじも 頬そめる

汗で育てた 稲穂の波に

祭りばやしも はずみがち ソレ

※ くり返し

四、ハア 結ぶ手と手で 支えたまちの

人の心の あたたかさ

九面太鼓の とどろく音に

きょうも繁昌の 虹が立つ ソレ

※ くり返し

※ くり返し

まきぞの音頭

はなのまきぞのはなからあけて  
かみよながらのひかのぼる  
ゆのかはなのか ころをぬらす ほんにいで湯とはなのまち (ソレ)  
さっさおどろよ シャシャントドント まきぞのおんどで  
ひとおどり (ソレ)

(五) 行政機構

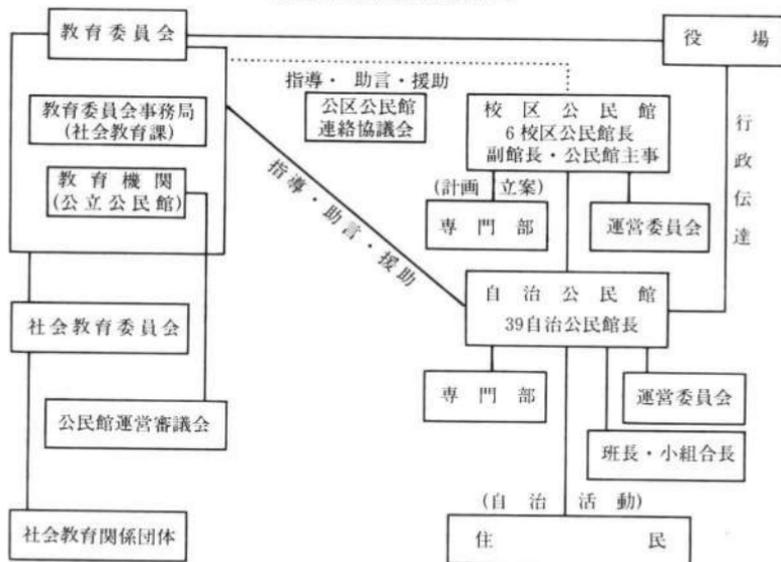
わが国は、戦後の混乱と貧窮を経験しながら有史以来の大改革を行い復興してきた。わが牧園町もそうした渦中から立ち上がり、幾多の苦難を乗り越え、町政をととのえ、住民福祉増進のため努力してきた。町のすべての事業は行政と結びついている。ここでは町政運営の機構についてふれてみたい。

まず、町政推進者たる歴代三役を1〜3に掲げる。

4の牧園町行政機構の変遷からは、時代の発展進歩に伴い、町の行政機構も移り変わり、町政の向上発展のあゆみをうかがい知ることができる。また、6の行政嘱託区(員)の変遷からは、戦前・戦中・戦後とそれぞれの時代に適応した組織がつけられ、町の行政事務や行事への協力態勢がとられていることが分かる。

昭和三十四年から、自治運営嘱託制がしかれていたが、その後牧園町自治公民館長設置規則が定められ、以後設置規則の改正も行われた。その結果、牧園校区が一〇区、三体校区が四区、万膳校区が五区、高千穂校区が八区、中津川校区が八区、持松校区が四区に分かれて、

牧園町公民館組織機構図



第7編 現 代

町内に三九人の自治公民館長が、自治公民館区の住民の代表として選出され、町長の指揮命令により地方自治法に示された行政運営の諸業務の委嘱を遂行している。

牧園町校区公民館は公民館連絡協議会規約を定め、町校区公民館長・副館長・主事で組織され、公民館相互の連携を深め、公民館相互の向上と活動の促進を図り、町の発展と明るい環境づくりに努めることを目的としている。また、自治公民館へも指導・助言・援助しながら支援している。

1 歴代町長（町制施行（昭和十五年四月一日）後）

代	氏名	就任年月	退任年月
初	森 良孝	昭和一四・八	昭和二〇・一〇
二	永田 良幹	二〇・一〇	三四・四
三	松下 久敬	三四・五	五〇・四
四	今別府 望	五〇・五	五七・一一
五	永瀬 魁	五七・一二	六三・一
六	川畑 義照	六三・二	現在

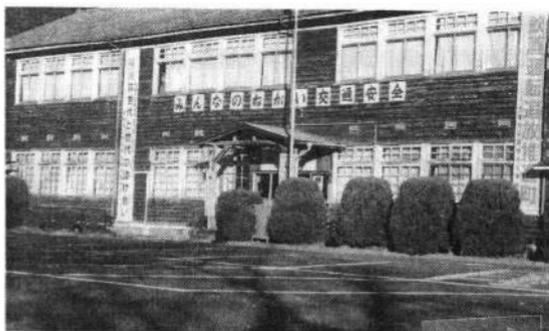
2 歴代助役

代	氏名	就任年月	退任年月
初	白尾 平	昭和一〇・六	昭和一八・九
二	山口 篤	一八・九	二一・二
三	原田 重彦	二一・二	二三・六
四	種子田景行	二一・一一	三四・四
五	永瀬 魁	三四・一一	四二・一〇
六	橋口 孝二	四二・一一	五〇・四
七	安樂 安雄	五〇・六	五八・一
八	川畑 義照	五八・六	六三・一
九	永田 耕一	六三・六	現在

3 歴代収入役

代	氏名	就任年月	退任年月
初	永吉 清志	昭和一一・一二	昭和二〇・九
二	川畑 茂一	二〇・一〇	二八・一一
三	野間口重義	二八・一一	三六・一一
四	橋口 孝二	三七・一	四二・一二

第1章 行財政の進展



昭和44年6月から平成4年までの町役場の全景

九	八	七	六	五
原田	早水	坂元	柚木	川畑
明男	貞二	穰	武	義照
				昭和四二・一二
五八・二	五七・一〇	五三・一〇	五〇・六	
				昭和五〇・四
現	五七・一一	五七・九	五三・七	
在				



新町役場完成図

4 牧園町行政機構の変遷

昭和21年9月 (資料、前町誌)	昭和17年10月 (資料、牧園時報)	昭和11年8月 (資料、牧園時報)
<p>庶務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務、戸籍、受付、観光、赤十字</li> </ul>	<p>※初めて課制を設ける</p> <p>庶務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学務、庶務、戸籍、観光兼史蹟</li> </ul>	<p>庶務係 1人</p> <p>庶務兼社会係 1人</p> <p>庶務兼衛生係 2人</p> <p>会計係 2人</p> <p>勸業統計係 1人</p> <p>学務兼社寺係 1人</p> <p>兵事係 1人</p> <p>兵事兼戸籍係 1人</p> <p>戸籍係 1人</p> <p>税務係 1人</p> <p>国税係 1人</p> <p>県税係 1人</p> <p>村税係 1人</p> <p>土地係 3人</p> <p>畜産技手 1人</p> <p>土木技手 1人</p> <p>林業技手 1人</p>
<p>厚生課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生、学務、衛生、貯蓄、復員</li> </ul>	<p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務、社会、貯蓄、兵事、職業兼衛生</li> </ul>	<p>農林技手 1人</p> <p>煙草技手 1人</p> <p>養蚕技手 1人</p> <p>書記 1人</p>
<p>経済課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勸業、配給、統計、畜産</li> </ul>	<p>経済課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勸業、統計、土畜統制配給、木、林業、畜産</li> </ul>	<p>※昭和15年11月より観光係をおく</p> <p>※主事制を設け書記補を廃す(昭和15年11月)</p>
<p>財務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税、県税、町税、会計</li> </ul>	<p>財務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税、県税、町税、会計、土地</li> </ul>	
<p>管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木、土地、林野</li> </ul>	<p>収入役</p> <p>※昭和18年5月より教育主事をおく</p>	
<p>収入役</p>		

第1章 行財政の進展

昭和33年12月（資料、町役場）	昭和29年（資料、町勢要覧）								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務課</td> <td style="padding: 2px;">〔庶務、受付、統計、営繕建築、住民登録、戸籍、運転手〕</td> </tr> </table>	総務課	〔庶務、受付、統計、営繕建築、住民登録、戸籍、運転手〕	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務課</td> <td style="padding: 2px;">〔庶務、受付、戸籍、林野、観光、住民登録〕</td> </tr> </table>	総務課	〔庶務、受付、戸籍、林野、観光、住民登録〕				
総務課	〔庶務、受付、統計、営繕建築、住民登録、戸籍、運転手〕								
総務課	〔庶務、受付、戸籍、林野、観光、住民登録〕								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">厚生課</td> <td style="padding: 2px;">〔厚生、消防、自衛隊、保健衛生、失業対策〕</td> </tr> </table>	厚生課	〔厚生、消防、自衛隊、保健衛生、失業対策〕	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">厚生課</td> <td style="padding: 2px;">〔厚生、広報社寺、学務、保健衛生、消防、建築〕</td> </tr> </table>	厚生課	〔厚生、広報社寺、学務、保健衛生、消防、建築〕				
厚生課	〔厚生、消防、自衛隊、保健衛生、失業対策〕								
厚生課	〔厚生、広報社寺、学務、保健衛生、消防、建築〕								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">財務課</td> <td style="padding: 2px;">〔税務、会計〕</td> </tr> </table>	財務課	〔税務、会計〕	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">経済課</td> <td style="padding: 2px;">〔配給、商工、水産、統計〕</td> </tr> </table>	経済課	〔配給、商工、水産、統計〕				
財務課	〔税務、会計〕								
経済課	〔配給、商工、水産、統計〕								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土木課</td> <td style="padding: 2px;">〔庶務、土木、耕地、水道〕</td> </tr> </table>	土木課	〔庶務、土木、耕地、水道〕	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">財務課</td> <td style="padding: 2px;">〔税務、土地、会計〕</td> </tr> </table>	財務課	〔税務、土地、会計〕				
土木課	〔庶務、土木、耕地、水道〕								
財務課	〔税務、土地、会計〕								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農務課</td> <td style="padding: 2px;">〔勸業、畜産、養蚕、茶業、農事兼漁業〕</td> </tr> </table>	農務課	〔勸業、畜産、養蚕、茶業、農事兼漁業〕	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土木課</td> <td style="padding: 2px;">〔土木、耕地、砂防、上水道〕</td> </tr> </table>	土木課	〔土木、耕地、砂防、上水道〕				
農務課	〔勸業、畜産、養蚕、茶業、農事兼漁業〕								
土木課	〔土木、耕地、砂防、上水道〕								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">林務課</td> <td style="padding: 2px;">〔林野、土地〕</td> </tr> </table>	林務課	〔林野、土地〕	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農務課</td> <td style="padding: 2px;">〔勸業、畜産、養蚕、茶業、開拓〕</td> </tr> </table>	農務課	〔勸業、畜産、養蚕、茶業、開拓〕				
林務課	〔林野、土地〕								
農務課	〔勸業、畜産、養蚕、茶業、開拓〕								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">牧場</td> <td style="padding: 2px;">〔庶務、家畜、耕作〕</td> </tr> </table>	牧場	〔庶務、家畜、耕作〕	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">牧場</td> <td style="padding: 2px;">〔庶務、家畜、耕作、営繕〕</td> </tr> </table>	牧場	〔庶務、家畜、耕作、営繕〕				
牧場	〔庶務、家畜、耕作〕								
牧場	〔庶務、家畜、耕作、営繕〕								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収入役</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会—教育長—事務局</li> <li>・議会—事務局</li> <li>・選挙管理委員会—事務局</li> <li>・公平委員会—事務局</li> <li>・農業委員会—事務局</li> </ul> </td> </tr> </table>	収入役			<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会—教育長—事務局</li> <li>・議会—事務局</li> <li>・選挙管理委員会—事務局</li> <li>・公平委員会—事務局</li> <li>・農業委員会—事務局</li> </ul>	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収入役</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会—教育長—事務局</li> <li>・議会—事務局</li> <li>・選挙管理委員会—事務局</li> <li>・公平委員会—事務局</li> <li>・農業委員会—事務局</li> </ul> </td> </tr> </table>	収入役			<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会—教育長—事務局</li> <li>・議会—事務局</li> <li>・選挙管理委員会—事務局</li> <li>・公平委員会—事務局</li> <li>・農業委員会—事務局</li> </ul>
収入役									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会—教育長—事務局</li> <li>・議会—事務局</li> <li>・選挙管理委員会—事務局</li> <li>・公平委員会—事務局</li> <li>・農業委員会—事務局</li> </ul>								
収入役									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会—教育長—事務局</li> <li>・議会—事務局</li> <li>・選挙管理委員会—事務局</li> <li>・公平委員会—事務局</li> <li>・農業委員会—事務局</li> </ul>								

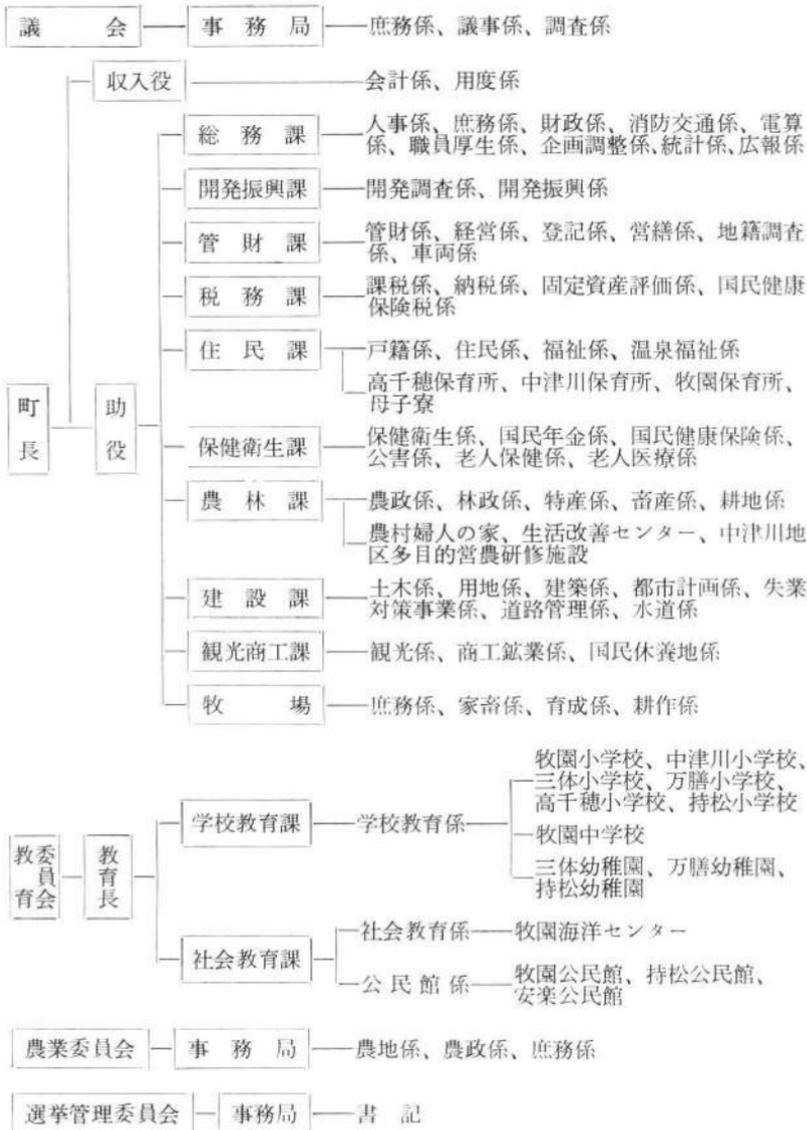


# 第1章 行財政の進展

牧岡町役場機構（昭和55年企画課資料）

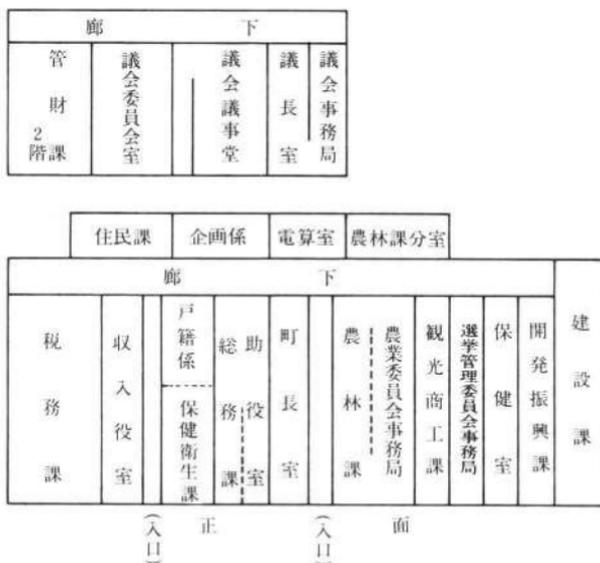


行政機構（平成2年現在）



## 第1章 行財政の進展

### 現在の役場機構配置図



※ 役場職員は公僕として常に次の4. Sを信条として職務にあたります。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1. Smile (スマイル)       | ほほえみ |
| 2. Sincerity (シンセリティ) | まごころ |
| 3. Speedy (スピーディ)     | 迅速   |
| 4. Service (サービス)     | 奉仕   |

5 牧園町役場処務細則（「牧園町例規集」から）

第一章 分課分掌

（課）

第一条 各課の事務を分掌するため次の課に係を置く。

総務課 人事係、財政係、庶務係、消防交通係、電

算係、職員厚生係、企画調整係、統計係、

広報係

開発振興課 開発調査係、開発振興係

管財課 管財係、経営係、登記係、営繕係、地籍調

査係、車両係

税務課 課税係、納税係、固定資産評価係、国民健

康保険税係

住民課 戸籍係、住民係、福祉係、温泉福祉係

保健衛生課 保健衛生係、国民年金係、国民健康保険

係、公害係、老人保健係、老人医療係

農林課 農政係、林政係、特産係、畜産係、耕地係

建設課 土木係、用地係、建築係、都市計画係、失

業対策事業係、道路管理係、水道係

観光商工課 観光係、商工鉱業係、国民休養地係

（分掌事務）

第二条 各課等の分掌事項は次のとおりとする。

総務課

- (1) 典礼儀式に関すること。
- (2) 人事給与に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 条例及び規則に関すること。
- (5) 法規に関すること。
- (6) 文書に関すること。
- (7) 職印に関すること。
- (8) 電話、暖房に関すること。
- (9) 町政の総合計画並びに調整に関すること。
- (10) 統計調査に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) その他企画調整に関すること。
- (13) 消防、水防、防災、防犯に関すること。
- (14) 交通安全に関すること。
- (15) 交通災害共済に関すること。
- (16) 自衛隊に関すること。
- (17) 課長会に関すること。
- (18) その他他課に属しない事項

開発振興課

- (1) 総合運動場の建設に関すること。

- (2) 庁舎建設に関すること。
- (3) 町村土地開発公社に関すること。
- (4) 事業の企画、調整に関すること。
- (5) 土地利用対策に関すること。
- (6) その他推進事業等に関すること。
- (7) 特命事項の調査に関すること。
- (8) 条例及び規則に関すること。

管財課

- (1) 町有財産の取得処分及び賃貸借に伴う契約に関すること。
- (2) 財産台帳の整理並びに登記に関すること。
- (3) 町有住宅の管理に関すること。
- (4) 町有建造物の営繕に関すること。
- (5) 町有林の育成、管理並びに立木に関すること。
- (6) 地籍調査に関すること。
- (7) 各種車両の管理運営に関すること。
- (8) 条例及び規則に関すること。

税務課

- (1) 町税及び国民健康保険税の賦課、徴収に関すること。
- (2) 土地台帳、家屋台帳及び地籍図、字絵図に関する

こと。

住民課

- (1) 配給に関すること。
- (2) 戸籍に関すること。
- (3) 住民登録に関すること。
- (4) 転入転出に関すること。
- (5) 犯罪人名簿に関すること。
- (6) 身元、印鑑、住所の証明に関すること。
- (7) 人口動態調査に関すること。
- (8) 外国人登録に関すること。
- (9) 社会福祉に関すること。
- (10) 母子寮及び保育所に関すること。
- (11) 行路病人、死亡人に関すること。
- (12) 軍人恩給に関すること。
- (13) 戦傷者、戦没者に関すること。
- (14) 身体障害者に関すること。
- (15) 老人福祉センターに関すること。

- 06 関平温泉に関すること。
- 07 条例及び規則に関すること。

保健衛生課

- (1) 保健衛生思想の普及及び保健指導に関すること。
- (2) 母子保健衛生に関すること。
- (3) 伝染病予防に関すること。
- (4) 公衆環境衛生に関すること。
- (5) 公害に関すること。
- (6) 国民健康保険事業に関すること。
- (7) 国民年金に関すること。
- (8) 牧園、横川町衛生管理組合に関すること。
- (9) 北始良清掃センター事務組合に関すること。
- 08 始良、伊佐環境保全センター管理組合に関すること。
- (11) 霧島伝染病棟組合に関すること。
- (12) 伊佐北始良火葬場管理組合に関すること。
- (13) 墓地経営許可申請に関すること。
- (14) 老人保健、医療事業に関すること。
- (15) その他保健衛生に関すること。
- 09 条例及び規則に関すること。

農 林 課

- (1) 農林業振興に関すること。
- (2) 農林産物流通対策に関すること。
- (3) 畜産に関すること。
- (4) 養蚕に関すること。
- (5) 茶業に関すること。
- (6) 内水面漁業に関すること。
- (7) 森林資源に関すること。
- (8) 治山、砂防、農林道及び森林開発に関すること。
- (9) 民有林の育成指導に関すること。
- 08 森林病虫害の防除及び狩猟に関すること。
- 09 耕地事業及び土地改良事業に関すること。
- (11) 海外移住に関すること。
- (12) 農村婦人の家に関すること。
- (13) 生活改善センターに関すること。
- (14) 多目的営農研修施設に関すること。
- 09 条例及び規則に関すること。

建 設 課

- (1) 道路に関すること。
- (2) 河川に関すること。
- (3) 都市計画に関すること。
- (4) 町有建物の建築に関すること。

年 月	事 項
昭和九・一二 一三	<p>。町主催で、区长、附属員会が開催され、町から通知、伝達、報告があり諸調査が依頼されている。</p> <p>。嘱託区は次のとおり(二〇区) 宿窪田 一区、四区、三休堂 一区</p>
<p>6 行政嘱託区(員)の変遷</p> <p>※現在の処務細則(以下略)</p>	
	<p>(5) 建築指導及び申請に関すること。</p> <p>(6) がけ地危険住宅に関すること。</p> <p>(7) 失業対策事業に関すること。</p> <p>(8) 日雇労働者健康保険に関すること。</p> <p>(9) 職業の紹介斡旋に関すること。</p> <p>(10) 水道に関すること。</p> <p>(11) その他一般土木に関すること。</p> <p>(12) 条例及び規則に関すること。</p> <p>観光商工課</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) 商工業に関すること。</p> <p>(3) 鉱業に関すること。</p> <p>(4) 国民休養地に関すること。</p> <p>(5) 条例及び規則に関すること。</p>
五二	<p>。各部落常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。町常会が毎月一日町役場で開催</p> <p>。校区連合常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。各部落常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。下中津川の飛地を割り大字高千穂と改称</p> <p>。六大字を七大字とする。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三三区)</p> <p>。牧園校区 一区、九区、三休校区 一区、三区、高千穂校区 一区、四校区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。自治運営嘱託員制となる。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三四区)</p> <p>。牧園校区 一区、一〇区、三休校区 一区、四区、高千穂校区 一区、三区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。各校区に校区公民館長をおく。</p>
三四・四四二・四	<p>川、三区、万膳、一区、三区、下中津川、一区、六区、上中津川、一区、二区、持松、一区、二区</p> <p>。牧園に町制施行される。</p> <p>。部落会が設置され、各校区に連合会長一人、副会長二、三人おかれ、町常会が毎月行われている。</p> <p>。町常会が毎月一日町役場で開催</p> <p>。校区連合常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。各部落常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。下中津川の飛地を割り大字高千穂と改称</p> <p>。六大字を七大字とする。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三三区)</p> <p>。牧園校区 一区、九区、三休校区 一区、三区、高千穂校区 一区、四校区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。自治運営嘱託員制となる。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三四区)</p> <p>。牧園校区 一区、一〇区、三休校区 一区、四区、高千穂校区 一区、三区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。各校区に校区公民館長をおく。</p>
一七・一〇	<p>川、三区、万膳、一区、三区、下中津川、一区、六区、上中津川、一区、二区、持松、一区、二区</p> <p>。牧園に町制施行される。</p> <p>。部落会が設置され、各校区に連合会長一人、副会長二、三人おかれ、町常会が毎月行われている。</p> <p>。町常会が毎月一日町役場で開催</p> <p>。校区連合常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。各部落常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。下中津川の飛地を割り大字高千穂と改称</p> <p>。六大字を七大字とする。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三三区)</p> <p>。牧園校区 一区、九区、三休校区 一区、三区、高千穂校区 一区、四校区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。自治運営嘱託員制となる。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三四区)</p> <p>。牧園校区 一区、一〇区、三休校区 一区、四区、高千穂校区 一区、三区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。各校区に校区公民館長をおく。</p>
二二・九	<p>川、三区、万膳、一区、三区、下中津川、一区、六区、上中津川、一区、二区、持松、一区、二区</p> <p>。牧園に町制施行される。</p> <p>。部落会が設置され、各校区に連合会長一人、副会長二、三人おかれ、町常会が毎月行われている。</p> <p>。町常会が毎月一日町役場で開催</p> <p>。校区連合常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。各部落常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。下中津川の飛地を割り大字高千穂と改称</p> <p>。六大字を七大字とする。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三三区)</p> <p>。牧園校区 一区、九区、三休校区 一区、三区、高千穂校区 一区、四校区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。自治運営嘱託員制となる。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三四区)</p> <p>。牧園校区 一区、一〇区、三休校区 一区、四区、高千穂校区 一区、三区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。各校区に校区公民館長をおく。</p>
二八・九	<p>川、三区、万膳、一区、三区、下中津川、一区、六区、上中津川、一区、二区、持松、一区、二区</p> <p>。牧園に町制施行される。</p> <p>。部落会が設置され、各校区に連合会長一人、副会長二、三人おかれ、町常会が毎月行われている。</p> <p>。町常会が毎月一日町役場で開催</p> <p>。校区連合常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。各部落常会が毎月五日、各校区ごとに開催</p> <p>。下中津川の飛地を割り大字高千穂と改称</p> <p>。六大字を七大字とする。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三三区)</p> <p>。牧園校区 一区、九区、三休校区 一区、三区、高千穂校区 一区、四校区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。自治運営嘱託員制となる。</p> <p>。各校区の嘱託区は次のとおり(三四区)</p> <p>。牧園校区 一区、一〇区、三休校区 一区、四区、高千穂校区 一区、三区、万膳校区 一区、五区、中津川校区 一区、八区、持松校区 一区、四区</p> <p>。各校区に校区公民館長をおく。</p>

五四・四	。自治公民館長制となる。 。高千穂校区に一区増、自治公民館(区)長三五となる。
五五	。高千穂校区は、自治公民館区の再編成に取り組み、従来四区から八区に編成替え、昭和五十六年四月からスタートの予定 町自治公民館数は三九となる予定である。 。高千穂校区は自治公民館区が八区となる。
五六・四	

7 牧園町自治公民館長設置規則(「牧園町例規集」か

ら)

第一条 本町の町行政の円滑なる運営を期するため公民館長を置くものとする。

第二条 公民館長の定員は三九名とし、任期は二ヶ年(自四月至翌年三月)とし再任を妨げない。ただし、補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第三条 公民館長は、別表に定める地域内に居住する世帯主が当該地域内において選出したる区長に対し、町長がこれを囑託する。

第四条 公民館長において欠員を生じたときは、前条の選出方法により選出された区長を囑託補充するものとする。ただし任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 公民館長は、町長の指揮命令により当該地域内に

ある諸委員と緊密なる連けいを保ちつつ地方自治法に示された行政運営の万全を期するものとするが概ね次の業務を行なう。

- (1) 文書、その他通知の伝達配布に関すること。
- (2) 各種調査報告に関すること。
- (3) 納税に関すること。
- (4) 住民基本台帳法に関すること。
- (5) 教育、衛生、土木に関すること。
- (6) 防犯防災、交通安全に関すること。
- (7) 地区の公民館活動、運営および研修に関すること。
- (8) 地区の各種団体の育成に関すること。
- (9) その他一般行政事務に関すること。

第六条 公民館長には、牧園町報酬および費用弁償等に関する条例による報酬、費用弁償を支給する。

第七条 公民館長が職務怠慢により行政運営に大なる支障があると認めるとき、町長がこれを免職することができ

附 則

- 1 この規則は、昭和三四年四月一日から施行する。

第1章 行財政の進展

8 自治公民館と担当区域

区名	担当区域名
牧園1区	前塩浸、後塩浸、下塩浸、日之出、発電所
同 2区	川原、城山、間手原
同 3区	牧園、城ヶ後
同 4区	下宿窪田、中宿窪田、上宿窪田、ひばりヶ丘(1)、ひばりヶ丘(2)、ひばりヶ丘(3)、ひばりヶ丘(4)
同 5区	上瀬戸口、下瀬戸口、田原、上原、真角上、真角下
同 6区	下石坂、中石坂、上石坂、石坂、坂元
同 7区	落水田、中落水田、上芦谷原、中芦谷原(上)、中芦谷原(中)、中芦谷原(下)、上停車場、下停車場
同 8区	川津原、川影、下芦、元芦、北脇、七又、七又住宅
同 9区	中福良、中郡、穂、鹿屋、尾谷口
同 10区	西寺原、中寺原、東寺原、轟木(A)、轟木(B)
三体1区	川床、田方、上宇都口、下宇都口
同 2区	上中野、下中野、中野(上)、中野(下)、学校住宅
同 3区	坂下、内野々、一本松
同 4区	銀湯、大霧(下)、大霧(中)、大霧(上)
万膳1区	有村、前有村、後有村
同 2区	東古屋志、西古屋志、古屋志、川窪、和田、中園、松原、女田、渡瀬、吉原
同 3区	鑄河、新改、成政、九日田、上扇之迫、中扇之迫、下扇之迫、中福良、西郷、町営住宅
同 4区	上大窪、中大窪、大窪、府鳥、下府鳥、永野
同 5区	浅谷、水堀(A)、水堀(B)
高千穂1区	第1班、第2班、第3班、第4班、第5班、第6班、第7班、第8班
同 2区	第1班、第2班、第3班、第4班、第5班、第6班、第7班、第8班、第9班
同 3区	第1班、第2班、第3班、第4班、第5班、第6班、第7班
同 4区	第1班、第2班、第3班、第4班、第5班

同 5区	第1班、第2班、第3班、第4班、第5班、第6班、第7班
同 6区	第1班、第2班、第3班、第4班、第5班、第6班、第7班、第8班、第9班、第10班
同 7区	第1班、第2班、第3班、第4班、第5班、第6班、第7班、第8班、第9班、第10班
同 8区	谷門、母ヶ野、岩下、栗川
中津川1区	下安楽、上安楽
同 2区	妙見、折橋
同 3区	下犬飼、中犬飼、上犬飼、新川、田代
同 4区	下荒田、上荒田、戸之迫、深谷、古道
同 5区	上改田口(上)、上改田口(下)、下改田口(上)、下改田口(下)
同 6区	溝口、下越、上越、上荒瀬、中荒瀬、下荒瀬
同 7区	通山前、通山後、上湯之元、下湯之元、上鶴、下鶴、健崎下、健崎上
同 8区	西横瀬、上湯窪、下湯窪、上馬場、下馬場、下板小屋、中板小屋、上板小屋
持 松1区	真方上、真方中、真方下、白崎上、白崎中、白崎下
同 2区	持松西、持松東、持松中、持松北
同 3区	下笹段、中笹段、上笹西、上笹南、川久保、高天原、崩渡、伊勢谷
同 4区	東下村、下村、上村、西市後柄、大渡、中春、黒岩

◎ 参考（平成2年度集計集落383、世帯4,142戸、人口10,691人）

校 区	館 長 氏 名	自 治 公 民 館 長 員 数
牧園校区	松元親志	一〇人
三体校区	検校昇	四人
万膳校区	西園正雄	五人
中津川校区	外園正学	八人
高千穂校区	前田嘉市	八人
持松校区	深迫敦雄	四人

(六) 選 挙

選 挙 権

選挙権については、地方自治法第十八条に、「日本国民たる年齢満二十年以上の者で、引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と明記されている。戦後の新しい政治で特に注目すべきことは、女子に参政権が与えられたことである。

被 選 挙 権

被選挙権については、公職選挙法第十条に次のように明記されている。

日本国民は、各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は

長の被選挙権を有する。

- 1 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者。
- 2 参議院議員については年齢満三十年以上の者。
- 3 都道府県の議会の議員については、その選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの。
- 4 都道府県知事については、年齢満三十年以上の者。
- 5 市町村の議会の議員については、その選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの。
- 6 市町村長については、年齢満二十五年以上の者。

男女の性別によって選挙権・被選挙権の区別を受けないようになり、有権者の数は急激に増加した。現在の選挙は、昭和二十五年四月十五日に公布された公職選挙法により行われている。

**選挙管理委員会** 公職選挙法により選挙の事務を遂行するため、牧園町選挙管理委員会が設置されている。

現在この委員会は、選挙権を有する者で、人格がすぐれ、政治及び選挙に関し正しい判断のできる人のうちから、町議会において選挙された四人の選挙管理委員によって構成される。

これは、地方自治法第一八一条、第一八二条の規定に

基づくものである。また、委員を補充するために同じく四人の補充員も選挙される。これらの委員・補充員の任期は、初めは三年となっていたが、法の改正により現在は任期四年に改められた（地方自治法第一八三条）。

選挙管理委員会は、互選によって委員長を定め、合議によって事務を処理し、書記その他の職員を指揮して選挙事務の推進を図っている。補充員は、欠員が生じた場合、順次に繰り上がって委員になり事務を進める。

最近の委員の交替任期は、次のとおりになっている。昭和四十年三月から昭和五十五年まで、四か年。昭和五十六年以後については同じである。

牧園町選挙管理委員会では、「きれいな選挙、五つの誓い」の標語を掲げたり、棄権防止を呼びかけたりして、明るい選挙推進のための努力が続けられている。

**投票所並びにその変遷** 牧園町は、有権者数はさほど多くはないが、広域に分かれているので、各校区とも

一か所の投票所では、投票に不便であり、投票率の低下を招くおそれもあるため、現在一三か所に投票所が設置されている。

〔参考〕投票所の変遷、その他

・昭和十年以前は、牧園小学校に一か所投票所があり、選挙の時は有権者のすべてが牧園小学校まで出かけて投票した。

・昭和十年九月十五日、投票所を二か所増設。「牧園時報」に、「本村に於ては、従来一投票所に於て選挙を行っておりしも、今回左記の通り投票所を増設し、成るべく棄権を少くするようせり」とある。

。第一投票所Ⅱ牧園小学校。区域は大字宿窪田・大字三休堂・大字下中津川飛地

。第二投票所Ⅱ中津川小学校。区域は大字下中津川の下・

大字上中津川・大字持松

。第三投票所Ⅱ万膳小学校。区域は大字万膳

1 右投票所により、九月二十五日執行の、県議会議員選挙より投票を行う。

2 租税（国・県・村）滞納処分中の者は、県会議員になる資格なく、村長、助役、村会議員等に就職されず、なお、その任期中滞納処分を受けると、すぐ失格し、又はその職を失うこととなる。

なお、昭和十年ころの選挙粛正申し合わせ事項として、同年九月十五日発行「牧園時報」に次のようにある。

第1章 行財政の進展

- 1 ブローカーの部落潜入を排除し、その乗すべき余地なきを期すること。
  - 2 買収、賛成をなさず、又は之に応ぜざること。
  - 3 部落より、違反者を一名も出さざること。
  - 4 必ず投票すること。
  - 5 投票用紙に、雑事を記載せざること。
- 右投票所増設に伴い行われた、県会議員選挙投票の結果は次のようになっている。

昭和十年九月県会議員選挙投票率調べ

大字別	有権者	投票数	棄権数	投票歩合
宿窪田	四九一	三六五	一二六	七割四分
三体堂	二六四	二〇一	六三	七割六分
万膳	三六〇	二六三	九七	七割三分
下中津川下	二六九	二〇〇	七〇	七割四分
下中津川上	三二四	二一八	一〇六	六割七分
上中津川	二〇二	一五五	四七	七割六分
持松	二八三	一三〇	一五三	四割五分
計	二、一九三一	一、五三三	六六一	七割弱

(資料「牧園時報」昭和一一・二・一五号)

昭和二十二年四月行われた町議会議員選挙から、投票所は一二か所になっている。これは、婦人に参政権が与

えられて、有権者数が急増したためであろう。現在(平成二年)の投票所(公選法第一七条第三項の規定に基づく)は次表のとおりである。

投票所

投票区	投票場所	投票区域
第一投票所	牧園中央公民館	牧園一〜六区、九区
二	駅前公民館	牧園七・八区、万膳一区
三	万膳小学校	万膳二〜四区
四	坂下公民館	三体三区、万膳五区
五	三体小学校	三体一・二区
六	高千穂小学校	高千穂二〜八区
七	林田集会所	林田、硫黄谷、栄之尾、新湯
八	下村公民館	持松三・四区、崩渡、谷門
九	横瀬公民館	牧園一〇区、中津川七・八区
一〇	持松小学校	持松一・二区
一一	中津川小学校	中津川三〜六区
一二	安楽公民館	日之出、中津川一・二区
一三	大霧公民館	三体四区

第7編 現 代

(1) 町長、町議選挙

(○：町長選、×：町議選)

選挙期日	選挙当日の有権者			投 票 者			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和									
34. 4. 30			8,216			7,087			86.26
38. 4. 30			7,909			7,387			93.40
42. 4. 28	3,482	4,395	7,877			7,195			91.35
46. 4. 25	3,516	4,380	7,896	3,145	3,918	7,063	89.45	89.45	89.45
○50. 4. 27	3,636	4,463	8,099	3,369	4,111	7,480	92.66	92.11	92.36
×50. 4. 27	3,636	4,463	8,099	3,369	4,111	7,480	92.66	92.11	92.36
○54. 4. 22			無			投			票
×54. 4. 22	3,794	4,491	8,285	3,485	4,120	7,605	91.86	91.74	91.79
○57. 12. 19	3,863	4,574	8,437	3,431	4,153	7,584	88.82	90.80	89.89
×58. 4. 24	3,856	4,526	8,382	3,573	4,240	7,813	92.66	93.68	93.21
○61. 11. 30			無			投			票
×62. 4. 26	3,707	4,444	8,151	3,417	4,115	7,532	92.18	92.60	92.41
○63. 2. 21	3,742	4,478	8,220	3,235	3,901	7,136	86.45	87.11	86.81
(同時に町議 補欠選挙)									

昭和42、46、54年は、町長無投票、町議選のみ。

(2) 知事、県議選挙

(○：知事選、×：県議選)

選挙期日	選挙当日の有権者			投 票 者			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和									
34. 4. 23			8,299			7,159			86.26
38. 4. 17			7,901			6,529			82.64
42. 4. 15	3,570	4,560	8,130			5,920			72.82
×46. 4. 11	3,584	4,367	7,951	2,301	2,673	4,794	64.85	61.21	62.84
50. 4. 13	3,628	4,483	8,111	2,967	3,423	6,390	81.78	76.36	78.78
○52. 2. 27	3,730	4,548	8,278	2,149	2,402	4,551	57.61	52.81	54.98
×54. 4. 8	3,816	4,484	8,300	2,889	3,298	6,187	75.71	73.55	74.54
○56. 2. 8	3,866	4,534	8,400	3,094	3,517	6,611	80.03	77.57	78.70
(原議会議員 補欠選挙)									
×58. 4. 10	3,840	4,507	8,347	3,156	3,652	6,808	82.19	81.03	81.56
○60. 2. 3	3,853	4,559	8,412	2,153	2,610	4,763	55.88	57.25	56.62
×62. 4. 12	3,770	4,489	8,259	3,119	3,733	6,852	82.73	83.16	82.96
○元年 2. 19	3,710	4,438	8,148	2,129	2,493	4,622	57.39	56.17	56.73

昭和46年、県議無投票。昭和52年、知事選のみ。昭和54年、県議選のみ。

# 第1章 行財政の進展

## (3) 衆議院、参議院選挙

選挙期日		選挙当日の有権者			投票者			投票率		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
衆議院	昭和 35. 11. 20			8,394			6,694			79.75
	38. 11. 21			8,255			6,074			73.58
	42. 1. 29	3,588	4,516	8,104			6,373			78.64
	44. 12. 27	3,667	4,508	8,175	2,740	3,208	5,948	74.72	71.16	72.76
	47. 12. 10	3,744	4,752	8,496	2,899	3,474	6,373	77.43	73.11	75.01
	51. 12. 5	3,744	4,556	8,300	2,953	3,441	6,394	78.87	75.53	77.04
	54. 10. 7	3,893	4,555	8,448	3,221	3,668	6,889	82.74	80.53	81.55
	55. 6. 22	3,950	4,618	8,568	3,136	3,641	6,777	79.57	79.10	79.32
	58. 12. 18	3,895	4,571	8,466	2,823	3,283	6,106	72.48	71.82	72.12
	61. 7. 6	3,799	4,547	8,346	2,909	3,418	6,327	76.57	75.17	75.81
平成 2. 2. 18	3,727	4,468	8,195	2,918	3,433	6,351	78.29	76.84	77.50	
参議院	昭和 34. 6. 2			8,459			5,611			66.33
	37. 7. 1			8,958			6,449			71.99
	40. 7. 4	3,451	4,272	7,723			5,563			72.03
	43. 7. 7	3,612	4,527	8,139	2,745	3,064	5,809	76.00	67.68	71.37
	46. 6. 27	3,645	4,553	8,198	2,590	2,895	5,485	71.06	63.58	66.91
	49. 7. 7	3,801	4,698	8,499	3,034	3,640	6,674	79.82	77.48	78.53
	50. 9. 21	3,716	4,530	8,246	1,993	2,148	4,141	53.63	47.42	50.22
	52. 7. 10	3,781	4,577	8,358	3,018	3,506	6,524	79.82	76.60	78.06
	55. 6. 22	3,941	4,603	8,544	3,136	3,641	6,777	79.57	79.10	79.32
	58. 6. 26	3,953	4,639	8,592	2,876	3,347	6,223	72.75	72.15	72.43
61. 7. 6	3,799	4,547	8,346	2,909	3,418	6,327	76.57	75.17	75.81	
平成 元. 7. 23	3,768	4,498	8,266	2,784	3,241	6,025	73.89	72.05	72.89	

※ 昭和55年、衆参同日選挙

県議會議員（始良郡関係）

- (1) 昭和五十八年四月十日選出  
溝口宏二（自） 濱田稔（社） 藤田嘉則（自） 吉留元（社）
- (2) 昭和六十二年四月十二日選出  
前田終止（自） 濱田稔（社） 溝口宏二（自） 田之上耕三（自）
- (3) 平成三年四月七日選出  
前期の県議會議員が再選された。

国会議員

1 衆議院議員（鹿児島県第二区の方）

- (1) 昭和五十五年六月二十二日選出  
小里貞利（自） 有馬元治（自） 村山喜一（社）
- (2) 昭和五十八年十二月十八日選出  
前回に同じ。
- (3) 昭和六十一年七月六日選出  
前回に同じ。

- (4) 平成二年二月十八日選出

村山喜一（社） 小里貞利（自） 平田辰一郎（自）

2 参議院議員（地方区の方）

- (1) 昭和五十五年六月二十二日選出

井上吉夫（自） 川原新次郎（自）

- (2) 昭和五十八年六月二十六日選出

金丸三郎（自） 久保亘（社）

- (3) 昭和六十一年七月六日選出

井上吉夫（自） 川原新次郎（自）

- (4) 平成元年二月二十三日選出

鎌田要人（自） 久保亘（社）

明治の選挙（牧園事件）

薩藩史料調査会編の『資料鹿児島県政党党史』（明治二十五年二月刊）に収録されている第二回衆議院選挙の折の記録を引用して、その様相をみる。

第五区（河島対高橋） 民党・吏党の競争

第五区即ち、始良、伊佐の二部は、民党の河島醇と、吏党の高橋為清とが打って出た。この区における民党の根拠地は、旧桑原郡の栗野・横川・牧園方面であって、栗野の有村連、横川の折田甚平、牧園の森市介、吉松の古川重近などが、民党の驍将として大いに奮戦努力したから、この地方に於ける民党の勢力は八十九部を占めていた。そこで、吏党側にては、この本拠を打ちこわさねば到底勝算おぼつかなしとみてとって、一にも二にも、警官の干渉圧迫に待つこととしたから、非常なる惨劇が演ぜられたのであ

った。

かくて、争奪戦がいよいよ激しくなると、兩派の壮士は、路傍に張番をして往来の人をとらへ、お前は民党か、吏党かと誰可する。若し反対側であつたら、いかつして我に加担を盟可する。或は抑留して詰と云うまで積さぬという騒ぎなので、全然戦闘場裡にあるかのよう、甚だ不穩の状態となつた。すると警官は民党側の主なる連中に対して、子戒令を執行し、出入行動の自由を制するなどあらゆる庄迫を加えるので、民党の警官を嫉視する益々甚だしく、しばしば警官と民党との間に、椿事を惹起せんとする形勢となつたから、民党候補者河島醇は、大いに憂慮し、かくの如く警官が極端なる干渉暴虐を敢てする以上は、いかなる罪名をくつつけて、候補者までも、羅織せんとも限らぬから、吾党は、少し競争の手を緩ふすべく壮士を戒しめた位であつた。如何に激戦であつたかは推知されるであらう。

干渉の暴力斯の如く、激甚を加えて来たので、自然民党の塁も多少遣えたのであつたが而かも民党側は、大局の上からみて、六十余票の差で勝を制するの形勢なので、加治木に於ける吏党側の飛將軍落合仲之助は十数名の壮士を率いて同地方に乗り込み、投票箱の奪取を企てたから、さな

きだに殺氣立ちたる民党壮士は、何を猪口才なとばかり一斉に起つて、敵党に打つてかかり、棍棒飛び、劍戟閃めくの修羅場を現出して、幾多の負傷者を生じ、犯罪者を出したので、後に至るまで牧園事件と伝え、有名なる騒ぎであつた。

## (七) 議 会

### 牧園町議會

明治二十二年町村制実施により踊郷は牧園村と改称し、従前の宿窪田村・三体堂村・万膳村・下中津川村・上中津川村・持松村の六か村は、六つの大字となつた。牧園村議會議員の第一回選挙は明治二十二年八月に執行された。第二回から大正十年階級制撤廃まで、他町村においては、一級議員・二級議員と階級制による半数改選の選挙が行われているが、本村の場合その辺の事情はわかつていない。

議員定数は後記のとおりであるが、牧園町においては昭和十七年に選挙された町會議員二四人が、終戦後も引き続き在職し、戦後の町行政のあり方につき検討し、終戦処理、郷土復興のために尽力した。町議会の議長は、従来町長が務めてきたのであるが、昭和二十一年十一月

三十日から町長が議長になることをやめ、橋口郁介議員を議長とした。また、この間に新しく選挙管理委員会設置のことも議決した。

昭和二十一年四月十日に、衆議院議員の総選挙、翌二十二年四月五日、知事選挙と同時に町長の選挙も実施されたが、牧園町では町長の立候補者が、前町長永田良幹氏だけで、無投票当選となり、知事選挙だけ実施した。

引き続き、同二十二年四月三十日初めて新しい選挙制度による町議会議員の選挙が行われ、二六人の議員が選出された。そして、議長には松下紀代志氏、副議長に改元金蔵氏が選ばれた。その後、議員定数減少条例によって、町議会議員の定数が減り、昭和三十四年五月の選挙からは、二〇人の議員を選出することになり、現在に至っている。議員の任期は四か年と定められており、議会が議決しなければならぬ事件、案件は地方自治法に次のように定めてある。

- 。 条例を設け、又は改廃すること。
- 。 予算を定めること。
- 。 決算を認定すること。
- 。 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか地

方税の賦課徴収又は分担金使用料、加入金、若しくは手数料の徴収に関すること。

。 その種類及び金額について政令で定める基礎に従い条例で定める契約を締結すること。

。 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

。 前号に定める場合を除くほか、その種類及び金額について、政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

。 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

。 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に、特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

。 条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

。 普通地方公共団体が、その当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

。 法律上その義務に属する、損害賠償の額を定めること。

。 普通地方公共団体の、区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

。その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属すること。

。右に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

議会の招集は町長が行う。議員定数の四分の一以上の者から、会議に付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があれば、町長はこれを招集しなければならぬ。この招集は開会の日の前三日まで、告示しなければならぬ規定であるが、急を要する場合はこの限りではない。町議会は、定例会と臨時会とに区別し、定例会は年四回と条例で定めてある。

町議会は、議長及び副議長を各一人、議員の選挙により定める。議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するものである。副議長は議長事故ある時、又は議長が欠けた場合に、議長の職務を行う。議長、副議長ともに事故ある時は、仮議長を選挙でたて、議長の職務を行わせることもあり、年長の議員が、臨時議長として、議長・副議長・仮議長の選挙を進める場合もある。

議会には、常任委員会がおかれている。常任委員会には、議員がそれぞれ一個の常任委員になることになっており、会期の初めに議会で選任する。常任委員会は、その部門に属する町の事務に関する調査を行い、議案、陳情などを審査する。また、予算その他重要な議案、陳情などについて、公聴会を開き、真に利害関係を有する者、又は、学識経験者から意見を聴くことができる。本町議会には、条例によって事務局がおかれ、事務局長がいて議長の命を受け、議会の庶務を掌理し、書記その他の職員も、上司の指揮を受けて、議会の庶務に従事している。

昭和五十四年以降の議員名は次のとおりであるが、それ以前、戦後まで女性議員はただ一人、昭和二十二年選出議員の中に見える。戦後女子の参政権が認められた直後、女性の議会進出は、牧園町にとって特記さるべきことであろう。

歴代議員名

◎明治二十二年八月選出 一二人

松元 研治	荒武 馮輔	田島 源八
貴島 彦二	種子田 雄介	松下 源七郎

春田幸藏 原田重頼 池田武二  
津曲兼治 森市介 永田定介

◎明治二十三年二月選出 一二人

西田矢次郎 荒武馮輔 田島源八  
貴島彦二 種子田雄介 松下源七郎  
春田幸藏 原田重頼 池田武二  
津曲兼治 森市介 池田平真

◎明治二十五年三月選出 一八人

津曲兼治 池田平真 小原賢一郎  
唐仁原藤之進 種子田雄介 荒武馮輔  
田島源八 池田武二 南半四郎  
迫金次郎 木佐貫七太郎 松下源七郎  
中村十郎 池上矢次郎 原田重頼  
川原平太 春田幸藏 西田矢次郎

◎明治二十九年三月選出 一八人

山口直哉 春田幸藏 山下弥五右門  
津曲兼治 田島源八 野間口十左門  
川原平太 木佐貫七太郎 松下源七郎

荒武馮輔 永山十郎 池上矢次郎  
迫金次郎 南半四郎 末野直二  
松下直吉 小原賢一郎 唐仁原藤之進

◎明治三十一年四月選出 一八人

津曲兼治 松下源七郎 唐仁原藤之進  
野間口十左門 荒武馮輔 池田六郎次郎  
田島源八 山下弥五右門 湯窪源四郎  
永山十郎 春田幸藏 池上矢次郎  
種子田雄介 迫金次郎 山元万左門  
末野直二 川原平太 木佐貫七太郎

◎明治三十四年四月選出 一八人

辺田伝兵衛 川路太郎左門 湯窪源四郎  
山元万左門 木佐貫嘉左門 木佐貫彦太郎  
池田六郎次郎 永田貞雄 青木孝次郎  
春田幸藏 松下源七郎 松下四郎次  
木佐貫善兵衛 永山十郎 津曲兼治  
瀬戸口伊兵次 田島源八 種子田雄介

◎明治三十七年四月選出 一八人

第1章 行財政の進展

徳永利兵衛 森 市介 西田平吉

永山十郎 板越信輔 青木孝次郎

田島源八 木佐貫善兵衛 種子田雄介

刀迫勇助 川路太郎左エ門 永田貞雄

松下四郎次 辺田伝兵衛 松下源七郎

迫 金次郎 瀬戸口伊兵次 木佐貫嘉左エ門

◎明治四十年四月選出 一八人

松下尚吉 山下住恒 迫 金次郎

山口正太郎 刀迫勇助 板越信輔

木佐貫嘉左エ門 森 市介 種子田雄介

樺山友重 唐仁原五兵衛 青木孝次郎

徳永利兵衛 松下源七郎 田島源八

松下四郎次 通山末太郎 西田平吉

◎明治四十三年四月選出 一八人

田島源八 山口直哉 辺田袈裟次郎

山田早蔵 松下源七郎 樺山友重

池田寿一 通山末太郎 唐仁原五兵衛

徳永利兵次 境田袈裟助 松下尚吉

畦地吉左エ門 種子田直知 谷口清之助

本村次助 唐仁原雄一 森 市介

◎大正二年四月選出 一八人

松下直吉 松下紀代志 田島源八

樺山友重 通山末太郎 本村次助

山下弥五右エ門 辺田袈裟市 和田喜太郎

池田寿一 下石坂八太郎 池田七次

津曲湊 厚地善兵衛 猪木袈裟助

前田市助 大山武二 唐仁原雄一

◎大正六年四月選出 一八人

松田新助 南 仁八 本村次助

宮原佐熊 和田喜太郎 樺山友重

宇都寅助 森 直一 猪木袈裟助

山口直哉 池田半助 松下紀代志

松下尚吉 須崎外助 安栖喜次郎

小原熊右衛門 中小路十助 木佐貫善兵衛

◎大正十年四月選出 一八人

黒岩東吉 宮原種満 田島源一

松下紀代志 安栖喜次郎 森 直一

山下利松 宮原左熊 澤 七郎  
 黒江 甚右衛門 市来勇吉 津曲 甚 湊  
 有馬 次左衛門 本村 袈裟次郎 堀之内 甚 助  
 榊山友重 須崎 外助 永岩 雄 助

◎大正十四年四月選出 二四人

田島 助太郎 板越 信輔 黒岩 東吉  
 宮原 種満 有馬 綱吉 野元 八之進  
 富田 重治 神田 次郎助 中小路 五兵衛  
 猪木 袈裟助 森山 重志 田島 源一  
 安栖 権右衛門 永田 実 永岩 雄 助  
 山元 喜助 榊山 友重 長崎 末吉  
 宮原 左熊 堀切 末彦 森 直一  
 松下 紀代志 澤 七郎 床次 栄熊

◎昭和四年四月選出 二四人

宮原 種満 木佐貫 邦二 堀之内 三之助  
 改元 金藏 岩田 敬造 篠宮 時吉  
 田島 源一 森山 重志 平山 仙兵衛  
 堀切 末彦 山元 喜助 森 直一  
 種子田 淳一 山口 喜兵次 神田 次郎助

永田 安愛 市来勇吉 安栖 権右衛門  
 園田 市彦 荒木 仁次郎 長崎 利兵衛  
 永田 実 松下 紀代志 松田 新三  
 (繰上当選) 山下 盛太

◎昭和八年四月選出 二三人

宮原 種満 改元 金藏 岩田 敬造  
 篠宮 時吉 森山 重志 堀切 末彦  
 市来 勇吉 荒木 仁次郎 長崎 利兵衛  
 松下 紀代志 山下 盛太 窪田 仲市  
 長崎 末吉 南 仁八 早水 松彦  
 前田 市助 松田 新三 池上 栄治  
 田島 休次郎 猪木 袈裟助 小谷 正吉  
 永岩 雄助 通山 仁八

◎昭和十二年四月選出 二四人

宮原 種満 南 仁八 通山 仁八  
 改元 金藏 池上 栄治 松下 紀代志  
 森山 重志 松田 新三 黒江 清  
 猪木 袈裟助 小谷 正吉 福村 三熊  
 大窪 清吉 有馬 綱吉 窪田 仲市

第1章 行財政の進展

時任 宗熊 市来 勇吉 池田 貞義  
 池田 兼盛 中園 義盛 早水 松彦  
 永岩 雄助 小原 重行 長崎 利兵衛

有権者数	投票者数	有効投票	無効投票	投票率
二、二六三	一、九三四	一、八五一	八三	八五%

(注) 昭和十二年の村会議員選挙は、四月十一日行われている。立候補者数三八人、当選者の最高得票数が九二票、最低は三八票で当選している(昭和十二年五月十五日号牧園時報による)。

◎昭和十七年五月選出(町会議員選挙) 二四人

森山 重志 池田 宗吉 梶原 茂樹  
 白尾 平 中村 逸志 改元 金蔵  
 塚田 直吉 床波 栄熊 西 長吉  
 田方 高清 山下 勇助 樺山 蘇吉  
 木佐貫 宗近 永野 勇吉 福村 利雄  
 松下 紀代志 永田 安愛 種子田 莊九郎  
 鎌田 朔郎 橋口 郁介 堀切 末彦  
 槐島 栄吉 西藤 尚道 正市 熊右衛門

◎昭和二十二年四月選出 二六人

山口 兼明 隈元 重利 鶴ヶ野 吉左エ門  
 酒瀬川 愛熊 湯原 岩助 黒葛原 整二  
 重信 重雄 山下 静 木佐貫 ミナ  
 田島 辰二 田島 秀行 鳥丸 重義  
 堀切 清行 宇都 武熊 三宅 文雄  
 中国 義盛 松下 紀代志 井丸 勇敏  
 川西 袈裟助 神之村 政雄 池上 栄助  
 改元 金蔵 永田 理 上野 輝男  
 市来 勇雄 黒木 芳則

◎昭和二十六年四月選出 二六人

大山 勇吉 永田 理 甲斐 清市  
 池上 栄助 鯨坂 慶二 川西 袈裟助  
 西園 正雄 間手原 玲爾 安楽 文吉  
 池田 貞義 重水 喜兵衛 前田 嘉次郎  
 神之村 政雄 森 広良 改元 金蔵  
 重信 佐熊 井丸 勇敏 新宅 宗守  
 小谷 喜一 前田 濟 松下 紀代志  
 上野 輝男 安栖 武二 篠原 政義  
 南郷 武吉 正市 熊右衛門

◎昭和三十年四月選出 二六人

正市 能右衛門 池田 貞義 小谷 喜一  
 池上 栄助 改元 金藏 西園 正雄  
 川西 栄 高木 清信 前田 嘉次郎  
 山下 益男 甲斐 清市 南郷 武吉  
 市来 勇雄 重水 喜兵衛 原田 重之  
 東福 浅吉 白尾 平 原田 重彦  
 松下 久敬 池田 光重 重信 佐熊  
 森 広良 永田 理 間手原 玲爾  
 前田 直吉 川崎 正則 上野 輝男  
 (川崎正則転出のため退職、上野輝男繰上就任)

◎昭和三十四年四月選出 二〇人

池上 栄助 竹下 平治 高木 清信  
 唐仁原 重満 西園 正雄 梶原 茂樹  
 下南 耕夫 白尾 平 上野 輝男  
 福村 操 山下 益男 永田 理  
 黒木 芳則 南郷 武吉 大保 清  
 川西 栄 早水 貞二 改元 繁樹  
 塚田 操 神之村 政雄

◎昭和三十八年四月選出 二〇人

大保 清 梶原 茂樹 南郷 武吉  
 高木 清信 下園 軍吉 西園 正雄  
 塚田 操 芝原 憲一 甲斐 清市  
 福村 操 竹下 平治 上野 輝男  
 山下 益男 森 広良 中西 伊三男  
 改元 繁樹 蔵前 壮吉 早水 貞二  
 鎌田 親志 池上 孝重

◎昭和四十二年四月選出 二〇人

梶原 茂樹 南郷 武吉 池上 孝重  
 高木 清信 下園 軍吉 西園 正雄  
 園田 貞雄 塚田 操 芝原 憲一  
 安栖 豊 竹下 平治 橋元 英雄  
 新宅 宗守 永江 早見 森 広良  
 中西 伊三男 改元 繁樹 長 直香  
 蔵前 壮吉 永峯 清信

◎昭和四十六年四月選出 二〇人(年齢順)

高木 清信 下園 軍吉 西園 正雄  
 甲斐 清市 塚田 虎二 竹下 平治

第1章 行財政の進展

馬場正道 橋元英雄 新宅宗守  
 永江早見 高田實則 森 広良  
 中西伊三男 改元繁樹 長 直香  
 池田 操 猪木満徳 永峯清信  
 田中盛夫 永田耕一

◎昭和五十年四月選出 二〇人(年齢順)

西園正雄 永瀬 魁 竹下平治  
 馬場正道 橋元英雄 阿多一雄  
 新宅宗守 永江早見 飯田重政  
 森 広良 蔵前壯吉 瀬戸口 幸  
 池田 操 猪木満徳 永峯清信  
 田中盛夫 永田耕一 本田 実  
 隈元吉男 大坪 明 川上 莊一

(瀬戸口幸50・6・24辞職、川上莊一50・6・28就任)

◎昭和五十四年四月選出 二〇人

永瀬 魁 阿多一雄 永江早見  
 飯田重政 隈元兼義 川上 莊一  
 森 広良 瀬戸口 幸 森脇勝美  
 池田 操 猪木満徳 中野 茂

田中盛夫 永田耕一 本田 実  
 今東庸浩 栗山輝昭 隈元吉男  
 北野長年 大坪 明

◎昭和五十八年四月選出 二〇人

永江早見 猪木満徳 田中盛夫  
 栗山輝昭 隈元吉男 大坪 明  
 今東庸浩 木原数成 隈元兼義  
 池田 操 中野 茂 安栖 恵  
 宝楽 勉 木佐貫 茂 海江田 光男  
 大峰節雄 森脇勝美 安栖 正一  
 本田 実 中村 勝

◎昭和六十二年四月選出 二〇人

大坪 明 隈元兼義 栗山輝昭  
 今東庸浩 木原数成 安栖 恵  
 木佐貫 茂 大峰節雄 本田 実  
 中野 茂 中村 勝 切通博見  
 池田 操 井手上 豊 榎並 勉  
 森脇勝美 安栖 正一 松田 昇  
 川窪 勇 中小路 守

◎昭和六十三年二月補欠選出

池田 春夫

◎平成三年四月選出 二〇人

木原 数成 池田 春夫 中村 勝  
 海江田 光男 宝楽 勉 中小路 守  
 大坪 明 松田 昇 森脇 勝美  
 井手上 豊 栗山 輝昭 大峰 節雄  
 安栖 正一 榎並 勉 木佐貫 茂  
 切通 博見 今東 庸浩 池田 一真  
 安栖 恵 迫田 良信

**歴代議長・副議長** 戦前は、町村長が議長を兼務していたが、昭和二十一年十一月の地方制度改正により、議長は議会において、議員の中から選出することになった。

歴代議長・副議長は次のとおりである。

1 歴代議長

氏名	就任年月日	退任年月日
橋口 郁介	昭和二・一一・三〇	昭和二二・四・三〇
松下紀代志	昭和二・六・一四	昭和二六・四・三〇
池上 栄助	昭和二・六・七・三	昭和三八・四・三〇

2 歴代副議長

氏名	就任年月日	退任年月日
竹下 平治	昭和三八・五・二〇	昭和五四・四・三〇
森 広良	昭和五四・五・八	昭和五七・八・一三
池田 操	昭和五七・九・二〇	昭和五八・四・三〇
永江 早見	昭和五八・五・九	昭和六二・四・三〇
大坪 明	昭和六二・五・七	在

氏名	就任年月日	退任年月日
山口 兼明	昭和二・一一・三〇	昭和二二・四・三〇
改元 金蔵	昭和二・六・一四	昭和二六・四・三〇
永田 理	昭和二・七・三	昭和三六・五・一一
竹下 平治	昭和三・五・一一	昭和三八・四・三〇
西園 正雄	昭和三・五・二〇	昭和四〇・四・二〇
上野 輝男	昭和四・四・二四	昭和四二・四・三〇
森 広良	昭和四・五・九	昭和五二・四・三〇
新宅 宗守	昭和五・五・一〇	昭和五二・四・三〇
永江 早見	昭和五・五・八	昭和五六・五・七
池田 操	昭和五・五・八	昭和五七・九・一〇
本田 実	昭和五・九・一〇	昭和五八・四・三〇
猪木 満徳	昭和五・九・一〇	昭和六二・四・三〇
隈元 兼義	昭和六・五・七	昭和六一・四・三〇
今東 庸浩	平成一・五・二	平成一・四・一九
木原 数成	平成三・五・一	在

牧園町議会議員定数の変遷

議員定数	年	代	備考
一一人	明治二二・〇	明治二五・二	定数減条例による
一八人	明治二五・〇	大正一四・三	
二四人	大正一四・〇	昭和二二・三	
二六人	昭和二二・〇	昭和三四・三	
二〇人	昭和三四・〇	現在	

常任委員会の機構変遷

常任委員会名	機構変遷年月日
農林 総務・経済・土木・厚生・財務・ 農林	昭和二六・四〇三
総務・文教厚生・農林土木 総務・文教厚生・建設経済	昭和三一・一〇〇
総務文教・農林民生・建設商工 総務文教・農林住民・建設商工	昭和四〇・五〇
総務文教・農林住民・建設商工 総務文教・農林住民・建設観光	昭和四四・六〇
総務・経済建設・文教厚生	昭和五〇・五〇
	昭和五四・五〇

二 財 政

(一) 財政状況

町の財政状況は、昭和四十年代後半から五十年代にかけての経済変動により人件費、物件費とも増大したため、財政需要額が増高した。一方、財源は地方自治法、地方財政法の施行、地方税制の改革、地方交付税制度の設定など地方公共団体の自主性の強化及びこれに伴う自主財源の確保が図られつつあるが、急務である各施設の整備、並びに年ごとに実施される給与ベースの改定による人件費の増、低位生産業の振興など必要経費は増加の一途をたどり、自主財源の貧弱な本町としては今なお国庫などに依存する度合いが大きい。

昭和四十年代以後、町予算は前述のとおり毎年その額が増加し、昭和四十七年度決算においては一〇億円を超え、昭和五十三年度には二〇億円、昭和五十九年度には三〇億円、平成元年度決算においてはついに四〇億円を超えた。

## 財 政 状 況

(単位：千円)

会計名		年 度		昭和54	61	62	63	平成元
		歳入	歳出					
一般会計	歳入	2,616,516	3,348,115	3,753,858	3,872,910	4,488,710		
	歳出	2,559,421	3,272,634	3,652,540	3,736,564	4,336,570		
国 保	歳入	519,703	873,281	842,245	789,232	837,843		
	歳出	471,294	783,407	739,291	695,148	757,297		
老 保	歳入	—	611,813	656,862	755,046	796,079		
	歳出	—	611,797	656,862	752,543	784,068		
水 道 (簡水)	歳入	147,908	239,978	148,829	159,281	189,704		
	歳出	147,908	236,522	139,795	150,618	176,690		
牧 場	歳入	67,330	56,977	55,853	58,328	80,453		
	歳出	67,330	55,496	55,853	57,715	66,858		
休 養 地	歳入	54,637	46,935	54,366	46,351	45,488		
	歳出	54,637	46,935	54,366	46,351	45,488		

## 普通交付税等の推移

(単位：千円)

項 目		年 度		昭和54	61	62	63	平成元
		歳入	歳出					
基準財政需要額		1,115,960	1,669,438	1,714,735	1,858,986	2,158,853		
基準財政収入額		345,315	568,381	587,819	609,665	652,000		
普通交付税		770,737	1,098,551	1,126,916	1,249,321	1,506,853		
財政力指数		0.31	0.35	0.34	0.34	0.32		

1 一般会計歳入・歳出決算  
次に最近の歳入  
歳出決算額をあげ  
てこれを比較して  
みよう。

第1章 行財政の進展

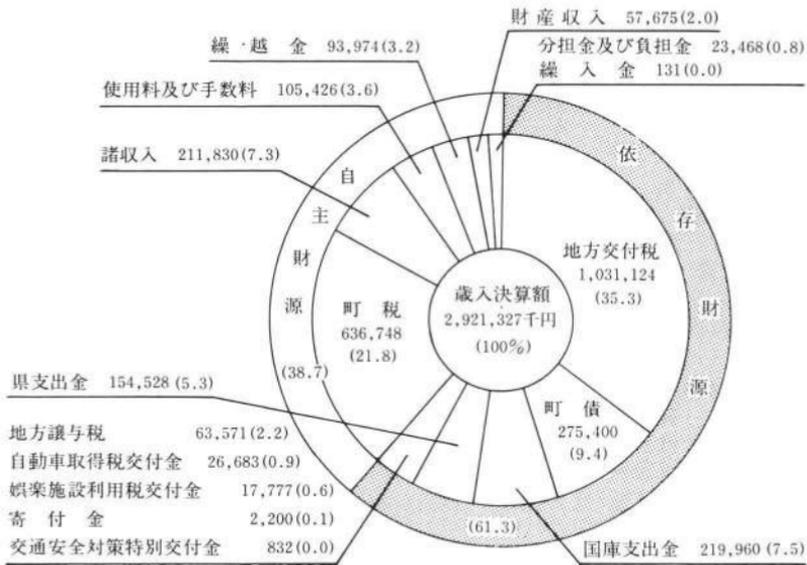
一般会計歳入歳出決算(昭和55年度) (単位:千円、%)

歳入		歳出			
科 目	決算額	構成比	科 目	決算額	構成比
地方交付税	898,878	31.8	議会費	62,766	2.3
町税	501,909	17.8	総務費	434,821	15.8
町債	269,800	9.6	民生費	457,119	16.6
国庫支出金	333,987	11.8	衛生費	131,274	4.8
県支出金	204,045	7.2	労働費	87,320	3.2
諸収入	175,880	6.2	農林水産業費	357,750	13.0
財産収入	112,540	4.0	商工費	77,900	2.8
繰越金	16,095	0.6	土木費	391,372	14.2
使用料・手数料	63,110	2.2	消防費	116,424	4.2
繰入金	125,101	4.4	教育費	374,141	13.6
分担金及び負担金	26,623	0.9	災害復旧費	98,071	3.5
地方譲与税	56,662	2.0	公債費	149,076	5.4
自動車取得税交付金	24,815	1.0	諸支出金	16,529	0.6
娯楽施設利用税交付金	14,670	0.5			
交通安全対策特別交付金	729	0.0			
合 計	2,824,844	100.0	合 計	2,754,563	100.0

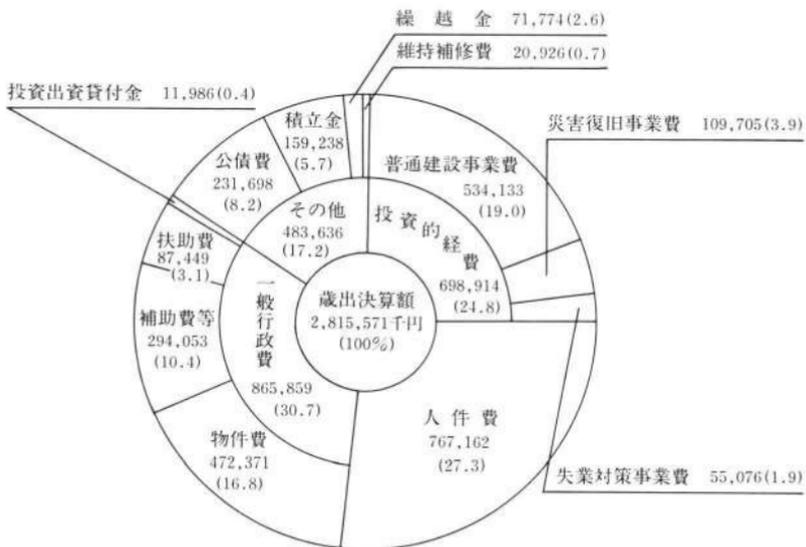
一般会計歳入歳出決算(昭和56年度) (単位:千円、%)

歳入		歳出			
科 目	決算額	構成比	科 目	決算額	構成比
地方交付税	1,004,447	34.2	議会費	64,243	2.3
町税	528,970	18.0	総務費	474,247	16.7
町債	269,800	9.2	民生費	459,107	16.2
国庫支出金	351,810	12.0	衛生費	123,628	4.4
県支出金	194,133	6.6	労働費	95,939	3.4
諸収入	191,737	6.5	農林水産業費	402,759	14.2
財産収入	92,328	3.1	商工費	76,915	2.7
繰越金	70,282	2.4	土木費	375,173	13.2
使用料・手数料	81,584	2.8	消防費	118,336	4.2
繰入金	30,056	1.0	教育費	288,452	10.2
分担金及び負担金	28,333	1.0	災害復旧費	166,188	5.9
地方譲与税	56,103	1.9	公債費	176,665	6.2
自動車取得税交付金	24,782	0.8	諸支出金	11,642	0.4
娯楽施設利用税交付金	14,928	0.5			
交通安全対策特別交付金	677	0.0			
寄付金	100	0.0			
合 計	2,940,070	100.0	合 計	2,833,294	100.0

昭和58年度 歳入決算の状況

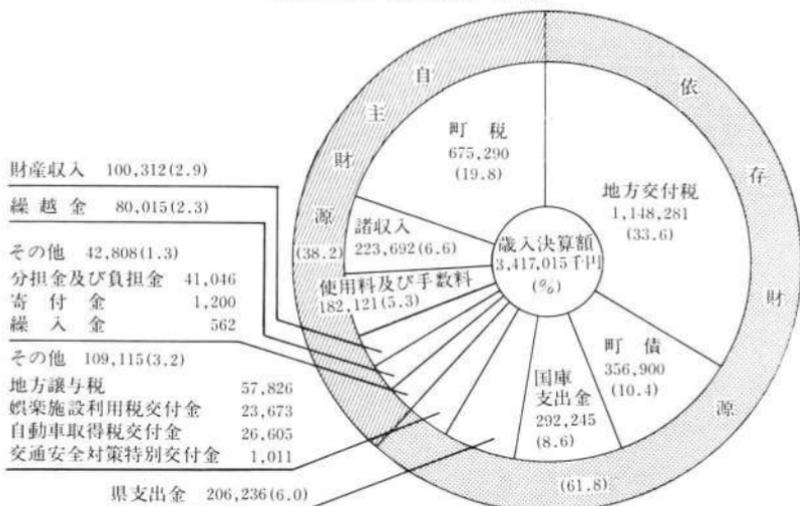


昭和58年度 歳出決算の状況 (性質別)



第1章 行財政の進展

昭和60年度 歳入決算の状況



昭和60年度 歳出決算の状況

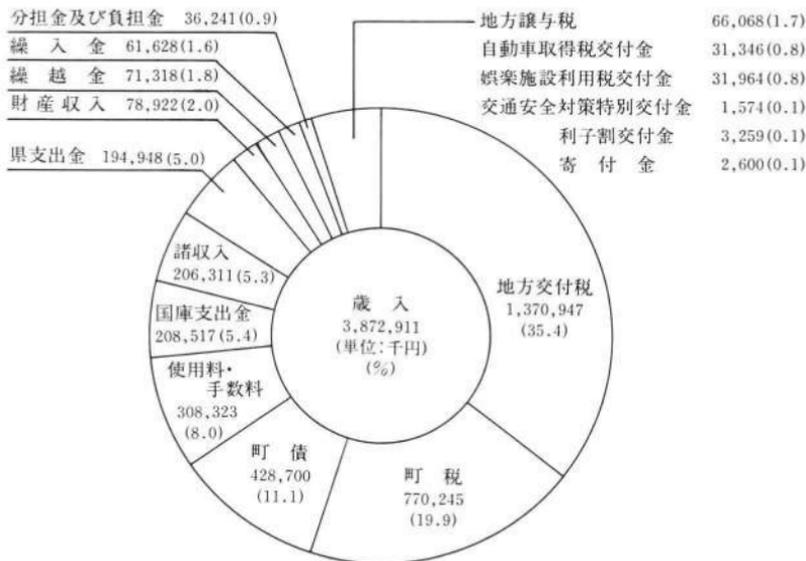


一般会計決算の推移

(単位：千円)

年 度	歳 入	歳 出	年 度	歳 入	歳 出
昭和 55	2,824,844	2,754,563	昭和 60	3,417,015	3,355,129
昭和 56	2,940,070	2,833,294	昭和 61	3,348,115	3,272,634
昭和 57	3,173,493	3,054,519	昭和 62	3,753,859	3,652,540
昭和 58	2,921,327	2,815,571	昭和 63	3,872,911	3,736,564
昭和 59	3,132,796	3,022,781	平成 元	4,488,710	4,336,571

昭和63年度 歳入決算の状況



町税の内訳・割合

(単位:千円、%)

項目	金額 (千円)	割合 (%)
固定資産税	379,288	(49.2)
町民税	196,753	(25.5)
入湯税	92,998	(12.1)
たばこ消費税	52,030	(6.8)
電気税	32,391	(4.2)
軽自動車税	11,927	(1.5)
特別土地保有税	4,461	(0.6)
木材引取税	397	(0.1)

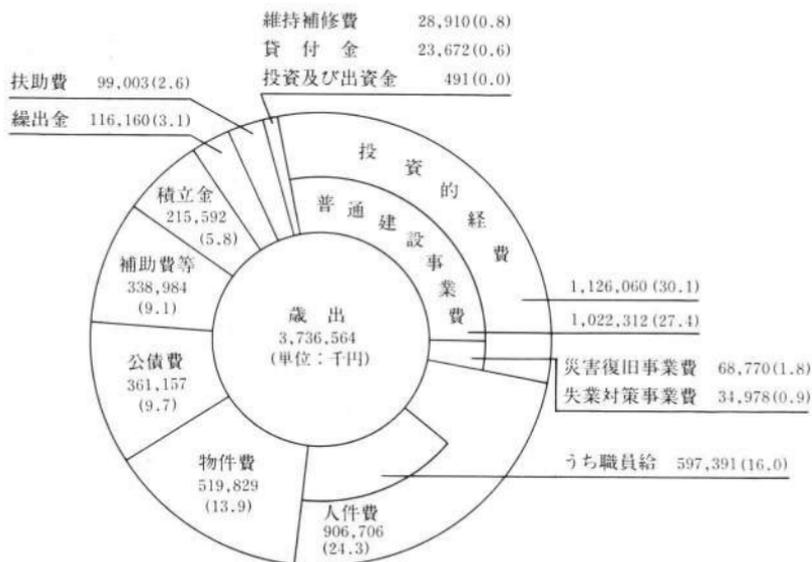
昭和63年度・財政力

(単位:千円)

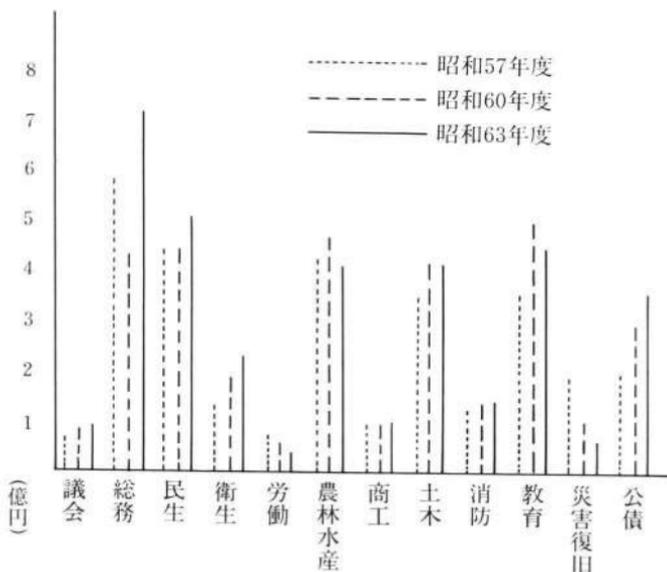
基準財政需要額	基準財政収入額	普通地方交付税	財政力指数	標準税収入額	公債比率	費率
1,858,986	609,665	1,249,321	0.34	791,010		12.0

第1章 行財政の進展

昭和63年度 歳出決算の状況(性質別)



歳出内訳(目的別)



昭和六十三年 昭和六十三年 昭和六十三年  
 一般会計決算の状況 (第1表) は、歳入総額三八億

七二九一万円、歳出総額三七億三六五万四〇〇〇円で、前年度に比較して歳入で一億一九〇五万一〇〇〇円(三・二パーセント)、歳出で八四〇二万三〇〇〇円(二・三パーセント)の増となっており、実質収支(決算剰余金)は一億三三九六万五〇〇〇円で、前年度に比し四三〇五万一〇〇〇円の増となっている。

昭和六十三年 歳入歳出決算の状況(第2表)は、一般会計の状況 昭和六十三年の決算状況を前年度と比較したもので、歳入においては、自動車取得税交付金、地方交付税、使用料及び手数料等が大幅な伸びを示しており、歳出においては、人件費等義務的経費の伸びと繰入金において新規導入された国民健康保険事業特別会計への保険基盤安定繰入金により、大幅な伸びを示している。

第1表 昭和63年度 決算状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌年度へ 繰越す財 源	実質収支	
一 般 会 計	3,872,910	3,736,564	136,346	0	133,965	
特 別 会 計	1,808,238	1,702,377	105,861	0	105,861	
内	国民健康保険	789,232	695,148	94,084	0	94,084
	牧 場 事 業	58,328	57,716	612	0	612
	水 道 事 業	159,281	150,619	8,662	0	8,662
	老人保健医療	755,046	752,543	2,503	0	2,503
	国民休養地	46,351	46,351	0	0	0
合 計	5,681,148	5,438,941	242,207		239,826	

第1章 行財政の進展

第2表 歳入歳出決算

(1) 歳入

(単位：千円、%)

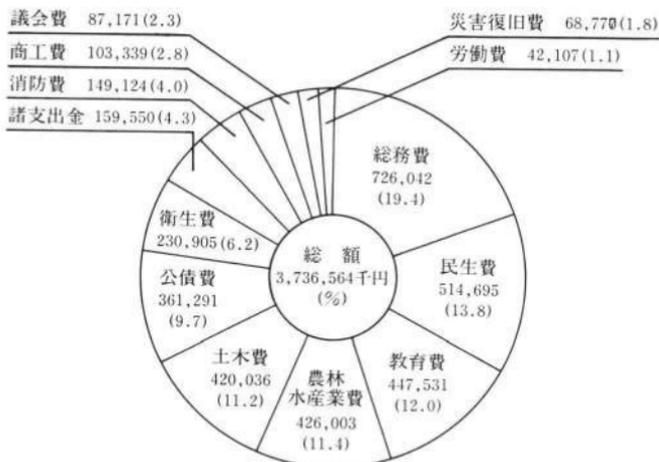
区 分	昭和63年度		昭和62年度		比 較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減	伸率
町 税	770,245	19.9	755,268	20.1	14,977	2.0
地 方 譲 与 税	66,068	1.7	64,609	1.7	1,459	2.3
娯楽施設利用税交付金	31,964	0.8	29,894	0.8	2,070	6.9
自動車取得税交付金	31,346	0.8	26,083	0.7	5,263	20.2
地 方 交 付 税	1,370,947	35.4	1,237,625	33.0	133,322	10.8
交通安全対策特別交付金	1,574	0.1	2,175	0.1 <sup>△</sup>	601 <sup>△</sup>	38.2
分担金及び負担金	36,241	0.9	34,792	0.9	1,449	4.2
使用料及び手数料	308,323	8.0	246,418	6.6	61,905	25.1
国 庫 支 出 金	208,517	5.4	230,768	6.1 <sup>△</sup>	22,251 <sup>△</sup>	10.7
県 支 出 金	194,947	5.0	241,297	6.4 <sup>△</sup>	46,350 <sup>△</sup>	23.8
財 産 収 入	78,922	2.0	98,496	2.6 <sup>△</sup>	19,574 <sup>△</sup>	24.8
寄 付 金	2,600	0.1	4,000	0.1 <sup>△</sup>	1,400 <sup>△</sup>	53.8
繰 入 金	61,628	1.6	58,538	1.6	3,090	5.3
繰 越 金	71,318	1.9	55,481	1.5	15,837	28.5
諸 収 入	206,311	5.3	197,065	5.2	9,246	4.7
町 債	428,700	11.0	471,350	12.6 <sup>△</sup>	42,650 <sup>△</sup>	9.9
利子割交付金	3,259	0.1	0	0	3,259	100.0
歳 入 合 計	3,872,910	100.0	3,753,859	100.0	119,051	3.2

(2) 歳 出

(単位：千円、%)

区 分	昭和63年度		昭和62年度		比 較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減	伸率
人 件 費	906,706	24.3	861,293	23.6	45,413	5.2
物 件 費	519,829	13.9	494,635	13.5	25,194	5.1
維 持 補 修 費	28,910	0.8	28,524	0.8	386	1.4
扶 助 費	99,003	2.6	90,910	2.5	8,093	8.9
補 助 費 等	338,984	9.1	314,159	8.6	24,825	7.9
普 通 建 設 事 業 費	1,022,312	27.4	1,048,004	28.7 $\Delta$	25,692 $\Delta$	2.5
災 害 復 旧 事 業 費	68,770	1.8	121,097	3.3 $\Delta$	52,327 $\Delta$	76.1
失 業 対 策 事 業 費	34,978	0.9	35,261	1.0 $\Delta$	283 $\Delta$	0.8
公 債 費	361,157	9.7	341,229	9.3	19,928	5.8
投 資・出 資・貸 付 金	24,163	0.6	22,548	0.6	1,615	7.2
積 立 金	215,592	5.8	205,386	5.6	10,206	5.0
繰 出 金	116,160	3.1	89,495	2.5	26,665	29.8
歳 出 合 計	3,736,564	100.0	3,652,541	100.0	84,023	2.3

第1図 昭和63年度 目的別歳出の状況



## 国民健康保険事業

(単位：千円)

年 度	昭和60年度	61	62	63
歳入決算額	785,468	873,281	842,246	789,233
歳出決算額	695,555	783,407	739,292	695,148

## 牧 場 事 業

年 度	昭和60年度	61	62	63
歳入決算額	58,373	56,977	55,854	58,329
歳出決算額	54,123	55,496	55,854	57,716

## 水 道 事 業

年 度	昭和60年度	61	62	63
歳入決算額	166,991	239,978	148,830	159,281
歳出決算額	154,869	236,522	139,796	150,619

## 2 特別会計歳入・歳出決算

次に、国民健康保険事業、牧場事業、水道事業に係る最近年の特別会計歳入・歳出決算をみてみよう。三事業ともに、単純比較で、据え置き状態の印象がぬぐえないであろう。

**昭和六十三年年度 特別会計の状況** これを昭和六十三年年度に絞って、三事業に加え、国

民休養地事業、老人保険医療事業についてもみてみよう。老人保険医療事業の決算額の伸びが他の事業を圧している。高齢化社会を象徴しているといえようか。

昭和六十三年年度の特別会計の状況はどうであらうか。

## (1) 国民健康保険特別会計の状況

## 昭和83年度決算及び平成元年度予算状況

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
款	63年度 決算額	元年度 予算現額	款	63年度 決算額	元年度 予算現額
国民健康保険税	237,874	238,938	総 務 費	27,736	28,777
使用料及び手数料	252	200	保 険 給 付 費	470,237	504,373
国庫支出金	354,549	370,927	老人保健拠出金	159,367	190,291
療養給付費交付金	49,481	57,586	共同事業拠出金	4,241	4,193
共同事業交付金	5,748	3,500	保 健 施 設 費	2,324	3,193
財 産 収 入	183	160	公 債 費	0	395
繰 入 金	35,075	31,615	諸 支 出 金	6,070	379
繰 越 金	102,954	32,374	予 備 費	0	5,000
諸 収 入	2,717	1,301	積 立 金	25,173	0
県 支 出 金	400	0			
計	789,233	736,601	計	695,148	736,601

## (2) 牧場事業特別会計の状況

## 昭和83年度決算及び平成元年度予算状況

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
款	63年度 決算額	元年度 予算現額	款	63年度 決算額	元年度 予算現額
事業収入	56,212	57,500	総 務 費	56,986	58,870
繰 入 金	0	0	公 債 費	730	730
諸 収 入	2,117	2,000			
財 産 収 入	0	100			
計	58,329	59,600	計	57,716	59,600

第1章 行財政の進展

(3) 国民休養地事業特別会計の状況

昭和33年度決算及び平成元年度予算状況 (単位：千円)

歳 入			歳 出		
款	63年度 決算額	元年度 予算額	款	63年度 決算額	元年度 予算額
使用料及び手数料	22,664	21,790	総務費	41,312	41,880
繰入金	21,676	24,576	公債費	5,040	5,041
諸収入	2,011	555			
計	46,351	46,921	計	46,352	46,921

(4) 水道事業特別会計

昭和33年度決算及び平成元年度予算状況 (単位：千円)

歳 入			歳 出		
款	63年度 決算額	元年度 予算現額	款	63年度 決算額	元年度 予算現額
事業収入	125,405	123,822	総務費	97,609	109,904
財産収入	578	10	公債費	47,653	47,351
繰入金	19,606	33,219	諸支出金	5,357	0
繰越金	9,034	0	予備費	0	3,688
諸収入	4,658	3,892			
計	159,281	160,943	計	150,619	160,943

(5) 老人保健医療事業特別会計

昭和33年度決算及び平成元年度予算状況 (単位：千円)

歳 入			歳 出		
款	63年度 決算額	元年度 予算現額	款	63年度 決算額	元年度 予算現額
支払基金交付金	528,505	554,425	総務費	564	622
国庫支出金	149,625	157,893	医療諸費	740,512	791,268
県支出金	38,341	39,473	諸支出金	11,467	1
繰入金	38,465	40,098			
諸収入	110	2			
計	755,046	791,891	計	752,543	791,891

○ 国民休養地事業

(単位：千円)

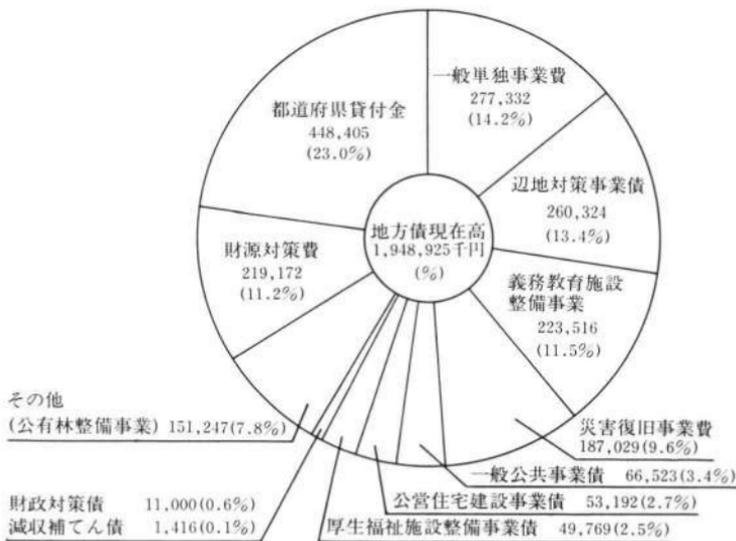
年 度	昭和60年度	61	62	63
歳入決算額	38,032	46,935	54,366	46,352
歳出決算額	38,032	46,935	54,366	46,352

○ 老人保健医療事業

(単位：千円)

年 度	昭和60年度	61	62	63
歳入決算額	618,268	611,813	656,862	755,047
歳出決算額	618,004	611,797	656,862	752,543

昭和58年度 地方債現在高の状況



歳入規模に 歳入規  
 対する税収入 模と税  
 収入の状況については第  
 3表のとおりで、年々拡  
 大の方向にある。昭和五  
 十九年度から昭和六十三  
 年度の歳入規模の伸びは  
 一二三パーセントで、税  
 収入の伸びは一一五パー  
 セントである。また、歳  
 入規模に対する税収の割  
 合をみると、昭和五十九  
 年度が二一・四パーセン  
 トであったものが、昭和  
 六十三年度は一九・九パ  
 ーセントと年々低下して  
 いる。

第1章 行財政の進展

第3表 歳入総額に対する税収割合

(単位：千円、%)

年度	歳入合計		町 税			
	決算額	59年度に 対する割合	決算額	収入割合	59年度に 対する割合	歳入合計に 対する割合
昭和 59	3,132,796	100	669,346	95.8	100	21.4
60	3,417,015	109	675,290	95.2	101	19.8
61	3,348,115	107	703,228	94.1	105	21.0
62	3,753,859	120	755,268	94.1	113	20.1
63	3,872,911	124	770,245	92.6	115	19.9

第4表 過去5か年の町税収入状況

(単位：千円、%)

年 度	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	繰 越 額	収 入 割 合
昭和 59	698,809	669,346	1,487	27,976	95.78
60	709,463	675,290	1,256	32,917	95.18
61	747,254	703,228	1,106	42,921	94.10
62	802,366	755,268	1,663	45,436	94.13
63	831,435	770,245	6,514	54,676	92.64

3 町税の状況

昭和六十三年度町税の調定額、収入額、徴収率を各税目別第5表にみると、町税総額八億三一四三万五〇〇〇円の調定に対し、収入額は七億七〇二四万五〇〇〇円で九二・六一セントになっている。これを前年度と比較すると、町税総体で一・五パーセント低くなっている。国民健康保険税は二億七二七五万七〇〇〇円の調定に対し、二億三七八七万四〇〇〇円の収入額で、八七・二パーセントの徴収率で前年度より〇・一パーセント低くなっている。

第5表 町税の状況(昭和63年度)

(単位:千円、%)

税 目	調 定 額(A)	収 入 額(B)	徴 収 率	
			$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	前 年 度
町 民 税	212,323	196,753	92.7	93.6
固 定 資 産 税	422,160	379,288	89.8	92.1
軽自動車税	12,658	11,927	94.2	93.4
たばこ消費税	52,030	52,030	100.0	100.0
電 気 税	32,391	32,391	100.0	100.0
木材引取税	397	397	100.0	100.0
特別土地保有税	6,478	4,461	68.9	94.0
入 湯 税	92,998	92,998	100.0	100.0
計	831,435	770,245	92.6	94.1
国民健康保険税	272,757	237,874	87.2	87.3

第6表 住民の負担割合(昭和63年度)

(単位:円、人)

税 目	現年課税分	納 税 者 数	一人当たりの負担額
個人町民税	162,850,982	3,001	54,266
法人町民税	36,557,450	134	272,817
固定資産税	378,477,260	5,232	72,339
国民健康保険税	239,370,700	5,743	41,680

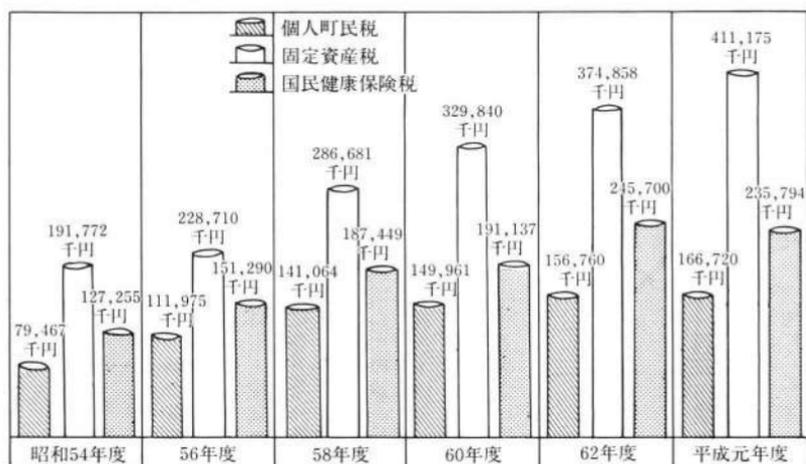
第1章 行財政の進展

第7表 税目別収入額構成比ならびに近傍町との比較(昭和62年度)

(単位:千円、%)

区 分	町民税	固定資産税	軽自動車税	たばこ消費税	電気税	木材引取税	入湯税	特土保有税	別地保有税	合 計
牧園町	196,753	379,288	11,927	52,030	32,391	397	92,998	4,461	770,245	
構成比	25.5	49.2	1.5	6.8	4.2	0.1	12.1	0.6	100	
横川町	129,224	142,301	7,289	24,656	20,788	0	0	1,800	326,058	
構成比	39.6	43.6	2.2	7.6	6.4	0	0	0.6	100	
栗野町	175,591	242,700	12,523	39,109	38,532	368	732	0	509,555	
構成比	34.4	47.6	2.5	7.7	7.6	0.1	0.1	0	100	
霧島町	118,856	271,568	7,069	25,332	16,731	293	21,027	8,690	469,566	
構成比	25.3	57.8	1.5	5.4	3.6	0.1	4.5	1.8	100	
県平均	46.4	41.6	1.4	5.9	4.1	0.1	0.1	0.4	100	

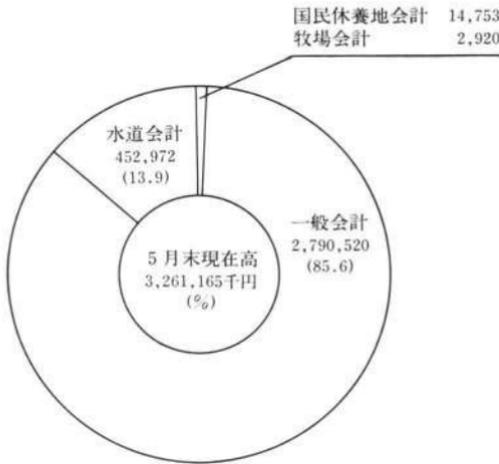
第2図 町税収の推移



4 町債の状況（昭和六十三年度末現在）

第3図は会計別に現在高を表したもので、五月末現在で三億六一一六万五〇〇〇円となっている。前年度と比較すると一億六一一九万八〇〇〇円（五・二パーセント）の増となっている。

第3図 会計別現在高



5 新過疎法成立

今後の過疎対策の柱となる「過疎地域活性化特別措置

法案」（新過疎法）が平成二年三月三十日、国会で可決成立した。

従来の対策は、過疎地域内に道路や公民館などの公共施設を整備することを目的としているが、新法は、地方に若者を定着させるための雇用の場の確保などソフト面での施策を新たに加えたのが特徴。この新法の適用を新たに受けるのは、牧園町・霧島町・桜島町・笠利町で、これで県下の指定町村は七二団体となった。

新法によると、現行過疎法の目玉である過疎債（発行額の七割を地方交付税で補てん）の適用対象として、新たに①第三セクター方式の観光・レクリエーション事業と地場産業、②港湾施設、③小規模な下水処理施設と難視聴地域での民放受信施設、④高齢者のための福祉施設などが追加された。これらの新施策によって、雇用の場の拡大と都会並みの快適な生活環境の整備を目指し、若者の定着を図る。

更に過疎地域とその周辺の都会も含めた広域的な産業振興を図る視点も新たに導入。過疎地域と周辺都市を結ぶ基幹道路を県が代行して新設できるようにした条項を加えたほか、過疎地域外に立地した企業でも、従業員の

一定割合が過疎市町村から通勤する場合、その企業の設立資金を国が融資するなど金融面からも支援する。これは、過疎地域を従来の閉ざされた社会から脱皮させ、近郊都市への通勤圏として若者の都会流出を防ぐのが狙いである。

このほか、過疎地域の指定条件として、従来の人口減少率と財政力指数に、新たに「高齢者比率」と「若者構成比」を追加、新法での指定市町村数は一四一三と、現行法の市町村数より一四減にとどまった。

町では今後国・県と緊密な連携のもとに積極的に過疎対策ができるようになった。

#### 6 県内市町村民所得概要

鹿児島県統計協会は昭和六十二年度の鹿児島県市町村民所得推計の概要をまとめた。県内九六市町村の一人当たりの所得は一七〇万三八一七円で、前年度を四・〇パーセント上回った。市町村別では鹿児島市が二二三万〇二三円で二年連続トップ。二位は前年度より約二万円増の川内市が上がった。五十九、六十年一度一位で前年度二位の国分市は三位に落ちた。

市町村内純生産を地域別にみると、鹿児島地域は第一

次産業が前年度割れとなったものの、第二次産業は前年度のマイナスから増加に転じ、第三次産業は相変わらず堅調な伸びをみせた。始良伊佐地域は農業が減少、製造業と第三次産業が増加した。

一方、一人当たりの所得を市町村別にみると、県平均を上回ったのは前年度より二市町増えて九市町。トップ鹿児島市、二位川内市、三位国分市、以下、四位枕崎市（前年度五位）、五位溝辺町（同六位）、六位串木野市（同四位）、七位志布志町（同一四位）、八位加治木町（同七位）。

しかし、一人当たりの国民所得（二二四万三〇一九円）と比較すると、県内一位の鹿児島でさえ九九・五パーセントしかなく、依然として所得格差が縮まっていなことをうかがわせる。

## 鹿児島県の昭和62年度市町村民所得

	市町村民所得 (単位：千円)	前 年 比 (%)	人口1人当たり 市町村民所得 (単位：円)	前 年 比 (%)
鹿川市	1,190,456,241	104.6	2,231,023	104.2
児内市	139,206,111	103.0	1,939,912	102.9
鹿屋市	132,296,464	110.4	1,718,270	109.5
枕崎市	56,840,425	103.7	1,902,035	104.1
串木野市	54,747,951	97.7	1,819,413	97.9
阿久根市	46,127,611	102.2	1,594,401	102.9
名瀬市	70,018,836	102.0	1,434,019	103.0
出水市	65,798,381	106.3	1,633,484	106.4
大指市	39,046,882	105.0	1,484,164	106.0
加世田市	46,422,066	101.1	1,409,805	101.5
国分市	40,093,749	104.3	1,556,012	104.1
西表市	82,735,034	103.5	1,915,872	101.0
垂水市	33,132,047	103.7	1,501,702	105.0
	28,265,791	102.7	1,224,635	103.3
吉田町	11,544,428	106.7	1,302,248	102.8
桜島町	7,832,390	103.5	1,446,959	105.3
三島村	722,377	99.7	1,335,262	100.4
十島村	991,447	94.2	1,233,143	92.0
喜入町	18,705,066	110.7	1,477,844	110.2
山娃町	18,716,160	107.4	1,453,569	108.0
額開町	24,430,091	100.0	1,442,750	100.5
	10,208,197	105.3	1,217,000	105.9
笠沙町	5,442,170	100.7	1,105,683	103.1
大浦町	4,434,604	104.5	1,221,654	106.3
坊津町	7,084,810	101.7	1,116,773	102.6
知覧町	22,099,840	100.3	1,502,062	100.4
川辺町	23,690,495	100.1	1,388,088	100.9
市来町	9,641,864	100.9	1,269,167	100.6
東市来町	18,822,271	104.1	1,307,284	105.7
伊集院町	33,243,877	102.9	1,602,269	100.8
松元町	12,435,419	106.6	1,283,060	105.0
郡山町	11,244,864	103.1	1,379,738	102.8
日吉町	8,425,608	101.0	1,251,762	101.7
吹上町	13,547,091	103.9	1,200,451	104.1
金峰町	12,329,827	102.4	1,300,752	103.0
樋脇町	11,053,887	106.1	1,285,336	106.7
入来町	9,432,132	101.2	1,361,647	101.4
東郷町	7,581,333	102.9	1,229,937	104.0
之宮町	29,946,488	106.2	1,549,384	106.7
鶴田町	7,095,531	108.6	1,377,506	108.9
薩摩町	6,989,680	108.9	1,285,340	111.3
祁答院町	6,926,390	103.0	1,319,815	104.4
里村	2,249,452	102.8	1,180,195	103.2
上下村	4,101,510	101.4	1,597,161	102.2
鹿嶋村	5,004,632	105.2	1,438,526	107.9
	1,010,957	103.7	963,734	105.9

## 第1章 行財政の進展

	市町村民所得 (単位：千円)	前年比 (%)	人口1人当たり 市町村民所得 (単位：円)	前年比 (%)
野田町	7,196,126	104.4	1,353,164	103.9
高尾町	18,828,160	101.0	1,439,682	100.0
東長島町	12,146,451	99.9	1,461,491	100.5
菱刈町	7,834,645	99.4	1,300,572	99.9
菱刈町	14,360,422	102.2	1,330,531	102.6
加治木町	41,358,807	104.3	1,754,871	103.5
始良町	51,857,241	102.6	1,438,840	101.7
浦生町	9,895,783	100.0	1,220,647	100.7
溝辺町	14,918,096	107.2	1,836,073	105.7
横川町	8,409,024	96.4	1,419,484	96.4
栗野町	12,487,045	104.7	1,382,228	105.1
栗吉町	6,258,567	105.4	1,258,256	105.9
牧園町	14,570,880	103.3	1,322,581	103.9
園島町	8,326,529	107.2	1,354,127	106.5
霧集町	43,771,512	103.6	1,428,994	102.7
隼福町	9,167,816	106.8	1,176,719	106.4
大輝町	23,034,934	106.7	1,474,991	107.7
隅北町	6,169,600	103.0	1,237,633	103.9
財部町	15,662,132	109.0	1,317,474	108.5
末吉町	29,703,153	104.4	1,398,717	104.0
松山町	7,614,329	104.1	1,423,505	105.0
志布志町	35,321,655	114.5	1,761,854	114.9
大明町	15,773,738	107.6	1,237,544	106.9
大崎町	25,540,431	104.7	1,462,797	105.7
串良町	19,296,823	106.8	1,378,345	107.2
串良町	10,362,266	98.1	1,264,771	97.8
内之浦町	7,709,179	102.2	1,231,498	103.9
高吾町	21,261,881	104.0	1,303,930	103.9
吾山町	9,485,807	104.7	1,251,096	103.3
大根町	11,284,956	102.1	1,279,473	103.1
大根町	9,273,047	99.5	1,142,001	99.6
田代町	4,117,486	94.3	1,042,402	95.4
佐多町	6,013,996	109.6	1,211,766	113.1
県計	3,098,444,796	104.1	1,703,817	104.0

(平成2年4月30日、南日本新聞)

## 全国の昭和62年度市町村民所得 (単位：円、%)

	人口1人当たりの所得	全国比	県比	前年比
全国	2,243,019	100	132	—
鹿児島県	1,703,817	75.96	100	104.1
牧園町	1,322,581	59.0	77.6	103.9

〔参考〕 昭和六十三年国内経済関係三大ニュース

昭和六十三年十二月三十日付け南日本新聞に掲載の記事を転載して、同年中の主な経済環境、動向などをたどっておこう。

1 税制改革法案、臨時国会で成立

モノやサービスに広く薄く課税する消費税の導入を柱とする税制改革関連六法案が百六十三日に及ぶ異例の長期臨時国会で可決、成立した。所得・法人・相続税減税と抱き合わせて消費税が来年四月から実施される。

税制の抜本改革は昭和二十四年のシャウブ勧告による改革以来四十年ぶり。大型間接税の導入は一般消費税、売上税の廃案を経て三度目でようやく日の目を見た。政府は現行税制のひずみを改め、サラリーマンの重税感の緩和や高齢化社会への対応が税制改革の狙いと説明している。

しかし、低所得者ほど負担が大きくなるなどの矛盾が多く、宗教法人税制や政治家のパーティー収入課税など国民が強く求めた不公平是正は今後の課題として先送りされた。

2 牛肉・オレンジの自由化決まる

難航した日米牛肉・オレンジ交渉はヤイター米通商代表と佐藤農相が牛肉とオレンジ果実を一九九一年四月から自

由化（数量規制撤廃）することで合意に達しようやく決着した。自由化に抵抗する日本に対して米国は関税貿易一般協定（ガット）への提訴という強硬手段を背景に日本側を押し切った。

農産物十二品目問題も七月下旬に最終決着、プロセスチーズ、パイナップル缶詰などの自由化も決まった。

日本にとって残された「聖域」はコメだけになったが、年明け以降、日本のコメ市場開放が日米間で大きな政治問題化するのを避けられない情勢だ。

3 景気は内需中心に絶好調続く

ことしの景気は内需を中心に極めて順調な拡大を続け、実質成長率は五%後半に達する勢いだ。景気絶好調の主役は昨年の公共投資と住宅投資から個人消費、民間設備投資にバントタッチ。

個人消費は、自営業などの一般世帯からサラリーマン世帯にまですそ野を広げ、「シーマ現象」と呼ばれる高額消費ブームが起ったほどだ。

六十三年度の民間企業の設備投資計画も全産業で八年ぶりに二〇%を超す活況。企業の九月中間決算も空前の好決算となった。既に上昇二十五カ月目に入ったが、これまで最長の五十七カ月の拡大が続いた「いざなぎ景気」以来の

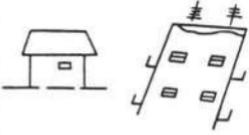
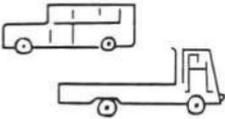
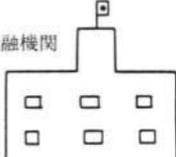
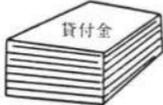
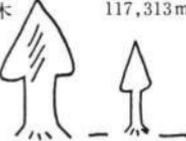
大型景気になるとの声も。

(二) 町有財産

町有財産は、大きく分けて行政財産と普通財産とに分類される。行政財産とは、町において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。町有財産の状況は次のとおりである。

町 有 財 産

(平成元年5月末現在)

<p>土地 19,640,042㎡</p> 	<p>建物延べ 54,520㎡</p> 	<p>有価証券 4,870千円</p> 
<p>車両 61台</p> 	<p>基金 1,139,945千円</p> <p>金融機関</p> 	<p>債権 10,021千円</p> 
<p>動産 3頭</p> 	<p>出資による権利11,921千円</p> <p>県農業信用協会 森林組合</p>	<p>預託金 320千円</p> <p>国民健康保健 診療報酬支払基金</p>
<p>立木 117,313㎡</p> 		

## 町 有 財 産

(昭和63年度決算書から)

	区 分	土地(面積) 昭和63年度 末 現 在	建物(延面積) 昭和63年度 末 現 在	説 明
①行政財産	庁 舎	12,187 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3,233 <sup>m<sup>2</sup></sup>	役場・牧場
	学 校	104,443	19,735	牧中 牧小5校
	公 営 住 宅	63,789	11,100	328戸
	母 子 寮	1,526	462	
	保 育 所	13,139	1,915	幼稚園含む6ヶ所
	その他の施設	804,666	11,206	関平温泉外16ヶ所
	計	999,750	47,651	
②普通財産	住 宅	10,882 <sup>m<sup>2</sup></sup>	2,185 <sup>m<sup>2</sup></sup>	{ 一般分 5戸 教職員分 22戸
	その他の施設	173,975	1,804	18ヶ所
	貸 付 地	1,035,197	2,880	日の出温泉外7ヶ所
	山 林	8,465,019	—	
	原 野	8,734,448	—	
	田 地	211	—	
	畑 地	205,768	—	
	宅 地	14,505	—	
	鉱 泉 地	287	—	
	計	18,640,292	6,869	
① + ②		19,640,042	54,520	

## 第二章 生活環境の整備

### 一 交通

#### (一) 道路

各種自動車の普及は、近年驚異的な伸び方で、今や世界の一流国並みとなり、まさに狭い国土にひしめきあっている。しかし、車は生活の必需品となり、今後も増加するものと推定される。このような情勢下で、九州縦貫自動車道、国道、主要地方道、空港と霧島温泉郷までの直通道路、大隅開発に伴う大型基幹農道、県道、町道、その他道路の整備は、時代とともに年々整備され、着々とその実をあげているが、将来の交通量、利用度を想定して効率的な道路網体系を確立し、産業や文化の発展に寄与し、安全で利便性の高い道路とするよう整備する必要がある。

#### 現在の道路

各級道路別に重点的整備状況をみていく。まず、国道二二三号線（小林隼人線）は、町の動脈幹線道路で、現在小谷から、霧島温泉街地まで整備が進められている。同時に、街並みづくり事業協同組合が発足し、プラン策定に取り組んでいる。

次に主要地方道一号線（小林えびの高原牧園線）、五〇号線（宮之城牧園線）は、九州縦貫自動車道、国道に連絡する骨格路線として、

現在整備が進められている。また、有料道路として、昭和三十六年十月開通してから二四年目、昭和六



国道殿湯大橋（平成2年完成）

道路の現況（国、県、町）

（単位：m、％）

区 分	路線数	延 長	舗 装	未 舗 装	舗 装 率	
国 道	1	22,668	22,668	0	100	
県 道	6	28,609	26,325	2,284	92	
町 道	一級道	10	45,578	27,009	18,569	59.2
	二級道	23	56,708	34,134	22,574	60.1
	一般道	113	122,755	69,476	53,279	56.5
	計	146	225,041	130,619	94,422	58.6
総 数	153	276,318	179,612	96,706	83.5	

橋 梁 の 現 況

区 分	総 数			永 久 橋			石 橋		
	橋数	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	橋数	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	橋数	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )
国 道	11	328.0	2,592.5	11	328.0	2,592.5			
県 道	8	80.1	500.2	8	80.1	500.2			
町 道	82	1,292.0	—	77	1,232.0	—	5	60.0	—
総 数	101	1,700.1	—	96	1,640.1	—	5	60.0	—

（資料：平成元年4月、建設課）

十年十二月から、無料開放となった霧島スカイラインは、鹿児島・宮崎両県で管理が行われている。

また、県道四七〇号線（犬飼霧島神宮停車場線）、四七五号線（豊後追隼人線）、四八一号線（今別府牧園線）は町内主要幹線道路として、現在未改良区間などで整備が進められている。

更に、町道は、一級町道一〇路線、二級町道二三路線、その他町道一一三路線があるが、いずれも町民の日常生活と産業振興の基盤路線として、重要度の高い幹線道から順次拡幅、改良、歩道設置、防護柵、カーブミラーなどの整備が進められている。そして、農林道についても、農林業振興上町道との関連性と位置づけて、効果的に拡充整備が進められている。

## 第2章 生活環境の整備

## 町道の現況

(単位：m)

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅員
(1) 1級町道(10路線)					
1	牧園中央線	万膳永山591-3	持松白酒田頭2364-1	16,894.7	8.0
2	三体堂線	宿窪田瀬戸口764	三体堂内野々1810-2	7,637.5	5.5
3	万膳線	横川町中ノ下植村3534-2	万膳木揚田1180	4,820.0	6.7
4	石坂～黒岩線	宿窪田2929-3	持松下原2117-20	7,801.5	5.9
5	宿窪田線	宿窪田牧園1436-1	宿窪田滝ノ上79	436.4	6.0
6	持松線	持松笹之段前田1482	持松仮屋田2688	2,900.0	4.9
7	真方～白崎線	持松別府迫786	持松仏前543-1	873.6	4.2
8	寺原～健崎線	高千穂平原前3100	上中津川棚迫1501-7	890.2	5.9
9	牧場～横瀬線	高千穂小塚原3617-30	上中津川湯窪3316	5,472.0	6.2
70	真澄線	宿窪田下牧2046-2	宿窪田真角2668-3	1,059.7	4.1
(2) 二級町道(23路線)					
10	横瀬～荒田橋線	上中津川窪前143-2	下中津川改田口1096-1	3,722.0	6.2
11	落水田～万膳線	万膳木登迫2644-6	万膳川窪137	3,418.8	4.9
12	万膳～三体線	万膳前田725	三体堂池ノ谷1486-2	4,297.1	4.4
13	有村～水堀線	万膳有村3018-3	万膳上水堀迫1542-1	4,651.0	6.1
14	三体堂～浅谷線	三体堂鬼ヶ窪581	三体堂丸山1370-13	2,980.0	4.0
15	大霧線	三体堂高野1835	万膳椎奈志1477	7,006.2	5.0
16	中福良～越ヶ谷線	万膳住宅677-1	万膳萩の平543-5	2,393.0	4.8
17	七曲～鑄河線	万膳横射場556-4	万膳永山596-5	922.1	6.3
18	川津原線	宿窪田ウケノクチ103-1	宿窪田松ヶ迫1222-9	2,215.1	4.2
19	ひばりヶ丘～西後線	宿窪田時仏1317	宿窪田小瀬戸1195-8	1,850.7	4.1

## 第7編 現 代

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅員
20	宿窪田～溝 口線	宿窪田行司知行 3336—3	下中津川溝口1	3,196.7	3.9
21	荒 田 線	下中津川南谷1540 —2	下中津川桜ヶ迫 2892—1	1,313.2	4.3
22	観 音 坂 線	下中津川稼原2946 —3	下中津川観音迫下 2490	3,112.3	4.6
23	柳ヶ平～手 洗線	三体堂佐木段2003	高千穂手洗3917	1,808.6	5.6
24	中 野～内野々線	三体堂多々羅迫 1566	三体堂玉屋敷1809 —17	4,098.0	5.5
25	枇 杷 首 線	三体堂川床1948	高千穂佐木段2003	2,335.5	4.3
26	宇 都 口 線	三体堂桜ヶ迫494 —10	三体堂田方2119	2,976.2	4.0
27	牧 場～真 頭線	高千穂牧場3864— 174	高千穂真頭3590— 3	1,166.5	7.3
28	龍 石 線	高千穂龍石3855	高千穂小塚原3617 —157	750.5	4.6
29	栗 川 線	高千穂九尾3930	高千穂八長3670	2,880.5	4.2
30	母 ヶ 野 線	高千穂岩下3456— 7	高千穂一本木1905	2,898.2	5.2
54	中 野～三 床線	三体堂今別府1752	三体堂神田1919	969.2	5.0
98	持 松～白 崎線	持松狩田863—ロ	持松仏前327—4	1,064.3	4.0
(3) その他町道 (113路線)					
31	吉 原 線	万膳内之迫305	万膳吉原前491	1,336.4	3.7
32	古屋志～扇之迫線	万膳井手元114	万膳扇之迫2376	1,642.5	4.0
33	扇 之 迫 線	万膳扇之迫2362— 4	万膳荒平中岡2775 —1	865.8	4.1
34	成 政～扇之迫線	万膳新改8026	万膳谷之口2424	727.8	4.0
35	新 改～九日田線	万膳向田2462—2	万膳九日田920	726.2	4.2
36	成 政 中 通 り 線	万膳新改792	万膳九日田913	267.5	5.4
37	成 政 線	万膳成政842	万膳成政880—5	921.8	4.1
38	成 政～鯖 河線	万膳新改799	万膳貫川1076—1	1,016.8	4.9
39	鯖 河 線	万膳巡礼塚1083	万膳鯖河1108—4	458.3	4.2

## 第2章 生活環境の整備

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅員
40	府 鳥 線	万膳古塚田1151—1	万膳中肥1216	317.1	3.9
41	永 野 線	万膳小場迫1310	万膳小比良1372	3,844.9	3.8
42	井 手 原 線	万膳井手平1223	万膳浜ノ場1699—1	342.5	3.2
43	大 窪 線	万膳浜ノ場1698	万膳前原1713	742.5	4.4
44	第 一 牧 場 線	万膳高塚1475—23	万膳中之段1477—25	2,187.0	4.9
45	大霧 B 開 拓 線	万膳大良ヶ谷1456	万膳丸尾1459	627.8	3.4
46	内 野 々 線	三体堂内野々1810	三体堂鐘投1824—57	971.9	3.7
47	内野々中通り線	三体堂内野々1814—8	三体堂高野1835—118	764.4	4.2
48	坂 下 線	三体堂湯原頭1429—51	万膳坂の下1524—48	1,129.1	4.5
49	坂 下～水 堀線	万膳坂の下1532—5	万膳並松2021	1,566.6	3.8
50	浅 谷～梁頼塚線	万膳古屋志2076—ロ	万膳黒須2318—イ	539.1	3.5
51	高 野 線	三体堂湯原1446—4	三体堂高野1835—1	1,478.8	5.2
52	宮 田～内野々線	三体堂堂地1882—1	三体堂豆打原1863	478.5	4.8
53	中 川 床 線	三体堂川床1929—2	三体堂川床1929—1	279.8	4.2
55	宇都口～中 野線	三体堂岩山1631	三体堂多々羅迫1611—ロ	894.4	3.6
56	宇都口～荒 平線	三体堂宇都口356	三体堂岩下317	687.2	3.5
57	宇都口～寺 原線	三体堂谷ヶ迫389	高千穂平原前3092	2,448.2	4.6
58	轟 木 畠 升 線	高千穂轟木3167—2	高千穂轟木山3231—6	1,085.1	4.7
59	轟 木 滝 線	高千穂轟木3166—4	高千穂高岡3312—1	724.3	3.5
60	轟 木～健 崎線	高千穂平原3117—31	上中津川鉾山993	2,064.9	4.0
61	荒 平 線	万膳有村3018—3	万膳若荷谷上2814	1,550.4	2.9
62	堂 山～大 迫線	三体堂堂山1110	宿窪田柿木迫1544—2	1,623.9	3.7
63	七 俣～浅 谷線	宿窪田七俣952—3	三体堂丸山1380—2	4,174.0	3.4

## 第7編 現 代

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅員
64	田 原～大 迫線	宿窪田上ノ原644 —7	宿窪田下大迫989 —イ	1,053.7	4.8
65	田 原～七 俣線	宿窪田上ノ原643	宿窪田市塚921	1,342.2	3.8
66	川津原～赤 水線	宿窪田貫ノ口1163 —2	宿窪田平ノ山1079 —2	637.3	3.0
67	牧 園 中 学 校 線	宿窪田沓之迫788 —3	宿窪田沓之迫810 —1	317.1	6.7
68	瀬 戸 口 線	宿窪田雀ヶ原山 2286	宿窪田瀬戸口761 —5	274.2	5.2
69	坂 元 線	宿窪田雀ヶ原山 2286	宿窪田池田2628— 5	829.3	3.9
71	牧 園 テ レ ビ 線	宿窪田鬼沢津2818 —1	宿窪田鬼沢津2812 —1	304.1	2.9
72	麓 線	宿窪田1364—3	宿窪田前田2078— 2	128.1	9.1
73	麓 2 号 線	宿窪田前田2076— 8	宿窪田牧園1406	400.1	4.4
74	牧 園～馬 場線	宿窪田城ヶ後1983	宿窪田城ヶ後2036	223.4	3.6
75	城 ヶ 後 線	宿窪田城ヶ後1983	宿窪田城ヶ後2002 —1	414.1	3.5
76	真 米 線	宿窪田綱掛1516	宿窪田真米1648— 1	1,009.1	4.7
77	川 原 線	宿窪田轟平1814— 7	宿窪田川原前迫 3520—5	424.1	4.5
78	間 手 原 線	宿窪田間手原1949 —5	宿窪田桑鶴3268— 2	1,227.7	3.5
79	川 原～日の出線	宿窪田上ノ迫1818 —2	宿窪田平落3696	2,669.0	2.6
80	塩 浸 線	宿窪田藤ヶ山3571 —6	宿窪田湯ノ上3627 —2	777.2	4.3
81	上 石 坂 線	宿窪田尾上迫2035 —7	宿窪田星ヶ迫2541 —5	392.2	5.1
82	寺原～鬼ヶ瀬戸線	高千穂平原前3100	下中津川通ヶ迫 1521—32	816.7	6.9
83	犬飼～鬼ヶ瀬戸線	下中津川小山210 —3	上中津川棚迫1501 —19	4,423.5	5.0
84	宿窪田～改田口線	宿窪田行司知行 3341—1	下中津川改田口 1096—1	2,476.9	5.9
85	改 田 口 線	下中津川改田口 1091—6	下中津川改田口 1084	226.0	4.6
86	戸 之 迫 線	下中津川四ノ坪 1216	下中津川戸ノ迫 2959—1	1,344.4	3.9
87	中津川テレビ線	下中津川水流3001	上中津川協ノ迫 455—1	726.0	2.9

第2章 生活環境の整備

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅員
88	荒 田～戸之迫線	下中津川坂水1551 —1	下中津川迫田2987 —3	720.4	4.2
89	新 川 線	下中津川大久保 1685—1	下中津川小山口 1643—1	492.9	3.1
90	深 谷 線	下中津川深谷2793 —2	下中津川深谷2762	804.7	3.9
91	犬 飼～古 道線	下中津川犬飼迫83 —6	下中津川曲迫2516 —1	3,492.7	2.4
92	安 楽 線	宿窪田梅ヶ渡4207 —1	宿窪田梅ヶ渡4222 —21	373.9	2.6
93	犬 飼 滝 線	下中津川折橋2225 —2	下中津川和気湯47 —2	1,033.4	3.3
94	妙 見 崎 線	宿窪田葉切4237— 1	宿窪田葉切4230— 1	185.4	2.8
95	折 橋～古 道線	隼人町嘉例川4836	下中津川坂上2433 —5	3,929.8	2.5
96	古 道 線	下中津川論ヶ迫 2630—3	下中津川坂上2434	1,984.9	5.1
97	床 波 線	持松白崎前田327 —2	持松湯戸迫尻318	175.8	2.8
99	持 松 中 通 線	持松飯屋田2682	持松中小路2636	307.5	3.2
100	内 恒 見 線	持松天水堂面48	持松内恒見68	112.1	3.2
101	稼 原～六方辻線	下中津川稼原2946 —1	持松砂走1634	3,941.1	5.2
102	板小屋～西 谷線	上中津川宮前264 —3	持松西ノ谷1130	3,346.2	4.2
103	荒 瀬～聖 原線	上中津川後迫1180	上中津川椅迫706 —1	1,385.2	3.4
104	荒 瀬 線	上中津川大目迫 640—4	上中津川大目迫 641	254.5	3.1
105	六方辻～市後柄線	持松砂走1328	持松次八堀1244— 2	2,333.8	4.3
106	下 村～市後柄線	持松段床1759—1	持松堺石山2281— 1	958.1	4.6
107	谷 門 線	上中津川大久保原 2001	持松岡1859—1	939.4	4.2
108	崩 渡 線	持松崩渡2348—乙	霧島町田口1406	374.1	4.5
109	甲 辺～所 平線	持松今川2209—1	高千穂八長3690— 1	2,024.7	4.7
110	母ヶ野～岩 下線	高千穂母ヶ野3400 —1	高千穂岩下3501— 13	1,524.9	3.3
111	市後柄～黒 岩線	持松市後原2143— 18	持松出水原2108— 6	2,389.3	5.1

第7編 現 代

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅員
112	市 後 柄 線	持松向中原2138— 8	持松市後原2143— 16	558.6	3.5
113	黒 岩 線	持松下原2117—6	持松中原2117—26	401.6	3.8
114	栗 川～八 丁線	高千穂三本木3709 —1	高千穂八長3687	2,781.6	4.8
115	南 牧 場 線	高千穂小塚原3864 —174	高千穂真頭3590— 159	554.5	4.7
116	牧 場～龍 石線	高千穂龍石3864— 174	高千穂龍石3855	430.7	4.1
117	小 谷～牧 場線	高千穂小谷3285— 94	高千穂牧場3864— 174	695.0	5.0
118	殿 湯 線	高千穂龍石3855	高千穂栗川3802	1,247.9	4.1
119	坪 湯 原 線	高千穂丸尾3930	高千穂栗川3806	987.1	5.9
120	手 洗 線	高千穂丸尾3930	高千穂丸尾3930	1,638.9	5.3
122	新 湯 線	高千穂鹿倉3968	高千穂鹿倉3968	368.4	4.5
123	山 口 線	高千穂真頭3590— 58	高千穂真頭3590— 44	603.8	3.4
124	横 瀬 中 通 線	上中津川窪前119	上中津川窪前135 —2	283.1	3.3
125	中 福 良 線	万膳飯屋下713— 1	万膳飯屋下717	282.9	3.7
126	上 坂 下 線	三体堂坂下1524	三体堂立山1514	468.5	3.8
127	落 水 田 線	万膳落水田2960	万膳落水田2959— 1	147.5	4.3
128	栗 川～大瀬戸線	高千穂三本木3730	高千穂三本木3730 —2	731.8	4.2
129	南 内 野 々 線	三体堂高野1835	三体堂内野々1814 —18	560.0	3.9
130	北 内 野 々 線	三体堂内野々1814 —1	三体堂内野々1812 —11	454.1	3.6
131	大 霧～中 野線	万膳丸尾1459—1	万膳丸尾1458	906.0	4.4
132	芦谷原～下植村線	宿窪田堂ノ山249 —1	万膳松崎2970—1	848.0	5.7
133	ひばりヶ丘線	宿窪田八窪1240— 4	宿窪田八窪1236— 2	158.2	6.7
134	麓～ひばりヶ丘線	宿窪田宿ノ迫1325 —1	宿窪田浜ノ場827 —2	436.0	6.6
135	小 塚 原 線	高千穂小塚原3617 —290	高千穂小塚原3617 —348	382.6	6.4

## 第2章 生活環境の整備

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅員
136	小塚原支線	高千穂小塚原3617-123	高千穂小塚原3617-250	147.1	6.7
137	上川床線	三体堂川床1958	三体堂川床1968	249.1	4.5
138	下吉原線	万膳吉原前485	万膳吉原前461	270.0	4.5
139	駅前～観音線	宿窪田後方17-1	宿窪田芦谷原上264-1	789.8	3.6
140	寺原線	高千穂平原前3104-1	高千穂平原前113-3	158.0	5.6
141	甲辺小渡線	持松内合2033	持松小渡2048-2	244.8	4.6
142	真頭線	高千穂真頭3590-8	高千穂真頭3590-75	110.6	6.0
143	岩下線	高千穂山口3527-1	高千穂八長3669-1	523.6	6.4
144	田方線	三体堂原1679-4	三体堂原1675-1	510.9	4.5
145	林田線	高千穂丸尾3907	高千穂丸尾3927	674.0	8.8
146	荒田中通線	下中津川南谷1527	下中津川鍋迫1442-7	265.5	3.0
147	牧園高校線	宿窪田登明田316-4	宿窪田後方324-3	280.0	4.0

### 道路の整備計画

#### (1) 国道整備計画

路線名	整備箇所	整備内容
223号線	丸尾地区ほか	改良、橋梁、歩道設置

#### (2) 主要地方道の整備計画

路線名	整備箇所	整備内容
小林えびの高原～牧園線	丸尾上～林田	改良、舗装、突角切取（視点改良）
宮之城～牧園線	役場前～国道	新設改良

#### (3) 一般県道整備計画

路線名	整備箇所	整備内容
犬飼～霧島神宮停車場線	全線	改良、舗装
紫尾田～牧園線	全線	改良、舗装
豊後迫～隼人線	全線	改良、舗装

## (4) 町道整備計画（平成2年3月）

広域市町村圏道路整備事業 道路改良舗装工事、橋梁整備工事	南牧場線、横瀬荒田橋線、健崎線、石坂黒岩線、万膳線、三体堂線、宿窪田線、真澄線
辺地道路整備事業 道路改良舗装工事	石坂黒岩線、持松崎線、栗川線
市町村道整備事業 新設改良工事	石坂黒岩線、万膳線
町単独橋梁整備事業	瀬戸口橋ほか
町単独排水工事	吉原線ほか
町単独維持工事	三体堂浅谷線ほか
町単独舗装工事	坪湯原線ほか
町単独防護柵工事	観音坂線ほか

（資料：町建設課）

## 農 道

明治十年から国土開発の一環として、地租改正事業によって、農地、山林、宅地

などに地番が、区域ごとに大字・小字名がつけられた。農地区域にある字と字の境界を通っている小さな道を農道（里道）と呼ぶようになり、地籍図に赤線が引かれた農道もある。明治時代の初期まで、農林業の作業は、人が肩や背に物を負って運び、又は牛に引かせたり、馬や牛の背に載せて運搬した。明治の中ごろから大正時代になって、牛や馬にズイ、ソリを引かせて物を運搬した。

車も初めは「ダイゴロ車」といって細長い二本の丸太に、木製の輪を取り付けた牛馬車であった。そして、次に改善されて鉄輪の荷車（荷馬車）となり、農道も次第に改良されていった。昭和二十五年ごろから、耕耘機や小型トラック、その他農機具の普及利用によって、農道も急速に整備された。

本町は山間、台地に耕地が散在するため、農道整備も最重点施策として進められてきた。必然的に生活道としての性格も具備し、広域農道及び関連農道、土地保全シラス対策関連農道整備事業にかかる農道などの整備が行われ、次第に町道に編入されている。その他一般農道に

についても逐次整備されている。農道整備状況は次のとおりである。

農道整備状況

(単位：m、%)

路線事業名	延長	舗装率
広域農道	16,895	100
広域関連農道	9,056	100
農地保全シラス対策関連農道	14,104	100
一般農道	61,861	4.61
関連農道開拓整備事業	7,006	100
農免道	7,053	100

(注) 町道編入分を含む。

(資料：農林課)

**広域営農団地 霧島山ろくの栗野・牧園・霧島町を結ぶ農道の完成**  
 道完工記念碑が牧園町三体堂の関平鉱泉販売所敷地に建立された。この農道は、国道二六八号の栗野町木場を起点に、昭和四十五年度着工、国道二二三号と交差する牧園町小谷までの一七・二キロメートルが五十一年度に完成、小谷から県道都城隼人線の、霧島町永水まで一三・八キロメートルは五十一年度から三四億五〇〇〇万円か

けて整備され、平成二年三月に完成した。二〇年の歳月と約五〇億円の総事業費をかけたこの広域農道三一キロメートルは、全幅員七・五メートル、アスファルト舗装の二車線道路である。農道の完成により、受益面積五三六〇ヘクタール、受益戸数四八〇〇戸で、合計六億二〇〇〇万円の経済効果が見込まれるとのことである。



完工記念碑



碑 文



事 業 概 要

(二) 鉄 道

日本鉄道の 明治五年（一八七二）に東京の新橋と横  
開 通 浜間二九キロメートルの鉄道が敷設され

た。これが日本鉄道の最初の鉄道である。その後、同二  
十二年（一八八九）に東海道線が全通し国有鉄道といわ

れた。

鹿兒島県では、現在線の肥薩線から工事が始まり、明治三十年（一八九七）、八代〜鹿兒島間鉄道敷設工、同三十六年（一九〇三）に吉松まで開通した。矢岳トンネルが完成して全線開通したのは同四十二年（一九〇九）であった。幹線の鹿兒島本線が開通したのは大正二年（一九一三）のことである。

霧島西口駅

霧島西口駅は明治四  
十一年（一九〇八）

林の大樹を伐採して万膳水堀の国立製材所に素材のまま輸送、ここで製品として牧園駅までトラックで送ったので、駅構内は木材の製品や丸太の大樹がいっぱいであった。牧園町を通過する鉄道敷設は、最初の計画では隼人・日当山・妙見温泉郷をつなぎ町の中心地（麓地区）を経て横川町に出るルートが考えられていた。

## 第2章 生活環境の整備

ところが、当時の村民の間に、先祖代々の土地を失いたくない、農作物が陸蒸気（おか）の振動で枯死する、牛馬が驚いて危険である、などとして反対が強く、用地買収が困難な様相になったため、工事もむずかしく、しかも人里離れた山間を通るようになったとか、古老の話が残っている。人口の多い麓地区・犬飼・安楽・妙見・日当山を避けて山の中を通るようになったのは、誠に残念で、牧園駅（霧島西口駅）が町の中心を三キロメートルも離れて横川町境に在ることは、町民の不便だけでなく、文化経済の発展のうえでも大きな支障である。

開業の翌年、明治四十二年十一月二十六日、旅客営業が開始された。当時の列車回数は貨客混合列車だけで一日わずか二往復であった。その後、年々列車回数も増加し、ループ線で有名な矢岳トンネルを通過して門司・鹿児島間を急行列車が走るようになった。



霧島西口駅構内



駅前広場

昭和二年十月十七日、当時の川内線が鹿児島本線となったので、現在まで鹿児島本線と呼ばれてきたこの線は肥薩線となり、支線の一つとなって急行列車も姿を消した。終戦後は一時、旅客列車も五往復となってしまった。しかし「観光霧島」の西支関口として昭和三十七年十一月十五日駅名を「霧島西口」と改称した。当時は急

行も停車し、列車の回数も一日二三回となり、ディーゼルが主体となって、鹿児島市まで約一時間で走るようになった。

しかし、近年一般利用客や観光地霧島温泉郷の観光客など汽車を利用する人は少なくなつて営業成績は毎年低下し続け、現在朝夕の通学・通勤者や特定の一般客が利用するだけといつてもよい寂しい駅になった。現在までの駅の主な事柄を記述する。

昭和四十二年三月、列車の進入進出については人力で、線路構成をしていたものを、電力によって行うようになった。五十年九月、日本交通観光社に旅客業務委託を行った。次に六十一年三月、この旅客業務委託も廃止された。

そして、昭和六十二年四月、JR九州霧島西口駅となり、十一月、無人駅となった。その後、平成元年四月から有人化となつて、JR職員一人が配置され、上下二四本の列車で、一日平均四〇〇人ほどの利用客があったが、二年九月現在はまた無人駅となっている。

西口駅前広場の取得について記述しておく。町は、国鉄清算事業団霧島西口駅前広場の用地取得について、昭

和六十二年度から清算事業団九州支社と協議を重ねてきた。その結果、面積二七四万二二一平方メートルを四九〇八万八九二三元で契約締結し、牧園町土地開発基金で取得した。当該地区は、霧島西口駅前に位置した利便性の高い地域でありながら、既存の公営住宅も現在はないので、この用地を取得後は、公営住宅及び駐車場、公園並びに消防車庫などが建設される予定である。

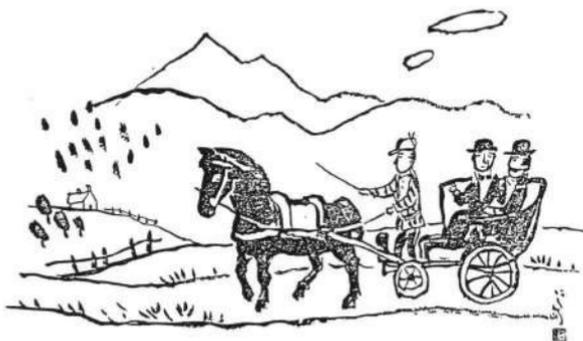
### (三) 乗合馬車

県は明治二十年十二月、県令第六十五号をもって乗合馬車取締規則を制定し、翌二十一年二月から施行した。

これは営業の免許制、車体、馬匹及び馭者・馬丁の資格、服装、乗車量、賃金及び駐車場などについて規定し、営業者は警察署管轄区域に従つて組合を結成し、必ずこれに加入すべきことを定めた。

郷土雑誌「さんげし」に載せられた鹿児島新聞所載の記事を紹介しよう。

栄之尾から牧園駅に迎えに来ている馬車に、二人ずつ向い合わせに乗れば、荒っぽい馭者が慍々な面構えの馬を駆



当時の馬車

って砂塵を立てて行った。ガタ馬車の勇敢な疾走ほど閉口するものはない。学校下で街道に沿った自宅の前で、馭者は妹らしいのと二人して、いま一頭の瘦馬を前につけて走り出し、寺原って茶屋で馬車をとめて馬に喰わせ、自分は平気で茶屋の女と囲炉裏ぎわの上り框に腰掛けて、飴をし

やぶりながら煙草を吹かしている。

長塚節（正岡子規直接の門人で歌人）が人吉・隼人を経由して安楽温泉を訪れている。明治四十五年四月二十九日から五月一日までの三日間である。彼の手帳に安楽まで馬車賃二五銭、宿賃一円と記されている。

「雀が囁く村の今昔」（春田丑雄、昭和四十九年発行）の後藤新平来牧の記事中に、明治四十二年、時の鉄道院総裁で農林大臣でもあった後藤新平が、高千穂の種馬所を視察に来た時のことについて次のようにある。上図はその本の挿絵である。

その時、大臣は開設されたばかりの牧園駅に下車、したがって、私たち小学生は、今の瀬戸口の道路わきに整列して、その通過を待つことになった。「大臣の馬車は、ただ今、岩崎鼻を通過」と言うメガホンの声が響きわたった。一同注目の号令で……見るとまだ見たことのない栗毛の馬一頭引きの馬車がやってくる。

#### （四）バ ス

**昭和初期** 昭和四年にホテル林田温泉一帯の土地を、**昭和九年**には霧島が国立公園に指定されて観光客も増え、道路も整備されてバスの運行回数も増えた。同十二年に日中戦争が始まり、十四年ころになると、ガソリンが切符制になり、更に車は木炭車と代わるなど燃料不足

し、温泉旅館も建設して、バスの運行を始めた。

のためバスの運行は減少した。霧島〜鹿児島市間も一日一往復になったことさえあった。

### 戦後のバス

昭和二十三年ころから、新しいバスが走るようになり、漸次回数も増えてきた。

昭和二十三年、霧島有料道路の完成により、林田・高千穂河原・霧島神宮駅線一六・八キロメートル、二十六年ころには川内・宮ノ城方面、都城方面と牧園霧島温泉郷を結ぶ線も走るようになった。三十三年十一月からは定期運行が開始された。次いで三十六年、えびの有料道路の完成により鹿児島・霧島・えびのが結ばれて、小林・宮崎へとバス路線がつながった。現在有料道路は六十年十二月から、無料開放となっている。

バスは霧島を訪れる観光客の主要な足となってきたが、マイカーの普及、レンタカー・貸し切りバスがとってかわり、定期バスも利用客が少なく、地方路線補助事業の適用を受けている路線もある。

本町は林田産業交通が林田に営業所を設け、営業しているが、観光地として宮崎交通、南国バスの乗り入れもあり便利である。また、空港行きバスも運行されているが、空港線道路が開通すれば、観光霧島の主要運行線と

して期待される。各交通会社の路線運行状況は次のとおりである。

#### 林田産業交通

霧島〜鹿児島市 一八往復

〃 〃 霧島西口駅 九往復

〃 〃 霧島神宮駅 一〇往復

〃 〃 霧島空港 三往復（横川経由）

#### 宮崎交通

霧島〜宮崎市 三往復

〃 〃 都城市 二往復

〃 〃 小林市 四往復

#### 南国交通

霧島〜鹿児島空港 二往復（横川経由）

その他町内におけるバスの運行は次のとおりである。

霧島神宮駅〜持松〜中津川〜宿窪田〜霧島〜西口駅

三体〜霧島西口駅

溝辺〜横川〜万膳〜宿窪田

### (五) 鹿児島空港と牧園

鹿児島空港開設以来、時代のすう勢に伴い航空便の利用が大衆化し、本町においても遠路の旅行はほとんど飛

空 港 の 概 要

行機によるようになった。空港の概要、乗降客数などは次のとおりである。

(1) 飛行場	
・位 置	鹿児島県始良郡溝辺町麓
・標 高	271.6m
・敷地面積	1,760.793m <sup>2</sup> (約53万坪)
・滑走路	3,000m×45m
・駐機スポット	15スポット
(2) 国内線ターミナルビル	
・構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建、塔屋付
・供用開始	昭和47年4月1日
(3) 国際線ターミナルビル	
・構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
・供用開始	昭和57年4月1日
(4) 貨物ターミナルビル	
・構 造	・航空会社棟：鉄骨造、平屋建一部2階(3,161m <sup>2</sup> ) ・代理店棟：鉄骨造、平屋建(1,142m <sup>2</sup> )
・供用開始	・昭和63年10月11日
(5) 別 館 (旧貨物ビル)	
・構 造	鉄骨造地上1階 一部中2階(2,120m <sup>2</sup> )
・供用開始	平成元年4月1日
(6) 駐 車 場 (鹿児島県営)	
・収容可能台数	733台

岡山	松山	与論	冲永良部	徳之島	奄美大島	屋久島	種子島	大分	福岡	広島	長崎	沖縄	名古屋	大阪	東京	行き先
一便	一便	一便	二便	二便	六便	三便	五便	一便	一〇便	二便	三便	三便	三便	六便	八便	便数

現在の飛行便  
(平成元年)

鹿児島空港乗降客数（平成元. 4. 1～2. 3. 31）

内		訳	平成元年度	昭和63年度	対比(%)
内	ANA	乗客	1,194,961	1,112,279	107.4
		降客	1,147,344	1,078,970	106.3
		計	2,342,305	2,191,249	106.9
	JAS	乗客	875,816	865,862	101.1
		降客	859,802	855,291	100.5
		計	1,735,618	1,721,153	100.8
	JAL	乗客	173,966	150,306	115.7
		降客	157,877	143,023	110.4
		計	331,843	293,329	113.1
	ANK	乗客	271,225	198,101	136.9
		降客	274,988	210,249	130.8
		計	546,213	408,350	133.8
JAC	乗客	67,154	21,040	319.2	
	降客	72,270	22,104	327.0	
	計	139,424	43,144	323.2	
合計	乗客	2,583,122	2,347,588	110.0	
	降客	2,512,281	2,309,637	108.8	
	計	5,095,403	4,657,225	109.4	
国際線	JAL	乗客	11,661	12,687	91.9
		降客	12,023	12,934	93.0
		計	23,684	25,621	92.4
	INU	乗客		0	
		降客		6	
		計		6	
	HDA	乗客	6,353	5,725	111.0
		降客	5,860	5,455	107.4
		計	12,213	11,180	109.2
	臨時便	乗客	6,365	4,954	128.5
		降客	6,811	5,643	120.7
		計	13,176	10,597	124.3

## 第2章 生活環境の整備

内 訳		平成元年度	昭和63年度	対比(%)
合 計	乗 客	24,379	23,366	104.3
	降 客	24,694	24,038	102.7
	計	49,073	47,404	103.5
総 計	乗 客	2,607,501	2,370,954	110.0
	降 客	2,536,975	2,333,675	108.7
	合 計	5,144,476	4,704,629	109.3

内 訳		平成元年度	昭和63年度	対比(%)
運 航	定期便数	43,986	43,935	100.1
	臨時便数	265	179	148.0
	欠航便数	714	839	85.1
	就航便数	43,537	43,275	100.6
	就航率	98.4	98.1	100.3

(鹿児島空港ビル業務部管理課調べ)

### 平成2年人身事故発生状況

(7月4日現在)

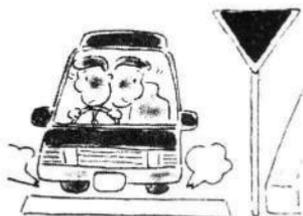
	件数	死者	傷者
県 下	⊖38 4,707	⊕3 68	⊖15 5,620
管 内	⊖10 45	⊖2 1	⊖2 60
横 川	⊖1 14	⊕1 1	⊕2 21
牧 園	⊖3 15	⊖1 0	⊕0 19
栗 野	⊕0 14	⊖1 0	⊖0 17
吉 松	⊖6 2	⊖1 0	⊖4 3

(注) ⊕⊖は前年比。

そこで、交通安全運動の重点を次の四点に絞った。  
(1)、歩行者と自転車利用者(特に子供と高齢者)の交通事

- る。
- (六) 交通安全対策
- 交通安全対策について記述する。  
最近の事故の傾向と特徴は、次のように分析されている。
- (1)、原因別では前方不注意が多い。四二・二パーセント。
  - (2)、類型では自損と追突が多い。自損二二件、二六・六パーセント、追突一〇件、二二・五パーセントで全体の半分近くを占めている。
  - (3)、女性ドライバーの占める率が多くなった。

交差点ストップ



故防止

- (2)、二輪車（特に若年者）の交通事故防止
- (3)、飲酒、暴走、過労、過積など無謀運転の防止
- (4)、平成二年は「とまっても確認」

二 通 信

1 郵便事業の制度と発達

わが国では、明治四年（一八七一）の初めに東京と大阪間に通信施設が設けられたのが初めてである。次いで明治五年六月の太政官布告によって、一般諸街道、脇街道とも県庁所在地、港、駅などの公私の要所は毎日、隔

飛び出しストップ



黄信号ストップ



日あるいは必要に応じて日に五、六度ずつ往復の通送を開き、道筋近傍の市町にもそれぞれ往復するように布告した。

本県では明治五年七月、まず、鹿児島市内大黒町、篠原次右エ門方に県令達によって初めて郵便取扱所を設け、毎月六度郵便を往復することとした。最初のうちは駅通寮の役人が県下を巡回して開通事務に当たったが、郵税は書状目方三匁以下一錢、四匁以上二錢、六匁以上三錢であって、別配達（速達）は二錢の割増となっていた。横川街道の郵便は、二、五、八の日（月九回）の差立であつたが、同じく二月一日から隔日差立と改められた。

## 2 踊郷郵便所創始

郵便切手売捌所は各郷に一か所ずつ設けられた。踊郷郵便所の創始を次の史料により知ることができる。

七等郵便局取扱役、手島藤太其他五等郵便局詰申付候事但  
 当分の内其自宅以郵便局と相称可申事

明治八年三月二十四日

駅通頭 前島 密圖

七等郵便局取扱役、手島藤太為御手当沓ケ月金四拾錢被下  
 候事。但本文御手当之儀者繰替渡金之内ヨリ引去出納計表  
 ニ仕組可差出事

駅通頭 前島 密

踊郷では当初郵便業創始の際は郵便物の数は極めて少なく、そのため五日分くらいまとめ、小行のうに入れ棒先に束ねて送送人が走ったものである。その姿は脚絆、草鞋、着物の裾をからげ、棒は肩荷にして小走りする。今のように干の徽章はなく一見して見分けられる姿勢で、一時間一里を下らない速度を保ち、浜ノ市郵便局に行つて交換した。後に横川郵便局で隔日に手紙の交換が行われ、しばらくして毎日行われるようになった。

明治四十一年（一九〇八）、牧園駅開通後は鉄道輸送

となる。郵便局がまだできず、鉄道輸送のできないころの通信法は次のようであった。

(1) 踊郷から鹿兒島市に急を要する場合は特に人を派遣する。これを使者、又は飛脚と呼んだ。

(2) 江戸へ通信する場合は踊郷の役員に書状を頼み、役員が鹿兒島へ行くついでに持参し、江戸薩摩屋敷に頼む。

(3) 江戸からの返書は、右の逆の順序で本人の手許に届く。これらはすべて公用であつて、例えば、江戸詰の守衛、公詰滞在に限ったもので私用は不可能であつた。江戸への普通行程は五〇日内外で、早飛脚も三〇日内外かかるといふ誠に不便なものであつた。

## 3 電信・電話の発達

それぞれの経緯をたどつてみると、次のようである。

(1) 電信 安政元年（一八五四）、ペリーが二度目の来航の時、幕府に電信機を寄贈したのが、わが国に電信機の入つた初めで、モールズ機が発明されてから一八年目であつた。同三年には島津斉彬が藩士に電信機を作らせて、城内の二の丸と本丸の間に線を引いて実験

している。明治二年、横浜で英人技師によって架線した、横浜灯台役所と横浜裁判所（県庁内）の実験通信から発展して、同年十二月二十五日から、公衆電報も取り扱いを始めている。同十年の西南戦争ではその効力が実証されたのである。

鹿児島県では、西南の役がその開通を促進した。すなわち、熊本・大口を経て鹿児島市に達したのは明治十年八月であった。それまでは官報だけを取り扱っていたが、十月二十二日から、当時仮県庁のあった加治木電信分局が私線取り扱いも始めた。

(2) 電話 わが国に電話が渡来したのは明治十八年で、アメリカのベルが電話を発明した翌年である。当時電話を取り扱っていた工部省が研究の結果、同二十年暮れ、東京赤坂溜池の工部省と赤坂御所内の宮内省の間に、輸入電信機で通話の実験をしたところ、成功をおさめ、翌二十一年一月、東京と熱海間、二二里に往復線を架設し、六月に静岡まで延長した。電話が個々の家庭に架設されたのは同二十三年来であった。

電話は最初、ハンドルを回す磁石式であったが、明治三十六年、京都局が電話機をとりあげるだけで局を

呼び出させる共電式電話機を採用して、主要都市はほとんどこの共電式に変えられた。更に大正十五年には交換手のいらぬ自動式電話機が東京などに採用され、順次全国に普及した。

町に電話が架設されたのは、昭和十一年六月の調査によると、役場、農業会、停車場、郵便局、病院、ホテル、旅館、一部学校、その他一部の民間で一一台にすぎなかった。昭和四十五、六年前までは麓地区・停車場地区に増設されたが、五十三、四年前から架設が盛んに行われ、全国至る所に即時通話ができるようになった。現在、町内戸数の九五パーセント以上が電話を持っており、平成二年四月の調査によれば、町内の電話台数は四二〇〇台である。

#### 4 町内の各郵便局

五つの局別に、その沿革、歴代局長、取り扱い業務などを紹介する。

#### 牧園郵便局

##### (1) 設立

明治 七年二月二六日 牧園村宿窪田六七三に設置

明治三十七年二月一九日

一四一に移転



牧園郵便局

(2) 取り扱い事務

大正 七年 一月二六日 // 一三八三の三に新築移転  
 昭和 九年 七月三〇日 // 増改築  
 昭和四五年 三月一五日 牧園町宿窪田二、〇七八―  
 二に新築移転

明治 七年 二月一六日 通常郵便取り扱い  
 明治三二年 三月 一日 貯金事務取り扱い

(3) 局長

明治三二年 九月一六日 為替事務取り扱い  
 明治三二年 二月 一日 小包郵便取り扱い  
 明治四一年 三月 一日 電信業務取り扱い  
 大正 五年 一〇月 一日 簡易生命保険取り扱い  
 大正 一五年 一〇月 一日 郵便年金取り扱い  
 昭和 七年 一〇月 二日 電話通信取り扱い  
 昭和 一〇年 二月 一日 電話交換取り扱い

明治 一八年ころ 牧園村宿窪田六七三 松下四郎次  
 // 三一年ころ // 松下 尚吉  
 // 三九ころ // 不明 山代 安賀  
 大正 六年 一月 二日 牧園村宿窪田一四三四 山口 雄一  
 昭和 八年 四月 一日 牧園村宿窪田一四三四 山口 兼明  
 昭和 三八年 六月 三〇日 牧園町宿窪田一四三四 山口 重明  
 昭和 六三年 六月 七日 牧園町宿窪田一四四〇―一二 川野 幸雄  
 平成 二年 三月 二四日 牧園町宿窪田一四三四 山口 茂喜

霧島温泉郵便局

(1) 設立

明治三五年一月一六日

大正二年 一月二五日

昭和一六年 一月一六日

昭和二五年 三月 一日

昭和五六年 二月二三日

昭和五六年 二月二三日

(2) 取り扱い事務

明治三五年一月一六日

昭和五年 二月 六日

昭和七年 三月三一日

昭和二五年 六月 一日

昭和四二年 七月 九日

(3) 局長

明治三五年一月一六日

大正二年 一月二五日

昭和一二年 七月二二日

昭和四九年 四月一五日

栄之尾郵便局開設

霧島温泉郵便局と改称し、

硫黄谷に移転

局舎新築木造平家

霧島温泉郵便局丸尾に移転

局舎牧園町高千穂三八七八

に移転新築(鉄筋一部二階)

一般郵便業務開設

電信業務開始

電話交換事務開始

郵便集配、保険年金集金事務開始

電話交換事務廃止

瀬戸口伊平次

堀切 清彦

堀切 清行

堀切 紀幸

安楽郵便局

(1) 設立

昭和五三年一月二三日

昭和五三年一月二三日

明治三五年一月一六日

明治三五年一月一六日

明治三八年 四月 一日

明治三八年 四月 一日

向井 郁男

牧園村宿窪田四一九三の一

に安楽郵便受取所開設

安楽郵便局に昇格



霧島温泉郵便局



安楽郵便局

昭和二年 七月一六日 宿窪田四二〇三番地に移転  
 昭和四七年 一月三一日 局舎木造新築  
 (2) 取り扱い事務  
 明治三五年一月一六日 郵便為替貯金各種現金受け  
 払い

大正五年一〇月一日 簡易保険事務

霧島西口郵便局

(1) 設立

昭和二年 四月一日	牧園町宿窪田三四一番地に 牧園駅前郵便取扱所開設
昭和四二年 四月一日	牧園駅前郵便局と改称
昭和四四年 二月一日	宿窪田一六九一―一六に移転
昭和四五年 二月八日	局名変更、霧島西口郵便局
昭和四六年 一月三日	宿窪田一六九―三二に移転
昭和四五年 二月八日	局長心得 安栖権之助
昭和一六年一〇月七日	局長 久保寅太郎
昭和五〇年 六月三〇日	局長 久保敏行

大正一五年一〇月一日	郵便年金事務
昭和一〇年 九月七日	電話電報取り扱い
昭和一三年 二月六日	電話交換事務
昭和四二年 七月九日	電話交換事務牧園局集中合 併

(3) 局長

明治三五年一月一六日	取扱人 安部 戸市
明治三八年 四月一日	局長 安部 戸市
明治四五年 一月三日	局長心得 安栖権之助
明治四五年 二月八日	局長 久保 英一
昭和一六年一〇月七日	局長 久保寅太郎
昭和五〇年 六月三〇日	局長 久保敏行

(2) 取り扱い事務

昭和六一年 四月一五日



霧島西口郵便局



牧園中津川郵便局

昭和五〇年 七月二日

松元 親志

昭和六年 三月二四日

松元 英雄

牧園中津川郵便局

(1) 設立

昭和二年 八月 一日

無集配局として上中津川一

三四番地に開局

昭和四七年 一月二〇日

上中津川一七一―五番地に

新築移転

(2) 取り扱い事務

昭和二年 八月 一日

郵便、為替、貯金、保険年

金業務

(3) 局長

昭和二年 八月 一日

永田 辰三

昭和五年 九月 四日

伊集院 巖

昭和五年 七月一五日

下松瀬正良

昭和六年 三月三一日

平田 守

(3) 局長

昭和四年 二月 一日

郵便、為替、貯金(集配事

昭和二年 四月 一日

川西袈裟助

昭和二年 六月 三日

畦地 栄吉

務を除く)

保険年金を追加

第2章 生活環境の整備

局名	場所	開設移転改築	現在までの局長	取り扱い事務
霧島西口郵便局	宿窪田一六九―三二	昭一・二・四・一 昭四・二・四・一 昭六・一・四・一五	松元英雄	為替貯金 無集配
安楽郵便局	宿窪田四二〇三	昭四・七・一・三一 昭二・七・一六 明三八・四・一 明三五・一・一六	川西袈裟助 久保寅太郎 久保英一 安栖権之助 安部戸市	為替貯金 郵便配
霧島温泉郵便局	高千穂三八七八―二〇二	昭五・六・二・二三 昭二・五・三・一 大・二・一・二五 明・三・五・一・一六	堀切清彦 堀切清行 堀切紀幸 向井郁男	集配 郵便配 為替貯金 保険年金
牧園郵便局	宿窪田二〇七八―二	昭四・五・三・一五 昭九・七・三〇 大・七・一・二六 明・三・七・二・一九 明・七・二・二・一六	山代安質 山口兼明 山口重明 山口幸雄 山川幸喜 瀬戸口伊平次	集配 郵便配 為替貯金 保険年金

局 名	場 所	開設移転改築	現在までの局長	取り扱い事務
牧園中津川郵便局	上中津川一七一五	昭二・八・一 昭四七・一・二〇	永田辰三 伊集院巖 下松瀬正良 平田守	無集配 郵便 為替貯金 保険年金

5 ラジオ・テレビ

ラジオ・テレビの難視聴地域の解消も、県、NHK、民放、電波監理局などの関係機関に要望し、情報格差をなくするよう努力されている。町内には無人テレビ中継所が宿窪田・下中津川・万膳・霧島西口駅前・高千穂の五か所に設立されている。

かつては、ラジオが茶の間の人気者だったが、テレビはその座を急速な勢いで奪ってしまった。さまざまな娯楽や芸術、世の中の様子、世界の情勢など、ありとあらゆるものを、ブラウン管に映し出してくれるテレビは、その楽しさ、豊かさをもってたちまちにして茶の間の人気を集めてしまい、家族の団らんの中に積極的に受け入れられてきた。

衛星放送も近年急速に伸びている。日本中どこでも直径一メートルほどの小型パラボラアンテナさえあれば、

電波を直接受信することが可能である。難視聴の解消や災害などの緊急通信も確保される。

平成元年の県統計年鑑によるとテレビの契約数は、普通契約数二四一台、カラー契約数三九五台、合計四一九六台である。

三 治 安

(一) 警 察

鹿児島県の警察の起源と変遷は次のようである。明治二年（一八六九）二月二十日、藩知事は知政所の職制発表、同四年七月の廃藩置県により、同年八月、知政所は鹿児島県庁と改められた。翌五年、県内の治安を維持していた常備隊は解散されて、県に捕亡吏ほぼりが置かれた。現

在の警察官の起源ともいうべきものである。

この当時、地方には捕亡吏は置かれず、警察取り締まりの権限も郡長や戸長などにゆだねられていた。六年五月には「裸取締まり令」を出し、「暑いからと言って道路を裸で歩くべからず。女までが腰巻一つで醜態をさらしている現状では野蠻の極みである。せめて半でんぐらいは着て仕事をするように」と達示した。

明治八年、警察局を設け、同年十一月には邏卒らそくの名称を巡査と改めた。翌九年、警察局は鹿児島警察署となり、その分署が県内の要所に設置された。十年二月、西南の役のため県下の巡査はほとんど西郷軍に従軍した。

県下に一〇の警察署、一六の分署が置かれた十一年十月、士農工商いずれの身分、職業を問わず、試験による巡査採用が実施された。二十年七月、駐在所の巡査配置法が施行され、町村に巡査を常駐させる制度が実施された。県下を一六〇区に分け、一区ごとに巡査一人を配置し、主として巡邏査察、戸口調査に従事させた。

明治二十一年十二月から、駐在所の上に地名を付けて呼ぶようになった。昭和二十一年一月、連合国軍総司令部から日本政府あての覚え書きにより「けん銃」の保持

携帯が認められた。同年七月を期して、明治以来の帯剣も廃止され、警棒に切り替えられた。同二十三年三月、警察法の施行によって、新警察制度が発足した。これは自治体警察と国家警察の二本立てで組織され、自治体警察は市と人口五〇〇人以上の市街地的町村に設置された。同二十七年四月、対日平和条約が発効して警察制度も検討され、同二十九年七月、新警察法が施行されて自治体警察は廃止され、県警察に統合された。

- |   |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 1 | 牧園町駐在所    | 人員 | 一人 |
| 2 | 霧島温泉派出所   | 人員 | 三人 |
| 3 | 霧島西口駅前駐在所 | 人員 | 一人 |
- 平成二年三月一日  
現在

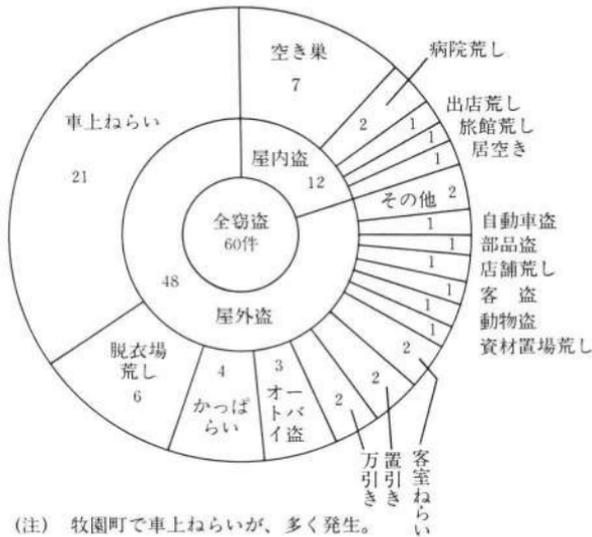
## (二) 防犯体制の充実

**犯罪のない町づくり** 平成元年中、横川警察署管内で発生した刑法犯は一四九件、うち牧園町は七四件

と前年に比較して三一件と大幅に増加している。なかでも窃盗は全刑法犯の八四・六パーセントで依然として高い比率を占め、内容的には牧園町は車上ねらいが大半を占めている。

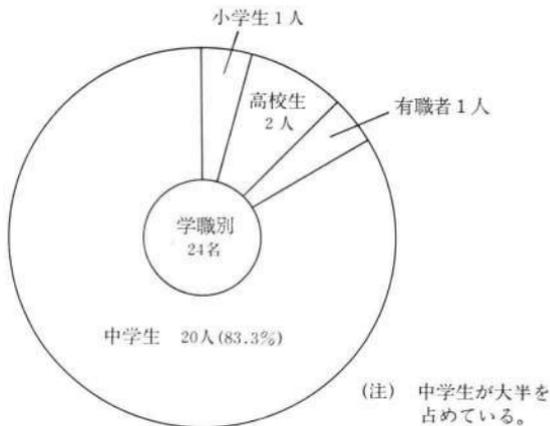
少年非行関係では、管内で二四件が発生して、前年よ

窃盗の手口別発生状況



り四件減少しており、うち牧園町は三人の少年が検挙補導されている。近年、成人の犯罪情勢は、おおむね平穩に推移しているが、少年非行は依然として高い水準にあり、十四、五歳という年齢の低い少年や、両親のいる普

少年非行の年齢・学職別検挙状況



通の家庭少年による非行が目立つなど、次代を担う少年の非行の動向は極めて憂慮すべき状況である。  
**防犯活動のすすめ方**は、家庭、学校、地域社会を含めた、関係機関、団体関係者の連携を密にして、犯罪を防止し、明るく住みよい環境づくりと、各種の施策を推進するこ

とが緊急の要件となっている。

1、盗犯予防活動の推進

イ、盗犯多発地区に対する重点的防犯対策の推進

ロ、戸締まり、カギかけ運動の推進

ハ、季節防犯運動の効果的推進

2、少年非行防止活動の推進

イ、「一青少年育成の日」の推進

ロ、万引防犯対策の推進

ハ、少年を取り巻く有害環境浄化活動の推進

ニ、街頭補導活動の強化

ホ、学校、警察など各関係方面との連絡協議会の開催

3、金融機関等の防犯対策の推進

4、職域防犯団体の育成

5、高齢者に対する防犯対策の推進

6、悪質商法等経済事犯に対する防犯対策の推進

(三) 消 防

北消防署

消防活動は住民の生命財産を災害から守り、安心して生活ができるよう団員が奉仕的に努力している。本町は国分・隼人・霧島・福山の広域消防組合に加入し、昭和四十八年四月に高千穂小谷



国分地区消防組合北消防署

に常設消防分遣所が発足、実務を開始した。更に梯子車・救急車なども配備され、同年九月一日から北消防署に昇格して活動している。

消防後援会

この会は、各分団の機能の健全な発展と、団員がその任務を遂行するに必要な後援を行うことを目的として発足した。結成は昭和二十

## 消 防 の 概 況

## (1) 国分地区消防組合北消防署職員数

(平成2年1月23日現在)

総 数	司令長	司 令	司令補	消防士長	消防副士長	消 防 士
25	1	1	5	7	2	9

## (2) 非常備消防団員数及び消防機器の状況

(平成2年3月1日現在)

区 分	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	ポ	積	ポ	計
									自 動 車	載 車	小 型	
本 部	1	2						3				—
中 央 分 団			1	1	1	3	14	20	1		1	2
駅 前 分 団			1	1	1	3	13	19	1		1	2
万 膳 分 団			1	1	1	4	11	18		2	3	5
上 中 津 川 分 団			1	1	1	4	9	16	1	1	2	4
下 中 津 川 分 団			1	1	1	3	12	18		2	3	5
安 楽 分 団			1	1	1	4	8	15	1		1	2
持 松 分 団			1	1	1	4	18	25		2	2	4
高 千 穂 分 団			1	1	1	5	18	26	1		1	2
三 体 分 団			1	1	1	3	14	20		1	2	3
計	1	2	9	9	9	33	117	180	5	8	16	29

## (3) 最近の火災発生状況

年次	区分	火 災 件 数				損 害 額 (千円)
		総 数	建 物	山 林	そ の 他	
昭和57		8	6		2	15,124
58		7	6	1		18,143
59		8	6	1	1	5,862
60		6	5		1	23,373
61		6	5	1	12	6,131
62		3	2	1		542
63		9	6	3		13,297
平成元		6	5	1		4,400
2		2	2			3,630

三年四月で、各分団に後援会がある。

〔参考〕 中津川地震

昭和六十一年四月二十八日の地震の経過について、福岡管区気象台によると、震源地は霧島の南西約一〇キロメートルで、震源の深さは極めて浅く、局地地震と発表。町は災害対策本部を設置し対処した。その時刻と規模は次のとおり。

- 。午後四時 五分（一回目） マグニチュード 三・七
- 。同 五時三十六分（二回目） 三・七
- 。同 八時 十五分（三回目） 二・七

災害発生状況は次のようであった。

- 。県道 犬飼く霧島神宮停車場線
- 。一部通行止め、安楽く犬飼間、落石三か所、亀裂約一五〇〇メートルにわたり幅約五センチメートル
- 。水道断水 荒田地区二か所
- 。県道 荒田地区亀裂三か所
- 。急傾斜地崩壊対策事業施工済 改田口地区 地すべり約一〇メートル 田島篤則宅裏山
- 。妙見地区 久保・池田・久保三家族に避難指導
- 。安楽地区 安栖正一宅・安楽安雄宅・安楽公民館裏山が

け崩れ 岩石五〜八トン数個

。横瀬温泉 泉源枯渇（共同浴場）

。中津川小学校体育館梁折損

。農林水産施設 荒田水路 延長三〇メートル一部埋没

水田亀裂（一部埋没）約四反歩

。林道 湯ノ原線不通

昭和四十三年のえびの地震（震度5）以来のことで、県をはじめ関係機関と協議しながら復旧対策に入り、現在では復旧も終わっている。

#### 四 保健・衛生

##### （一）基本方針と現状の課題

豊かで活力ある社会を築き上げるには、住民の健康の保持増進が不可欠である。また、人生八〇年を明るく健康やかに過ごすためには、心身共に健康であることが基本的条件である。人口の高齢化、生活様式の変化など、的確に対応しながら、疾病の予防、早期発見につとめ、更に積極的な健康増進を図る。健康づくりの根本は、住民

一人ひとりの「自分の健康は自分で守る」という自覚である。そのため、意識の高揚を図る一方、拠点としての保健センター建設を推進し、センターを中心とした保健サービスを展開しなければならない。

人口の高齢化、生活様式の変化に伴い、がん・心疾患・脳血管疾患などの成人病がますます増加してきており、本町でも、死亡原因の六四・八パーセントをこの三大成人病で占めている。また、有病率も高くなってきており、健康診査の結果も要医療、要指導者の割合が高い。成人病の対策は老人保健事業を推進することにより、その充実を図る。

母子保健の現状をみると、出生数が年々減少の傾向にあるが、すべての子供たちが健やかに生まれ、心身共にたくましく成長することを願い、母と子の健康増進事業を実施している。母子を取り巻く環境の変化も大きく、仕事をもつ母親が多くなったり、食生活の変化、核家族化など、社会的変化に伴い母子保健指導も複雑かつ重要となってきた。近年、成人病の低年齢化の傾向もあり、乳幼児期から生涯を通じての一貫した保健指導が大切である。

疾病の予防という面では、予防接種率を高めていかなければならない。インフルエンザ注射など、社会的批判の影響もあって接種率は激減している。予防接種に対する正しい知識を普及し、確実な予防接種事業を実施して疾病の予防につとめる。

ストレスの多い社会情勢の中、精神障害者も増加し、心の健康を保つための対策が重要になってきている。また、老人においては、老人性痴呆への対応も今後力を入れていかなければならない。更に積極的な健康づくりを図るため、健康教育などで意識の高揚を図り、食生活の改善に併せて、健康体操の生活習慣化を啓発する。

## (二) 今後の計画

### 成人病対策

成人病対策は、治療だけでなく、第一次予防（原因を絶つ）、第二次予防（早期発見、早期治療）によって病気を予防することが極めて大切。更に第三次予防（機能回復）によって、できるだけ早く社会復帰することが重要である。老人保健事業を推進充実し予防につとめる。

- 1 各健診の充実を図るとともに、受診率を高め、疾

病の予防、早期発見につとめる。

2 健康教育、健康相談を実施し、健康に関する知識の啓発を図り、健康に対する積極的姿勢を育てる。

3 家庭訪問指導により、生活に即した保健指導を徹底し、疾病の予防、あるいは適正医療の推進を図る。

4 成人病は日常生活習慣のひずみから起こるものであり、生活習慣改善をすべく、食生活改善推進員の活動を推進する。

5 身体機能の低下している者に対し、機能訓練をすることにより寝たきり予防につとめる。

老人保健事業計画

事業名	内容								
健康診査	<p>。一般健康診査の受診率を五〇パーセントにする</p> <p>。基本健診を増やし、健診内容を充実する</p> <p>。がん検診の受診率の目標を次のとおりとする</p>								
	<table border="0"> <tr> <td>胃がん</td> <td>二五パーセント</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>二〇パーセント</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>三五パーセント</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>二五パーセント</td> </tr> </table>	胃がん	二五パーセント	肺がん	二〇パーセント	子宮がん	三五パーセント	乳がん	二五パーセント
胃がん	二五パーセント								
肺がん	二〇パーセント								
子宮がん	三五パーセント								
乳がん	二五パーセント								

健康手帳の交付  
七〇歳以上の者及び四〇歳以上の希望者に対し、手帳を交付し、健康の記録をとる

健康教育  
年間三〇回実施し、一般健康教育以外に、重点健康教育として肺がん予防、乳がん予防、寝たきり予防、歯の健康、「骨粗しょう症」などについて実施する

健康相談  
年間一〇〇回実施し、一般健康相談以外に重点健康相談として、病態別健康相談、歯の健康相談、老人健康相談を実施する  
地区ごとに定例健康相談日を設定し、利用の促進を図る

訪問指導  
寝たきり者とこれに準ずる者に対し、月一回の訪問指導を行う  
健診などで要指導であった者に対し、訪問指導を実施し、疾病を予防する

機能訓練  
月一〜二回実施、デイ・サービス事業との連携も図りながら、寝たきり者をつくらぬよう機能訓練をする

母子保健対策  
生涯健康づくりのスタート時点としてとらえ、健全な基礎づくりをしていく。母子を取り巻く社会的変化に対応しながら、保健指導を実

施し心豊かでたくましい子供を育てる。

1 各種検診の受診率を高める。

2 妊娠中の管理、保健指導を徹底する。

3 各種検診の事後指導を徹底する。

4 助産婦、母子保健推進員の活動を推進する。

5 むし歯予防についての知識の啓発並びに予防処置（フッ素塗布）を実施し、むし歯予防につとめる。

**結核・伝染病 予防対策** 結核に対する認識がうすれつつある昨今、レントゲン検診の受診率を高める

ため、正しい知識の普及につとめるとともに、肺がん検診と併せて実施するなどして、関心をもたせる。

予防接種の受診率も低率であるため、繰り返し呼びかけ、また、母子保健推進員を活用し、受診率の向上を図る。

**健康づくり 対策** 健康増進のための運動、栄養、休養のバランスのとれた生活をすすめる。

食生活改善推進員の活動により、健全な食生活習慣を育て、子供から老人までの健康を増進する。また、運動不足による心身への影響が大きくなってきているので、運動（体操）の普及を社会教育課と連携をとりながらす

すめる。更に、健康づくり推進協議会運営を充実し、健康づくりの輪を広げていきたい。

牧園町保健の状況

(1) 死因別統計

	1 位	2 位	3 位
昭和 62	心 臓 病(26.9)%	脳血管疾患(20.4)%	悪性新生物(20.4)%
63	脳血管疾患(28.0)	悪性新生物(19.3)	心 臓 病(14.9)
平成 元	心 臓 病(25.2)	悪性新生物(21.6)	脳血管疾患(16.2)

## 第2章 生活環境の整備

### (2) 三大成人病死亡数と死亡率（人口10万対）

年次 疾患別	昭和59		60		61		62		63	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
心疾患	27	237.9	25	223.3	40	360.8	29	263.7	17	156.3
脳血管疾患	22	193.9	28	250.1	30	270.6	22	200.1	28	257.4
悪性新生物	17	149.8	24	214.4	21	189.4	22	200.1	27	248.2

### (3) 三大成人病年齢階級別死亡数（昭和63年）

年齢 疾患別	計	0～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上
心疾患	17	0	0	0	1	2	2	12
脳血管疾患	28	0	0	0	1	7	5	15
悪性新生物	27	0	0	1	2	8	7	9

### (4) 悪性新生物の部位別死亡数

年次 部位	昭和60	61	62	63	平成元
食道がん	2	0	1	1	2
胃がん	4	4	2	2	3
肺がん	2	1	4	6	4
肝臓がん	1	2	1	0	4
脾臓がん	1	4	1	3	3
直腸がん	1	1	1	1	0
乳がん	0	0	0	1	0
子宮がん	2	0	2	0	0
白血病	3	1	2	1	0
その他のがん	8	8	8	12	8

Ⅲ 町内の医療機関

管内医療施設の状況（平成元年12月現在）

区分	医療施設										診療に従事している医師 (常勤)												
	病院		診療所		診療所		助産所		はきき		柔道整復		医療機関		歯科医師								
	病 数	病 一般 精神	院 床 結核 伝染	診療所 数	病 床 （一般）	計 病 一般 精神	床 結核 伝染	人床一 当り の 数	助 産 所	は き き	柔 道 整 復	医 人 数	非 常 勤 医 師	常 勤 医 師	看 護 婦 士	開 設 年 月 日	の 一 人 当 り の 数	の 一 人 当 り の 数					
市町																							
刈園町	3	80	90	170	5	19	99	90	189	109	2	7	14	10	11	1	13	3	16	677	2	5,413	
病 院 名	刈園町高千穂3878			古江増蔵 医療法人純誠会		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科	
所 在 地	刈園町高千穂3878			古江増蔵 医療法人純誠会		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科	
開 設 者	文部大臣			古江増蔵 医療法人純誠会		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科		古江増蔵 精神科	
管 理 者	田中 信行			古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵		古江 増蔵	
診 療 科 目	内、理			内、小、理		内、小、理		内、小、理		内、小、理		内、小、理		内、小、理		内、小、理		内、小、理		内、小、理		内、小、理	
病 床 数	50			30		30		30		30		30		30		30		30		30		30	
一 般 精 神	8			2		2		2		2		2		2		2		2		2		2	
医 師 数	7			0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
非 常 勤 医 師	1			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	
常 勤 医 師	1			1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	
看 護 婦 士	21			28		5		478		2538		2338		2338		2338		2338		2338		2338	
開 設 年 月 日	9.40.4			16.78.6		3.78.31		3.50.2		1.76.00		3.50.2		1.76.00		2.21.4		1.76.00		2.21.4		1.76.00	
の 一 人 当 り の 数	3.53			4.178		3340		2.50.5		1.78		2318		2318		2318		2318		2318		2318	
の 一 人 当 り の 数	3.53			4.178		3340		2.50.5		1.78		2318		2318		2318		2318		2318		2318	

地域の活性化のための町の公共施設について記述する。

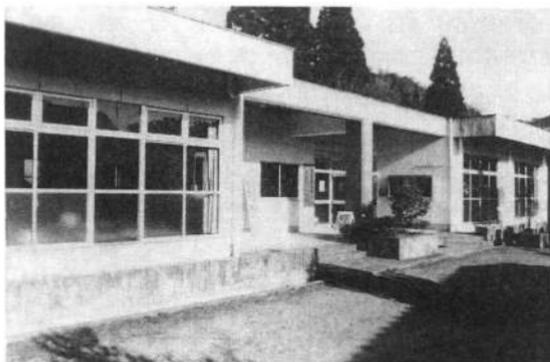
## 五 公共施設



鹿大医学部付属病院霧島リハビリテーションセンター

### (一) 農村婦人の家

県内では初めての「農村婦人の家」が、昭和五十四年四月、万膳小学校に完成した。この施設は、農村振興運動の婦人対策として造られたものである。建物は鉄筋コンクリート平家建ての三二八・五八平方メートル、総工費は三八三〇万円（このうち、国からの補助一五〇二万九〇〇〇円）。健康管理室・健康増進室・調理実習室兼食品加工室・共同学習室、大型洗濯機の施設が備わっている。校区公民館としても利用されている。

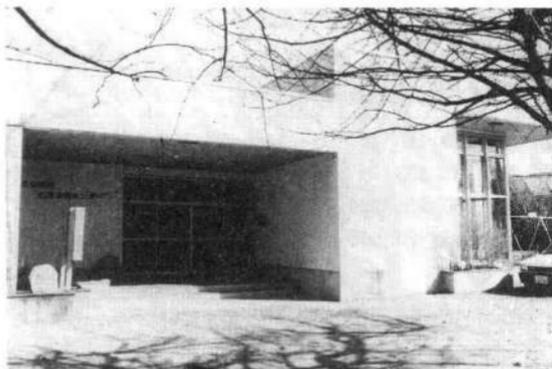


農村婦人の家

## 農村婦人の家施設利用状況（平成元年度）

（人）

施設	月													計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
共同学習室	170	93	20	15	8	70	2	84	60	85	60	66	733	
健康増進室	99	109	25	29	24	140	120	95	113	37	128	92	1,011	
食品加工室	250	161	156	142	136	241	162	148	143	65	62	134	1,790	
共同洗濯室	11	25	38	67	27	26	42	6	4	2	6	11	265	
健康管理室														
計	530	388	239	253	195	477	326	333	320	189	246	303	3,799	
視 察														
合 計	530	388	239	253	195	477	326	333	320	189	246	303	3,799	
洗濯及び加工状況														
区分	月別													計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
洗 濯	24	126	192	342	138	222	246	30	12	12	24	24	1,392枚	
み そ(麦)	2,910	1,310	640	314	480	3,160	1,710	340	220	20	320	540	11,864kg	
(大豆)	1,031	456	189	91	231	1,182	645	304	238	63	122	174	4,726kg	
しょう油					10	30			5		8		53本	
ジュース						7		6		50			63kg	
ジャム														
ソーダ菓子	147	183	108	52	40	87	52	39	32	25	31	65	861箱	
洋 かん	21									2	6	36	65箱	
コンニャク	10	5							19				34kg	
カルカン														
缶(瓶)づめ	864		210	26									1,100本	
た れ		246	296	408	61	145	244	415	66	121	148	80	2,220本	
めんつゆ	98	331	677	887	317	140		47	28	70	21	28	2,644本	
ソ バ									21				21kg	
ダンゴ	4	6										20	30kg	
チマキ		7	9										16kg	
精 粉	21		32	65	60					18	21	33	250kg	
ゆべし	5	8	6	2	2		1	2	77	6			109箱	
ケーキ			4										4個	
モチ				2						210	23	38	273kg	
キンカン														



生活改善センター

地域コミュニティ活動の拠点として、三体小学校隣に、昭和五十五年七月完成した。この施設は、地域の人々のコミュニティ（共同）活動や研修などの場として造られたものである。建物は鉄筋コンクリート平屋建ての四四〇平方メートル、総工費は四九八四万二〇〇円（このうち県費一四九万円）。健康増進管理室・共同学習室・農産物加工室・調理室・洗濯室などがあり、特に健康管理室には、トレーニングなど各種機器

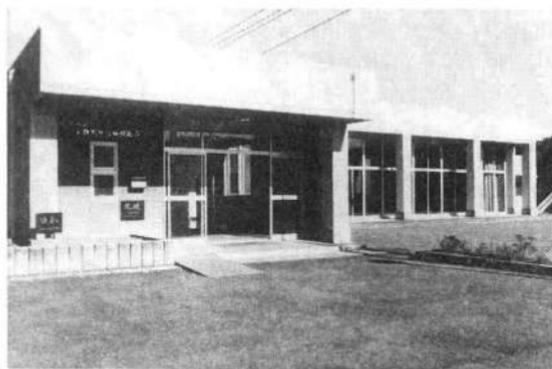
## (二) 生活改善センター

の施設が備わっている。校区公民館としても利用されている。

## (三) 多目的営農研修施設

下中津川改田口に、中津川地区多目的営農研修施設が昭和五十七年五月完成した。この施設は、各種座談会や会合などに広く利用されることにより、校区公民館的なものとして造られたものである。

建物は鉄骨平家建て三五五・六八平方メートル、総工費は六五〇四万九〇〇円（うち、国からの補助二六六万六〇〇



多目的営農研修施設

## 生活改善センター施設利用状況（平成元年度）

（人）

施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
共同学習室	55	20	50	40	115	110	100	12	148	72	100	145	967
健康増進室	39	6	43	58	35	133		32	75	46	32	14	613
食品加工室	244	138	76	139	230	255	224	112	232	156	163	191	2,160
共同洗濯室	27	38	25	55	35	70	49	16	15		6	12	348
健康管理室													
計	365	202	194	292	415	568	373	172	470	274	301	362	3,988
視 察													
合 計	365	202	194	292	415	568	373	172	470	274	301	362	3,988
洗濯及び加工状況													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
洗 濯	114	144	162	330	192	396	329	84	91		14	98	1,954枚
み そ(麦)	1,090	930	80	200	80	1,890	1,060	210	20	40		300	5,900kg
(大豆)	356	286	112	157	80	604.5	521.5	240.5	142	94	84	203	2,880.5kg
し ょ う 油						30	60						90kg
ジ ュ ー ス					62								62本
ジ ャ ム			143		291	333		53	176	53	43	185	1,277本
ソ ー ダ 菓 子	126	115	25	24	9	51	22	13	17	3	3	35	443箱
洋 か ん	1	1											2箱
コ ン ニ ャ ク	20	9					36	63	70	22	37	38.5	295.5kg
カ ル カ ン								4	3				7箱
缶(瓶)づめ	280	152	152	350	365	231	196	424	296	378	333.5	398	3,555.5本
た れ	8	88		118	16.5	56	62	191	40			65.5	635本
めんつゆ	79	196	267	741	49	112	21	60	78	66	68	70	1,787本
真空パック	2,527	164	93	106	307	99		46	303	128	68	80	3,911袋
ダ ン ゴ													
チ マ キ	4	2											6件
精 粉			8	10	11					8		34.5	71.5kg
ゆ べ し			102			150			30				280箱
ケ ー キ													
乾 燥	1					2	1	2	2		4	2	14件
そ の 他	16	5	5	1	8	5	3	8	11	6	3	8	79件

第2章 生活環境の整備

営農研修施設利用状況（平成元年度）

（人）

施設	月												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
共同学習室	197	254	31	71	56	95	59	60				41	37	891
健康増進室														
食品加工室	172	100	90	84	52	107	106	98	120	63	57	96		1,135
共同洗濯室	23	39	49	60	53	52	74	28	16	8	9	6		417
健康管理室														
計	392	393	170	215	161	254	239	176	136	61	107	139		2,443
視 察														
合 計	392	393	170	215	161	254	239	176	136	61	107	139		2,443
洗濯及び加工状況														
区分	月別												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
洗 濯	108	192	270	402	258	312	378	162	60	24	54	48		2,268枚
み そ(麦)	980	550		125	200	1,370	1,380	280	140	80	180	440		5,725kg
(大豆)	352	192		35	70	490	541	113	49	10	61	155		2,068kg
しょう油														本
ジュース											80			80本
ジャム														本
ソーダ菓子	77	94	69	35	26	48	53	58	105		41	70		666箱
洋かん														箱
コンニャク							11	31	12	5				59kg
カルカン														箱
缶(瓶)づめ	1,175	213	42			63								1,493本
た れ	54	191	457	297	70	101		275	310		44	74		1,873本
めんつゆ		178	516	362	206				30		14	63		1,369本
ソ	30	7							6.5	3				46.5kg
ダンゴ														個
チマキ														本
精 粉		39	25	99	103	10	50	88	75	24	111	190		814kg
ゆべし	443	450	340	464	874	483	820	1,115	1,145	625	662	823		8,244箱
ケーキ														
モ	4.5									12	6	8		30.5kg
キンカン														

円)。研修室・婦人研修室・調理加工室・洗濯室、前庭はゲートボール場の施設が備わっている。

#### (四) 日の出温泉きのこの里

全国植樹祭（昭和五十九年五月）の記念事業として、町が国道二二三号の日の出地区に、新林業構造改善事業による森林総合利用促進事業総合案内施設（日の出温泉きのこの里）として、昭和六十三年三月完成させた。

この施設は新川溪谷沿いに建てられた木造二階建てで、休養休憩施設棟（食堂・特産品売り場）、浴場棟、ソーメン流し棟などの施設がそろっている。管理運営は町森林組合が行っている。今後森林浴を楽しめる遊歩道も計画されている。溪谷美、温泉、山菜料理と四季を通じて自然の恵みを楽しめる施設である。



日の出温泉きのこの里



関平鉱泉販売所

#### (五) 関平鉱泉販売所

従来、関平温泉飲料水販売施設（昭和五十八年建設）で販売していたが、健康食ブームを反映して販売が伸びたことと、六十二年七月、町外向け価格が引き下げられたこともあって人気が高まり、町の自主財源として大き

な役割を果たしているため、利用者の利便を考えて、町は新販売所を町道牧園中央線沿いに建設、六十三年五月完成した。建物は鉄骨平屋三二八平方メートルで、最新の設備を導入、一日一二五〇個（二〇リットル入り）を製造している。平成元年十一月には一・五リットル入りボトル製造のプラントも完成し、なお一層の売り上げ増加につながるのではないかと期待されている。

#### (六) 老人福祉センター

昭和五十四年三月三十一日竣工、同四月二十八日に落成式が挙行された。

所在地 牧園町宿窪田七九一番地ノ一  
敷地面積 四三八七・四六平方メートル  
建物面積 五九三・一五五平方メートル  
構造 鉄筋コンクリート平家建て  
施設内容 集会所・健康相談室・会議室・調理実習室・機能回復訓練室・浴場二、運動場

温泉は六二度のお湯が湧出する。現在町福祉協議会が町と管理委託の契約を結び運営している。



老人福祉センター

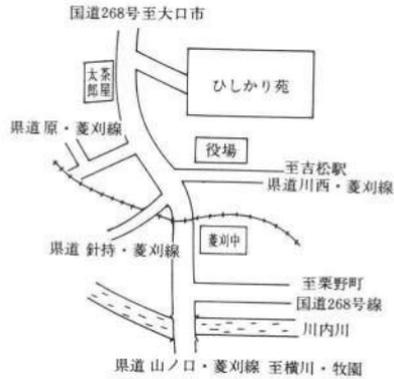
#### (七) 火葬場（ひしかり苑）

昭和五十三年二月に伊佐北始良火葬場管理組合が設置した施設である。無煙、無臭、無煙突という公害のない火葬炉である。

所在地 伊佐郡菱刈町重留四四四番地

ひしかり苑 (伊佐北始良火葬場)

案 内 図



敷地面積 一万七七八二平方メートル  
建物面積

鉄筋コンクリート造り平家建て

(イ) 炉 棟 四五一平方メートル

(ロ) 待合棟 四九六平方メートル

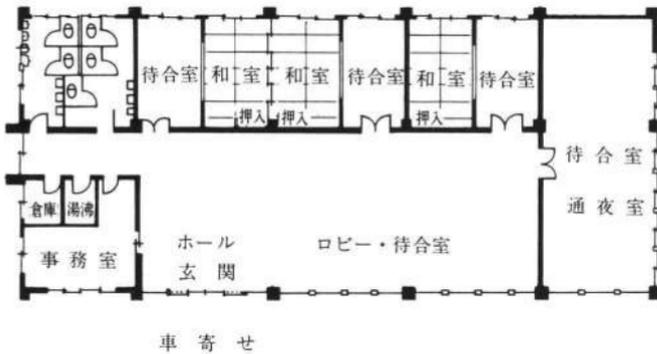
木造平家建て(管理人住宅)六一・七四平方メートル

事業費 三億八三九万七〇〇円

構成市町名

大口市・栗野町・吉松町・菱刈町・横川町・牧園町

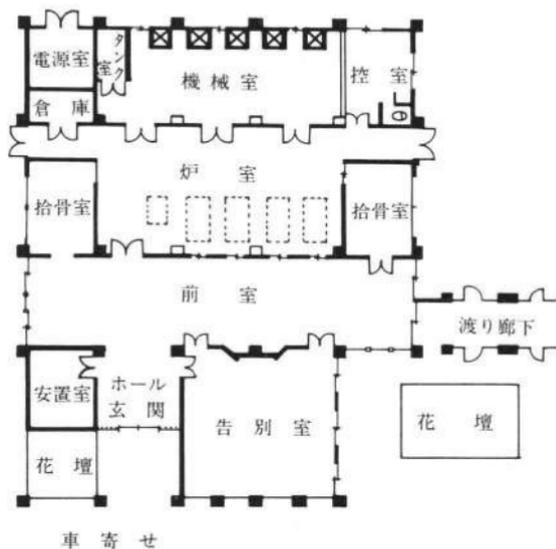
配 置 図



第2章 生活環境の整備

伊佐北始良火葬場市町別利用状況（平成元年度）

市町名		月												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
大口市	大人	22	17	23	19	13	16	14	20	22	33	23	23	245
	小人	1				1		1					2	
	死産			1			2		1		2		7	
	改葬					1			1	1		1	4	
	汚物 通夜 葬式		2 1	4 2			1	1		1 1	1 1	1 2	3 2	15 12
計		23	20	30	20	16	19	15	24	25	37	27	285	
菱刈町	大人	13	11	9	14	15	4	4	12	6	15	12	127	
	小人							1					2	
	死産	2							1			1	3	
	改葬		1										1	
	汚物 通夜 葬式		1 1			1 1	1	1				1	2 3	
計		15	14	9	14	17	5	6	13	6	15	13	140	



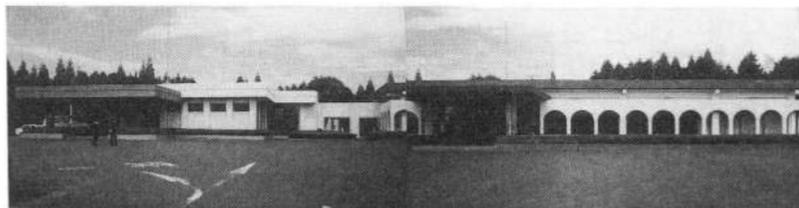
第7編 現 代

市町名		月												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
栗 野 町	大人	7	14	8	10	15	7	6	6	3	14	10	7	107
	小人							1						1
	死産				1			1	1					3
	改葬													
	汚物 通夜 葬式									1				1
計		7	14	8	11	15	7	8	7	4	14	10	7	112
横 川 町	大人	6	6	6	2	6	7	3	4	5	5	8	8	66
	小人													
	死産												2	2
	改葬													
	汚物 通夜 葬式						1	1						2
計		6	6	6	2	6	9	5	4	5	5	8	10	72
吉 松 町	大人	2	4	6	2	2	3	4	4	6	5	9	7	54
	小人													
	死産					1	1							2
	改葬				1			1						2
	汚物 通夜 葬式													
計		2	4	6	3	3	4	5	4	6	5	9	7	58
牧 園 町	大人	5	7	14	6	6	11	10	8	11	10	15	7	110
	小人													
	死産		2							1	1			4
	改葬													
	汚物 通夜 葬式				1	1								1
計		5	9	16	6	6	11	10	9	12	10	15	7	116

第2章 生活環境の整備

市町名		月												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
区 域 外	大人	3	1			1	3	1	1	3	4	1	2	20
	小人												1	1
	死産	1		1		1			1		1	1	1	7
	改葬													
	汚物				1									1
	通夜												1	1
	葬式											1	1	
計		4	1	1	1	2	3	1	2	3	5	2	6	31
合 計	大人	58	60	66	53	58	51	42	55	56	86	78	66	729
	小人	1				1		2					2	6
	死産	3	2	2	1	2	3	2	5	1	3	1	3	28
	改葬		1											1
	汚物				2	1	1	2	1	2			1	10
	通夜		3	5		1	2	1	1	1	1	2	4	21
	葬式		2	3	1	2	1	1	1	1	1	3	3	19
		62	68	76	57	65	58	50	63	61	91	84	79	814

灯 油	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合 計 27,200 ㍓
	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間 1 体当たり35 ㍓ 残 1,150 ㍓
	2,000	2,000	2,200	3,000	3,000	3,000	



ひしかり苑

(八) 北始良清掃センター

年金積立還元融資により建設された施設である。

所在地 始良郡牧園町万膳五八一の一・二

管理者 北始良清掃センター事務組合 牧園町長川畑義

照

敷地面積 七〇〇〇平方メートル

組合設立 昭和五十年十月

構成団体 牧園町・栗野町・横川町（昭和五十四年四月加

入）

施設竣工 昭和五十二年十二月

処理能力 （八時間）

可燃物処理二二トン、不燃物処理七トン

操業開始 昭和五十三年三月

処理人口（六十三年国調人口）

牧園町 一万三四七〇人（観光人口を含む）

栗野町 九〇八二人

横川町 五九三七人

職員 五人（内事務二、現場三）

処理の方法は次のとおりである。

(1) 搬入Ⅱ供給

収集車で搬入されたゴミは、

トラックスケー

ルで計量されて

貯塵<sup>じん</sup>ピットに

貯留されたの

ち、クレーンで

投入ホッパーに

供給される。貯

塵ピットの扉

は、油圧で急速

開閉ができる。

(2) 乾燥Ⅱ燃

焼

投入ホッパー下部の給塵ブラッシュャーから扇形スト

カに一定量が自動的に送り込まれる。扇形ストリーカは、

ゴミのほぐし、かくはん効果的で、ストリーカ下部から

の予熱高温空気により併せて良好な乾燥、燃焼が行われ

る。炉形は逆炎方式で、輻射<sup>はくしや</sup>、接触、乾燥が促進され

る。扇形ストリーカは全国に八十数か所の実績を持ち、燃



北始良清掃センター

## 第2章 生活環境の整備

### ごみ処理実績

#### (1) 可燃ごみ

(t・年間)

町名	年度		
	昭和62	63	平成元
牧園町	2,076	2,145	2,357
栗野町	732	770	755
横川町	457	527	546
合 計	3,265	3,442	3,658

#### (2) 不燃ごみ

(t・年間)

町名	年度		
	昭和62	63	平成元
牧園町	322	363	366
栗野町	185	166	209
横川町	83	109	99
合 計	590	638	674

#### (3) 個人直接搬入

(t・年間)

町名	年度		
	昭和62	63	平成元
牧園町	162	197	191
栗野町	75	97	106
横川町	118	145	130
合 計	355	439	427

焼効果には定評がある。

#### (3) 灰Ⅱダストの処理

焼却後の灰は、灰出し傾斜コンベヤーにより、灰パンカに一時溜められた後、埋め立て地に搬出される。集塵装置で捕集されたダストは、乾式ダストコンベヤーにより灰パンカに送られる。

#### (4) 送風Ⅱ煙の処理

燃焼用の空気は空気予熱器により高温とし、ストーカ下から炉内に送風される。一方、燃焼排ガスは減温装置により温度を調節されたのち、マルチサイクロン集塵装置で含塵量規制値以下にして煙突から排出される。

#### (5) 余熱利用

余熱利用装置(空気予熱器・温水熱交換器)はともに、ユニット形式で炉ごとに設置してある。空気予熱器は、燃焼に必要な空気を排ガスを利用して高温にする装置で、ストーカから炉内に送って高温燃焼を促進させる。温水熱交換器により取り出される温水は管理棟に送り、浴場などに利用する。

#### (6) 汚水の処理

プラント汚水は中和凝集、沈澱、濾過したのち、減温水として再循環利用し、場外への排水はない。沈澱した汚泥は脱水機で処理して灰パンカに送られる。貯塵ピツ

ト汚水は濾過装置を経て焼却炉内で噴霧蒸発させる。

(7) 不燃物の処理

搬入された不燃物ゴミのうち金属類は、つり下げ磁選装置で自動選別され、成形圧縮機により自動的にプレスされる。ガラス類は破砕機により粉碎されコンベヤーにより灰バンカに送られる。

(8) 一日の処理能力

可燃物は二二トン、不燃物は七トンくらい処理する。最近三年間の処理実績は前表のとおりである。

(九) し尿処理場

昭和四十七年、牧園・横川町衛生管理組合処理施設が発足した。投入量も社会経済の発展と住民生活の向上により、また、環境保全に対する社会的関心の高まりに伴い、農地などへの還元率低下により、投入量は年々増加の傾向である。昭和六十年には、旅館・ホテル並びに個人住宅の浄化槽完備で投入量が増加したため、生し尿処理施設と浄化槽汚泥処理分離方式の浄化槽を新設した。

これにより、処理能力、埋め立て処分が緩和された。しかし、埋め立て処理は地下浸透、生活環境保全のために

改善の必要がある。また、下流公共用水源の浄化を図るため高度処理施設を設置し、生活環境の保全をしたいものである。



し尿処理場

し尿処理状況

月別	牧園町 (台)						横川町 (台)						合計 (台)					
	昭和62年		63年		平成元年		昭和62年		63年		平成元年		昭和62年		63年		平成元年	
	生	浄	生	浄	生	浄	生	浄	生	浄	生	浄	生	浄	生	浄	生	浄
1月	149	97	154	116	168	105	82	36	82	34	82	30	231	133	236	150	250	135
2	166	65	159	119	174	134	93	40	93	62	96	54	259	105	252	181	270	188
3	155	145	160	170	170	194	75	38	90	42	97	66	230	183	250	212	267	260
4	162	68	179	91	175	82	97	35	102	55	104	66	259	103	281	147	279	148
5	150	123	167	96	169	153	82	43	87	49	90	42	232	166	254	145	259	195
6	166	117	173	113	181	140	89	44	98	42	97	32	255	161	271	155	278	172
7	174	124	164	88	197	119	88	68	86	72	90	37	262	192	250	160	287	156
8	174	120	171	114	192	113	100	46	101	32	105	31	274	166	272	146	297	144
9	163	137	171	119	170	124	78	68	95	36	86	60	241	205	266	155	256	184
10	160	186	165	125	176	134	88	23	89	67	91	56	248	209	254	192	267	190
11	157	117	161	192	167	168	84	60	89	50	85	53	241	177	250	242	252	221
12	172	132	177	115	186	147	108	51	107	79	93	99	280	183	284	194	279	246
計	1,948	1,431	2,001	1,458	2,125	1,613	1,064	552	1,119	621	1,116	626	3,012	1,983	3,120	2,079	3,241	2,239
							8.3						8.3	5.4	8.6	5.7	8.9	6.1

1日平均処理場の処理台数(1.8R(車換算))

(十) 持松校  
区公民館

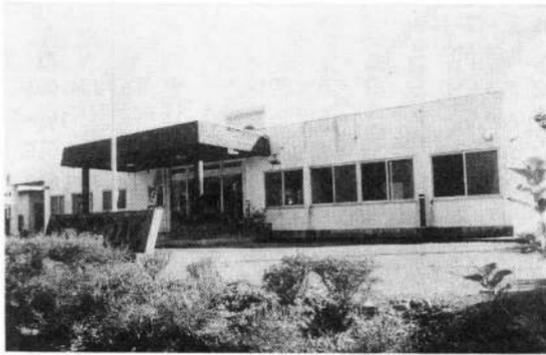
持松校区公民館

は、校区の中央地区  
聖原（おじりばい）に完成し、昭和  
五十六年四月から開  
放されている。

鉄骨コンクリート  
平屋建て、総面積三  
四五・四九平方メー  
トル、総工費四八一  
五万円。施設内容と  
しては、研修室・会  
議室・調理加工室・  
洗濯室・図書室・事  
務室、その他ボイラ  
ー室などである。  
これは、万膳婦人  
の家や三体生治改善

牧園町公共施設図





持松校区公民館

センター中津川営農施設センターと大体同じで、みそ、菓子づくりの加工機械も備え付けられている。落成式には伝統芸能踊りが持松二区の人たちにより、三〇年ぶりに披露された。

## 六 上水道

本町は、住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、他町村にさきがけて水道を設置、普及率（専用水道「自家用水道」を除く）も九一・七パーセントに達している。

昭和二十五年の創設以来、四〇年の経過があり、麓・寺原・有村・中津川・万膳・高千穂・宇都口・三休浅谷の八地区の簡易水道と、健崎・西霧島・妙見地区に飲料水供給施設、それに丸尾地区に雑用水としての供給をしている。その間諸施設老朽化のため、昭和五十四、五年度に麓地区の改良、五十七年度に寺原地区の改良、六十年度に万膳地区の改良及び吉原への拡張工事を行い、他の地区も道路改良と並行して改修などを進めている。次に諸資料を掲げる。

## 上水道関係概況

- 簡易水道の給水区域 麓地区・万膳地区・中津川地区・高千穂地区・三体浅谷地区・有村地区・宇都口地区・寺原地区
- 飲料水供給施設の給水区域 健崎地区・妙見地区
- 雑用水施設の給水区域 丸尾地区
- 計画給水人口 13,525人
- 現在給水人口 10,660人
- 導水管延長 1,705m
- 送水管延長 25,266m
- 配水管延長 104,604m
- 配水池設置数 15か所
- 配水能力 (m<sup>3</sup>/日) 8,516m<sup>3</sup>
- 年間総配水量 2,436,892m<sup>3</sup>

第1表 定額制

種 別	用途	料率		超 過 料 金	
		基本料金(1か月につき)	料 金	超 過 人 員	料 金
定 額 制	専 用	5人まで	270円	1人増すごとに	30円
	共 用	5人まで	230円	1人増すごとに	30円
	支 給 栓	1栓につき	50円		
	風 呂	1こにつき	50円		

第2表 計量器制

種 別	基本料金	従 量 料 金	
		水 量	単 価 (1 m <sup>3</sup> につき)
専用給水装置	円 500	1立方メートル～5立方メートル	45円
		6立方メートル～10立方メートル	60円
		11立方メートル～20立方メートル	75円
		21立方メートル以上	90円

第3表 雑用水計量器制

種 別	基本料金	従 量 料 金	
		水 量	単 価
専用給水装置	円 150	1 m <sup>3</sup> 増すごとに	7円50銭

(資料：建設課)

## 七 住 宅

### (一) 町公営住宅

町営住宅は、昭和二十六年から建築している。現状は次表のとおり三五五棟を数え、年々整備されてきたが、住宅は生活上欠くことのできない要素であり、それぞれ環境に適合した良好な快適性やプライバシーなどが確保できる住宅が必要である。

住宅は経済産業の発展につれ、その質も著しく向上し、生活水準に応じ文化的な居住住宅、環境の整備された住宅が必要だが、規模、設備において他市町村よりかなり後れがある。特に、木造住宅においては、耐用年数を経過したものが多く、居住環境も劣悪といわざるを得ない。今後、質量共に調和のとれた住宅供給と、計画的建設を推進しなければならない。

平成二年度には霧島西口駅前広場の用地を取得し、公営住宅及び駐車場、公園などを建設、整備する「駅前ハイツ」として鉄筋コンクリート造り二階建て四戸、四棟

を建設した。今後も順次同様事業を実施する。

### (二) 雇用促進住宅

雇用促進事業団が、昭和五十三年十月から高千穂小塚原に建設、住宅八〇戸（三DK四〇戸一棟と二DK四〇戸一棟）が五十四年九月完成した（建設費四億六〇〇万円）。

同住宅は、各企業に働く人々の住宅を確保することによって雇用を促進しようとして、事業団が全国各地に建設を進めているものである。

入居資格は、雇用保険被保険者で、住宅に困っている者、同



雇用促進住宅

町公営住宅の概況

種別構造 年度	公 営 住 宅			町営住宅		計
	第2種公営住宅 木造平屋建	第2種公営住宅 簡易耐火構造	第1種公営住宅 簡易耐火構造	一般町営住宅	教職員住宅	
昭和26	3					3
27	16					16
30	6	12				18
31		20				20
32		16				16
35	15	4				19
37		20				20
38		25				25
40		20				20
41						
42		10				10
43		20				20
44		33				33
45		20	4			24
46		4	10			14
47		12	8			20
48		20				20
50		16				16
51		5				5
53					7	7
54				14	5	19
55					5	5
56					5	5
計	40	257	22	14	22	355

居の扶養親族がある者、ただし、三DKは四人以上の家族構成、月収が家賃と共益費の五倍以上あることなどの

条件がつく。

## 第三章 社会福祉の増進

### 一 科会福祉の充実

#### (一) 戦前の社会福祉

明治政府以来、国家は先進国に追いつくために、まず、富国強兵を最大の目標にして、産業の保護、教育の振興に重点をおき、社会福祉のように非生産性のものは度外視していた。わずか明治七年（一八七四）に恤救福祉制度を設けたが、これはお上の仁慈によるもので、労働力のない極度の生活困窮者が一時的に救済される制度であった。次いで昭和八年度に制定された救護法も主旨は同じく慈善的制度であり、現在の生活保護法、福祉法など福祉六法の中にある権利として守られたものではない。

貧困あるいは疾病、心身障害などにより生計を維持できない者は、乞食ニヒシとなつて各家庭の門口に金品残飯を乞

い、住む家のない者は神社仏閣の軒下に雨露をしのいでいた。また、心身障害者の中には琵琶びば三弦を弾き、歌舞音曲を催して金品を乞い、あるいは按摩あんま、鍼灸はり灸の施術で生計をたてる以外にすべはなかった。更にあわれむべきは、年のいかない幼少年を歌舞音曲、曲芸などの重労働につかせ、酷使したことである。福祉優先の現代とは隔世の相違がある。政府がこのように福祉に冷淡であったから、政府の施策によるものよりも、日赤活動や衛生組合のほか、慈善事業あるいは社会事業のもとに個人や自由団体の手によつた実績が著名である。このような政府の方針は終戦まで八〇年間も続けられたので、旧市町村記録も極めて少ない。

#### (二) 戦後の社会福祉

昭和二十年、第二次世界大戦の終了によつて、わが国内には戦災孤児・浮浪者、引き揚げ者、復員軍人・軍属、徴用解除者などがあふれて、主食の配給など次第に悪化してきた。また、焼け野が原と化した都会においても、貧民化の様相を呈し、タケノコ生活の困難な生活状態が続いた。同年、生活保護法の制定、同二十二年、児童福

社法、同二十四年、身体障害者福祉法の制定をみたが失業は急増するばかりであった。

しかし、昭和三十年前後から高度経済成長へと傾斜して生活環境も急変してきた。福祉政策も拡大され、三十五年、精神薄弱者福祉法、三十八年、老人福祉法、三十九年、母子福祉法が制定された。そのすべての社会福祉制度からの給付や公的サービスを受ける窓口として、社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所、保健所、福祉事務所、市町村役場には関係課が設置された。

### (三) 社会福祉一般

**民生委員 制度** 昭和二十三年七月、民生委員法が制度化され、二十四年、二十八年、三十一年、

三十五年と改正されて、民生委員は社会福祉事業の向上のための協力者となり、任期は三年、恵まれない人たちの相談相手や保護指導などを任務としている。委員は町民生委員協議会を組織し、毎月定例会を開いて研さんにつとめている。児童委員、国民年金委員も兼務。民生委員の総務は次のとおり。

原田重彦(昭和二十五、二十八年)、西藤尚道(昭和二十八

、四十八年)、池田光重(昭和四十八、五十一年)、久保真太郎(昭和五十一、平成元年)、厚地茂記(現在)

**牧園町社会福祉協議会** 社会福祉協議会の発足は、国は昭和二十二年全国社会事業大会に端を発して、同

年十一月、全国社会福祉協議会が結成された。鹿児島県では同二十五年十二月八日、県社会福祉協議会が設立された。その後、国や県の指導により県下の市町村に社会福祉協議会が設立された。

牧園町社会福祉協議会は昭和三十四年八月一日、任意団体として発足した。当時の事務局は役場関係課であり、組織としては会長一人、副会長三人、理事二人、監事二人、委員五二人、専任職員若干人とされており、事業としては、生活を改善し明るい生活をするための指導奨励及び助長、法外の要保護者に対する援助及び指導、共同募金・日赤などへの協力、行政機関又は福祉団体の活動に対する協力及び援助などを主な事業とし、委員の拠出する会費、各種募金の配分金・町助成金・寄附金・事業収入などで三十有余年運営されている。

その後、町が昭和五十四年四月、老人福祉センターを設置した機会に、町社会福祉協議会の事務局が老人福祉

第3章 社会福祉の増進

センターに移転し、事業が推進された。しかし、社会福祉事業法の拡大によって、任意組織の社会福祉協議会では、円滑な活動と健全な運営は期しがたい状況になってきた。時あたかも全国的に社会福祉協議会の法制化の気運が高まるとともに、関係機関団体の強い要請もあつて、同五十七年九月七日、法人登記とともに社会福祉法人として発足した。

法人設立当初の役員名

発起人「設立者」 設立当初役員	氏名	選出母体
発起人理事	久保寅太郎	民生委員総務
設立代表者	加藤好夫	身体障害者協会
〃	早水節子	各種婦人団体
〃	富山克己	民生委員副総務
〃	永田耕一	議會議員
〃	長田忠敏	町PTA連合会長
〃	南鉄雄	自治公民館長
〃	高田実則	町消防団長
〃	原田シヅカ	町遺族会長
〃	厚地茂記	民生委員校区代表
〃	佐々木嗣郎	学校長(中)

歴代会長名(法人後)

氏名	就任期間
久保寅太郎	昭和五十三年七月～平成元年十二月
厚地茂記	平成元年十二月～現在

〃 監事 阿多一雄 町監査委員  
〃 町監査委員

町社会福祉協議会は、行政の手の届かないところに愛の手を差し伸べ、地域住民の安定と社会福祉推進のため次のような事業を行っている。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究、総合的企画、連絡調整及び助成、普及及び宣伝
- (2) 助けあい資金に関する事業
- (3) 心配ごと相談に関する事業
- (4) 葬祭具の貸し付けに関する事業
- (5) 共同募金事業への協力
- (6) 老人福祉センター、塩浸温泉福祉の里の受託経営
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 巡回入浴サービスに関する事業
- (9) 家庭奉仕員派遣事業の受託運営
- (10) その他本会の目的のため必要な事業

それぞれの事業実態について述べることにする。

(1) 助けあい資金に関する事業

(イ) 世帯更生資金 老人心身障害者生活環境整備資金は、昭和三十年、国の財政措置が認められて県社協に補助金が交付され、生業資金・支度資金・技能習得資金、生活資金は生活費・家屋修理費・助産費・葬祭費と低所得者に対する医療費であった。同三十六四月、世帯更生資金貸付制度要綱により、修学資金（修学費・修学支度費）の貸し付けも包括制定された。老人心身障害者の生活環境整備については、住宅資金貸し付けが必要となり、四十六年、県単事業として同資金の貸し付け業務が県社協委託により開始されたので、借入れ、申し込みの調査、申請手続き、貸し付け金の受け渡し、償還金処理などの事務を実施している。

(イ) 福祉金庫 小口貸し付け資金として、本町社会福祉協議会が実施している独自の資金である。この資金は低所得者に対し、適切な貸し付けと援助指導を行うことにより、経済的自立の助長と生活

意欲の向上を図ることを目的としており、生活資金・生業資金・就職支度資金の三種で、無利子で貸し付けを行っている。

(2) 心配ごと相談に関する事業

心配ごと相談所は、昭和五十八年四月一日、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じている。心配ごと相談所は老人福祉センター内。相談員は民生委員八人、その他二人。実施日は毎週火曜日午後一時から四時まで。相談所の運営費は国・県・町の補助金一七万六一〇〇円である。

過去五年間の心配ごと相談事業の状況

年度別	六十年	六十一年	六十二年	六十三年	平成元年
相談件数	一三二	九五	一〇八	一〇〇	八九

(3) 葬祭具の貸し付けに関する事業

葬祭の経費軽減のため、昭和四十七年四月一日から実施したが、当時は二基の祭壇で貸し付けが行われた。その後、同四十九年、五十一年、五十五年それぞれ一基ずつ購入し、現在五基所有している。五十八年度から民間三業者に業務を委託し、低料金

(4) 共同募金事業  
 で貸し出しを行っている。

県共同募金会は、毎年周到綿密な調査を行い、県社会福祉協議会の意見を聴いて、適正な募金額と配分金額等を公告する。そして、各市町村に対しては世帯割り、財政割りによる一般募金(赤い羽根)と、歳末助け合い募金に区分して、それぞれの募金目標割当額を示す。特に市町村社会福祉協議会に対する配分金は、一般募金については目標割当額に対し五パーセント、目標額以上の達成額分並びに歳末助け合い募金は全額配分されることになっている。配分された額はすべて地域福祉のため還元金として活用されている。

(5) 老人福祉センター・塩浸温泉福祉の里の受託経営事業

老人福祉センターは昭和五十四年四月、老人福祉法に基づき設立された施設である。設立後一〇年を経過しているが、老人の利用はもろろんのこと、各種団体などの会合にも使用されている。

塩浸温泉福祉の里の受託は、住民福祉の向上と老

過去五年間の目標額の実績状況

年 度	募 金 区 分	目 標 額	達 成 額	率
昭和60	一 般 募 金 歳末たすけあい募金	1,698	1,734,592	102.2
		450	453,050	100.7
61	一 般 募 金 歳末たすけあい募金	1,698	1,823,732	107.4
		450	462,750	102.8
62	一 般 募 金 歳末たすけあい募金	1,718	1,870,859	109
		449	472,350	105
63	一 般 募 金 歳末たすけあい募金	1,759	1,948,260	110
		453	463,800	102
平成元	一 般 募 金 歳末たすけあい募金	1,783	1,938,674	108
		449	470,400	104

別表 1

利用 者	区 分	利用料
65歳以上の人	保養休憩	無 料
老 体障害者	〃 〃	〃
身 障 害 者	〃 〃	100円
手帳所持者	〃 〃	50円
一般おとな	〃 〃	無 料
〃 (小学生)	〃 〃	
〃 幼 児	〃 〃	

別表 2

利 用 者	区 分	利用料
お と な も	保養休憩	150円
こ ど も	〃 〃	100円
(小 学 生)	〃 〃	
幼 児	〃 〃	無 料

人並びに身体障害者らに対し、保養、休憩を提供することに健康の増進、ふれあいの場及びレクリエーションの利便に供するため、町と管理委託契約をして管理するもの。委託期間は、平成二年七月一日から三年三月三十一日までであるが、更に一年間継続できることになっている。

利用料は次のように徴収することになっている。

塩浸温泉福祉の里を利用しようとする時は、町民である証明又は六五歳以上の老人及び身体障害者手帳を提示することにより、別表1に定める利用料を、その他の者については別表2に定める利用料を

徴収する。

(6) ボランティア活動の振興

昭和五十八年四月一日、社会奉仕活動センターを設置、社会奉仕活動育成事業が実施された。登録者数は二〇〇人を超え、町内の至るところで活躍中である。また、ボランティアの育成の観点から、小学校に対しボランティア育成協力校の指定をし、子供に対しても育成援助も行っている。平成二年度からはボランティアコーディネーター事業に名称も変わり、これまで培ってきたボランティアをいかに推進面で伸ばせるかが課題である。

(7) 巡回入浴サービス事業

昭和六十一年、町内の寝たきり老人などに対し、定期的に入浴を行うことにより、家族の入浴介護の負担軽減と保健福祉の向上を図ることを目的として実施している。最初は霧島青葉園の移動入浴車で一人の利用者にサービスしていたが、翌六十二年十二月に民間放送局から軽ワゴンの移動入浴車の寄贈を受け、利用者の枠も広がってきている。

(8) 家庭奉仕員派遣事業の受託運営

第3章 社会福祉の増進

社会福祉法人牧園町社会福祉協議会評議員・監事名簿

(平成2年5月11日現在)

番号	役職名	氏名	番号	役職名	氏名
1	会協総務長 (民協総務)	厚地 茂記	21	(中津川校区) (公民館長)	外國 学
2	副会長 (身障協会)	神之 信重	22	(社会福祉施設) (長)	古江 増蔵
3	(民協副総務)	肥後 勇夫	23	(民生園) (委員)	宮原 範行
4	(老ク連会長)	安栖 重志	24	(民生体) (委員)	下村 一男
5	(文教厚生委員)	安栖 恵	25	(民生津川) (代表)	瀬戸口 巧
6	(自治公民館) (代表)	本田 平	26	(民生千總) (委員)	丸野 秀夫
7	(保護司会)	松下 文雄	27	(民生万膳) (委員)	塚田 勇
8	(町PTA連合) (会長)	榎並 勉	28	(民生松) (代表)	馬渡 美次
9	(遣族会)	原田シヅカ	29	(小学)	岸園 久則
10	(消防団)	猪木 満徳	30	(教育委員)	青山 清照
11	(婦人団体)	小谷 清子	31	(学識経)	川野 幸雄
12	(町議会)	大坪 明	32	(青年団)	田島 博文
13	(住民課)	今西 幸人	33	(行政相談)	神之 信重
14	(社会教育課)	梶原 茂信	34	(中学校)	日高 學
15	(交通安全協)	永岩 俊愛	35	(手をつなぐ) (親の会)	吉村美和子
16	(高千穂校区) (公民館)	前田 嘉市	36	(母子寡婦福) (祉会)	上原アオイ
17	(牧園校)	松元 親志			
18	(万公膳校)	西園 正雄			
19	(三公体校)	下村 一男	1	監	事 検校 昇 茂
20	(持公松校)	深迫 敦雄	2	監	事 木佐貫

昭和四十二年四月に始まり、当時は二人で老人及び障害者世帯を訪問していた。その後、年々ヘルパーも増員され、同四十七年は五人となった。五十八年四月一日から本事業も福祉協議会に委託され、現在は老衰、心身の障害者など床に就いてはおおむね六五歳以上の人をかかえている家庭、日常生活を営むのに支障がある身体障害者のいる家庭の訪問をしている。

## (四) 生活保護制度

生活保護法は昭和二十五年、旧生活保護法を廃止して新憲法の理念に基づき、現行法が制定された。生活保護は原則として世帯を単位として、その要否及び程度を定めるようになってはいるが、世帯単位によりがたい時は、個人を単位として定めてもよいことになっている。

保護の方法には居宅保護と収容保護があり、給付には金銭給付と現物給付（主として医療）とがある。また、給付については、次の対象扶助の必要に応じて、一種類又は二種類以上給付できるようにになっている。

- 1 生活扶助（平成二年現在）  
衣類その他日常生活の需要を満たすために必要なもの  
六三件、三一七万八五六〇円（平均五万四五三円）
- 2 教育扶助  
義務教育に伴って必要な教科書その他学用品など  
八件、一〇万二〇八〇円（平均一万二七六〇円）
- 3 住宅扶助  
住居費・住宅の補修費、その他維持のため必要なもの  
二五件、一三万三五六六円（平均五三四四円）

## 4 医療扶助

診察料、入院費など

## 5 出産扶助

分べん前後の処置並びに介助の費用など

## 6 生業扶助

生業に必要な資金など

## 7 葬祭扶助

死亡診断書、死体の運搬費など

その他葬儀に必要な経費

生活保護を實際に適用するに当たっては、最低生活保障水準を級地別に規定してある。

## (五) 児童福祉

昭和二十二年制定の児童福祉法の内容も、経済情勢の変転により、幾度か改正がなされ今日に至った。

現行児童福祉法施行令による主な児童福祉事業は、次のように規定されている。

○母と子の幸せのため

- 1 児童保育の充実を図る。
- 2 障害児の福祉の増進を図る。
- 3 乳児の生命を保持するとともに、心身の順調な発達

を保障するため、乳幼児の福祉の向上を図る。

○児童の健全育成

4 児童に対する適切な生活指導と健全な遊びを通して、心身の健康の増進を図る。

5 家庭教育の研修活動を促進し、児童の健全育成を図るとともに、地域における児童福祉の向上に資する。

6 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、助産を受けさせる。

○児童手当支給

7 児童を養育しているものに児童手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与する。

○児童扶養手当支給

8 父と生計を同一にしていなかったり又は父が重度の障害の状態にある児童（一八歳未満の者又は重度の障害の状態にある二〇歳未満の者）、監護する母又は養育する者に、児童扶養手当を支給することによって、児童の福祉の増進を図る。

(六) 高齢化社会に向けての福祉対策

老人家庭奉仕員派遣事業、はりきゅう券施術料助成事業、老人クラブ助成事業、敬老年金支給事業、老人福祉

電話設置事業、地域ぐるみの老人と子供のふれあい事業などを実施している。

○六十三年度追加事業

在宅老人短期保護事業、高齢者サービス総合調整推進事業、ガイドヘルパー派遣事業

○元年度追加事業

老人日常生活用具給付事業、痴呆性老人徘徊感知用機器給付事業、通話式インターホン設置事業

○平成二年度追加事業

巡回入浴車サービス事業、在宅老人デイサービス事業、ふれあい福祉のひろば開催事業、ボランティアコーディネーター設置事業

高齢化社会に向けての取り組みとしては、敬老年金改正及び敬老会対象者年齢引き上げ、ボランティアコーディネーター設置によるボランティア団体の結成、お年寄りの専門部活動の実施及びお年寄りのニーズ台帳作成、入浴派遣を二倍にし、在宅老人福祉の徹底、デイサービスに対する取り組みなどを実施している。

今後取り入れられる事業としては、在宅老人ホームケア促進事業、在宅老人ナイトケア促進事業、長寿社会づく

くり推進パイロット事業、在宅高齢者福祉アドバイザー整備事業、在宅高齢者福祉サービス総合調整事業など。なお、町単独事業としては、在宅介護者手当の支給及びシニアクラブ「おあしす」事業の取り組み、長寿データエクスプレスシステムの設置などを計画している。

(七) 保育所と保育園

児童福祉法により保育に欠ける児童（両親共働き、母親病気など）を入所させ、児童を親に代わって保護養育することを目的としている。

保育方針 園生活を通じてひとり立ち（自ら学びとる自主の芽生えを伸ばす）、仲間愛、協調性、忍耐力、根気などを学びとっていく能力、伸び伸びと遊ばせ、その遊びの中から養い培っていくことを目的としている。

入所方法 入所申請書に必要な事項を記入し、母親が働いている場合は就業証明書か内職証明書など、病気の場合は出産証明書、診断書など、病人看護の場合は診断書か地区民生委員の証明書など必要書類を添えて提出すること。四月入所の場合には一定の時期と場所を定めて受け付けを行う。

保育料 そ

れぞれの家庭の収入に応じて決められる。例えば、生活保護家庭、前年度の町民税が課税されなかった家庭は無料。前年度の町民税・所得税・固定資産税などのある家庭では、その税額によって定められる。

1 町立高千穂保育所

所在地 牧園町高千穂三八五―五五番地

認可年月日 昭和二十九年八月一日

歴代所長名

初代 赤塚勝一、二代 橋口孝二、三代 白石充重、四代



町立高千穂保育所



町立中津川保育所



町立牧園保育所

平山泰次、五代 山内明、六代 池田侃、七代 徳永正蔵、八代 池田侃、九代 久保秋義

職員数 所長一人、職員七人

園児数 定員二〇〇人、現在七八人

保育時間 九時間

備考 昭和十八年九月、高千穂保育園として発足、事

業主体は種馬所自彊会、建物は種馬所の施設を使用した。

## 2 町立中津川保育所

所在地 牧園町上中津川二七番地

認可年月日 昭和四十年四月一日

歴代所長名

初代 原田重彦、二代 前田俊明、三代 徳永正蔵、四代 池田侃、五代 久保秋義

職員数 所長一人、職員五人

園児数 定員四五人、現在三八人

保育時間 九時間（平成二年六月）

## 3 町立牧園保育所

所在地 牧園町宿窪田三三四―

七番地

認可年月日 昭和五十一年四月一日

歴代所長名

初代 松山郁子、二代 中島和子

職員数 所長一人、職員四人

園児数 定員四〇人、現在三五人

保育時間 九時間(平成二年六月)

4 宗教法人正福寺立薫染保育園

所在地 牧園町宿窪田二二八

六番地

認可年月日 昭和二十三年五月一

日

歴代園長名

初代 西藤尚道、二代 西藤禮之

職員数 園長一人、職員六人

園児数 定員六〇人、現在三

七人

保育時間 一〇時間

備考 昭七和七年六月二十一日、正

福寺農繁期託児所として発足、同十

八年、優良託児所として皇后陛下御名代久邇宮多賀王妃

静子殿下の台覧の榮に浴す。同年十一月五日、正福寺立

薫染保育園として発足した。

### (ハ) 特殊医療施設

特別養護老人ホームの性格、沿革と霧島青寿園デイ・



宗教法人正福寺立薫染保育園



霧島青寿園

サービスマンセンター、青葉園、桜ヶ丘病院について記述す  
る。

### 1 特別養護老人ホーム

名称 霧島青寿園(平成元年二月一日現在)

所在地 始良郡牧園町三休堂佐木段二〇〇三番地五

目的 身体上又は精神上著しい障害があるため、常

### 第3章 社会福祉の増進

時介護を必要とするにもかかわらず、居宅でこれを受けることが困難な老人を入所させて、自立更生の意欲を起こさせる。

#### 沿革

昭和五十三年二月、霧島青寿園竣工

昭和五十三年四月、定員五〇人で事業開始

昭和五十四年四月、定員五五人に変更

昭和五十七年七月、増築工事着工

昭和五十八年二月、増築竣工

昭和五十八年三月、入所定員九〇人認可

#### 事業概要

1 施設の名称 特別養護老人ホーム霧島青寿園

2 設置主体 社会福祉法人桃蹊会

(理事長 古江増蔵)

3 入所定員 九〇人

4 職員数 三五人

#### 規模及び構造

1 敷地の面積 一〇八九〇平方メートル

2 建物の面積 二四三〇・八二平方メートル

3 建物の構造 鉄筋コンクリート造り二階建て

#### 在園者概況

- (1) 定員 90人  
 在園者数 90人  
 平均年齢 78.4歳 男78.7歳 女78.2歳  
 年齢差 男63～90歳 女51歳～97歳  
 健康保険 国保75人、社保15人、生保1人、計90人  
 各種年金 老齢年金 38人、老齢厚生年金 4人、障害年金 10人  
 障害厚生年金 1人、障害基礎年金 2人、遺族年金 1人  
 遺族厚生年金 1人、退職共済年金 2人、老齢福祉年金 29人

#### (2) 年齢階層別

(人)

性別	50代	60代	70代	80代	90代	100代	計
男	0	5	10	14	1	0	30
女	1	9	22	23	5	0	60
計	1	14	32	37	6	0	90

(3) 福祉事務所別

(人)

福祉事務所	男	女	計
始良福祉	28	51	79
国分市福祉	2	8	10
大口市福祉	0	1	1
鹿屋市福祉	0	0	0
計	30	60	90

(4) 介助別

(人)

介助	男	女	計
食事	9(4)	24(16)	33(20)
入浴	28	58	86
洗面	18	46	64
排泄	23(19)	50(44)	73(63)

(注) ( )内は全介助の数

入園の手続き  
 入園希望者は民生委員、市町村役場、福祉事務所に相談する。入園中の費用負担については福祉事務所にて認定され、その負担額は本人及び扶養義務者の所得によって決定される。

4 設備内容

- (1)、全館冷暖房設備 (2)、全館ナイスコール及び放送設備 (3)、特殊浴槽及び機能回復訓練設備 (4)、非常災害対策設備 (5)、水洗便所完備 (6)、合併処理浄化槽完備

(6) 障害別

(人)

障害名	男	女	計
脳卒中後遺症	15	26	41
高血圧症	2	7	9
脳動脈硬化症	7	12	19
リウマチ神経痛	0	1	1
骨折外傷後遺症	1	4	5
心疾患	3	2	5
肝腎疾患	0	1	1
パーキンソン氏病	2	1	3
その他	0	6	6
計	30	60	90

(5) 市町村別

(人)

出身地	男	女	計
大口市	0	1	1
国分市	2	8	10
隼人町	2	7	9
吉松町	1	1	2
横川町	2	2	4
加治木町	2	2	4
栗野町	1	1	2
鹿屋市	0	0	0
溝辺町	2	2	4
菱刈町	0	2	2
霧島町	5	3	8
牧園町	13	31	44
計	30	60	90



霧島青寿園デイ・サービスセンター



霧島青葉園

## 2 霧島青寿園デイ・サービスセンター

所在地 始良郡牧園町三休堂二〇〇三番地一四

目的 在宅虚弱老人などに対して通所により入浴、給食、日常生活動作訓練など各種サービスを提供し、もってこれらの者の生活の助長、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的

負担の軽減を図る。

設置主体 社会福祉法人桃蹊会

実施主体 牧園町

施設の規模及び構造

- 1、敷地面積 二二九四平方メートル
- 2、建物面積 建築面積六六六・四二平方メートル  
延べ面積 四九一・七八平方  
メートル

3、建物構造 鉄筋コンクリート  
造り

4、竣工年月日 平成二年十二月  
三十一日

5、事業開始年月日 平成三年一  
月二十一日

6、入所（利用）定員 一五〇人

3 身体障害者療護施設  
名称 霧島青葉園

(園長 古江マチ子)

設置経営主体 社会福祉法人桃蹊会

(理事長 古江増蔵)

所在地 始良郡牧園町高千穂三六一七番地六五

収容定員 五〇人

法人認可年月日 昭和四十九年五月三十一日

事業開始年月日 昭和五十年五月一日

指導方針

入園者相互の人間関係に重点をおき、生きる希望と喜びのある生活の場を目標に生活指導を進め、入園者各人の残存機能の発見につとめ、許される範囲内で豊かな人生が送られるよう努力する。

指導目標

- 1、家庭的雰囲気高めめる
- 2、自分で出来ることは自分でする
- 3、社会的視野を広める
- 4、余暇を利用し、文化活動、趣味娯楽の、より一層の助長育成を図る

指導方法

- 1、健康管理 障害者の実態を正確に把握して、医学的所見に基づき、各人の健康管理に努める。
- 2、給食管理 障害の種類や程度に応じた献立を用意し、家庭的愛情のこもった給食を実施する。

3、生活指導

イ、日常生活 洗面、更衣、食事、排せつ、入浴など指導

ロ、クラブ活動 余暇を利用し、学習、音楽、図工などを計画表に基づき実施する。

ハ、レクリエーション 誕生会、映画会をはじめ諸行事のほか、屋外訓練場での散策や小運動会などを通じて、生活を楽しくむよう指導する。

4 災害防止 火災などの予防、消防設備機器の整備充実を図り、毎月一回、防災避難訓練を実施する。

施設の規模及び構造

- 1、敷地の面積 五六一一平方メートル
- 2、建物の面積 一五四八・八九平方メートル
- 3、建物の構造 鉄筋コンクリート造り平屋建て
- 4、講堂兼作業棟 一三六・一三六平方メートル
- 5、設備内容
  - (1)、全館冷暖房完備
  - (2)、全館ナースコール
  - (3)、特殊浴槽及び一般浴槽
  - (4)、機能回復訓練設備、温泉設備完備
  - (5)、消火栓及び火災報知器完備

### 第3章 社会福祉の増進

#### 霧島青葉園概況

- (1) 年齢別入園者人員（平成2年4月1日現在）  
（人、歳）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計	平均年齢
男	0	1	5	6	9	3	24	47.75
女	0	1	6	4	14	1	26	47.15
計	0	2	11	10	32	4	50	47.44

- (2) 身体障害者手帳等級別  
（人）

	1級	2級	計
男	15	9	24
女	19	7	26
計	34	16	50

- (3) 知能程度別  
（人）

重度精薄者	15
中度精薄者	8
軽度精薄者	7
正常者	20

- (5) 福祉事務所別  
（人）

福祉事務所名	男	女	計
始良福祉	15	16	31
曾於福祉	3	6	9
北薩福祉	2	1	3
鹿児島福祉	0	0	0
鹿児島市福祉	1	1	2
国分市福祉	3	1	4
川内市福祉	0	0	0
串木野市福祉	0	0	0
熊毛支庁	0	1	1
計	24	26	50

- (4) 障害別  
（人）

障害名	男	女	計
脳性小児麻痺	11	11	22
脊髄性小児麻痺	1	4	5
脳血管障害	3	1	4
関節リウマチ	2	3	5
脳膜炎後遺症	1	1	2
脊髄損傷	1	0	1
外傷性脊髄麻痺	1	0	1
脊髄腫瘍	0	1	1
遺伝性運動失調症	0	0	0
視力障害	1	3	4
聴力障害	2	0	2
その他	1	2	3
計	24	26	50

（注）平成3年4月から20床増、70床になる。

入園希望者は民生委員、市町村役場、福祉事務所  
に相談する。入園中の費用負担については福祉事務  
所で認定され、その負担額は本人及び扶養義務者の  
所得によって決定される。

職員数 三五人  
入園の手続き  
備 (6)、水洗便所及び浄化槽完備

4 霧島桜ヶ丘病院

所在地 始良郡牧園

町高千穂三六一七

目的 老年期精神

障害、特に痴呆性

老人で家庭内にお

ける自立が困難な

人々を受け入れ、

個々の状況に合わ

せ真心のこもった

生活介助、機能回

復訓練医療の実

施。

設置経営主体

医療法人桃蹊会

理事長 古江増蔵

病院内容

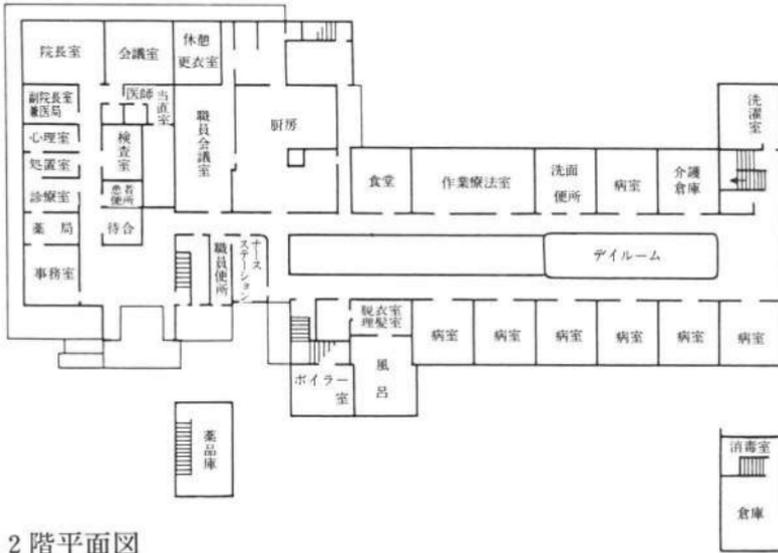
院長 古江増裕

診療科目 神経

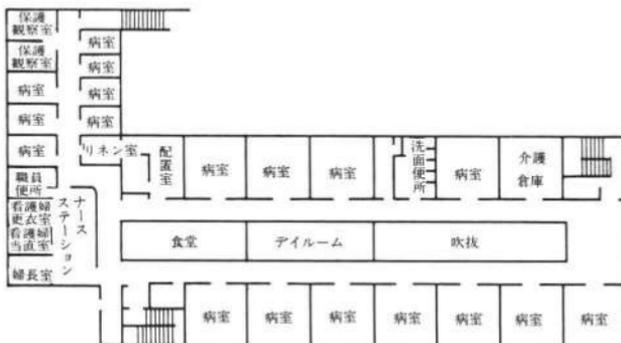
科・精神科

施設配置図

1階平面図



2階平面図



病床数 九〇床。平成三年一二〇床増予定

開 院 昭和六十二年七月十日

建物概要 鉄筋コンクリート二階建て、建物面積二

六七三・一平方メートル

入院案内

老年期精神障害、特に痴呆性老人や脳卒中、脳梗塞後遺症などにより痴呆性症状のある者。

## 二 国民健康保険

国民健康保険制度は、被用者保険に比べ、低所得者層が多いなど、その構造的な体質のため、財政的にもろさがあるうえに、急速な高齢化社会の進展に伴う医療費の増高や、老人保健医療費拠出金の国庫負担率の削減などにより、国民健康保険財政は極めて危機的な状況にある。

町の人口、世帯数、国保被保険者数は、次表のとおりであるが、人口、被保険者数とも減少傾向にあり、わずかずつではあるが過疎化の進行が進んでいる。加えて国保被保険者は、若年層の被用者保険への移行が著しく、

被保険者の減少と、それに伴い老人率が非常に高くなってきたばかりか、これらの中には医療を必要とする人が多く含まれており、今後ますます厳しい局面にたたされている。

医療費では、一般国保、退職者、老人いずれも一人当たりの医療費は、県の平均値にあるが、財政基盤の弱い本町としては、医療費節減対策が緊要である。そのため、適正受診及びレセプト点検などを強化し、財政効果を高めるとともに、国保財政の健全化と被保険者の健康維持、管理を目的とした総合的な保健施設事業の推進が急務であることから、健康づくりの拠点となる保健センターの建設など、ハード、ソフト両面の整備充実を図る必要がある。被保険者の状況、保険税の賦課状況、医療費の状況などは、次表のとおりであるが、保険税の一人当たり額と医療費をみると、納める額より約五倍の医療費を使っていることがわかる。

## 国民健康保険概況

## (1) 町の世帯数、人口、国保加入状況

区分 年度	世帯数	人 口	国 保			内 訳		
			世帯数	被保険者	加入割合	一 般	退職者	老 人
昭和60	4,193	12,080	2,363	6,006	49.72%	4,766	276	964
61	4,167	11,927	2,394	6,023	50.50	4,736	299	988
62	4,178	11,856	2,416	5,900	49.76	4,527	317	1,056
63	4,225	11,827	2,394	5,682	48.04	4,286	337	1,059
平成元	4,213	11,701	2,349	5,461	46.67	4,055	340	1,066

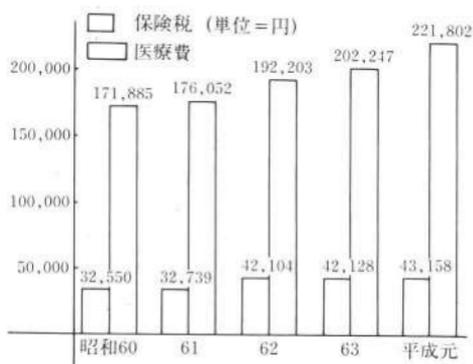
## (2) 保険税の賦課状況

年 度	調 定 額	上 昇 率	1世帯当たり 調 定 額	1人当たり 調 定 額
	円	%	円	円
昭和60	195,497,610	100	82,733	32,550
61	197,184,670	101	82,366	32,739
62	248,500,580	127	102,856	42,104
63	239,370,700	122	99,988	42,128
平成元	235,687,700	121	100,335	43,158

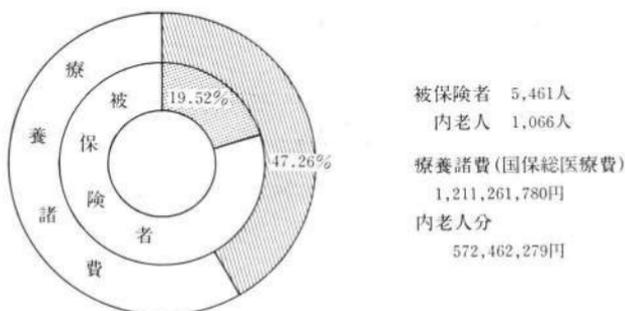
## (3) 年度別医療費の動向（総体＝一般＋退職者＋老人保健）

年 度	総 医 療 費	上 昇 率	1人当たり医療費	上 昇 率
	円	%	円	%
昭和60	1,032,338,478	100	171,885	100
61	1,060,360,710	103	176,052	102
62	1,134,000,546	110	192,203	112
63	1,149,164,771	111	202,247	118
平成元	1,211,261,780	117	221,802	129

被保険者一人当たりの保険税と医療費



平成元年度国保総医療費における老人医療費の割合



(注) 老人医療費は全体の 47.26% を占めており、被病率の高さを示している。

### 三 国民年金

国民年金制度は、昭和三十四年に発足以来、三〇年の歳月を経て、わが国の年金制度の中核として国民の生活にゆるぎなく定着している。

また、昭和六十一年四月に制度が大幅に改正され、すべての国民に共通する基礎年金を支給する制度に生まれ変わったことにより、その果たす役割はますます重要なものとなってきている。この改正で国民年金の被保険者は次の三種類に分けられる。

- 1 第一号被保険者 農業・自営業・自由業などの給与所得者でない人
- 2 第二号被保険者 厚生年金などの被用者年金制度に入っている人
- 3 第三号被保険者 厚生年金などの被用者年金制度に入っている人（第二号被保険者）に扶養されている配偶者

#### 国民年金概況

(1) 被保険者状況（平成2年3月末現在）

第1号被保険者数	第3号被保険者数	任 意	合 計
2,128 <sup>人</sup>	765 <sup>人</sup>	33 <sup>人</sup>	2,926 <sup>人</sup>

法定免険者	申請免険者	合 計
171 <sup>人</sup>	211 <sup>人</sup>	382 <sup>人</sup>

(2) 保険料納付状況

年度	内訳 被保険者数	納付対象月数	納付保険料
昭和61	2,455 <sup>人</sup>	24,190 <sup>月</sup>	145,604,490 <sup>円</sup>
62	2,338	23,269	144,164,960
63	2,286	21,617	140,272,690
平成元	2,128	19,243	137,463,480

### 第3章 社会福祉の増進

#### (3) 給付状況

(単位：円)

種 別	年 度		昭和61	62	63	平成元
	件 数	金 額				
老齡基礎年金	件 数		18	45	83	117
	金 額		5,809,300	14,567,100	28,229,800	42,925,400
障害基礎年金	件 数		208	214	223	228
	金 額		157,131,700	161,319,200	168,556,600	182,404,000
遺族基礎年金	件 数		5	7	4	4
	金 額		2,926,900	4,886,400	2,885,000	3,048,000
老 齡 年 金	件 数		1,167	1,175	1,186	1,186
	金 額		388,905,900	398,796,000	408,163,700	428,369,200
5 年 年 金	件 数		166	157	148	136
	金 額		54,697,000	52,045,500	49,106,400	46,838,400
通算老齡年金	件 数		198	211	219	224
	金 額		28,150,800	30,472,100	32,207,500	35,168,800
障 害 年 金	件 数		104	104	97	98
	金 額		72,929,800	73,236,500	68,584,200	73,093,500
母 子 年 金	件 数		10	7	6	6
	金 額		8,718,800	6,327,400	5,205,300	5,084,000
寡 婦 年 金	件 数		6	7	6	6
	金 額		1,956,800	2,542,500	2,096,500	2,193,900
老齡福祉年金	件 数		379	332	295	259
	金 額		123,705,600	109,161,600	97,350,000	88,267,200
合 計	件 数		2,261	2,259	2,267	2,264
	金 額		844,932,600	853,354,300	862,387,000	907,392,400

## 四 失業対策事業

緊急失業対策法（昭和二十四年・法律八九号）に基づき、昭和二十五年から実施していた失業対策事業も、平成二年度には三人に減った。これは、今後の事業執行にも、また、事業効果にも期待できず、むしろ福祉面から対処を考慮すべきである、との判断から、就労者と協議のうえ平成二年四月一日をもって事業を廃止した。

労働省取職第六七号

平成二年四月二十五日

牧園町長殿

労働大臣 塚原 俊平 関

失業者就労事業廃止決定通知書

平成二年三月二十九日付けで報告のあった件については、

緊急失業対策法施行規則第五条第一号に基づき、平成二年

四月一日をもって廃止する旨決定したので通知する。

## 第四章 産 業

### 一 農 業

#### (一) 農業委員会

##### 農業委員会

農業委員会は、昭和二十六年に当時の農地委員会（農地改革の執行機関）、農業調整委員会（米・麦などの供出割り当ての諮問機関）、農業改良委員会（農業改良等普及事業の推進機関）の三委員会の機能を統合する形で発足したもので、市町村に設置された。この時期は、戦後の農地改革が終わり、食糧事情もやや好転し、農業調整の仕事も少なくなり、農政の課題は農地改革の成果を基礎に農業生産力を高め、農業経営の合理化を図ること、つまり農地改革から農業改革への農業推進の機運が高まっていた。

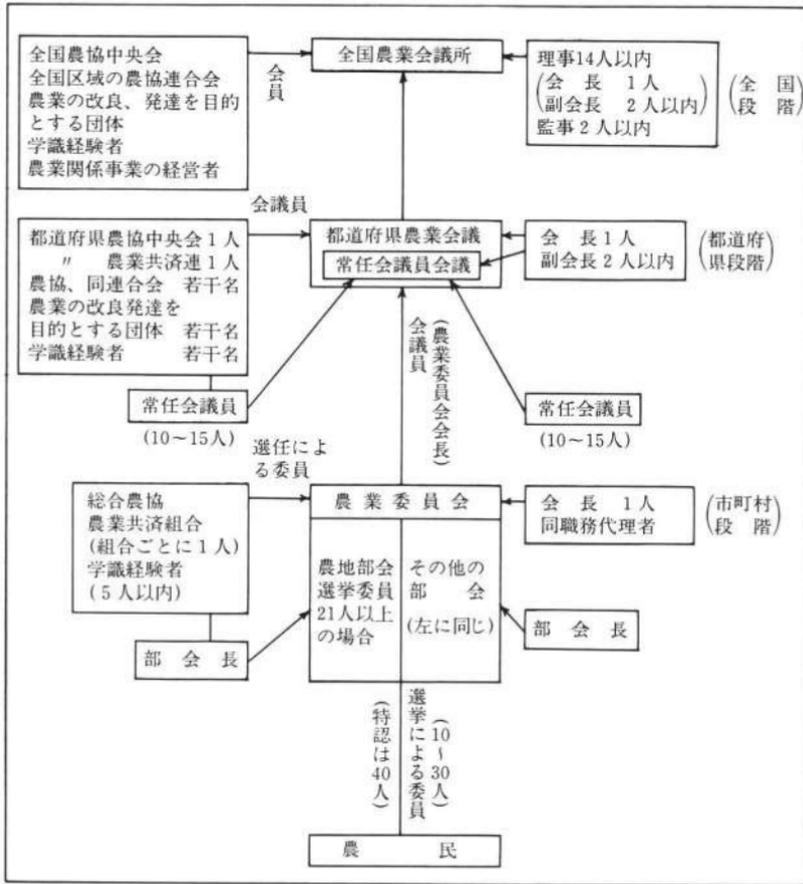
農業委員会の法的な根拠は農業委員会法（農業委員会等に関する法律、昭和二十六年三月三十一日公布施行）で、同法に基づき同年七月一九日に第一回農業委員会選

挙が実施されている。

発足後のあゆみの中で、制度改正の主なものをあげると次のようである。①昭和二十九年に第一次農委法改正（都道府県農業会議、全国農業会議所の発足）、②三十二年に第二次農委法改正（農業委員定数の拡大、農地部会を設置、行政庁への建議など所掌事務の拡充）、③五十五年には農地三法の制定（農用地利用増進法の制定、農地法改正、農委法の改正）、④平成元年度には農地二法の制定（農用地利用増進法の改正、特定農地貸付け法の制定）など、制度の充実に加え、農業委員会の役割の明確化と機能の強化が図られてきた。

農業委員会の性格の第一は、市町村の合議体の行政機関ということである。一般に、いわゆる合議体の行政機関（行政委員会）は、ある程度まとまった事務があり、その事務を処理したうえに公正さが必要とされ、そのため、一般の行政機関から分離された中立的な機関によって処理されることがぞましいとされる。そうした場合に置かれるものであるが、農業委員も主として農地事務の処理について、特に公正な態度が必要なので、合議体の行政機関として発足している。

農業委員会制度



第二の性格は、農業・農業者の利益代表機関であるという点である。公職選挙法に準じた選挙によって農業者が自らの利益代表を選ぶという農業委員会制度は、他に類例がないもので、農業委員会は公的に認められた唯一の農業・農業者の利益代表機関であるといえる。

農業委員会は農業委員会法に基づき、選挙による委員と選任による委員で構成される。選挙による委員は、町条例で一人と定数を規定しており、選挙は公職選挙法に基づいて行われる。

第4章 産 業

農業委員会歴代会長氏名

氏名	出身地	就任期間	委員数
荒田 二男	大字下中津川	昭和二三・七三	一五
井丸 勇 敏	大字宿窪田	昭和二三・七三	一五
馬場 正道	大字宿窪田	昭和二六・七七	一五
永田 良 幹	大字宿窪田	昭和二九・七七	一五
白尾 平	大字宿窪田	昭和三五・三七	一五
松下 久 敬	大字宿窪田	昭和三八・七三	一五
西 吉之助	大字万膳	昭和三八・一〇七	一五
川 西 七 吉	大字下中津川	昭和四八・一〇七	一五
永 峰 清 信	大字持松	昭和五〇・九七	一五
森 広 良	大字宿窪田	昭和五二・六九	一五
馬場 正 道	大字宿窪田	昭和五二・六九	一五
木佐貫 信 男	大字万膳	昭和五四・四六	一五
東 福 政 利	大字三体堂	昭和五六・五五	一五
久 保 虎 次	大字下中津川	昭和六一・六六	一五
		昭和六三・七	一五

農業委員会委員名(平成二年七月選出一五人)  
 松田 昇 安田 良文 東福 政利

久保 虎次 加藤 好夫  
 川原 辰雄 厚地 中小路  
 有村 政行 榎井 神田 盛守  
 切通 博見 池田 大峰 節雄

農業会議と農業委員会  
 農業会議所 員会の

系統組織としては、都道府県段階に農業会議、全国段階に全国農業会議所がある。しかし、農業会議と全国農業会議所は農業委員会に基づく特殊な認可法人、つまり、農業団体であるのに対して、農業委員会は行政機関であるという関係にある。

県農業会議の構成は、市農村農業委員会

年度別農地転用状況

区分	年度別										
	昭和54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
件数	103	89	52	71	57	67	67	65	50	57	
面積	山林ha	996	808	547	782	442	499	395	440	480	470
	宅地	101	162	105	98	62	101	84	70	40	150
	道路その他	98	56	5	37	326	197	477	490	260	270
計	1,195	1,026	657	917	830	797	956	1,000	780	890	

代

の会長、県段階の各種農業団体の代表、学識経験者らである。全国農業会議所の構成は、都道府県農業会議と中央段階の農業団体及び学識経験者らである。いずれもその主な業務は、農業・農民に関し意見の公表、行政庁に対する建議、諮問に対する答申、また、啓もう及び宣伝、調査及び研究、農業委員会、農業会議に対する指導協力とされている。

編 7

## (二) 食糧供出制度と増産

昭和十七年二月に食糧管理法が制定され、末端農家への出荷割り当ては町農会が行い、市農村へは地方長官が指示し、農家は自家保有米を控除した全量を供出し、配給機構は中央食糧営団、県食糧営団、市町村食糧営団に統一し、配給と集荷売買と輸送の業務まで一手に行った。昭和十八年から個人割り当てを集落の責任供出制へ移行し、昭和十九年には報奨制度による事前割当制が取られ、戦時中はただ「勝つための供出」が要請され、所期の目標が達成されたのである。以後の推移を年別にまとめてみよう。

### 1 昭和二十年

外地からの食糧輸入途絶、戦争による農民生産力の減退は、同年産米の大減収を来し、食糧事情は悪化をたどるばかりで、危機に瀕した時終戦となった。

この食糧危機を乗り越えるために総合供出制を取り、米・麦・いも・雑穀の作物別割当量を定め、米と麦類の割当量に対してのみ、代替え供出を認め、米の代替えとして屑米・雑穀・食用切り干し甘藷の代替え供出を無制限に認め、生甘藷類のほか、くず、甘藷茎葉、桑葉などの未利用資源までも代替え供出することを認めた。一方、配給基準量は二合三勺の一割切り下げを行い、「国民を飢えさせない」供出に切り替えられ、集落責任制から個人責任制に復する措置が取られた。

当時生産者米価は石当たり九二円五〇銭であったが、十一月十七日の閣議で一五〇円に引き上げられ、翌年三月には更に三〇〇円に引き上げられた。

肥料、資材の配給事情、供出割り当ての不均衡、復員、引き揚げによる食糧需要の急増はついに食糧危機を招来するに至った。

### 2 昭和二十一年

運配は発生するし、食糧の売買はほとんど無警察状態

## 第4章 産 業

の様相を呈し、三月には米価引き上げ「食糧緊急措置令」による供出督励のため強権が行われ、厩うまやから納屋まで食糧隠匿物資の調査が行われたのもこのころからである。そこで、この年の四月、米国は占領政策遂行上やむなく輸入食糧の放出を行った。六月、政府は供出制度の根本的改革に迫られ、「食糧調整委員会」制度を設け供出割り当てに関する審議協力機関を発足させた。

### 3 昭和二十二年

更に遅配現象が起こったため再度強権発動をするようになり、七月には「食糧緊急対策」をはじめとする縁故米制度、救援米制度の施策を講じ、八月には農業生産の調整及び主要食糧の供出調整要綱を決定し、供出と生産の密接な連携による食糧確保を図ろうとした。この間、輸入食糧の大放出が行われ、辛うじて食糧危機を脱することができた。

このように食糧事情が悪化し、供出が困難を極めたので、「供出完遂運動」を展開し、供出の督励に努めた（米価は一七五六円に引き上げられた）。

十二月には食糧配給公団が設立されて一元的全国配給機関とされたが、集荷については農民の自由意志による

登録によって集荷取扱者が選定された。

### 4 昭和二十三年

これまでにおける食糧事情の危機により「食糧の増産」は国民的課題であったので、戦後、食糧増産問題が真剣に取り組まれた時期でもあった。そこで「食糧一割増産国民運動」が発足したが、種子消毒、病虫害防除、健苗育成の普及宣伝、必要資材の確保、農業団体の活動補助などが主で、増産の基盤にふれたものはなく、また、肥料工業の未復活などのため、結果的には、食糧増産のための精神運動的性格のものであった。

### 5 昭和二十五年

六月に勃発した朝鮮戦争は、世界の食糧需給に大きい影響を与え、各国が備蓄買い付けを始めたため、わが国の食糧事情の安定に非常な危ぐを与えることとなった。

八月「食糧自給態勢確立」の方針に基づき、一割増産興農運動が展開された。しかし、供出が強化されるのは、という農民の不安から、支持は得られず、自然消滅してしまった。

### 6 昭和二十六年

食糧事情の好転により二十五年産甘藷から統制が撤廃

され、二十六年二月には雑穀も撤廃されるに至った。

この年初めて農家経済は黒字に転じ、米作労働所得が都市労働者の所得と均衡水準に達したと推定された。このような情勢になったため食糧の国家管理の全廃論が台頭しはじめた。

#### 7 昭和二十七年以降

四月（日本の独立）、食糧国家管理全廃の基本方針が確認されたが、ドッジ勧告で麦類の撤廃は二十七年産から行うが（二十七年から間接統制）米は当分延期になった。

このように食糧の危機から緩和へ幾多の紆余曲折を経て今日に至ったが、この間生産と消費の米価を中心に論議は政治的にも活発化してきた。

### (三) 農業基本法の制定

農業は国民に食糧の供給をする重要な産業でありながら、わが国の経済が高度に成長発展している中で、農業と他産業との所得の格差は大きく、農業と農家は次第に社会の下積みにされようとしていた。この時、農業を振興しその繁栄を期し、農家の所得を高め生活を向上し、

農業従事者の幸福を増大するために、昭和三十六年六月六日、農業の憲法である農業基本法が成立制定され、国が責任をもって農業の振興、農業従事者の幸福増進のための施策が講じられた。ようやくわが国農業の恒久的な発展が期待されるようになったのである。

### (四) 農村三作運動（昭和三十八年十月設定）

わが国の経済は著しく発展を続け、農業と他産業との生産性及び所得の格差が拡大の傾向にある中で、本県の農業者は悪条件を克服しつつ、農業所得の向上に努力し、かなりの成果をあげてきた。しかしながら、本県のもつ相対的低位性は依然として解決されず、しかも国民経済の高度成長に伴い、農村の労働力は急速に減少し、商品生産農業の伸展は、本県の農業を激しい産地間競争に追い込んでしまった。このような情勢に対処し、農業所得をよりいっそう高めるには、農業構造改善の諸施策を強力に遂行し、農業者の自意識と企業能力を養い、農業の近代化を促進する意欲と気運をつくりあげるために、次の三項目を目標にこの運動を展開した。

- (1) 新しい農業者の仲間を作ろう。「仲間づくり」

(2) 商品性の高い物をつくろう。「物づくり」

(3) 住みよい働きよい環境をつくろう。「環境づくり」  
 農業者は自主的に機能集団を組織し、共同学習や実践活動を行い、町は農村三作運動推進協議会を設置してこの運動の推進を図った。

このころが経済成長の真つただ中。農村の若者だけでなく老人まで工業へ都会へと吸い込まれていった。青年のいなくなった村は深刻な後継者探しに悩まされた。また、「もうかる農業」として売り出したミカン作りの増植ブームが各地で始まる。

昭和五十二年度から農村振興運動に変わり、地域における農業振興、集落環境整備などにより、あぜ道の声を積み上げ、豊かでぬくもりに満ちた農村社会を建設することを目標に自立自興の気概に燃え、課題解決に進んでいる。

### (五) 農業構造改善事業

昭和四十年年度から実施された農業構造改善事業は、農業の近代化、すなわち農業を新しい時代に即応するように改め、国民生活において増大する農畜産物の需要にこ

たえるとともに、農民の生活と地位の向上を図ること、具体的にはその土地に最も適した農畜産物の栽培飼養をすること、栽培飼養の規模を拡大すること、機械化、省力化を図ること、共同化を図ることなどを目標にするものであるが、この改善事業には総合的計画的に、かつ、熱意をもって実施する町村に対しては国の助成がなされた。

戦後実施された農地改革は、農村の民主化とともに、農業生産力の発展を目指していたけれども、その実施後はいよいよ極端な零細農型となり、生産増大への問題をかかえている本町でも農家一戸当たり耕地は田二二アール、畑四八アール、計七〇アールであり、農業戸数二〇〇一戸のうち、専業農家は五五二戸（二七・五パーセント）にすぎない。

県は農業改良普及員・生活改良普及員を派遣し、町経済課、農協技術員らと共に農業経営並びに技術指導に当たらせた。また、これらの普及員・技術員らは町内農家の人々と何回となく話し合いを進め、真剣に本町農業の今後の方向について検討に検討を重ねた結果、主幹作物として酪農、養蚕、緑茶を選定し、経営規模の拡大と近代化を目指して農家経済の向上を期することになった。

農業構造改善事業

区 分	事 業 名	施行か所	事 業 量	事 業 費	事業年度
補	土地整備 集 団 茶 園 造 成 改 良 集 団 桑 園 造 成 改 良 小 計	3	35.66 <sup>ha</sup>	15,949	昭和43年度
		2	20.61	6,750	43
助	経営近代化施設	1		54,041	42、43
		3	32.8 <sup>ha</sup>	3,824	43
		2	495 <sup>m<sup>2</sup></sup>	3,567	43
		1	62.17 <sup>m<sup>2</sup></sup>	14,504	43
		1	530.7 <sup>m<sup>2</sup></sup>	19,702	44
		2	15.9 <sup>ha</sup>	1,136	43
	計			119,473	
融 資 単 独	協 業 飼 料 運 搬 車 購 入 乳 牛 導 入 小 計	1	1	948	42
		1	40頭	9,800	42、43
合	計			130,221	

(47年版「町勢要覧」から)

また、前記三つの中心作目を伸ばすために、補完作目として水稲、甘藷、たばこ、和牛、そさいの増産を図ることとした。

事業実施の推進組織として、町長の部局に農業構造改善室を設置、専任職員・兼務職員（町関係職員・農業委員・農協職員・農業共済組合職員・県出先機関の職員らを委嘱）を配置し、計画の樹立、事業実施並びに経営指導に当たらせた。また、推進協議会として農業構造改善事業推進協議会が設置された。

(六) 米の生産調整と農業振興地域整備法

米の生産調整の 日本人の生活から切り離すことのできない主要食糧である米は、土地改良事業、河川改修、品種改良、施肥改善、病害虫防除など、農業の技術改良進歩によって単位面積当たりの増収は著しく、昭和四十二年度には、一四四五万トンという史上例のない生産量に達した。このように、米の増収の反面、米の消費にも変化を生じ

## 第4章 産 業

転作の割り当て面積と実績

年度	区分	割り当て面積	実績
		ha	ha
昭和	61	59	60
	62	87	88
	63	93	94
平成	元	93	95
	2	93	102

(町農林課調べ)

た。所得の向上に伴い、食生活も豊かになり、牛乳、肉類、果実、野菜などの消費が増加するに従い、米の消費量が減少し、国民一人当たりの年間消費量は、昭和三十七年一一八・三キログラムを最高に年々減少し、平成元年度には八〇キログラムとなり、今後更に減少の見込みである。このように米が有り余る状態になり、政府持ち越し在庫は依然と高い傾向が続いている。

**牧園町に おける転作** 米は、本町の基幹作目である。米の生産を減らすことは、本町農業が初めて経験

することであり、農家経済、生活のうえからも極めて厳しい状態であった。しかし、農家にとっては、将来とも食糧制度を維持し、稲作の経営安定を図るため、長期的展望にたつてこれに理解と協力を示し、この困難な事業と取り組んできた。稲作の転作を通じての生産性の向上、地域輪作農法の確立、需要に即した米の計画生産を一体的に推進することを柱に、昭和六十二年

から水田農業確立対策を実施してきたところである。全国レベルでは、六十三年産米の作柄は平年を下回るが、持ち越し在庫が依然として高く、消費の減退、生産性の向上の結果、米はますます余る傾向にあった。したがって、今後、地域の条件を生かした多様な水田農業や地域輪作の面積や質の向上に重点を置いて推進することとなった。

農業の将来を切り開くため、行政と生産者が一体となつて水田農業の確立対策を進め、米の需給均衡化と価格の安定を図ることが必要となった。また、高い生産性の地域輪作の確立と水田の高度利用対策も緊急となった。平成元年度の転作等目標面積配分の算出基礎を次のように決定した。

水田面積に対して自家保有面積（一人二アール）を控除し残りの面積に三七パーセントを乗じた面積

☆自家保有者の算出は住民基本台帳を基に提示

☆一人二アールの算出根拠は

① 全国平均で一人七二キログラムの消費動向である。

② 本町の基準収穫量が平均四二五キログラム/反

以上を加味して、一人八〇キログラムの自己消費量と反収四〇〇キログラムとして算出する。

総水田面積 自家保有面積 転作対象面積

$$342ha - (2a \times 4,050人) = 261ha$$

転作率 転作実施面積

$$261ha \times 37\% = 95.9ha$$

(B農家の配分例)

水田面積20a・家族人員3人の場合

$$20a - (2a \times 3人) = 14a$$

転作対象面積 転作率 転作実施面積

$$14a \times 37\% = 5.18a \quad (\text{転作だけ配分})$$

(転作対象面積20a以上は  
他用途利用米の配分あり)

また、平成元年度の本町の奨励作物は次のようであった。

昨年度と引き続き、大豆とソバの推進を行なう。

大豆においては収益性の高い作物として六十二年度より推進しており農協で脱粒機の借用を行なっている。

ソバについては昨年度より推進しており、作付面積も大幅に伸びている。また本町の特産品として位置づけしており、関平販売所及びびきのこの里では手打そばの販売も実施しており地元ソバの普及をはかる。

以上を基本に転作実施計画書(申込書)に基づいて種子

の一部助成を行なう。

普及所管内四町の推進作物

町名	作物名
横川町	◎種子用里いも
	◎夏秋キュウリ
	◎夏秋ナス
栗野町	◎夏秋ギク(大輪)
	◎夏秋ナス
	◎夏秋インゲン
吉松町	◎夏秋キュウリ
	◎夏秋白ネギ
	◎夏秋インゲン
牧園町	◎夏秋白ネギ
	◎夏秋大麥
	◎夏秋キャベツ

**農業振興** あらゆる農業振興に関する施策を総合的に進め、地域農業の施策に大枠を定める

**地域整備法** 役割を果たさせようとして、昭和四十四年六月、農業振興地域整備法が制定され、同年九月二十七日から施行さ

れた。

牧園町の農業振興地域整備計画は次のように推進された。

急激な経済の成長のため、農村の労働力が都市に流れ、工業開発、交通網の整備が大へん進んだ反面、優良農地がつぶされたり、農作業の非効率化や土地利用度の低下、又は農業施設の破損、都市公害など、農業にとって好ましくない問題が次第に都市周辺から農村にも波及してきていた。そこで、農業振興の地域を明らかにし、農用地利用の高度化と農業の近代化を進めるために、昭和四十五年七月農業振興地域促進協議会を組織し、農家の啓発に努め、整備計画の策定作業を進めようと、昭和四十六年六月一日、牧園町農業振興整備計画が樹立施行された。そして、昭和六十三年から農業振興地域の見直しを地域活性化により平成元年度変更「農業振興整備計画」が樹立されたのである。

### (七) 農業の概況

本町は鹿児島県の東北部に位置し、農業は本町産業上最も重要な地位を占めている。耕地面積は一二三〇ヘク

タールで、町全面積の九・四パーセントに当たり、耕地の田畑割合は田三三・六パーセント、畑五一・三パーセントとなっている。

土壌については霧島火山系の生産性の極めて低い火山灰土壌が主であり、特に上場（標高四〇〇以上）は重粘質の黒色火山灰土壌に覆われ、表土は乾燥しやすい。下場（標高四〇〇未満）はシラス及び赤ボッコを含む土壌が多く、肥料養分の流失溶脱が甚だしい。

本町の水田は霧島火山脈の南端に位置する韓国岳・高千穂峯・大浪池に発する四河川（万膳川・石坂川・三休川・中津川）の兩岸に棚状に展開している。水田の六〇パーセントは山間部の冷水湿地帯であり、地力に乏しく、そのうえ毎年梅雨時の豪雨、あるいは台風時の出水などにより流失、埋没、浸水、冠水などその被害は甚大なものがある。畑も山岳の傾斜面地帯に散在し、耕作条件が極めて悪い。

本町の農業は、そのような立地条件からして生産性が低く、農業所得は県水準にも達しない状況である。しかし、畜産、茶、野菜などの主要作物は順調な伸びを示している。

一方、今日の農業、農村を取り巻く諸情勢は誠に厳しいものがある。若年労働力の流出、高齢化、兼業化の進行、それに米の減反政策、農産物の価格不安定などのさまざまの問題を抱え、農業に対する意欲は大きく減退しつつ

ある。こういう中において、水田圃場整備を昭和四十九年度から持松真方白崎・中津川板小屋・三体堂川床地区において実施、平成元年度からは万膳校区全体九〇ヘクタールを県営圃場整備事業として計画実施中である。

町内産業別純生産・町民所得調

(単位：千円)

年次	第1次産業			第2次産業					
	農業	林業 狩猟業	水産業	合計	鉱業	建設業	製造業	合計	卸・小売業
昭和52	1,301,873	784,274	5,259	1,551,159	97,214	1,130,874	323,071	1,551,159	1,270,582
53	1,220,165	422,224	10,073	1,652,462	58,330	1,221,615	307,744	1,587,689	1,329,255
54	1,096,062	424,529	12,650	1,533,241	69,731	1,767,493	270,786	2,108,010	947,240
55	979,012	317,935	58,944	1,355,891	60,276	1,382,850	326,516	1,769,642	972,510
56	1,050,724	223,322	45,820	1,319,866	54,744	1,512,025	395,239	1,962,008	1,039,286
57	914,342	310,989	52,860	1,278,191	50,613	1,783,066	290,279	2,123,958	1,271,398
58	1,049,107	415,712	51,774	1,516,593	39,111	1,636,080	503,782	2,178,973	1,406,099
59	951,937	398,925	51,659	1,402,521	40,378	1,903,427	665,914	2,609,719	1,536,714
60	982,476	327,683	44,649	1,354,808	40,106	1,830,022	395,344	2,265,472	1,481,015
61	1,061,010	438,100	38,622	1,540,732	45,307	1,806,674	599,631	2,451,612	1,463,993
62	1,041,178	503,426	43,321	1,587,925	37,403	1,563,703	657,558	2,258,664	1,487,166

## 町内産業別純生産・町民所得調べ

(単位：千円)

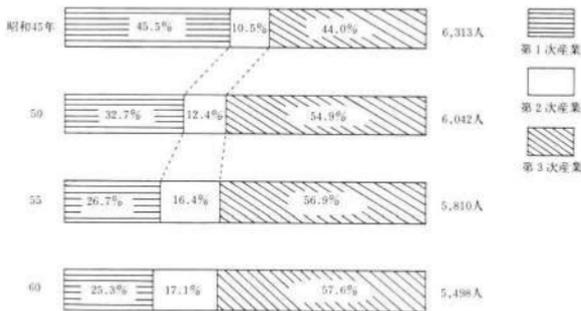
年次	第3次			産業			町内 純生産 (1次+2次 +3次計)	町民 所得	個人 所得	人口1人 当たり 町民所得	県民所得 に対する 格
	金融保険 不動産業	運輸 通信業	電気・ガ ス水道業	サ ー ビ ス 業	公 務	合 計					
昭和											
52	783,125	725,250	133,046	5,441,009	824,262	9,177,274	12,819,839	12,585,160	14,992,361	1,066,901	106.0
53	1,125,869	787,551	114,643	5,836,999	861,684	10,056,001	13,296,152	13,226,017	15,968,803	1,130,622	102.2
54	1,195,235	779,336	284,739	5,413,973	792,708	9,413,281	13,054,532	11,963,004	15,084,085	1,033,789	89.9
55	1,303,168	711,645	134,987	5,463,779	952,349	9,538,438	12,663,971	10,825,177	13,796,128	1,071,933	—
56	1,363,175	738,536	88,303	6,065,881	1,040,323	10,335,504	13,617,378	11,828,770	14,762,052	1,028,589	—
57	681,113	948,829	64,313	5,486,836	1,097,080	9,549,569	12,540,748	11,730,820	15,283,914	1,013,900	—
58	867,127	896,681	58,259	5,738,546	1,173,595	10,140,307	13,392,646	12,622,123	16,214,668	1,105,652	—
59	1,114,913	870,493	75,202	5,631,536	1,226,476	10,455,334	13,999,081	13,003,884	16,643,821	1,142,496	73.3
60	941,914	855,683	26,457	5,690,223	1,446,224	10,441,516	13,567,006	13,297,315	17,420,198	1,187,791	74.2
61	1,066,411	734,957	1,411	5,857,841	1,735,101	10,859,714	14,419,724	14,215,940	18,424,292	1,282,564	77.4
62	1,095,941	704,893	11,653	6,038,307	1,813,428	11,151,388	14,521,084	14,570,880	18,896,015	1,322,581	76.9

(注) 町内純生産と町民所得の差額は町外からの純所得である。

(資料：県所得推計調査による)

55 年				60 年			
計	男	女	構成比	計	男	女	構成比
			%				%
1,549	806	743	26.7	1,392	765	627	25.3
1,497	760	737	25.8	1,346	725	621	24.5
47	43	4	0.8	41	35	6	0.7
5	3	2	0.1	5	5	0	0.1
955	738	217	16.4	938	725	213	17.1
11	8	3	0.2	8	7	1	0.1
638	578	60	11.0	568	512	56	10.3
306	152	154	5.2	362	206	156	6.6
3,306	1,609	1,697	56.9	3,168	1,546	1,623	57.6
788	311	477	13.6	748	291	457	13.6
65	31	34	1.1	69	39	30	1.3
243	221	22	4.2	221	204	17	4.0
11	10	1	0.2	9	8	1	0.1
1,955	862	1,093	33.7	1,902	843	1,059	34.6
239	173	66	4.1	219	161	58	4.0
5	1	4	0.0	0	0	1	0
5,810	3,153	2,657	100.0	5,498	3,036	2,463	100.0

(資料：国勢調査)



(注) 各年10月1日現在 (注) 各年10月1日現在

第4章 産 業

各種統計資料

(1) 産業別・男女別15歳以上就業者数

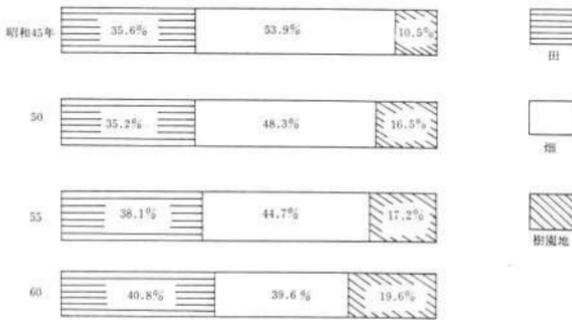
産 業 別	昭 和 45 年				50 年			
	計	男	女	構成比	計	男	女	構成比
第1次産業	2,871	1,282	1,589	45.5	1,975	999	976	32.7
農 業	2,801	1,217	1,584	44.4	1,887	929	958	31.2
林業・狩猟業	63	58	5	1.0	82	65	17	1.4
漁業・養殖業	7	7	0	0.1	6	5	1	0.1
第2次産業	665	529	136	10.5	746	569	177	12.4
鉱 業	10	7	3	0.2	9	7	2	0.2
建 設 業	500	430	70	7.9	514	452	62	8.5
製 造 業	155	92	63	2.4	223	110	113	3.7
第3次産業	2,774	1,313	1,461	44.0	3,283	1,596	1,687	54.3
卸売・小売業	553	218	335	8.8	696	263	433	11.5
金融・保険 不動産業	36	22	14	0.6	47	33	14	0.8
運輸・通信業	287	238	49	4.5	259	231	28	4.3
電気・ガス・ 水道業	27	24	3	0.4	13	11	2	0.2
サービス業	1,659	675	984	26.3	2,047	896	1,151	33.9
公 務	212	136	76	3.4	221	162	59	3.6
分類不能の 産 業	3	2	1	0.0	38	11	27	0.6
総 数	6,313	3,126	3,187	100.0	6,042	3,175	2,867	100.0

(2) 経営耕地面積

(単位：ha)

年 次	総 数	田	畑	樹 園 地				
				計	果樹園	茶 園	桑 園	その他
昭和45年	1,221.8	434.7	658.1	129.0	16.7	54.9	57.4	—
50	1,040.4	366.1	502.8	171.5	17.0	94.9	58.5	1.1
55	910.7	346.5	407.2	157.0	18.7	96.7	41.1	0.5
60	815.9	332.9	323.0	160.0	15.8	104.5	36.9	2.8

(注) 各年2月1日現在



(3) 経営耕地規模別農家数

(単位：戸)

年 次	総農家数	経営耕地規模 (ha)										例外規定農家
		0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0~5.0	5.0ha以上	
昭和45年	1,898	517	389	331	300	228	77	25	12	10	2	7
50	1,577	475	356	248	232	125	67	27	13	22	7	5
55	1,396	463	276	229	175	132	50	26	16	23	3	3
60	1,292	492	292	(0.5~1.0) 288		96	48	29	15	24	4	4

(注) 各年2月1日現在

(資料 昭和45・55年は世界農林業センサス。昭和50年は中間農業センサス。昭和60年は農業センサス。)

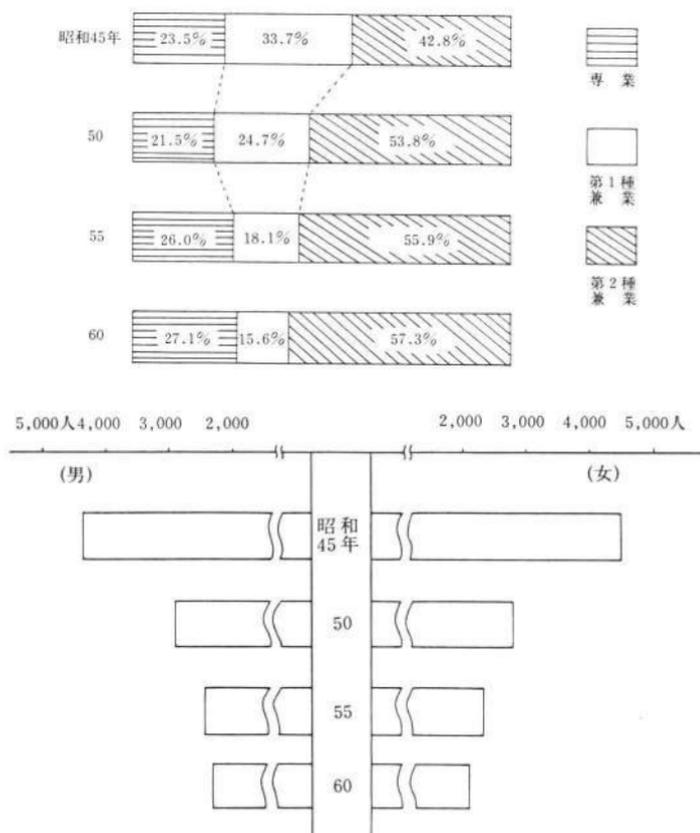
## 第4章 産 業

### (4) 専兼業別農家数

年 次	農 家 数				農 家 人 口		
	総 数	専 業	第1種兼業	第2種兼業	総 数	男	女
昭和45年	1,898	445	640	813	8,923	4,354	4,569
50	1,577	339	390	848	5,712	2,769	2,943
55	1,396	363	253	780	4,811	2,349	2,462
60	1,292	350	202	740	4,389	2,151	2,238

(注) 各年2月1日現在

(資料：昭和45・55年は世界農林業センサス。  
昭和50年は中間農業センサス。昭和60  
年は農業センサス。)



## (5) 主要農産物の生産量・生産額

(単位: ha、t、千円)

区 分	昭和56年度			57 年 度			58 年 度			59 年 度		
	作付面積	生産量	生産額	作付面積	生産量	生産額	作付面積	生産量	生産額	作付面積	生産量	生産額
米	366	1,519	445,567	330	1,350	401,217	339	1,414	422,344	325	1,443	434,320
麦	21	35	5,942	21	48	8,904	8	19	3,262	3	7	1,207
甘しょ	59	1,348	47,584	39	975	34,125	41	1,230	44,280	55	1,430	51,909
豆類	14	26	7,114	16	32	8,928	17	34	9,751	16	33	9,464
野菜	52	683	55,767	55	833	87,821	63	1,150	69,963	66	1,244	111,615
果実	34	48	16,660	32	34	11,424	34	48	19,040	26	33	10,489
養蚕	39	39	78,330	39	30	66,280	39	35	70,800	35	35	68,730
たばこ	26	71	119,699	24	66	105,618	25	65	110,130	24	56	101,723
茶 (荒茶)	170	308	489,200	171	235	295,044	171	293	508,115	172	242	442,919
計	781	4,077	1,265,863	727	3,603	1,019,361	737	4,288	1,257,685	722	4,523	1,232,376
区 分	昭和60年度			61 年 度			62 年 度			63 年 度		
	作付面積	生産量	生産額	作付面積	生産量	生産額	作付面積	生産量	生産額	作付面積	生産量	生産額
米	330	1,495	458,665	329	1,386	426,888	299	1,264	368,965	280	1,201	331,230
麦	3	8	1,370	7	20	3,381	5	14	1,565	6	15	1,836
甘しょ	80	2,160	78,408	80	2,080	74,880	70	1,820	65,034	50	1,300	44,720
豆類	10	20	5,736	12	24	6,720	10	19	5,544	13	19	4,170
野菜	39	753	72,161	35	650	77,566	40	938	75,300	26	1,050	106,500
果実(栗)	28	42	10,440	32	40	14,000	33	42	12,516	30	75	22,500
養蚕	30	31	54,927	28	28.7	49,264	25	24	32,759	20	19	38,433
たばこ	21	53	97,440	21	52	100,274	19	46	83,667	20	45	81,565
茶 (荒茶)	172	227	457,063	173	237	453,023	173	259	453,673	180	269	474,079
計	713	4,789	1,236,210	717	4,517.7	1,205,996	665	4,406	1,100,235	625	3,993	1,105,033

(八) 主な農業作物

1 水 稲

米作り 従来農作業の中で米作りほど苦勞する  
と農作業 作物はなく、なかでも田植えと真夏の草

取り、そして、稲刈りは一番きつい作業であった。しかし、換金作物の中で、経済性が高く有利な作物も米であった。この稲作も時の流れとともに幾多の変遷を経て機械化された農作業となった。鋤くわによる「田打ち」「代かき」から牛馬耕になり、耕耘機から田植機、農業用トラクター・バインダー・コンバインと変化した。

技術革新にあわせて、作式改善、品種改良、施肥改善、農薬剤の改良による病害虫の駆除など、あらゆるものが改良され、機械化されてきたが、今後、更に農業の機械化は発達するであろう。

現況は次のとおりである。

- (1) 品種 早期 コシヒカリ、普通期 ヒノヒカリ
- (2) 育苗 箱育苗九〇パーセント、水苗代一〇パーセント
- (3) 移植 機械植え九〇パーセント、手植え一〇パーセント

年次別米出荷量

年 度	俵 数	金 額
		千円
昭和56	8,437	74,932
57	7,144	64,067
58	9,142	83,412
59	9,409	87,702
60	9,395	94,669
61	8,787	85,672
62	6,790	67,670
63	6,210	64,193
平成元	6,350	59,146
2	7,260	56,010

(平成2年農協調べ)

- (4) 刈取り セント  
主力バインダー、一部コンバイン  
一〇アール当たり(玄米)
- (5) 収穫 早期米 四〇〇キログラム  
普通米 四四〇キログラム

平成二年度から米の入札制度が導入され、消費者のニーズ及び志向により味のよい米に人気が集まるようになった。

2 麦

麦は米と共に農家の食糧と、冬作の換金作物として作付けされてきたが、価格が安く、引き合えない作物の代表的なものとして、ほかに代わるものがなかった。

のでやむなく耕作が続けられてきた。昭和四十年の作付面積は畑作中二位、一八〇〇ヘクタール（一位は甘藷）であったが、その後養蚕、畜産の進出によって昭和五三年には、一六・二ヘクタールと急降下し、現在わずかに家畜の飼料程度のもので作付けされている。

### 3 甘 藷

甘藷は農家の食糧と家畜の飼料として、昔から耕作してきた。昭和十一年始良郡内にてん粉工場が設立されたからは、作付面積も増大し、更に昭和十二年日中戦争の勃発により、工業用や食糧増産の一環として増産が進められた。特に昭和二十年終戦後の食糧不足時代には、主食を補う作物として果たした役割は大きい。当時国民は甘藷によって餓死をまぬがれたといっても過言ではなからう。その後昭和四十年ころまでは、災害に強い作物でもあるので順調に伸びたが、最近相次ぐ価格引き下げで農家の生産意欲は減退し、高齢農家・小規模農家を中心に離農が進み、規模縮小が増加している。町としては、今後更に反収増に向けて技術指導をしていくこととしている。

現在の品種名と主な用途は次のようである。

コガネセンガン      でん粉、焼酎、製菓用  
シロネタカ            でん粉用  
シロサツマ            でん粉用

### 4 野 菜

野菜については、交通網の発達により輸送野菜産地が競合し、併せて水田転作による野菜導入により流通事情は厳しい。このような中で本町は霧島山ろくの高冷地と気象条件を生かした夏、秋野菜のキャベツ・レタス・大根を重点に水田利用再編対策とからめて新産地育成を図るとともに、平成七年度に完成予定の地熱発電熱水活用による作物の推進を図る。

果樹は、クリが主体で栽培面積三四ヘクタールであり、規模は小さいが特産観光土産品との結びつきを求め推進する。

### 5 雑 穀 類（大豆・そばなど）

栽培面積は極端に減少し、農家の自家消費にも満たないが、水田利用再編対策による転作作物として脚光を浴びるようになり、四十九年に大豆生産振興地域に指定されて、販売については確保されているが、その生産性、労働力からして栽培面積は拡大されないのが実情であ

り、国外輸入依存度が高いが、今後の食糧自給体制を考  
える時、貴重な植物性蛋白質たんぱく源として、技術確保を図り推  
進する。

(九) 茶 業

茶業の推移

鹿児島県茶業は明治の中期ごろまでは一  
般に自家用主義であったので、広い畑地  
のそこかしこに点々と畦畔茶園けいはんを見受け、自家で釜かまいり  
茶や竹製の茶取り籠かごをもって製茶するのが大部分で、な  
かには日乾製をみるの状態であった。

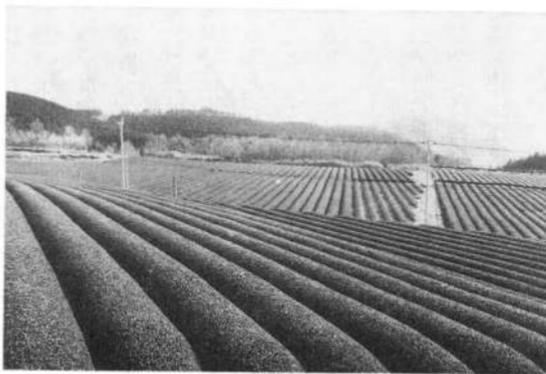
戦後、茶は輸出農産物としての価値が高くなったの  
で、本町としては既存の茶園や畦畔茶園の肥培管理と復  
元を図り、また、町営の優良茶園を造り振興に努めたこ  
とによって、生産量も増加の一途をたどった。

本町の茶は天恵の条件に恵まれ品質優秀、しかも将来  
性のあることから、本町農業の主幹作目を選定し、農業  
構造改善事業で昭和四十三年度において集団茶園造成改  
良事業三五・六六ヘクタール植栽、昭和四十四年度にお  
いて緑茶共同加工施設を設置してから年々工場数、緑茶  
面積共に急速に増加した。

茶業の現況

霧島山ろくの立地条件に合致し、優良茶  
として「きりしま茶」の評価を高めつつあ  
る。しかし、最近好況に推移しているとはいえ、全国的  
に過剰生産の不安が起こりつつあり、これに対応できる  
産地態勢を確立すべきである。現状では大量契約に対応  
できる規模でなく、茶団地の造成拡大を図り量、質共に  
「きりしま茶」

の真価を發揮で  
きる産地づくり  
をすすめてい  
る。また、天恵  
の条件に加えて  
生産技術の改  
善、生産管理の  
近代化を進め、  
品質格差をなく  
し、統一的品質  
になる銘柄確立  
と農協の出荷調  
整センターを拠

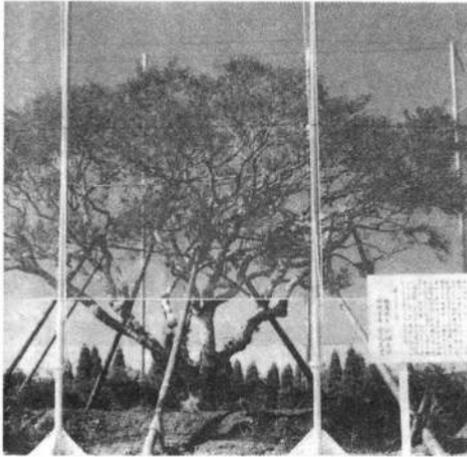


茶 園 (三体堂)

点に流通販売システムを確立し、相場変動の少ない再製仕上げによる小売り販売を促進し、県外消費地の農協直接販売と消費拡大のための宣伝を進め、主幹科目としての強力な推進を図っている。

**日本一の 大茶樹** 本町下中津川稼原に古い歴史を誇る大茶樹があった。この大茶樹は昭和十二年、

文部省から天然記念物に指定されたもので、木は三株からなり、樹冠の広がりには南北九・六メートル、東西七・



2代目日本一大茶樹（高千穂自然教育の森）

五メートルに及び、高さは四・五メートルに達する壮大なもので当時日本一といわれた。

この大茶樹は今から三百余年前（寛永年間）下中津川荒田の木佐貫時満氏の祖先が挿し木したもので、年とともにますます増大しつづつあった。

また、各地方から来訪視察者も多く、昭和十一年六月には日本茶道にゆかりの大谷光瑞一行が視察された。

戦前までは青年学校や女子青年団から選ばれた四〇人の男女により、一番茶を摘み、霧島・鹿児島両神宮に奉納していた。

この大茶樹は昭和二十年に枯死し、現在は二代目大茶樹が保存されている。これは持松真方の久留近盛さんの父が明治の終わりがころ（約八五年前）稼原の日本一の茶樹を自宅に挿し木したもので、この二代目の茶樹も今では日本一といわれ、根回り一・五メートル、高さ七・〇メートルの巨木となっている。この茶は飲む時いつでも緑色が変わらないので、昔から不老長寿のお茶として町民に親しまれている。

町はこの巨大茶樹を購入し、平成二年三月八日、町制五十周年を記念し、町内高千穂自然教育の森に移植し

た。今後、この大茶樹を霧島山ろくにおける優良茶づくりのシンボルにするため永く保護するつもりである。

**鹿児島県茶業 鹿児島茶業** 農業の国際化が進む中新茶において振興大会の開催 は消費者のニーズに即応した茶づくりと消費拡大を図り、わが国の茶主産県の地位と茶業発展を目指し、牧園町制施行五十周年を記念して平成二年度県茶業振興大会が十一月七日、県立農業大学校で関係者二五〇〇人が参加し盛大に挙行された。大会行事で、功労者表彰、平成二年度県茶品評会褒賞授与のほか、大会スローガン採択記念講演があり、付帯行事として茶団地視察、茶業機械展示、町特産品即売会など多彩な催しでにぎわった。茶品評会では各部門とも牧園町が上位入賞を果たし、産地賞とともに農林水産大臣賞を独占した。受賞者は次のとおり。

農林水産大臣賞受賞  
 全国茶品評会煎茶の部 二見 吉夫  
 鹿児島県茶品評会手摘みの部 西 芳夫  
 鹿児島県茶経営改善コンクール 辺田 悟  
 鹿児島県茶経営改善コンクール 産地賞 牧園町

## (十) 養 蚕

### 養蚕の推移

薩摩藩における養蚕は発達がおくれ、生糸はほとんど他領産を用いていた。元禄元年（一六八八）、藩は一般農民に対し蚕の飼育を勧め、女子に白糸の取り方を習わせ藩用として差し出すよう達している。

島津重豪（宝暦五年一七五五）の代になって絹織物の織局を建て養蚕を奨励した。また、技術者と工女を招いて各郷に伝習させたと史料にみえている。

牧園町では明治の初めごろから飼育されていたと思われる。そのころは商品としてではなく、桑は山桑を利用し、蚕種も自家製で繭も自家用として使用していた。そのころの繭の価格はマス目で売買され、繭一升二五銭で米の数倍の価格で取引されていたので、その有利性に着目し、町内一般に拡大された。

戦時経済下に入ってから、繭価格の暴落、主食糧の重点生産、労力不足などから繭生産は次第に減少していった。戦後になって合成繊維におされ、一方、食糧事情から桑園は減反の方向をたどっていたが、その後経済の

成長に伴い絹糸の需要も伸び、防災営農の奨励と農村経済の窮乏を背景としながら、再び芽を吹きはじめ、昭和四十年、本町の主幹作目として取り上げ養蚕の振興を図った。

その後年を経るごとに価格もよく、飼育技術も改良、省力化し專業養蚕農家の増加、面積の拡大、産繭量の増収により農家経済の安定が図られたが、昭和六十年以降養蚕農家の高齢化と後継者不足から戸数減少の方向である。

### 養蚕の現況

養蚕経営は多様な形態規模で行われ、一部專業農家をのぞき、それぞれ経営内容により適正な組み合わせ（複合型）が多い。生産、収益性を高めるため生産基盤、養蚕集落、生産組織の整備を図り、他作物との有機性を高め冬期間の蚕室利用、桑園間作等をすすめ安定した養蚕の確立を図っている。

昭和五十七年度から「桜島周辺防災営農対策事業」で下中津川稼原の稚蚕飼育所を改造し、掃き立てから二齢までの稚蚕の飼育に当たっている。これには隼人町・横川町・霧島町も加入している。現在絹製品は需要も多く価格など横ばいの状況である。

## (土) たばこ

### 推移と概況

鹿児島県のたばこ耕作は、昭和七年に転換期を迎えた。従来のを在来種をこの年から耕作面積の三〇パーセントが黄色種となつた。そして、昭和十二年には耕作面積の七〇パーセントが黄色種で占められるようになった。

そして、戦後昭和二十二年から耕作面積は急に増加した。これは当時専売局の方針が、生産の量さえ多ければ種類は問わないうという主義であつたため在来種が息を吹きかえし増加したも



たばこ共同乾燥施設

ので、全体量は増えたが品質は悪かった。

昭和二十五年ごろから、品質に重点をおくことと、黄色種を伸ばす方針にかえられた。そのほか、適地適作のため産地厳選主義から「たばこ耕作許可制」がとられるようになった。品種改良なども行われて、品質は著しく向上した。

本町の葉たばこは質量共に特にすぐれ、郡内においても最高の反収を上げている。専売品として生産規制を受けている反面、安定した作物である。しかし、外国産の輸入により圧迫を受けていることも事実である。本町の作付面積を堅持するには、より一層、良質なものを生産し、反収増を図らなければならない。

五十二年度葉たばこ共同乾燥施設の建設により、乾燥施設不足の解消と一貫した共同作業により、質量共にすぐれた葉たばこ生産体制ができた。今後適期収穫の推進を図り、共同乾燥場利用による品質の斉一化を促進することとなった。

経営面においては、昭和六十年四月一日、従来の専売公社から日本たばこ産業株式会社に依託されたため、取扱所も今までの国分市から大口市に変更された。作付面

積などは現状維持の状態である。

### (三) 農業団体

#### 農 会

系統農会の基準法である農会法が明治三十三年六月に制定公布され、県下市町村農会がすべて設立された。牧園村農会もこの時に設立されたものと思われる。

農会は農業に従事するものをもって組織する独立の自治体、村農業経営の主体となって経営の主義方針を示し、村内各集落には農事小組合をおき村農業の振興改良発展を期するものである。事務所を牧園村役場におき次の役員により諸行事及び諸事務の遂行を実施してきた。

ほかに指導員として普通農業技手、煙草耕作技手をおき、農業の伸展を期した。

#### 役員

- 1 農会長 一人 副会長 一人 書記 一人
- 2 農会評議員 八人
- 3 農会総代 二四人
- 4 小組合長 各集落 一人

#### 活動状況

1 農 会

イ 総 会

ロ 評議員会

ハ 総代会

ニ 小組合長会

ホ 農作物共同販売

ヘ 農具改良

ト 肥料共同購入

チ 農事視察

リ 副業奨励

ヌ 農作物品評会

ル 深耕競掙会

ヲ 堆肥品評会

ワ 低利資金貸与等

2 農事小组合

昭和十年四月十二日改選による。

農会長 村長 小谷正吉

副会長 山口 篤

産業組合

牧園産業組合は昭和九年十二月、高千穂

信用販売購買利用組合（大正八年四月七

日設立）を引き継ぎ、区域を村一円に拡大して牧園信用

販売購買利用組合と変更したものである。引き継ぎ当初は事業の経営はすこぶる不振で幾多の波乱を生じ、組合は瀕死の危機に遭遇したが、役員・組合員の献身的努力の結果ついに挽回し、以後組合の目的達成のため着々として進展を遂げてきた。

組 合 員 一、七六六人（昭和十六年）

出資総口数 一、九二六口

組合の事業（昭和十六年分）

販売高

玄米 九、〇〇〇俵 一五四、八〇〇円

粳こま 二〇〇俵 一、〇〇〇円

麦類 六、八二〇俵 八一、八四〇円

大豆 一、八五〇俵 二七、七五〇円

菜種 三、九八〇俵 五一、七四〇円

木炭 七〇、〇〇〇俵 一六一、〇〇〇円

計 四七九、一三〇円

購買高

肥料 一九、三二五畝 一〇三、九〇〇円

その他農機具雑費 一五四、六〇五円

計 二五八、五〇五円

昭和十六年十二月九日現在における組合事業成績は次

のとおりである。

出資金	二九、〇〇〇円
貯金	一八二、六一六円
借入金	七三、〇〇〇円
預金	三五、〇〇〇円

初代組合長 村長 小谷 正吉

## 農 業 会

農業に関する国策に即応するため、全国等を通じ従来の農会、産業組合、養蚕組合を解散し、新たに農業会が設立されることになり、牧園町においても多年の歴史を有し産業及び経済発展に大きな功績を残した町農会、産業組合、養蚕組合も政府の方針により解散された。

昭和十九年三月十六日、設立総会が開会され、新しい農業会が発足した。農業会は国策に基づき農業の整備発達を図り、会員の農業及び経済の発展に必要な事業を行うため、農業の指導奨励調査研究、農産物その他の販売購買加工施設、農業資金の貸し付け、貯金の受け入れなど農業者の福利増進を図ることを目的としている。

初代会長（町長）は森良孝、事務機構は次のとおりであった。

総務部 指導部 経済部 食糧営団 倉庫係 自動車部  
木炭組合 煙草組合 薬工場

農 業 本町農業協同組合（前身は農業会）は、

協同組合 昭和二十二年十一月十九日公布、同年十二月十五日から施行された農業協同組合法によって昭和二十三年五月二十六日に設立されたものである。

この法律は、組合員が協同して農業の生産能力を上げ、経済状態を改善し社会的経済的地位を向上させるのを目的とし、その事業内容はすべて定款にうたわれている。

## 組合の沿革

昭和二十三年五月二十六日に設立されたが、経営は意のごとくならず、開店休業という最悪の状態が続いた。昭和二十六年四月に再建整備法の適用を受け、更に昭和三十一年八月三十一日を基準日として、再建整備特別措置法に基づく整備指定を受けた。

昭和三十五年八月三十一日を基準日として県農業信用基金協会の指定を受けたが、いずれもその目標が達成されず、昭和三十九年三月三十一日を基準日として第四次の整備指定を受けた。第四次の整備は町長の組合長兼務が実現し、従来再建のガンとなっていた町との協調体制、理事の

執行体制、組合員の協力体制も確立された。更に町は整備借入金利息の援助等も講じた。

一方、連合会からも整備借入金利息の援助及び職員の派遣、人件費の一部援助など過去にない異例の援助を受け、昭和四十三事業年度に繰越欠損金の補てんを完了し、赤字農協から脱却した。

ここに至るまでの役員員の苦難は、資金繰りをはじめ、たいへんなものであった。徐々に組合員の理解と信頼も深まり、昭和四十四年度には、信用のバロメーターとなる貯金高が三億円になり、年間五〇〇万円の純増となった。

農協法公布三十周年に当たる昭和五十二年度は組合にとって極めて遺憾な年であった。すなわち、多額の預金受け入れ問題から、わずか四か月余りの間に再度にわたる組合長の改選があった。組合員からの役員改選請求（役員リコール）に端を發した役員総辞職、それに伴う役員改選と役員執行体制のあり方をめぐって大波乱が続き、組合の資金繰りが円滑を欠くに至った。このことから、県農協連から半ば常駐的な形で職員が派遣され、経営正常化のための指導対策がとられた。昭和五十四年二月に長年の懸案であった高千穂支所ができ、同地区の農協金融の拠点となり地区民に親しまれる購買店舗として組合員の長年の宿望にこた

える体制ができあがった。その建設財源は土地処分によって充当された。

昭和五十九年一月十日には不慮の火災に見舞われ、事務所は使用困難となり、本所の機能をひばりヶ丘事務所に移して運営されたが、同年第三十六回通常総会に新事務所建設を提案し決議された。昭和五十九年九月二十九日、新事務所及び店舗が落成しオープンした。

農業振興、営農面では基幹作目の茶、養蚕を中心に野菜（レタス・キャベツ・白菜・大根）を組み合わせた複合経営が進められ、その効果を上げていく。また、生活面の活動も、暮らしの店を拠点としたふれあいの配達など婦人部

主要勘定と事業量の推移

(単位：万円)

年 度	出 資 金 貯 金	貯 金	貸 出 金	販 売 品 高	購 買 品 高	長 期 共 済 保 有 高
昭和33年度	1,024	3,613	2,427	3,611	3,171	—
43	2,379	22,669	40,643	26,072	12,812	113,150
53	7,120	108,899	100,986	81,463	51,819	7,111,155
63	15,562	277,119	93,751	101,242	58,340	27,498,780

活動を軸に前進を続けている。

管内の概況

牧園町の主な農畜産物は、茶（四億一五〇〇万円）、牛（五億九三〇〇万円）、米、甘しょ（八四〇〇万円）、蒔（三八〇〇万円）であるが、近年、夏秋期のキャベツ・レタス、特にお茶の産地化形成については町行政と一体となり、きりしま茶の銘柄確立に努め、市場の好評を受けている。また、町内には観光地、霧島連山温泉ホテル群があり、交通の便よく年間観光客も多い。

△組合の概況▽

年次別牧園農業協同組合役員名

年次	別	役職名	氏名
昭和二三・二・一一	組合長	前田 濟	唐仁原 重満
	理事	種子田 莊九郎	原田 重之
昭和二四・五・二六	組合長	前田 濟	唐仁原 重満
	理事	種子田 莊九郎	原田 重之
昭和二四・五・二六	〃	西長 吉	前田 嘉次郎
	〃	塚田 直吉	梶原 茂樹
昭和二四・五・二六	監事	中野 咲助	嘉茂 保馬
	〃	前田 濟	塚田 虎志
昭和二四・五・二六	理事	種子田 莊九郎	中村 逸志
	〃	前田 濟	梶原 茂樹
昭和二四・五・二六	〃	前田 濟	正市 熊右エ門
	〃	前田 濟	上村 源次
昭和二四・五・二六	〃	前田 濟	竹山 細二
	〃	前田 濟	通山 藤七
昭和二四・五・二六	〃	前田 濟	南 長吉
	〃	前田 濟	長崎 重治

組合員数は、一、一六〇人（正九七二人、准一八八人）、

組合員組織としては六一の集落組織のほか、農協婦人部

（二二四人）、肉用牛部会（一九一人）、園芸部会（三六

人）、養蚕部会（一三人）、竹林部会（二〇人）、茶流通部

会（二〇人）、年金友の会（五五六人）が活動している。

役員は、理事九人（うち常勤一）、監事三人、職員四

九人（男三一人、女一八人、うち営農指導員五、生活指導

員一）である。

主要施設としては本所事務所のほか、事業所六、給油所

一、保冷庫一、堆肥センター一、茶工場一、稚蚕飼育所

一、農機具センター、米倉庫一を有する。









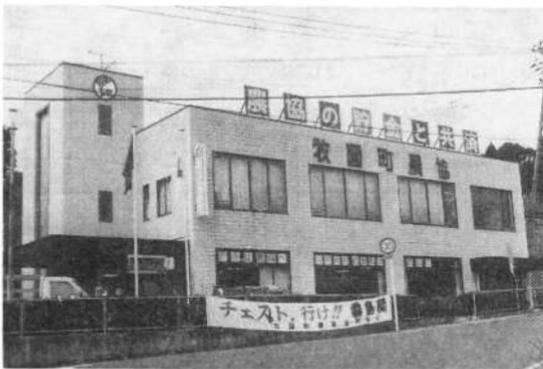
近年10年の事業の伸び (単位：千円)

事業名	年次				
	昭和55	56	57	58	59
貯 金	1,813,795	1,934,151	1,984,288	2,104,620	2,234,849
貸付金	1,559,223	1,640,423	1,612,462	1,615,355	1,474,223
販売事業	977,959	1,034,777	773,372	816,357	847,751
購買事業	773,504	852,396	720,371	788,168	678,062
共済事業	12,900,000	15,300,000	17,900,000	21,300,000	22,000,000
組合員数	1,276	1,274	1,295	1,268	1,257
職員数	50	49	48	49	53

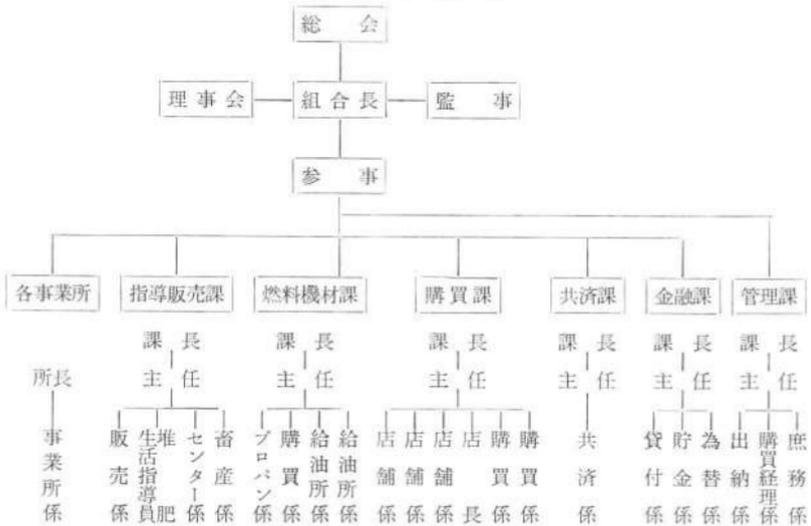
事業名	年次				
	昭和60	61	62	63	平成元
貯 金	2,246,653	2,350,487	2,470,238	2,771,184	3,024,817
貸付金	1,246,650	1,119,463	955,201	937,510	933,601
販売事業	925,378	924,756	923,557	1,012,416	1,076,538
購買事業	651,965	661,025	618,452	583,396	651,523
共済事業	23,410,000	24,620,000	26,240,000	27,490,000	29,040,000
組合員数	1,247	1,225	1,194	1,160	1,145
職員数	52	48	48	47	50

監理事務	役職名	年次別
		川山 窪下 隆 勇 行
西切 蘭 通 博 昭 見	氏 名	池田 靖 夫
		池田 春 夫
湯 上 清 隆	名	湯 上 清 隆



牧園町農協

組 合 の 機 構



共済事業の種類は、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹（みかん）共済、建物共済、畑作（大豆、馬鈴薯）共済である。

農業共済組合 農業共済組合が行っている農業共済事業は、昭和二十二年十二月十五日公布の法律第一八五号に基づくものである。まず目的は、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補って農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することに資する。



農業共済組合牧園出張所

代 現 編 第7

理していた家畜保険、この三者を整備統合して、新たに、農業共済組合を設立することになり、昭和二十三年三月二十二日、発起人会を開催し、同三年四月六日、設立準備会を開催して、定款作成委員を各校区から選任した。創立総会の開催は昭和二十三年四月一日、同月三十日、県知事から設立認可を受けた。

業務として、農作物共済（水稲、陸稲、麦）蚕業共済（春蚕繭、夏秋蚕繭）家畜共済の事業を開始、また、家畜診療所を併設し獣医師一人を任命、診療業務を開始した。

昭和二十六年七月六日、事務所建築に着工、同年十月三十日完成する。三十六年九月十六日、組合長南仁八死去につき組合葬を行う。三十八年八月一日、家畜診療所整備強化補助を受け、単独の家畜診療所を建築し、整備強化を図る。

四十九年四月一日、始良郡内一一町合併し始良地区農業共済組合となり本町は牧園出張所となる。

共済事業実績（昭和六十三年度）

区分	項目	農作物共済			
		組合員	面積	引受取量	共済金額
水稲	陸稲	八二 人	三、四三 <sub>a</sub>	六八、九〇 <sub>kg</sub>	一七、五〇、六〇 円
	麦	一八	三三	三、八〇	一、〇七、九四六
蚕繭共済	春蚕	二五 人	八九 <sub>箱</sub>		五、九七、〇〇 円
	夏蚕	三	六		二、一七、四〇
家畜共済	初秋蚕	二〇	九		二、五三、〇〇
	晚秋蚕	二五	二七		三、九三、二〇
乳用牛	晚々秋蚕	二	二〇		四、三六、八〇
	豚	六	四		一、二〇、〇〇〇
肉用牛	肥育牛	一四	三三		五、〇〇、〇〇〇
	馬	一	八		一、〇〇、〇〇〇
乳用牛	豚	二 人	三六 <sub>頭</sub>		四、一〇、〇〇〇 円
	肥育牛	三三	二、一五		二、五、三三、〇〇〇

昭和三・四・一 二四・五・九	組合長	前田 濟	副組合長	高橋 盛秀
二六・五・九	〃	前田 濟	〃	南 仁八
二九・五・五	〃	南 仁八	〃	山下 盛太
三三・五・九	〃	南 仁八	〃	山下 盛太
三五・五・五	〃	南 仁八	〃	池上 孝重
三六・九・七	〃	池上 孝重	〃	池上 孝重
三九・五・九	〃	池上 孝重	〃	西園 正雄
四一・五・五	〃	池上 孝重	〃	西園 正雄
四三・五・五	〃	池上 孝重	〃	西園 正雄
四四・五・五	〃	池上 孝重	〃	改元 繁樹
四六・五・五	理事	池上 孝重	〃	改元 繁樹
四七・五・五	〃	池上 孝重	〃	宮原 範行
四八・五・五	〃	池上 孝重	〃	久保 虎二
四九・五・五	〃	長谷川一雄	〃	久保 虎二
五〇・五・五	〃	猪木 満徳	〃	久保 虎二
五二・五・五	〃	久保 虎二	〃	木佐貫信男
五三・五・五	〃	久保 虎二	〃	木佐貫信男
五四・五・五	〃	久保 虎二	〃	木佐貫信男
五五・五・五	〃	久保 虎二	長出張所	有村 義一

二 林 業

1 林業の概況

本町の全面積一万二九六五ヘクタールのうち、林野面積は九六一六ヘクタールで総面積の七四パーセントを占めている。これを所有別にみると、国有林二二九一ヘクタール、県有林一八一ヘクタール、町有林一四九三ヘクタール、私有林五六五一ヘクタールとなっている。また、林野戸数の九五パーセントが農家であることから、農業と林業の関係は密接なつながりのあることが判然とする。特に林野を占める面積の多い本町においては、林業は極めて重要な産業であり、林業立町として恥ずかしくない土地環境にある。

林 野 面 積 (単位: ha)

区 分	総面積	林 野 面 積				計	畑 田 その他
		国有林	県有林	町有林	私有林		
面 積	12,965	2,291	181	1,493	5,651	9,616	3,349
比 率	100	18	1	12	43	74	26

## 2 林業の振興

森林、林業の役割は、木材、林産物の供給ばかりでなく、国土の保全、水資源の涵養<sup>かんよう</sup>、自然環境の保全、保健休養の場の提供など多面にわたり、ますます重要となっている。こうしたなかで本町は国有林野との関係を密にし、国有林の活用を図り、水資源の確保並びに下流域の保全対策、林業経営の拡大、特殊林産物の流通改善整備を進め、長期的視点に立って、森林のもつ公益的機能と観光との密着を図るなど調和のとれた林業の振興を推進していく。

### 林業生産額 及び経営規模

本町林野のうち私有林五六五一ヘクタールで全林野の四三パーセントを占める。その林業生産額六億一〇〇万円（昭和六十三年）で、林家数一四三二戸、人工林率七四パーセント、杉とヒノキが主である。私有林経営規模は零細で、一ヘクタール未満保有林家が六七パーセントでほとんどが幼齢林である。

特用林産物としてのしいたけ生産が盛んで、出荷量は乾燥で五七トン、生で七二トンあり、県下でも主要産地である。今後山村の自然環境に合致した林産物として、

ますますその経済効果が期待される。

### 除伐・間伐 の推進

若齢林の健全な育成のため、林家集落ぐらゐるみで除伐・間伐の励行を推進する。また、間伐材の計画的生産と安定流通を確保するため、新たに間伐推進員の設置により、技術指導の徹底を図る。

### 森林保全事業の推 進と崖下住宅解消

本町の場合、今なお崖下危険地区が一五六地区以上あり、対象戸数は五〇〇戸を超えるとみられることから、今後とも林野サイドにおける県営や県単の治山事業を積極的に推進する。

### 3 林業構造改善事業

。一次林業構造改善事業

昭和三十九年七月林業基本法が公布施行され、国は林業構造改善のための施策を講ずることになった。本町においては昭和四十一年度事業の指定を受け、四十二年度から四十四年度まで三か年に林道開設等の事業を実施した。

。追加林業構造改善事業

一次事業の終了地域を対象に、一次事業の二分の一規模の事業を追加実施することになり、四十七年度から四

第4章 産 業

新林業構造改善事業実績

実施年度	区 分	事 業 内 容	事 業 費	備 考
昭和 61	新林構	林道開設 L=345m // 舗装 L=253.3m ミニバックホウ 899㎡ 林間駐車場造成、その他 912㎡ 基本設計費 新 植 0.43ha 下 刈 2.09ha 除 伐 3.96ha 枝 打 1.51ha 間 伐 3.89ha	千円 42,000	
62	//	日之出総合案内施設木造2階建て 食堂ソーメン流し木造平屋 給水施設 1式 林道開設 L=225m // 舗装 L=414m 下 刈 3.27ha 除 伐 3.32ha 枝 打 3.10ha 間 伐 2.65ha	110,234	389.11㎡ 63.17㎡
63	//	林間駐車場舗装 730㎡ 林間歩道開設 花木植栽 林内作業車 1台 ごみ焼却施設 人員輸送車 1台 冷蔵施設 案内板 林道開設 L=223m 新 植 0.46ha 下 刈 2.38ha 除 伐 0.89ha 枝 打 4.03ha 間 伐 6.93ha	21,534	W=1.0×203m W=2.0×289m
平成元	//	林道開設 L=197m 人員輸送車 1台 新 植 0.09ha 下 刈 2.38ha 除 伐 1.23ha 枝 打 1.22ha 間 伐 1.46ha	8,903	

(注) L=延長、W=幅員

林道、作業道の実績

(昭和60年度から平成元年度まで)

事業名	事業主体	路線	総延長	事業費
林構林道	町	14	15,729 <sup>m</sup>	358,809 <sup>千円</sup>
作業道	町	21	18,684	60,178
林道舗装	町	18	3,584	45,220

森林保護の強化、松くい虫防除の実績

項目	航空防除 (ha)					立木 駆除 (m <sup>3</sup> )				
	昭和60	61	62	63	平成元	昭和60	61	62	63	平成元
年度	160	155	158	158	157	200	150	135	130	100

十八年度まで二か年林道開設等の事業を実施した。

。二次林業構造改善事業

昭和四十七年八月、二次林業構造改善事業促進対策の要綱及び実施基準が定められ、林業をめぐる諸情勢に対応した新しい内容をもつ二次林業構造改善事業が発足した。この事業の特色は、これまで地域林業の生産対策を中心に進めてきたのに対し、今回はそうした地域林業振興対策に加え、広域対策、保健休養など森林の公益機能の発揮にも配慮を払って林業経営の合理化、生産性の向上と林家の所得増進を図るものである。

本町においては、林業構造改善協議会を設け昭和四十九年度から五十二年度まで四か年にわたり事業を実施した。

**新林業構造改善事業** 昭和五十九年に指定を受け六十一年度から林道網の開設や舗装、森林組合装備の近代化、指標団地整備事業など多面的に進めてきたが、

なかでも日之出温泉「きのこの里」を森林総合利用促進事業により整備した点が特筆すべきことであった。

4 しいたけ

牧園町しいたけのはじまりはつまびらかでないが、古

## 林産物生産状況

(昭和163年度)

区 分	生産量	生産額	販売量	販売額
しいたけ生	72,000 <sup>kg</sup>	71,280 <sup>千円</sup>		
〃 乾	57,000	187,302		
素 材	5,200 <sup>m<sup>2</sup></sup>	145,000	5,200 <sup>m<sup>2</sup></sup>	145,000 <sup>千円</sup>
製 材 品	2,960 <sup>m<sup>2</sup></sup>	160,000	2,960 <sup>m<sup>2</sup></sup>	160,000
チ ッ プ	3,500 <sup>m<sup>2</sup></sup>	42,000	3,500 <sup>m<sup>2</sup></sup>	42,000
た け の こ	295,000 <sup>kg</sup>	40,415		
苗 木	3,000 <sup>本</sup>	124	118,000 <sup>本</sup>	4,497
木 炭	400 <sup>kg</sup>	92		
栗	46,000 <sup>kg</sup>	13,000		

老の話を総合すると、明治の末期から大正の初期にかけ、地元の有志四、五人が農業の傍ら栽培を始めていたようである。昭和十五年に大分の先進地から専門家が移住され、両者は技術、経営の交流を図りながら一体となつて振興に努力した結果、今日の発展をみるに至つたものと思われる。

昭和十年十一月、昭和天皇が特別大演習御統監のため鹿児島に行幸された際、天皇の食膳に牧園のしいたけが献上された。終戦後、しいたけは、健康食として欠かせない食料品となり、その需要は年々増加していった。

本町は気候温暖で、しかも山林・原野が多く（林野率七七パーセント）、しいたけの栽培に最適であることから、椎茸振興会を組織してその普及に努力した結果、現在では質量共にすぐれた県下有数の産地となった。会員四〇人（専業者五人、青年部六人）、年産額二億五八〇〇万円である。

## 5 町 有 林

## 所有の沿革

明治初年の地租改正に伴う土地の官民有別区分に際して、旧来の個人、集落有及び霧島温泉地二五〇〇ヘクタールを除く森林原野は、明治

三十九年七月十四日付け当時の大林区署(国)から一六四六ヘクタールの払い下げを受けた。また、昭和八年三月、県知事の許可を得て、集落有財産の統一を図り、五四ヘクタールを村有林に編入し、面積二一八六ヘクタールを村基本財産として管理され、資源育成に努力が払われた。しかし、戦時中軍需材供給のため森林の経営は混乱した。その後、昭和二十五年、農林省種馬所の廃止に伴い約四〇〇ヘクタールが町に払い下げられ、更に昭和三十年三月、国有林野整備措置法により、国有林一〇六ヘクタールの払い下げを受け、合計面積二二九二ヘクタールとなった。その後、一部を民有縁故地として払い下げたので、現在(平成元年度)一二八七ヘクタールが管理されているのである。

経営計画編成の沿革は、まず昭和三十四年、公有林野経営計画の第一期として昭和三十六〜四十年度の五年間、第二期として昭和四十一〜四十五年まで五年間、第三期として昭和四十六〜五十年まで五年間、第四期として昭和五十一年度から五年間、第五期として、昭和五十六年度から五年間、更に第六期として、昭和六十一年度から五年間の各計画を樹立、実施中である。

**町有林の状況** 町有林については、昭和三十四年度以降公有林整備事業(新植、改良、保育)によつて逐次整備を進め、その間に延べ新植三一八・一〇

ヘクタール、補植三五〇・〇三ヘクタール、保育四八七六・六二ヘクタールを施業している。なかでも昭和五十一年施業の次代検定林(万膳字湯ノ迫)は順調な生育を続けている。また、林業構造改善事業による宿窪田・城山地域における高度集約育林事業の新植(五十二年度)四・九六ヘクタール、枝打ち七・四二ヘクタールを実施。また、昭和六十年年度から五か年間、森林総合整備事業による新植二一・七ヘクタール、天然林改良三三・〇ヘクタールを実施、平成二年度から第二次森林総合整備事業に着手した。このほか特用樹林造成事業の導入により、クヌギ林の造林拡大につとめ、良質のしいたけ原木を確保し特産としてのしいたけの振興を図るなどして、町有財産の造成と町民の福祉に寄与している。

#### 管理見解

町有地は町内九八一の小字のほとんどの地内に所在する土地の適正な管理(盗伐、誤伐、無断使用、被害防除、立木の状況など)を期するため、昭和三十七年度に町有土地見解人の制度を設

第4章 産 業

町有林の現況

(単位：ha)

官行造林	県行造林	分収林	学校林	貸付林	直営林	計
184.62	39.53	107.74	26.46	1.55	1,135.23	1,495.13
営林署	鹿児島県	日集 赤落 その 他	小学校			

直営林の内訳

(1) 林種別

(単位：ha、%)

人 工 林				天 然 林				他	計
すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	まつ	くぬぎ	広葉樹	竹	無立地	
91.30	315.91	52.23	132.11	8.13	175.77	317.83	8.34	33.61	1,135.23
8	27	5	12	1	15	28	1	3	100

(2) 年度別

(単位：ha)

種目別	年度別	昭和60	61	62	63	平成元	計
	新植	8.70	7.70	5.50	4.30	6.24	32.44
補植	4.00	3.50	1.00	1.48	1.24	11.22	
保育	159.60	154.43	148.15	129.36	126.03	717.57	
計	172.30	165.63	154.65	135.14	133.51	761.23	

(3) 林齢別

(単位：ha、m<sup>3</sup>)

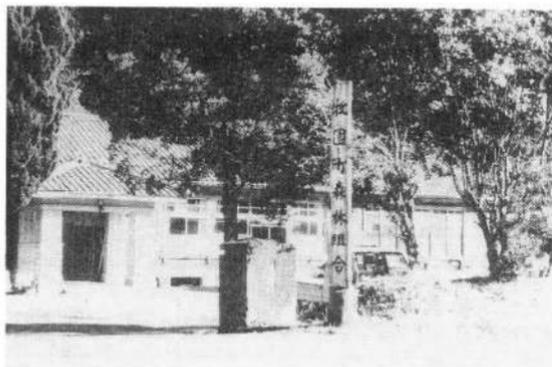
現在林齢	樹 種	面 積	材 積
1～5	すぎ	3.30	1,610束
	ひのき	5.37	
	まつくぬぎ	22.58	
	くぬぎ他	1.56	
6～10	すぎ	12.99	766 189
	ひのき	64.46	
	まつくぬぎ	47.81	
	くぬぎ他	10.02	

現在林齢	樹 種	面 積	材 質
11～15	す	7.89	730
	ひ の	23.32	1,462
	ま く	113.04	5,386
	ぬ 他	26.85	1,336
16～20	す	1.05	166
	ひ の	26.15	2,916
	ま く	0.49	49
	ぬ 他	56.48 20.83	4,304 1,790
21～30	す	20.07	5,033
	ひ の	135.62	21,792
	ま く	47.87	7,010
	ぬ 他	55.10 122.37	5,890 14,407
30年以上	す	46.00	16,988
	ひ の	60.99	14,239
	ま く	12.00	2,451
	ぬ 他	12.87 178.15	1,566 18,194
計	す	91.30	22,917
	ひ の	315.91	40,409
	ま く	60.36	9,510
	ぬ 他	307.88 359.78	17,912 35,916
計		1,135.23	1,610 <sup>米</sup> 126,664

## (4) 学校林の現況

(単位: ha)

万 膳	中 津 川	持 松	計
9.27	7.07	10.12	26.46



森 林 組 合

け、それぞれの担当地内を巡視して、定期、臨機の処理を行っているが、町民の財産を守り育てるため健全で適正な運用を進めている。

### 6 森林組合

昭和十六年三月三十一日、県知事認可による、追補責任牧園森林組合が設立された。次に、十一年後の二十七年三月二十一日

に県知事認可による組織変更を行い、従来の森林法から脱皮した新しい森林組合法が制定されたのは、昭和五十三年五月一日であった。

森林組合の目的は、森林所有者の経済的、社会的地位の向上

並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図りながら国民経済の発展に資する点にある。

森林組合が行う事業は、①森林の経営指導・又は施業、②病虫害の防除、その他森林の保護に関する施設、③林業に必要な資金の貸し付け及び物資の供給、④組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売、⑤組合員の行う林業に必要な種苗の採取、育成、林道の設置その他共同利用に関する施設、⑥組合員の福利厚生に関する施設、⑦その他である。次に昭和歴代組合長及び過去五か年間の主な事業実績は次のとおりである。

#### 歴代組合長

初代	森 良 孝	昭和六・三三〇～二〇・二一〇
二代	永田 良 幹	〃 二〇・二二〇～三三・五二五
三代	改元 金 藏	〃 三三・五三〇～三六・五三三
四代	永田 良 幹	〃 三六・五三三～三九・五三三
五代	松下 久 敬	〃 三九・五三三～四二・八三三
六代	中西 伊三男	〃 四二・八三三～四六・〇〇四
七代	永峯 清 信	〃 四六・〇〇五～五〇・八三三
八代	松下 久 敬	〃 五〇・八三三～五四・二二三
九代	青山 清 照	〃 五四・二二三～五八・二二三

在

## 組合員及び出資金 (単位：人、千円、ha)

区 分	年 度	昭和59年	60	61	62	63
組 合 員 数		1,943	1,906	1,868	1,831	1,577
出 資 金		17,552	19,902	22,587	25,201	26,870
組合員所有面積		2,098	2,098	2,098	2,093	2,090
職 員 数		8	8	6	6	6
専 従 作 業 員		35	33	32	33	31

## 事業の概要

(1) 販売事業、林産事業(取扱量) (単位：m<sup>3</sup>、kg)

区 分	年 度	昭和59年	60	61	62	63
木 材		8,284	8,296	3,840	4,568	3,609
乾しいたけ		1,077	1,515	1,722	1,069	977

(2) 購買事業(取扱量及び売り上げ) (単位：千円)

区 分	年 度	昭和59年	60	61	62	63
山 行 苗		千本 84 4,014	千本 118 6,164	千本 89 4,974	千本 54 3,880	千本 66 4,497
林業機械及び部 品		7,114	2,924	2,741	3,286	4,218
肥 料		kg 43,815 4,977	kg 37,605 4,030	kg 51,840 5,051	kg 40,200 4,237	kg 53,040 5,537
薬 剤		5,654	5,845	4,807	5,060	4,984
椎茸種駒		千個 1,798	千個 1,776	千個 1,775	千個 1,341	千個 991
そ の 他		1,744	1,436	1,381	2,320	2,003

(3) 金融事業 (単位：千円)

区 分	年 度	昭和59年	60	61	62	63
林 経 資 金		8,720	8,070	7,770	5,700	4,900
森 担 資 金		530,940	174,080	141,220	126,880	121,830
計		539,660	182,150	148,990	132,580	126,730

(4) 森林造成受託 (単位：ha)

区 分	年 度	昭和59年	60	61	62	63
新 植		46	42	45	25	22
保 育		478	685	747	692	611

7 全国植樹祭

昭和天皇をお迎えして第三十五回全国植樹祭の「植樹行事」が昭和五十九年五月二十日、高千穂の自然教育の森で行われた。県外招待者二五〇〇人をはじめ一万五〇〇〇人が参加。霧島連山や桜島を望む広大な会場で、輝くみどりぐをたたえた。同日は、この行事を祝うように晴れ上がった。一三・八ヘクタールの会場や周りの山々の緑はくっきり。音楽隊や参加者の制服と帽子の色が映えて、祭典ムードがあふれた。

昭和天皇は十一時三十分に到着、お言葉述べられ、杉苗三本を森の字の形に植え込まれた。このあと地元の高齢者代表、林業後継者代表、みどりの少年団代表各二

人の計六人が、二十一世紀への記念樹としてタブノキ二

本を植えた。続いて参加者全員が四六樹種、一万一三〇〇本を記念植樹した。この間昭和天皇は山村大臣の説明をお聞きになり、十一時四十九分会場を出発された。閉会后、宮下の棒踊り(高山町)、霧島九面太鼓(牧園町)、末吉鬼神太鼓(末吉町)が披露され、参加者を楽しませた。

8 国土調査(地籍調査)

昭和四十七年度から国土調査法に基づいて地籍調査を実施しているが、町内の土地を正確に科学的に調査把握し、地籍・面積・境界の明確化により境界紛争、公租賦課の不均衡解消など土地利用計画の基本となるものとし

地籍調査事業年度別計画表

昭和		実 施 済 年														平成							
47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	
4.35	6.00	—	2.43	1.91	5.77	6.05	8.70	5.58	8.02	6.37	9.43	5.64	6.44	3.80	3.68	4.03	3.66	4.87	3.13	2.03	1.80	3.09	
宿 窪 田		下中津川		上中津川		三 休 堂		万		勝		持 松		高		千		穂					

(注) 既調査面積86.03%、残面積13.97%

て年次的に町土全体について、継続実施する。

平成元年度までの終了地区は、宿窪田・中津川・三休堂・万膳・持松地区及び高千穂の一部である。実施済み及び年度別計画表は前ページにあるとおりである。

### 三 畜 産

#### 1 畜産の概況

明治三十年前後、まだ交通の便の悪いころ、ほとんどの人が農業を営んでいたので、牛馬頭数は、約三〇〇〇頭を数え、一戸当たり二、四、五頭（多いところで一〇頭）を飼育していた。春先には、放牧する習慣であったので村内各大字には、数十町あるいは数百町歩の放牧場をもっていた。これらの牧野に地区総動員で火入れを行い、一面に萌え出た草原に牛馬の群れ遊ぶ姿はすばらしい景観であり、さすが畜産地帯としての感をいだかせるものがあつた。

鉄道が開通して交通の便がよくなるにつれ、農業をやめて商工業に転職するものや、出稼ぎ、給料生活へ変わる者が次第に多くなり、また、養蚕、たばこ、その他の

副業への切り替えが目立ってきたため、昭和元年の総牛馬頭数は、馬一〇二四頭、牛一六八頭と減少し、このため子馬、子牛の生産も年々少なくなった。

牧園は、畜産の好適地として古くから蹄馬の名声が高く、競馬に、共進会に数多くの駿馬を輩出するなど、県下における馬産地としての定評があつた。

#### 2 戦後の畜産

戦前は馬を中心とした畜産であつたが、戦後は専ら牛に変わり、馬は年々減少し、今ではわずかに軽種馬が数頭いるにすぎない。このほか豚・鶏・山羊・めん羊などが飼育されていた。これらの家畜は農耕用、堆肥増産、副業として飼養されていた。時代が進むにつれ農業の機械化、飼養技術の改良発達、食生活の改善に伴い畜産経営の形態も酪農、肉用牛の専業化と他作物との複合経営により、国際情勢の経済変動と平成三年度に農畜産物の輸入自由化に向けて経営対策を図っている。

#### 3 馬 産

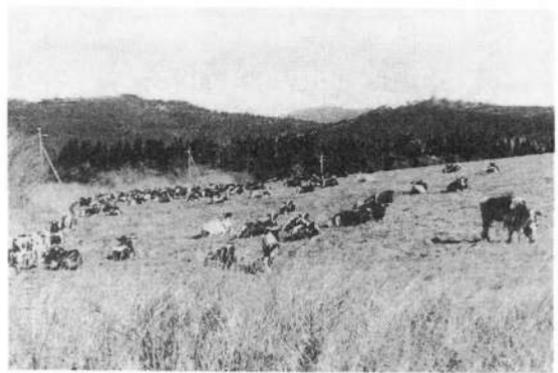
昭和に入り、馬は日中戦争の拡大するに従い、軍用馬として需要は増大し、馬の増産は急務となつたが、生産馬まで徴用されたので生産頭数は減少した。

昭和二十年終戦と同時に馬の需要も減じ、軍用馬から軽種馬に変わり、現在町内に十数頭の軽種馬が飼育されている。

#### 4 肉用牛

馬が減少するに従い牛の飼育熱が高まり、昭和元年にはついに牛の頭数が馬の頭数を上回るようになった。本町は恵まれた立地条件を生かし、優れた素牛もとをつくってこれを保留の対象とするため、鳥取牛を導入するなどして肉用牛の改良を図った。

町では昭和四十年から実施された農業構造改善事業において和牛を補完作目に選定、振興して、現在は町農業の基幹作目として農業の主軸を占めている。また、肉用牛の振興を図るため、肉用牛群整備増殖事業（農協有など導入事業）、高齢者など肉用牛飼育事業などの国・県の助成を受け、肉用牛貸し付け事業を町・農協一体となつて優良牛の導入を実施し、国際農畜産物の自由化に対応するため、肉質の向上と増体能力の保持に向けて遺伝能力の高い種雄牛の効率的な計画交配を進め、優秀系統造成を行つて子牛の斉一性、飼養管理技術改善と多頭飼育を推進し、肉用牛の振興に努めた結果経済性に立脚



天高く乳牛肥ゆ

（平均標高850m、118haの雄大なスロープを描く霧島第一牧場、年間を通じて放牧された230頭のホルスタインがゆう然と草をはむ。日量2,000kgの牛乳が生産され、人々のノドをうるおしている）

した生産体制を確立した。

#### 5 乳用牛

霧島山ろくの広大な土地及び草資源を活用した專業酪農として発展してきたが、一農事組合、法人七戸の個別農家で構成され、頭数的には適正規模として経営され、比較的安定経営の方向である。しかし、最近の消費不

## 畜産物の生産販売状況

(単位：千円)

区分	昭和58年			59年			60年			
	数量	金額	対前年比	数量	金額	対前年比	数量	金額	対前年比	
乳牛	乳牛	1,864,000kg	194,788	107.2%	1,876,000kg	196,042	101.1%	2,031,000kg	204,034	104.1%
	成畜	67頭	28,499	61.2	45頭	25,250	88.6	32頭	17,500	69.3
	仔畜	328頭	22,960	99.1	337頭	28,645	124.8	343頭	32,585	113.8
牛小計	—	246,247	97.9	—	249,937	101.5	—	254,119	101.7	
肉用牛	成畜	541頭	318,725	148.6	657頭	379,386	119.0	746頭	387,460	102.1
	仔畜	784頭	194,118	92.3	890頭	250,624	129.1	779頭	259,718	103.6
	牛小計	—	512,843	120.7	—	630,010	122.8	—	647,178	102.7
豚	成畜	4,970頭	245,255	135.0	4,520頭	220,312	89.8	4,580頭	224,236	101.8
	仔畜	4,025頭	124,775	137.7	3,080頭	95,480	76.5	3,542頭	85,008	89.0
	豚小計	—	370,030	135.9	—	315,792	85.3	—	309,244	97.9
鶏卵	3,600kg	738	79.9	3,900kg	799	108.3	4,000kg	952	119.1	
ブロイラー	150,500羽	97,000	117.5	44,000羽	23,760	24.5	150,500羽	97,500	410.4	
小計	—	97,738	117.1	—	24,559	25.1	—	98,452	400.8	
合計	—	1,226,858	118.9	—	1,220,298	99.5	—	1,308,993	107.3	

## 畜産物の生産販売状況

(単位：千円)

区分	昭和61年			62年			63年			
	数量	金額	対前年比	数量	金額	対前年比	数量	金額	対前年比	
乳牛	成畜	2,022,000kg	201,189	98.6%	1,924,000kg	190,033	94.5%	2,266,000kg	210,738	110.8%
	成畜	78頭	37,440	213.9	81頭	31,250	83.5	87頭	38,889	124.4
	仔畜	326頭	31,948	98.0	289頭	27,455	85.9	307頭	27,630	100.6
牛小計	—	270,577	106.5	—	248,738	91.9	—	277,257	111.4	
肉用牛	成畜	501頭	379,535	98.0	342頭	290,230	76.5	344頭	260,964	90.0
	仔畜	700頭	273,672	105.4	677頭	268,854	98.2	667頭	299,483	111.3
牛小計	—	653,207	100.9	—	559,084	85.6	—	500,447	100.2	
豚	成畜	4,117頭	197,580	88.1	5,880頭	201,499	101.9	6,270頭	199,693	99.1
	仔畜	3,846頭	42,308	49.8	3,986頭	37,867	89.5	4,908頭	46,626	123.1
豚小計	—	239,888	77.6	—	239,366	99.8	—	246,319	102.9	
鶏卵	418,900kg	87,969.9	240.4	419,600kg	71,751	81.6	373,800kg	61,677	85.9	
ブロイラー	240,000羽	332,400	340.9	240,000羽	131,400	39.5	260,000羽	136,500	103.8	
小計	—	420,369	426.9	—	203,151	48.3	—	198,177	97.5	
合計	—	1,496,952	114.4	—	1,250,339	83.5	—	1,282,200	102.5	

(資料：農林課)

振、酪製品の輸入などにより過剰生産傾向から酪農減反の動きもあり、高能力牛による生産性の向上、自給飼料確保、飼育技術の改善等によるコストの低減を図るなど、一方では酪農協同組織の再編により消費協同組織との連携による消費拡大を推進し、酪農の基本的な問題を再検討しながら諸情勢に対応できる力をつける施策の推進を図っている。

## 6 畜産の現況と振興

畜産は町農業の基幹であり、肉用牛を中心に農業生産額の四〇パーセントを占めている。しかし、所得率は価格変動等により必ずしも一定しないが、農業経営の絶対的要素として位置づけ推進する。また、霧島山ろくの草資源、山林原野、遊休農地を活用し、水田裏作、転作利用による自給粗飼料対策を進め、生産コストの低減を図り、資質の改善、能力向上、飼養技術の改善による輸入外庄に対応できる生産性の高い畜産の展開を図ることが重点となっている。

## 7 寺原六観音

寺原畜産広場の一角に馬頭観音をお祭りした神社がある。この神社の由来については、境内に建立されている

永田貞雄（五代牧園村長）の彰徳碑に記入されているのでその碑文を紹介しよう。

石碑(1)の裏面の碑文には次のように記されている。

本村は古来産馬地としての名あり然るに牛、馬の守護神なきを遺憾とし、永田氏率先唱導有志の賛同を得、大正二年六月社殿を新築八月、六観音の分祀を請く、ここに碑を建て氏の徳を永久にたたり。

昭和五年七月建之

始良郡畜産組合 牧園村支所

(注) 六観音は、えびの高原の北方にあって性空上人の勧請によるといふ伝説あり。

石碑(2)は、昭和十年、特別大演習で行幸された時御料

馬をこの地に

係留した記念

碑である。

寺原に六観

音の神社がで

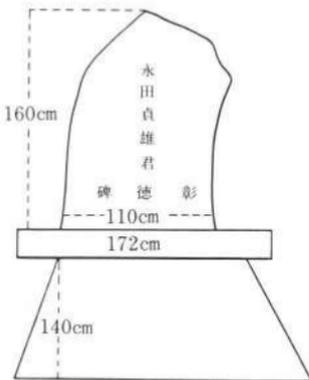
きてから、畜

産の神様とし

て参拝者が多

(1)

石碑



第4章 産 業

祈願した。広場では馬踊り、棒踊り、手踊りが催され、出店などが軒を連ね盛況を呈した。

現在広場では、六観音祭、畜産品評会、登録牛検査、ゲートボール大会など、年間を通じ種々の行事が実施されている。

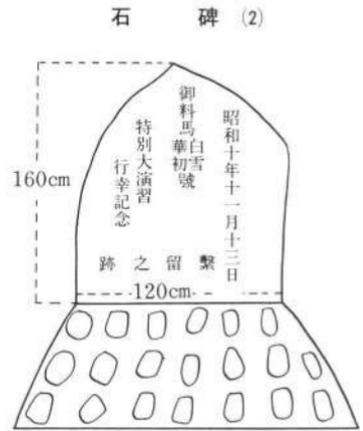
8 種雄牛山丸号之碑

寺原、六観音の境内に「種雄牛、山丸号之碑」が建立されている。その内容（碑文）を紹介しよう。

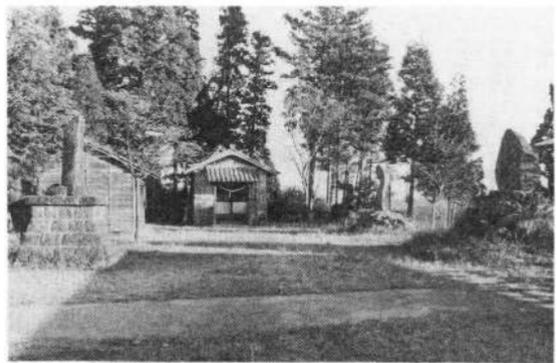
種雄牛 山丸号

生年月日 昭和二十九年二月一日

登録番号 黒 四七九三号 得点数 七七・三六六



かった。特に四月八日の例祭には郡内はもちろん郡外からも畜産農家の人々が絵馬を持って集まり、良馬、良牛の出産を



寺原六観音

産 地 鳥取県八頭郡船岡町 山丸力丸

飼育地 牧園牧場

供用期間 昭和三十年十月から四十二年三月まで

生産頭数四、二二五頭うち七七七点以上七六頭基本登録牛

一、二〇〇頭

右記のように本地区の肉用造成と生産基盤の確立に寄与し



種雄牛山丸号之碑

た功績を称えてここに記念碑を建立した。

昭和四十二年四月八日

牧園町和牛改良振興会長

松下久敬

牧園牧場長

赤塚勝一

牧園和牛人工授精組合長

西園正雄

この碑文のとおり、鳥取県産の種雄牛の導入により、牧園町和牛の資質は向上し、市場でも有利に取引された。山丸号は一二か年にわたり人工授精をし、子牛四二二五頭が生産されているので、子牛一頭一〇万円とすれば山丸号は一代において四億二二五〇万円を稼いだことになる。

## 9 牧園牧場概要

牧園牧場の創立は、遠く明治二十九年（一八九六）五月にさかのぼり、初めは農商務省所管九州種馬場として種馬の繁殖育成を行い、同四十年には農林省所管鹿児島種馬所と改名され種馬業務が主であった。更に昭和二十一年五月、鹿児島種畜牧場と改名され、従来の種馬業務から、和牛、豚の育成繁殖の牧場に変わり、南九州の畜産指導の本拠として、特に鹿児島県産馬の基礎を確立した業績は実に偉大であった。昭和十年には天皇陛下の行幸を迎えるなど、今日でも当牧場往時の盛況を追想し得るものである。しかしながら、時代の要請に伴い、昭和二十五年四月に廃場となり、この由緒ある広大な施設を有し、また、桜の名所として知られ観光客絶賛の的である当牧場を、昭和二十五年七月一日をもって町営に移管し、牧園牧場と改名発足し、多大の犠牲を払いつつも軽種馬育成牧場として、中央競馬会抽せん馬育成を主体に毎年七〇頭余の育成馬を全国に送り出している。また、霧島の豊富な温泉を利用した競走馬温浴場も昭和五十五年一月に完成し、全国の優駿の温泉休養牧場としても脚光を浴びている。

牧園牧場四〇年のあゆみ

年	記 事	年	記 事
明治二十九年	五月、農商務省九州種馬牧場として創設	昭和二十七年	四月、牧園高等学校校定時制畜産科設置され実習場になる(定員三〇人)
四十年	八月、馬政局鹿児島種馬所(陸軍省・農商務省・農林省とそれぞれ所管替えとなる)と改称	五月、繁殖雌馬三頭購入	
昭和二十一年	五月、農林省鹿児島種畜牧場と改称	七月、牛乳の市販開始	
二十五年	四月、農林省鹿児島種畜牧場廃場	十一月、牧園牧場に母子寮建設さる。	
	七月、牧園町立牧園牧場として再発足	三月、農林省畜産局競馬部から育成馬一五頭の預託を受け軽種馬の育成業務を開始	
	1 用地四五〇ヘクタール(耕作地三〇ヘクタール 採草樹林植林地三八〇ヘクタール その他四〇ヘクタールの払い下げ)	町営牧場羊毛加工場開設	
	2 建物一九棟 農機具 獣医療具 什器等の払い下げ	四月、牧園高校畜産科定員四〇人になる。 羊毛加工場が町営授産所となる。	
	3 家畜使役馬八頭払い下げ、種雄牛和種一頭(旭号)種雄山羊一頭借り受け	八月、牧園町立高千穂保育所となる(昭和十八年九月牧場、自強会にて発足運営、歴代場長が園長となる)	
二十六年	十一月、福島県から緬羊雌三三頭、山羊雌一〇頭、肉緬羊四頭、アングラ種雌兎一〇頭、種雌一頭を購入し飼育業務を開始する。	三月、国営競馬廃止に伴い預託馬は日本中央競馬会に名義変更さる。	
	十二月、酪農開始	三月、牧園高校畜産科寄宿舎増築(収容人員一一〇人になる)	
	四月、養鶏開始	八月、北海道より緬羊七〇頭導入	
	七月、牧園牧場にキャンプ場開設	九月、霧島ゴルフクラブへ土地貸し付け(一一〇三、八四〇坪)	
	十月、家畜人工授精所開設(牛)		
	十二月、牛乳殺菌処理施設設置		

年	記 事	年	記 事
三十三年	十一月、伝書鳩による牛の精液輸送を開始する (數根種畜場より) 一月、牧園高校畜産科実習場敷地約一〇ヘクタール、畜舎五八一・三平方メートル及び家畜を分護、木工室、屠殺室、増築竣工	四十四年	五月、育成和牛八頭導入 八月、緬羊二三頭長崎県島原市から導入 九月、育成和牛八頭町内農家に売却 三月、牧園高校畜産科閉校並びに記念碑除幕式 第二育成既舎竣工
三十五年	六月、県立農村センター開所さる、用地一五ヘクタールを無償貸与	四十六年	十月、馬場整備事業着工 日本中央競馬会助成事業 五月、同 右完成
三十六年	七月、緬羊五〇頭長崎県島原市から導入 十月、牛舎をスタンション式に改造	四十七年	緬羊、種雄牛飼育業務廃止
三十七年	二月、桜の苗木五〇〇本植樹 四月、軽種馬二歳せり市場内開設中止、岩川に統合さる。	四十八年	三月、牧場事務所(旧)兼倉庫、車庫竣工 四月、第一回霧島競馬開催
三十九年	乳牛の駒養管理中止 五月、育成和牛八頭曾於郡より導入 七月、緬羊七二頭長崎県島原市より導入 八月、緬羊四六頭長崎県島原市より導入 九月、育成和牛八頭町内農家に売却 四月、岩川市場にて子馬四頭売却	五十二年	二月、生産馬飼養中止、子分馬の廃止 八月、事務所台風被害による改修工事 西日本学生馬術大会開催さる(牧場馬場) 第一一回全日本高等学校校馬術競技大会開催さる(常陸宮こ来場) 九月、和牛基礎雌牛育成開始(プロジェクト提言による農協委託農家配布事業)
四十年	五月、育成和牛七頭導入 五月、育成和牛七頭導入 八月、緬羊二一頭長崎県島原市から導入 十月、育成和牛七頭町内農家に売却	五十三年	八月、西日本学生馬術大会開催さる(牧場馬場) 鹿児島県馬術連盟馬術大会開催さる(牧場馬場)
四十一年	四月、岩川市場で子馬二頭売却	五十四年 五十五年	四月、町営授産所廃止となる。 二月、馬温浴場設置、温浴開始

第4章 産 業

年度別飼育頭数及び職員数

(平成2年7月現在)

年 度	抽せん馬	個人馬	合 計	職 員 数
	頭	2・3歳馬 頭	頭	人
昭和55	14	58	72	18
56	19	27	46	15
57	28	13	41	16
58	25	23	48	18
59	28	40	68	15
60	30	30	60	16
61	30	30	60	14
62	30	29	59	14
63	30	30	60	14
平成元 2	30	58	88	14

牧場施設内容		ロータリーモア	2台
建物敷地	2ha	デスタハロー	1ヶ
厩舎建物等	2,676㎡	ロータリーテッダー	1ヶ
放牧場	5.8ha	3連ブラウ	2ヶ
採草地	10.3ha	ヘーペーラー	1ヶ
調教馬場	800m	フロントローダー	1ヶ
		ブロードキャスター	1ヶ
大型農機具		トレーラー	1ヶ
トラクター	3台	トラック	2ヶ



放牧風景

五十七年  
五十六年

九月、第三四回県民体育大会馬術競技開催さる  
(牧場馬場)  
三月、畜産振興補助事業による畜産知識の普及施設竣工(現事務所、円形厩舎)  
八月、第一六回全日本高等学校馬術競技大会開催

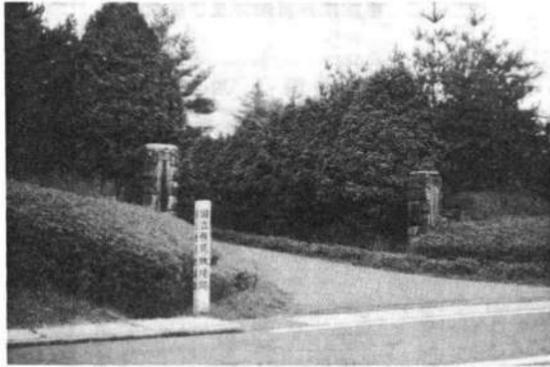
五十九年  
平成二年

する(牧場馬場)  
和牛基礎雌牛育成中止  
五月、第三五回全国植樹祭開催さる(昭和天皇)来場)  
九月、牧場創立四十周年記念事業の実施

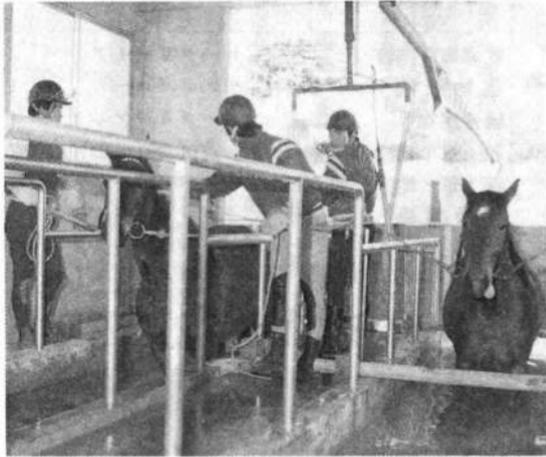
## 四 水 産 業

### 推 移

本町の水産業は河川漁業で、漁獲種類、漁獲数量も極めて少なく、零細で年間を通じての専業者はなく、夏季の趣味として糸を垂れる者



国立種馬牧場跡



馬 温 浴 風 景

が多いというだけの状態である。

昭和九年、電力需要の必要性に迫られ、河川に堰堤を設定、発電所設置をみてから、魚族の溯上が停止されるという状態におかれたので、その後、上流河川には放流事業により、ようやく魚族の途絶をまぬがれていた。また、昭和二十五年、更に水力発電用の堰堤が設置され、



調 教 風 景

放 流 実 績

種別	年度		昭和 60年度	61	62	63	平成元
	ユ	イ					
ア	ユ		356 kg	265	267	600	276
コ	イ		300 kg	400	470	450	400
ウ	ナ	ギ	98.7 kg	57	87	36	50
ヤ	マ	メ	—	—	5,000	10	60

けて塩浸川上流、霧島川上流、栄之尾川、大浪の池の四か所に放流し、成長しつつある旨新聞報道があったとある。これは数年間捕獲禁止のうえ保護され、国立公園への旅客を喜ばせる目的でなされたものである。

このほか、川内川上流にある漁業組合が宮崎からコイ

魚道はあっても魚族の溯上がほとんどないため、年々相当な費用を投じて放流しているが、大体八〇パーセント程度の歩留まりしか考えられない状態で、これにより生計を維持することは望めず、動物性蛋白質の補給源の一部にしかすぎない。放流魚族は、主としてアユ・ウナギ・コイなどである。

昭和十年の記録によると、牧園村下中津川で川マス二万九五〇〇粒を人工孵化飼育、七月十、十一日の二日間に

を、球磨川からウナギを取り寄せ放流したといわれる。

**現況及び振興方針** 天降川は早くから「アユ」の産地として地域住民のレクリエーション、観光地としての重要な役割を果たしてきた。しかし、最近河川上

流の開発、生活、産業廃水による水質汚濁など、魚族の生息が困難な状況となっている。この要因を防止し河川の美化、愛護運動を展開し自然環境保全につとめ、魚族の繁殖、増加溯上を図る。また、稚ゴイ・稚アユ・子ウナギを放流し乱獲防止と魚族の保護につとめる。

## 五 商 業

### 商業の概要

商業統計による牧園町の小売業の実態を県平均と比較すると、人口一人当たり販売額五〇・一パーセント、売り場面積五八・六パーセント、一店当たり販売額六三・八パーセント、売り場面積七四・六パーセント、人口一人当たり商店数七八・五パーセントと、全体に県平均を下回り、人口、商店とも分散し、商業集積力の低さがうかがえる。

商業の  
現況と振興

本町の商業活動は、最寄り品を主とした日用品的商業活動が主であり、地理的立地、地域の生活実態から起こった商店形式である。したがって、商店が点在し、まとまりを欠き、購買活動も低調である。買回品（高級衣料品など）については、ほとんど町外流出の傾向が強い。このような厳しい経営環境



商 工 会

境のなかで振興を図るため、平成元年実施の広域商業診断報告でも商業者の連帯による体質改善を進め、近代化を促進し、麓地区では組織の強化による共同店舗開発による核店舗づくり、牧場・丸尾地区においては国道

整備と連動する街づくり、共同施設の整備、不足業種の導入、個店の充実などがあげられ、今後商業者、商工会一体となって振興を図る必要がある。

商 工 会

昭和三十五年五月二十日、商工会の組織等に関する法律が制定され、商工会法に定める法人格の商工会が組織された。その目的に、「市町村における商工業の総合的な改善発達を図り事業活動を促進するための措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与する」とうたっている。

組織に先立ち、前月七日、中央公民館において設立総会を開催し、定款の承認、事業計画、収支予算、諸規約の承認、役員を選任などを決議した。

初代会長 竹下平治 副会長 神之村政雄 佐藤金人

ほか理事一八人 監事二人

昭和三十六年度から経営指導員及び補助員が配置され、平成元年三月末現在、経営指導員二人、補助員一人、記帳専任職員一人、記帳指導職員一人、計五人で事業の指導に当たっている。

現在の会長 山口篤典 副会長 青山清照 並川 猛

ほか理事一八人 監事二人

第4章 産 業

平成二年六月一日現在の町内事業者の状況は次のようである。

町内商工業者数 三八九人

(うち、小規模事業者数三四八人)

商工会員数 二四六人(内法人九一人)

(計二三人の役員構成)

商工会では次の事業活動を行い、自己の経営改善と、地域経済の発展に努力している。

- ① 平成元年度予算 三二六一万三〇〇〇円
- ② 指導員による指導件数 年一二六〇件
- ③ 講習会の開催 七回 参加者一五六人
- ④ 消費税関係専門相談事業実績 一一件



麓地区商店街



駅前商店街



丸尾商店街

牧園町の商業

(1) 業種別 (平成2年6月1日)

建設業	卸小売業	サービス業	製造業	不動産	運輸通信	金融保険	計
48	207	94	22	6	8	4	389

(商工会調査)

(2) 卸小売業の推移

年度	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
昭和51年	179	457	235,636	5,916
54	176	450	306,684	6,423
57	183	499	395,049	6,453
60	163	504	490,992	6,398
63	144	445	473,947	5,351

(商業統計調査)

物価の移り変わり

	玄米 (60kg)	焼酎 (1.8ℓ)	卵 (中玉1kg)	入浴料 (大人)	市電運賃 (大人)
明治22年	2円	—	—	—	—
30	4円16銭	—	—	—	—
40	4円72銭	36銭	48銭	—	—
大正元年	8円32銭	36銭	53銭	—	—
5	5円52銭	44銭	—	—	—
10	14円20銭	90銭	1円20銭	—	—
昭和元年	12円70銭	81銭	1円7銭	—	—
5	6円28銭	70銭	67銭	—	6銭
10	10円90銭	1円2銭	—	—	6銭
15	16円30銭	2円25銭	1円77銭	—	6銭
20	60円	8円	4円	12銭	10銭
25	2,064円	330円	232円	10円	7円
30	3,902円	360円	205円	12円	13円
35	4,117円	345円	198円	12円	13円
40	6,308円	345円	191円	17円	20円
45	8,218円	360円	194円	32円	25円
50	15,612円	720円	302円	90円	60円
55	17,786円	940円	305円	180円	120円
60	18,668円	1,050円	281円	240円	150円

(資料提供)

玄米=鹿児島県主要食糧集荷協同組合

(昭和25年以降は政府買入価格の平均値)

焼酎=鹿児島県小売酒販組合連合会

卵=鹿児島県鶏卵販売農業協同組合

入浴料=鹿児島県公衆浴場組合鹿児島支部

市電運賃=鹿児島市交通局

⑤ 金融の幹旋額 一億六一九万円  
⑥ 事務の代行  
記帳委託者

五三人 労働保険委託者 四七人

⑦ 部 小規模企業共済 七七人 商工貯蓄共済 一二二人  
⑧ 会 建設部会 小売部会 旅館飲食部会  
青年部・婦人部 青年部二二人 婦人部一六人

背

景

わが国は環太平洋変動帯の一角を占めており、火山活動が活発なので、地熱開発

は還元井を通じて地下に還元するものである。従来の火力発電が化石燃料を燃やしてボイラーで高温、高圧の蒸気を発生させ、タービンを駆動して発電しているのに対し、地熱発電はいわば自然のボイラーを利用したクリーンな国産エネルギーであり、しかも再生可能で稼働率が高いなど、時代の要請にマッチした優れた新エネルギーといえる。

(一) 地熱開発

六 地熱開発と発電所

生活関連物資の値段

(単位：円)

品 目	規 格	県平均	本土平均	
灯 油	店頭渡し	18 ℓ	947	876
ガソリン	現金売り	1 ℓ	127	124
台所用洗剤	350ml	1本	208	203
化粧石けん	85g	1箱	80	78
食 パ ン	袋入り	370~390g	148	143
豆 腐	木綿ごし	100g	18	17
砂 糖	上白糖袋入り	1kg	250	245
食 用 油	サラダ油	1.8 ℓ	566	578
食 み そ	袋入り	1kg	397	392
ブ リ	切り身・刺身用	100g	295	292
ア ジ	まあじ	100g	113	117
イ カ	やりいか	100g	166	167
鶏 肉	モモ、骨なし 中程度	100g	95	95
豚 肉	モモ 中程度	100g	135	135
牛 肉	国産牛、モモ 中程度	100g	392	404
鶏 卵	Mサイズ、白	10個	161	156
牛 乳	パック入り	1,000ml	235	227
キ ャ ベ ッ	普通品	100g	22	21
キ ュ ウ リ	普通品	100g	37	36
ダ イ コ ン	普通品	100g	15	15

(注) 市町村物価情報連絡員が平成2年6月1日に調査したものを県全体、本土別にその平均値で示したものである。

を進めるうえで有利な立場にある。現在、最も一般的な地熱エネルギー開発は次のようである。すなわち、火山地帯に降った雨水の一部が地下深く浸透して長年にわたって火山の熱で熱せられ、地下深部に地熱貯留層を形成している。それを探り当てて、ボイリングにより高温、高圧の地熱水を取り出し、蒸気と熱水に分離して、蒸気はタービンに送って発電に、一方、熱水

政府レベルや民間ベースで全国的に地熱調査が行われているが、活発な火山活動を示す霧島でも十数年来、地熱調査が行われ、その結果、大霧地区において有望な地熱貯留層が存在することが判明した。これまで霧島地域で地熱調査を行ってきた新日本製鉄㈱と日鉄鉱業㈱は、大霧地区で本格的に地熱開発を進めることになり、町に對しても協力依頼があった。

### 計画概要

町としては地熱開発が国策に沿うものであると同時に、郷土の発展にも貢献するものと判断し、平成元年十二月に協定書を締結し、地熱開発に協力していくこととなった。なお、大霧地区の開発予定地域は栗野町にもまたがっており、栗野町も同様の協定書を締結している。

#### 1 開発予定地域

牧園町 約六・九ヘクタール 民有地及び国有地

栗野町 約七・四ヘクタール 国有地

#### 2 事業内容

地熱開発により地下深部の地熱貯留層から、ボーリングにより高温、高圧の地熱水を取り出し、蒸気と熱水に分離のうえ、蒸気は発電設備に供給、タービンを駆動して発電、熱水は還元井を通じて地下に還元する。発電規

模は三万kWを予定。

#### 3 事業主

蒸気供給、日鉄鹿児島地熱㈱（新日本製鉄㈱と日鉄鉱業㈱が共同出資して平成二年二月に設立）

発電 九州電力㈱

#### 4 開発スケジュール

平成二〇〇七年、坑井掘削、出力決定、環境影響調査、電源開発調整審議会、電気事業法許可、蒸気生産設備及び発電所建設、平成七年度末、運転開始

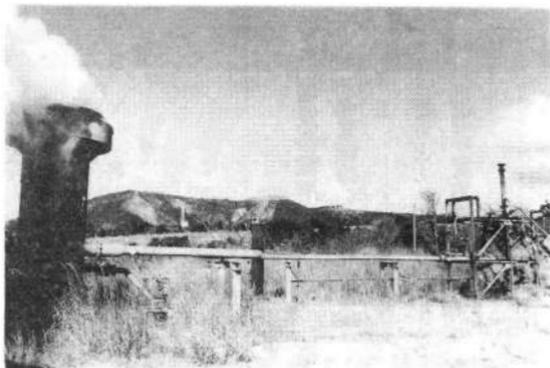
**地熱開発の効果** 地熱開発は新エネルギー開発という国策に沿った社会的に意義のある事業である

ことはさきに述べたが、それと同時に次のような効果も見込まれる。

- (1) 税金などによる町財政への貢献
- (2) 観光客などの増大（例えば、大分県九重町八丁原地熱発電所では年八万人の見学者がある）
- (3) 地元産業が活性化し間接雇用が増大
- (4) 交換熱水の多目的利用の可能性

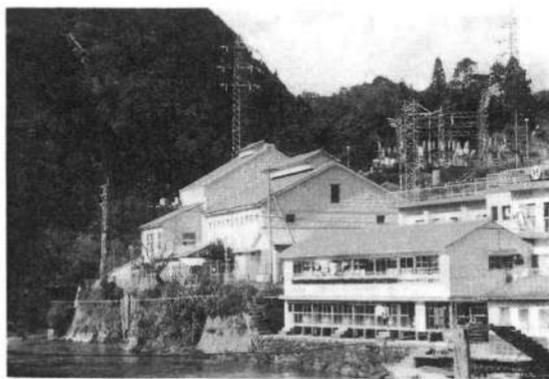
地熱開発の推進に当たっては、同時に既存温泉への影響や環境保全にとりわけ留意する必要がある。前者については、大霧地区の地熱貯留層は地熱水の化

響調査を企業側が継続実施することにより、影響の有無を時々刻々確認していく予定で、万一、何らかの影響があることが確認された場合は話し合いにより対処する方針である。更に町としては、温泉の実態調査を独自に行い、牧園町温泉検討委員会を設置するなど万全を期している。



大霧地区の地熱開発

学組成や貯留層圧力などからみて、独立した地熱貯留層で、既存温泉の泉源とは切り離されていることが明らかになっており、既存温泉への影響はないものと推定されている。しかし、温泉調査を含む広範囲な環境影



妙見発電所

以上、温泉影響や環境保全に留意しつつ、調和のとれた開発を目指して大霧地区の地熱開発を進めれば、郷土の発展に大いに役立つものと期待される。

代 (二) 発電所

現在、町内には、妙見発電所と塩浸発電所の二つの発電所が所在する。

第7編 現

1 妙見発電所

1 大正二年十月、鹿児島電気株式会社で計画

2 位 置 牧園町宿窪田四、一三三

3 発電開始 大正十年五月

4 認可出力 三七〇〇キロワット

5 沿 革 大正二年十月、鹿児島電気株式会社が中

津川水利権取得

大正六年五月、天降川水利権取得

大正十年五月、試運転開始

大正十年九月、正式使用認可

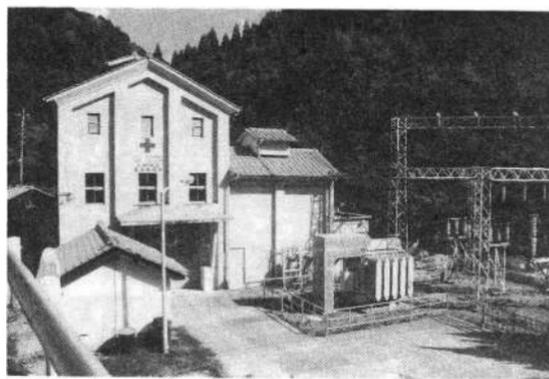
2 塩浸発電所

1 発電開始 昭和九年十二月、天降川・石坂川両水系

から取水

2 認可出力 三六八〇キロワット

両発電所の電力現況は次表のとおりである。



塩浸発電所

妙見			塩浸		発電所	号機
3	2	1	2	1		
天降川	天降川	中津川	石天坂川	石天坂川	水	
水力	水力	水力	水力	水力	水力	火力別
1,250	1,250	1,200	1,840	1,840	最大電力	
計 3,700			計 3,680		[kW]	
1,750	1,750	1,450	2,300	2,300	容量	発電機
					[kVA]	
3.3	3.3	3.3	3.5	3.5	電圧	
					[kV]	
60	60	60	60	60	周波数	
					[Hz]	
28,079			21,628		MWH	発電量
					年間発電量 平成元年 実績 平成元年4月 } 平成2年3月	

(九州電力鹿兒島支店 発変電課)

## 第五章 教育の振興

### 一 学校教育

#### (一) 戦後の教育制度・機構の変遷

##### 1 教育委員会の制度と性格

教育委員会制度は、教育行政の基本目標を達成するために、教育の民主化、地方分権化及び自主性の確立を図ることをねらいとして設けられたもので、地方教育行政に関する独立の合議制執行機関であり、委員の合議制として、地方教育に関する独立した執行機関でもある。

##### 2 教育委員会の発足

**教育委員** 教育委員会法は、昭和二十三年七月十五日に公布施行されたが、都道府県の委員会(七人)と、市町村に委員会(五人)を設置することになった。そこで、十月五日に第一回の選挙が行われ、十一月一日から、全国の都道府県に教育委員会が発足

し、その後、昭和二十七年六月二十一日に最終改正され、町村は、二十七年に設置するものと定められた。

**牧園町 教育委員会** 地方教育委員会の制度によって、昭和二十七年十一月一日、牧園町教育委員会として発足した。教育委員会は教育の民主化を主眼とし、

学校の設置、管理、廃止、入学、就学、保健体育、教科関係、研修、教職員の任免、社会教育等を取り扱い、教育委員会は、五人の委員による合議制とし、事務局に教育長があつて、直接の教育事務に当たった。

##### 3 教育委員会制度の全面改正

教育委員会が、あまり教育行政の独立性を強調しすぎると、地方公共団体の長と対立的存在になり、調和のある行政運営ができなくなる。このような観点から、教育委員会法の改正が問題となっていたが、教育委員会制度の理念は生かしながらも、わが国の実態に合った制度の改革が立案された。それは教育の政治的中立と、教育行政の安全の確保、一般行政と教育行政との調和、国や都道府県・市町村が、相提携する教育行政制度の樹立を、主な趣旨とする法律案で、昭和三十一年(一九五六)三月八日の、第二十四回国会に提出された。これに対し一



牧園町教育委員会

部の学者や教職員団体の強い反対が表明されたが、同年六月三十日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され、十月一日から施行となった。新法のねらいは、教育委員の公選制を廃して、委員の選任方法を地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する方法に改めるとともに、教育委員会と地方公共団体の長の権限に調整を加え、教育委員会の予算及び議案の作成、送付の権限などを廃し、地方公共団体の長にこれを移した。そのかわり、長がこれらの議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴いて行うこととどめた。

4 本町の歴代教育委員

教育委員長

初代 白尾 平 二代 森 直広  
 三代 池上 孝重 四代 池田 政晴  
 五代 園田 貞雄 六代 池田 政晴  
 七代 今村 秀人 八代 池田 政晴  
 九代 青山 清照

教育長

初代 池田 四郎 二代 池田 一也  
 三代 今村 秀人 四代 笹田 清則  
 五代 佐藤 三郎 六代 石神 正明  
 七代 原田 浩幸 八代 迫田 育郎

教育委員

白尾 平 原田 重彦 高橋 才二  
 春田 丑雄 上野 輝男 池田 一也  
 荒田 二男 森 直広 池上 孝重  
 今村 秀人 池田 政晴 安宅 幸人  
 園田 貞雄 佐藤 薫 栗山 輝昭  
 笹田 清則 海江田光男 倉田 一利  
 佐藤 三郎 種子田景行 須崎 春男  
 石神 正明 青山 清照 原田 浩幸

佐藤 學 迫田 育郎

## 5 民主教育への出発

昭和二十年（一九四五）八月十五日の終戦を転機として、わが国の政治・経済・文化や生活全般にわたって著しく変化した。文部省は、明日への生活の方向さえ見いだせない状況にありながら、教育は一日もゆるがせにできないとして、八月二十八日、授業再開の通達をし、併せて教科書、教材の取り扱いについて指示した。それは、軍国主義・国家主義の教材を排除して、教科書などの不都合な部分は墨で塗りつぶすよう指導するものであった。

また、学校行事・設備面での大きな変革は、天皇の御真影を中心におく諸行事や活動の中止と、御真影の返還と御真影を奉納してあった奉安殿の撤去などであった。

昭和二十一年三月には、アメリカ教育使節団が調査のため来日して、戦後日本教育改革の根本方針となった報告書を作成した。十一月三日には日本国憲法が公布され翌二十二年三月には、教育基本法・学校教育法が公布された。ここに民主主義を教育の理念とする新しい六・三・三・四の教育制度が誕生し、義務教育は九か年に延

長されることになったのである。

## (二) 平成二年度の町教育行政の概況

牧園町教育委員会は、二十一世紀をひらく人づくりと、文化的風土づくりを推進するため、生涯学習の観点をふまえ、心身共に健康で豊かな人間性をそなえ、強い意志と創造性・科学性・社会性をもち、国際的視野にたつて社会の進展に寄与し得る町民の育成を目指して活力ある教育・文化の振興を図る。

このため県、地区の教育行政の重点施策や町の総合振興計画などの基本方向に沿って、郷土の教育的な伝統や風土を生かして全人教育、生涯学習の推進につとめる。その推進に当たっては教職員・父母・地域住民との連携協力のもとに、心に届く教育の実践につとめ、学校教育・家庭教育・社会教育の各分野で教育機能を高めるとともに、町民が生涯を通じて学習の機会が得られるよう教育諸条件の改善につとめる。

### 学校教育

基本方針 県・地区の学校教育の重点施策や努力点、本町「町民憲章」の精神を主体的に受け止めるとともに、地域の実態をふまえ、学

校・家庭・地域社会との緊密な連携を図りながら、心身共に健やかで強い意志と創造性・科学性・社会性を持ち、国際的な感覚を備え人間性豊かな児童・生徒の育成を目指して学校教育の充実につとめる。そこで、本町学校教育の課題解決のため、教育諸条件の改善、教職員の資質の向上を図り、学力水準の向上、生徒指導、道徳教育の充実、保健体育の充実、特殊教育、郷土教育、緑の教育、科学教育、幼児教育などの指導を充実するよう積極的に推進する。また、学校給食センターの円滑な運営を推進するとともに学校給食の充実を図る。

### 社会教育

基本方針 県・地区の社会教育の重点施策や努力点、本町「町民憲章」の精神を主体的に受け止めるとともに、地域の実態をふまえ、校区公民館を中心とした地域ぐるみの総合社会教育推進体制の確立を目指し、積極的に課題解決に取り組む。また、生涯学習推進体制の整備を図るため研究機関を設けるとともに、生涯学習としての社会教育の推進を図り、地域住民の個々の能力の開発につとめ、心と心を結ぶ社会教育を展開する。更に、地域社会、家庭、学校との連携を深め、連帯意識を高めるとともに、町民総参加の社

会教育、社会体育、芸術文化活動の充実を図る。

目指す町民像として、

- ア 真理と正義を愛する人
  - イ 相互に人権を認め合い個人の価値を導ぶ人
  - ウ 勤労と責任を重んずる人
  - エ 自立自興の精神に満ちた人
  - オ 心身ともに健康で人格の完成を目指す人
- を掲げて実践の目標としている。これらを図示すると六五四ページのようになる。

### 〔参考〕 教科書のうつりかわり

一 小学読本 明治七年

明治初期に使用された翻訳ものの教科書

二 ハタ 尋常小学読本

第二期国定教科書（明治四十三年～大正六年）

三 ハナ 尋常小学読本

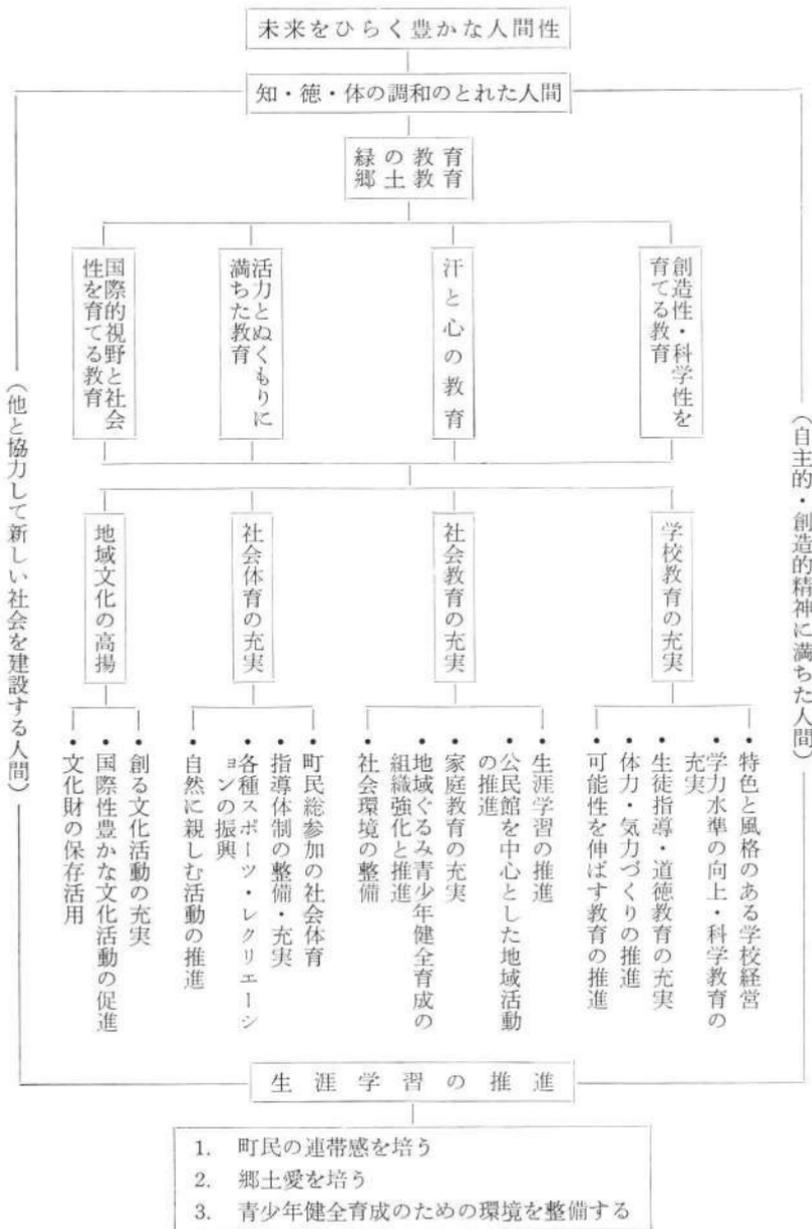
第三期国定教科書（大正七年～昭和七年）

四 サイタ、サイタ、サクラガサイタ

小学国語読本

第四期国定教科書（昭和八年～昭和十五年）

町 教 育 の 施 策 体 系





戦前の国定教科書

五  
アカイ、アカイ、アサヒ、アサヒ

国民学校国語読本

第五期国定教科書（昭和十六年～二十年）

（『鹿児島の歴史と文化』（黎明館発行）参考）



終戦当時に使用された教科書

二 町内の教育施設

(一) 町内小学校の沿革概要

1 牧園小学校

明治 四・三 創立。役宅にて教授。

五 文武館と称す。真福院学館と改称。

六・一 第二十五郷校設立、公立学校創立の日。

七 第二十四郷校と改称。

九・四 第四十六郷校と改称。

八 牧園小学校と命名。

一〇 十年の役のため休校。

一一 十年の役後、初めて開校。

一二 牧園尋常高等小学校となる。

一三 茶碓尋常小学校(尋常科)、牧園高等

小学校(高等科)と改称。

一四 学校移転(現在所在地)。

一五 牧園尋常高等小学校と改称。

大正一三

昭和 三

西校舎増築。

敷地拡張、校門改造、牧園公民学校設

置(青年訓練所を充当)。

学林地設置、東校舎増築。

四 牧園国民学校と改称。

一六・四 牧園町立牧園小学校と改称。

一一・一 鉄筋校舎竣工。

三五・四 第三期鉄筋校舎竣工。

三六・九 安全教育県指定研究公開。

三七・三 保健準優良校。

五 屋内体育館(牧中)兼講堂落成。

三八・九 学校給食実施。

三九・三 学校保健モデルスクール入選。

一〇 地区図工研究会。

四〇・二 地区図書館研究会。

九 学校林優秀校表彰。

四一・三 学校図書館表彰、学校造林感謝状。

五 仲よし学級開設。

一〇 地区理科教育研究会。

四三・一〇 制服制定。



牧園小学校

昭和四三・一二 町P連研究公開(安全教育)。

四五・二 屋内体育館、中学校より移管。

一一 県指定学校給食研究公開。

四六・一一 県学校給食優良校表彰。

四八・八 プール竣工。

一一 創立百周年記念式典及び記念事業。

昭和四九・六

県PTA連合会

より表彰。

五二・八

日本少年少女バ

レー県大会準優

勝。

五二・一一

健康優良児日本

一(丸野多恵

子)。

五六・四

山坂達者研究実

践推進校指定

(二か年)。

昭和五六・一〇 体育中心校研究公開。

五七・六 地区音楽研究会。

五九・一〇 温泉プール施設完成。

一一 地区特殊教育研究公開。

六一・一 地区家庭科研究会。

五 交通安全優秀賞受賞。

八 県図画展学校優秀賞受賞。

六二・一 地区小学校理科研究大会公開。

一一 県PTA活動研究公開。

六三・六 地区道徳教育研究会。

平成 元・一 県図画工作科研究公開。

歴代校長

1 山下 時宣

2 山元 盛

3 松下源七郎

池田 哲二

4 松下源七郎

曾山 傅作

5 石神 徳蔵

6 平山弥太郎

7 池田 哲二

8 松下源七郎

有川 武利

9 種子田雄介

米倉 秀一

10 重久 斉

11	平山 喜一	22	大重 光雄
12	川崎 涉	23	油田 光男
13	平隈 寛治	24	井之上 透
14	迫田 武二	25	田中 国雄
15	湯川 重雄	26	本司 一典
16	山崎 定治	27	豊釜 豊志
17	池田 四郎	28	本村 光雄
18	小園 香苗	29	加治屋信男
19	森山 国吉	30	安藤 守家
20	大迫 雄二	31	岸園 久則
21	楠元 秋雄	32	仙田山俊郎

2 中津川小学校

明治一三・四 中津川小学校創立(改田口)。

二〇・四 小学校令改正により中津川簡易小学校と改称。

二五・一一 中津川尋常小学校と改称。

三五・八 校地を中津川湯迫に移転。

三六・四 校舎竣工。

四二 義務教育六か年制となり、校地拡張。

大正 二 校舎増築、運動場拡張。

大正一一 高等科設置。

昭和一六・四 校地拡張、校舎増築、中津川国民学校と改称。

と改称。

一一二・四 中津川小学校と改称、中津川小・中学校PTA設立。

校PTA設立。

三二・一 鉄筋校舎完成(二期)、木造校舎一部解体。

三三・三 学校林設定。

三四・八 学校林に植林。

三七・三 学校林に植林。

平決定)。

一一 中津川小・中学校給食調理室竣工。学校給食実施。

二 鉄筋校舎二期工事竣工、木造校舎一部改体。

三 鉄筋校舎二期工事竣工、木造校舎一部改体。

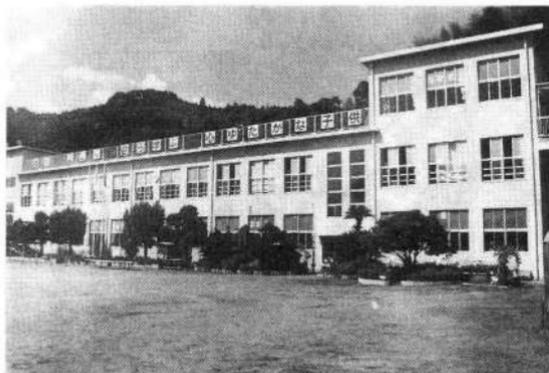
三八・三 鉄筋校舎三期工事竣工。

四〇・二 鼓笛隊楽器購入。

四一・三 校歌制定。

四二・九 理科室新設(普通教室改造)。

四三・三 図書室新設(改造)。



中津川小学校

昭和四五・四 音楽室新設（改造）。

四六・七 プール竣工。

四九・二 県委嘱PTA研究公開。

一一 県指定算数研究協力校公開。

五〇・七 子ども会結成。

一一 北部地区へき地研究公開。

昭和五一・九

校旗購入。

五三・三

屋内体育館竣工。

工。

五三・四

創立百周年記念式典。

五六・五

山坂達者推進研究郡指定。

六〇・二

地区教育論文特選。

昭和六〇・三 地区学校緑化コンクール優良校。

平成 元・一一 県貯蓄推進委員会委嘱「金銭教育」研究公開。

二・三 学校環境緑化コンクール地区優良校。

歴代校長

- |    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 1  | 松下源七郎  | 15 | 池田 昇  |
| 2  | 種子田雄介  | 16 | 樺山 卓  |
| 3  | 森 直一   | 17 | 松田 善治 |
| 4  | 鎌野新左衛門 | 18 | 奥 貞秋  |
| 5  | 久保牛之助  | 19 | 入部 彰  |
| 6  | 木場 貞二  | 20 | 武市 利通 |
| 7  | 川村喜与次  | 21 | 鬼玉 節男 |
| 8  | 楠元五左衛門 | 22 | 春田 千秋 |
| 9  | 塩川 満英  | 23 | 大保 貞雄 |
| 10 | 福島助次郎  | 24 | 西 登司郎 |
| 11 | 種子島 清  | 25 | 深川 隆  |
| 12 | 小川 健三  | 26 | 濱崎 利己 |
| 13 | 浜田 清則  | 27 | 池田 義人 |
| 14 | 湯浅 勇吉  | 28 | 川久保隼人 |

3 万膳小学校

明治一三・四 万膳小学校創立。

明治二一

万膳簡易小学校と改称。

二五

万膳尋常小学校と改称。

二八

校舍現位置に移転改築。

三九

女子実業補習学校付設。

四一

一 新校舎落成。

四三

四 尋常科六年を設置。

大正

二

七 校庭拡張。

一〇

万膳尋常高等小学校と改称。

一三

実業補習学校設置。

一五

青年訓練所万膳支所設置。

昭和

四

公民学校設置。

七

二 学校後援会設立。

一六

四 万膳国民学校と改称。

二二

四 万膳小学校と改称。

二三

三 PTA結成。

三一

八 現位置にブロック校舎設置。

三二

二 郡学校保健優良校表彰。

三五

四 創立八十周年記念式典。

一〇

校歌制定。

三八

三 校門建立。

昭和三九

九 給食室落成、

プール完成。

四一

一 二 鉄筋校舎落成。

四四

五 県指定万膳母親学級開設。

四四

一 郡体育研究会。

五三

七 児童標準服制定。

五五

三 屋内運動場完成。

五七

四 創立百周年記念式典。

五七

四 県「山坂達者」指定を受く。

七

緑陰図書館設置。

五九

一 九州地区へき地教育研究会。



万膳小学校

- |    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|----|----|
| 13 | 12 | 11 | 10 | 9  | 8  | 7  | 6  | 5  | 4    | 3  | 2  | 1  |
| 市来 | 谷岡 | 塩屋 | 大内 | 横山 | 青木 | 玉利 | 下村 | 平山 | 川西   | 竜波 | 西  | 平山 |
| 豊国 | 吉寿 | 勇男 | 竜次 | 盛治 | 一  | 太郎 | 七郎 | 佐一 | 新太郎  | 見一 | 静哉 | 佐一 |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |      |    |    |    |
| 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17   | 16 | 15 | 14 |
| 早瀬 | 福迫 | 大尾 | 永井 | 安田 | 斉藤 | 西園 | 岡  | 古市 | 有馬   | 楠田 | 森田 | 西  |
| 肅  | 光穂 | 純夫 | 準  | 立男 | 政夫 | 庄吉 | 新熊 | 英二 | 直左衛門 | 胤生 | 義雄 | 秀義 |

歴代校長

九 新校舎完成落成祝賀会。

- 昭和六〇・三 鹿児島大会研究公開(全学級)。  
 地区学校緑化コンクール優良校。  
 六一・一〇 地区理科教育研究協力校研究公開。  
 一一 南日本花だんコンクール優秀賞受賞。  
 六一・一一 県PTA委嘱研究公開(牧小で公開)。  
 平成 元・六 新校舎落成。

- |       |       |      |       |       |       |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 27    | 28    | 29   | 30    | 31    | 32    |
| 佐土原忠英 | 加治屋信男 | 常盤 朴 | 石峯 勝美 | 北井上義弘 | 樺山 資邦 |
- 4 持松小学校  
 明治一三・四 持松に小学校を置く。  
 一〇・四 簡易科小学校設置。  
 二五・一一 小学校令改正とともに修業年限三か年の尋常小学校設置。  
 一七・六 校舎増築、運動場拡張。  
 大正 二・八 校門移転、桑園設置。  
 一五・六 井戸新設(校舎北側)。  
 昭和 二・八 校舎増設と補修。  
 一〇・三 第二運動場開き。  
 一六・四 持松国民学校と改称。  
 一三・六 電話架設。  
 一七・六 校舎増築竣工。  
 三五・五 創立八十周年記念式典挙行。  
 六 水道工事完了。  
 三七・七 校歌および持松子どもの歌制定。  
 三八・一〇 委託加工乳給食開始。



持松小学校

昭和四一・三

鉄筋新校舎竣

工。

四二・一

完全給食開

始。

四三・一一

県へき地教育

研究大会開

催。

四六・二

創立九十周年

記念式並びに

祝賀会。

昭和五六・四

創立百周年記念式典、祝賀会。

五九・一一

九州地区へき地教育研究大会、鹿児島

大会、持松小会場研究公開。

始良地区小規模・複式研究協力校公

開。

六二・一一

県「山坂達者実践推進校」研究公開。

平成元・九

校舎大改装竣工。

二・二

地区研究協力校複式小規模校「国語科」

研究公開。

歴代校長

1	有川 武利	12	居福 信雄
2	曾山 栄蔵	13	沖 英一郎
3	川村喜与二	14	藤山 純義
4	池上 栄治	15	有村 正道
5	福留林太郎	16	園田 繁
6	長野 俊法	17	山下 等三
7	小原 武彦	18	永田 亀雄
8	原田 重彦	19	谷山 正夫
9	大井 実起	20	井手 慶勲
10	小田原照雄	21	桑波田敏光
11	田中 彦衛		

昭和四八・八 プール竣工。

四九・一〇 地区図書館研究公開。

五〇・八 水道工事、給水開始。

五二・一〇 郡へき地教育研究公開。

五三・六 町水道の導入。

五六・三 屋内運動場竣工。

5 高千穂小学校

- 明治三一・五 中津川小学校母ヶ野分教場（三年制）設立。
- 四一・三 母ヶ野分教場廃止、現在地に竜石尋常小学校創立。
- 四三・三 新校舎落成。
- 大正七・一 実業補習学校併設。
- 九 校舎増築、運動場拡張。
- 一〇・四 高千穂尋常小学校と改称。
- 昭和四・四 校舎増築、高等科併設、高千穂尋常高等小学校と改称。
- 五 水道施設完成。
- 一四 運動場拡張、学校温泉設置。
- 一六・四 高千穂国民学校と改称。
- 二二・四 高千穂小学校と改称。
- 二八・三 大字「下中津川」を「高千穂」と改称。
- 三〇 校門改修。
- 三一・九 第一期鉄筋校舎完成。
- 昭和三九・三 第三期鉄筋校舎完成。
- 四〇・九 学校給食開始。
- 四四・四 プール建設。
- 一一 地区特別活動研究会。
- 四五・九 温泉浴場設置。
- 一〇 郡道德研究会。
- 四六・一〇 郡国語研究会。
- 四七・一〇 郡理科研究会。
- 四八・六 屋内運動場完成。
- 四八・一〇 郡統計教育研究会。
- 五〇・二 新校舎落成。



高千穂小学校

昭和五六・一一 県、地区指定生徒指導研究公開。

五八・一〇 町有林を学校教材林として借用。

五九・五 第三五回全国植樹祭に鼓隊出演。

六〇・一〇 県山坂達者、町体育中心校研究公開。

六二・一一 県PTA研究公開（家庭教育学級）。

六三・一一 地区研究協力校国語研究公開。

歴代校長

1	岩切 三藏	15	森山 利
2	長野 矢八	16	山崎 正成
3	池上 栄治	17	刀迫 勇雄
4	木場 二	18	有馬 純治
5	前田嘉太郎	19	三浦 寅夫
6	田中 壮吉	20	小段 富好
7	平原 岩吉	21	福迫 薩雄
8	寺屋重之進	22	萩原 兼弘
9	窪田 国志	23	田吹 安雄
10	原口 邦雄	24	花牟礼国夫
11	原田 利光	25	篠原 英熊
12	井上 三次	26	川畑 松男
13	小麦田幸男	27	中原 達也
14	渕之上栄一		

6 三体小学校

明治 五 民家で農閑期に夜間読書会。

一六 田方小学校を建てる。

三二 中野地区に新校舎建築移転。

三四 牧園尋常高等小学校中野分教場となる。

大正 二 三体尋常小学校として独立。

昭和 一四 電話架設。

一六・四 三体国民学校と改称。

一八・四 高等科併設、校舎増築。

二二・四 三体小学校と改称。中学校併設。

二九 校歌制定。中学校独立。

三四 鉄筋校舎落成、旧校舎本館除去。

三五 築山落成、校舎落成記念樹、記念碑建立。

三九 防火用水池造成。

四〇 給食室落成、完全給食開始。

四五 制服の決定。

四八 プール建設竣工。

五一 教育機器利用研究公開。



三 体 小 学 校

- 歴代校長
- 1 榊山 蘇吉
  - 2 松下 武人
  - 3 赤塚 真男
  - 4 平野 貞一
  - 5 楠森 一二
  - 6 長野 俊法
  - 7 藤井 藤吉
  - 8 河東 宣雄
  - 9 木之上 静男

昭和五四

屋内運動場落成式。

五六

県指定生徒指導研究協力校研究公開。

五八・三

地区学校緑化コンクール優秀賞。

五九・一一

九州へき地教育研究大会公開。

六二・一一

県学校環境緑化コンクール優秀賞。県委嘱PTA研究公開。

委嘱PTA研究公開。

昭和六三・一一

サンライフ花壇コンクール

特選。

特選。

歴代校長

昭和二三・五 開校式（本校分校合同入学式）。

二五・一〇 本館七教室、校長室、職員室及び付属建物落成。

二九・四 万膳、高千穂、三体の各分校独立校となる。

一一二 校歌制定。

三七・七 屋内体育館竣工落成。

九 総合グラウンド竣工落成。

三八・九 完全給食開始。

三九・二 校旗制定入魂式。

10 浜田市之助

11 山口 定造

12 谷口 保

13 刀迫 勇雄

14 中条 完

15 春山 静雄

16 徳田 重志

17 竹原 重美

18 小田原康夫

19 西 盛郎

20 木下 高盛

21 池田 久則

22 峯 長春

23 田崎 組也

(二) 旧町内中学校の沿革概要

1 牧園中学校

代 歴代校長

- 1 樺山 資行
- 2 鶴田 末一
- 3 前原 幸吉
- 4 馬場 清美

2 万膳中学校

昭和二三・五 牧園中学校万膳分校として創立、万膳

小学校の一部を借り授業。

- 一三・三 第一回卒業式（女子六人）

六 校舎落成。

七 新校舎に移転。

- 二九・四 万膳中学校として独立。

- 三九・九 給食開始。プール竣工。給食室落成祝

賀会。

- 四〇・三 郡委嘱PTA研究公開。

歴代校長

- 1 樺山 資行（分）
- 2 鶴田 末一（〃）
- 3 西園 庄吉（兼）
- 4 齊藤 政夫（〃）
- 5 安田 立夫（兼）
- 6 永井 準（〃）
- 7 永井 準（専）
- 8 大尾 純夫（〃）

3 高千穂中学校

昭和二三・五 牧園中学校高千穂分校として創立。

昭和二四

校舎宿直室落成、小使室拡張、水道施設、放送施設。

- 二九 高千穂中学校として独立。

三二 創立十周年記念式。

三八 理科室建築。

三九 校旗、校歌制定。

四〇 給食開始、校庭整地。

歴代校長

- 1 樺山 資行（分）
- 2 鶴田 末一（〃）
- 3 森山 利（兼）
- 4 山崎 正成（〃）
- 5 刀迫 勇雄（兼）
- 6 加納 秋夫（専）
- 7 南 明善（〃）
- 8 樺山 孝吉（〃）

4 三体中学校

昭和二三・五 牧園中学校三体分校として発足。

二三・一二 新校舎建築完成。

二四・二 竣工落成、移転。植林。

二九・四 三体中学校として独立。校章・バッジ

制定。

八 校歌制定。

三七・四 技術家庭科教室増築。

昭和三八・八 給食室完工。

九 完全給食開始、産振理振適用。

一一 町内道徳教育公開。

四一・一二 理科室完成。

歴代校長

1 樺山 資行(分) 4 中条 定(兼)

2 鶴田 末一(〃) 5 春山 静雄(〃)

3 刀迫 勇雄(兼) 6 徳田 重志(〃)

5 中津川中学校

昭和二二・五 開校式、入学式(本校分校合同)。

二四・四 新校舍落成式。

二九・四 持松分校独立。

八 上水道施設完成。

三三・三 校舍裏学林地へ植林。

三七・五 技術工作室竣工。

一一 学校給食開始。

四一・八 家庭科教室建設。

一一 養護室建設。

歴代校長

1 浜田 清則 2 小坂 秋義

3 南 綱次

4 寺師 武雄

5 村上 政雄

6 持松中学校

昭和二一・五 中津川中学校持松分校として創立。

二二・三・五 PTA結成。

二四・一〇 校舍落成。

二九・四 持松中学校として独立。

三一・九 特別教室落成。

三八・四 準へき地校指定。

六 技術家庭科室落成。

七 校歌、持松子どもの歌制定。

四一・二 学校給食実施、図書館落成。

歴代校長

1 浜田 清則(分) 5 居福 信雄(兼)

2 小坂 秋義(〃) 6 沖 英一郎(〃)

3 南 綱次(〃) 7 藤山 純義(〃)

4 田中 彦衛(兼) 8 有村 正道(〃)

(三) 統合牧園中学校の沿革概要

昭和四二・一二 牧園町立学校設置条例の一部改正により町内中学校六校(牧園・高千穂・万

膳・三休・中津川・持松)統合決定。

昭和四三・四 統合牧園中学校発足、各校教場となる(名目統合)。

四四・三 新校舎落成。

四 実質統合。

四五・一 屋内体育館落成。

四七・三 建学精神決定。

四八・一一 岩石庭園完成。

五一・三 植物園造成。

五二・九 温室完成。

五三・二 理科教材園完成。

五四・一 視聴覚教室の設置。視聴覚機器購入。

四 特殊学級開設、名称「総合学級」。

一〇 学校完全給食実施。

五六・一一 生徒指導研究公開。

一二 PTA研究公開。

五七・一一 校旗作成。

五九・一一

特殊学級研究公開。

昭和六一・八

県図画作品展で「優秀学校賞」受賞。

六一・一二

地区研究協力校「特別活動」公開。

六一・一七

県中学校総体テニス男子個人戦優勝。

六一・一八

県図画作品展「優秀学校賞」個人の部特別賞(二)名受賞。

六一・一〇

文化庁中学校芸術鑑賞教室「文楽」公演。

一一

県PTA研究委嘱公開。

六三・五

吹奏楽部発足。



牧園中学校

昭和六三・一一 県中学駅伝大会、女子の部準優勝。

創立二十周年記念式典。

昭和二三・四 学制の改革により兩分校を合併し、県

平成 一・六 第一回「みやま杯中学野球」優勝。

八 県児童生徒図画作品展第四十回記念大

賞受賞。

立加治木高等学校牧園分校（全日制普通科）及び併設中学校をおく。  
（町立）鹿児島県牧園高等学校（定時制普通科）及び別科木材工芸科を併置、

一〇 九州ブロックPTA協議会より表彰。

一二 パソコン二〇台設置。

二四・四 木材工芸科を廃止、夜間課程（普通科一年生）をおく。

歴代校長

- |         |         |
|---------|---------|
| 1 馬場 清美 | 6 本戸 隼  |
| 2 外園 強  | 7 佐々木嗣郎 |
| 3 山元総八郎 | 8 高城 末敏 |
| 4 佐藤 三郎 | 9 日高 學  |
| 5 小浜日出男 |         |

八 県立加治木高等学校牧園分校を独立し

県立鹿児島県牧園高等学校と称す（定

時制普通科はそのまま）。

一二 図書館竣工。

二五・四 定時制普通科を農業科に変更。

二七・四 定時制農業科変更、畜産科設置。

一一 畜産科寄宿舎竣工（牧園牧場）。

二八・七 畜産科文部省研究指定校。

三一・四 鹿児島県立牧園高等学校と改称する。

創立十周年式挙行。

四一・二 畜産科生徒募集停止。

四二・九 新校舎建築着工。

（四）牧園高等学校の沿革概要（含定時制）

昭和二〇・一二 鹿児島県立加治木中学校及び加治木高等女学校牧園分校と称し、開校式。

牧園青年学校及び牧園小学校の一部を

借りて授業開始。

一一・二 校舎一棟落成。



牧園高等学校

- 昭和四九・三 武道場竣工。  
 五一・三 ミニコンピュータ設置。  
 五三・一二 プール竣工。  
 五四・三 第二グラウンド竣工。  
 五七・八 高校総体でハンドボール部全国三位。  
 六三・七 高校馬術部全国大会優勝。

昭和四三・四  
 商業科募集開始。

四三・一〇  
 現在地へ移転。  
 四四・二  
 定時制畜産科閉校式並びに記念碑除幕式。  
 四五・三  
 屋内体育館竣工。

歴代校長

- |   |       |    |       |
|---|-------|----|-------|
| 1 | 小松 才喜 | 9  | 七尾 猛雄 |
| 2 | 川辺 惟定 | 10 | 橋口竜三生 |
| 3 | 山下 忠男 | 11 | 石走 宗則 |
| 4 | 井島 六助 | 12 | 徳永 剛  |
| 5 | 亀甲 優  | 13 | 山之口慶三 |
| 6 | 福沢 時良 | 14 | 山下純一郎 |
| 7 | 東鶴 敏男 | 15 | 牧角 圭市 |
| 8 | 福中 典男 | 16 | 柏原神一郎 |

畜産科二〇年のあゆみ

昭和二五・四 定時制普通科（昭二三・四創立）を農業科に変更。

- 二七・四 定時制農業科変更、畜産科設置。  
 七 牛乳処理その他施設設備。  
 一一 寄宿舎竣工（牧園牧場内）。  
 二八・七 文部省研究指定校。  
 三一・三 農具室兼作業室、肉加工室竣工。  
 八 文部省指定研究公開發表会。  
 三三・一 実習場の敷地、畜舎、家畜を牧場から



畜産科学び舎の跡の碑

譲り受け。

木工室及び屠殺室新築着工。

昭和三三・三 木工室、屠殺室竣工。

一〇 渡り廊下竣工。

三四・一〇 畜舎便所竣工。

三五・三 学林地設置植林。

地、運動場とする。

昭和三九・三 オリンピック記念植林。

八 専用電話架設工事完了。

一〇 車庫竣工。

四〇・一 孵卵室移転工事竣工。

四二・二 生徒募集停止決定。

四四・二 定時制畜産科閉校式並びに記念碑除幕式。

(五) 鹿児島県立農業大学校

名称 鹿児島県立農業大学校

所在地 始良郡牧園町高千穂三五九八の四

1 沿革

昭和三五・四 鹿児島県農村センターとして開所。申

良の経営伝習農場を、農村センターに

統合し、新しく農村センター青年実験

農場として再出発。

四二・四 女子部(研究科・本科)を設置。

五二・一二 鹿児島県立農業大学校の設置及び管理

に関する条例公布。

昭和三五・六

高千穂寮調理

室整備。

三七・一

豚多頭飼育舎

設置。

三八・四

高千穂寮第二

寮を柔剣道

場、寮食堂と

して改造。

三八・一二

旧種付所一带

ブルドーザ整

昭和五三・三 鹿児島県立農業大学の開設に伴い、

鹿児島県農村センターを閉所。

四 鹿児島県立農業大学校（養成部門）、

（畜産第一学部、畜産第二学部、園芸学部設置）。

五五・三 鹿児島県立農業大学校第一期生卒業。

五七・三 人事院規則九一八により短期大学二年卒業と同等に格付けされることになる。

六三・三 第九回卒業式及び農業大学校創立十周年記念式典開催。

平成 二・四 畜産第一学部を畜産学部に、畜産第二学部を畜産工学部に学部名称変更を行うとともに専攻科を設置する。

## 2 設置の趣旨

青少年及び農村地域の指導者等に対し、農業に関する高度な知識及び技術を修得させ、次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者及び農村地域の指導者等を育成するための公の施設として、鹿児島県立農業大学校を設置する（鹿児島県条例一四号）。

いる。



農業大学校

## 3 位置

県立農業大学校は、風光明媚な桜島と錦江湾をふところに、薩摩半島に園芸学部・茶業学部、大隅半島に畜産学部・果樹学部を配し、また、秀峰高千穂を望む山ろくに本部及び畜産工学部を設置して

## (六) 鹿児島県立霧島青年の家

名称 鹿児島県立霧島青年の家

設置者（所管） 鹿児島県（県教委社会教育課）

所在地 始良郡牧園町高千穂三五九八―四

年次別研修利用者数（延べ）一覽

(人)

	昭和 60	61	62	63	平成 元
霧島青年の家	8,574	21,822	19,127	22,500	22,023
農業大学校	3,782	4,063	3,195	3,752	3,937
計	22,356	25,885	22,322	26,252	25,960

歴代農村センター館長

初代（三五・四・一）	福永 純盛
二代（三八・五・一五）	松本 友記
三代（四二・五・一六）	吉盛 統
四代（四五・七・一）	安田 勲
五代（五一・五・一）	山下 勇
農業大学校長	
初代（五三・四・一）	山下 勇
二代（五六・五・一）	松下研二郎
三代（五八・五・一）	上入来志郎
四代（六〇・四・一）	関 利男
五代（六一・四・一）	中園 迪也
六代（六二・四・一）	石寺 助夫
七代（六三・四・一）	井上 広海
八代（一・四・一）	落合 浩英
九代（二・四・一）	竹崎 章夫

1 沿革

昭和三四・三

県議会において、青年の家を農村センター敷地内に設け、両者の一体的な運営を図る方針が決定され、農村センターの建設工事と並行して作業が進められた。三月一二日、地鎮祭。

三五・四

鹿児島県農村センター・鹿児島県立青年の家同時開所。

六 開所記念式典挙行。

四五・七 鹿児島県立霧島青年の家に名称変更。

五七・四 農業大学校と分離独立。

2 設置目的及び事業

健全な青少年を育成するための「鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例」によって設置された施設で、次の事業を行う。

- (一) 青少年又は青少年育成関係者の研修に関すること。
- (二) 青少年又は青少年育成関係団体等の自主的な集団研修活動の指導に関すること。
- (三) 青少年教育に関する調査研究に関すること。
- (四) その他必要な事項。



霧島青年の家

### 3 運営方針

霧島青年の家は、四季の変化に富む霧島の大自然の下での集団宿泊研修や各種の野外活動を通じて社会に役立つ人間形成を目指し、心身共に健全な青少年を育成することを目的とする。この目的を達成するために、次の方針に基づいて運営の充実につとめる。

(一) 規律ある共同生活を通して、青少年相互の交流を図

り、自立・協同・友愛・奉仕の精神を養う。

(二) 霧島の大自然を生かした野外活動を通して、自然とのふれ合いを深めるとともに、心豊かでたくましい青少年を育成する。

(三) 県立農業大学校との一体的運営のなかで、研修の多様化を図る。

#### 歴代所長

※初代～四代 農村センター館長併任。

五代～六代 農業大学校長併任。

七代 萱原 典三 一〇代 福山 福蔵

八代 黒木 正彦 十一代 築島 敬一

九代 櫻木 晴也 十二代 赤瀬 孝臣

### (七) 町内幼稚園の沿革概要

#### 1 万膳幼稚園

昭和四四・五 施設造り開始（旧中学校舎利用）。

六 万膳幼稚園として開園。

四四・四 牧園町立万膳幼稚園として認可。

四六・八 台風十九号により園舎使用不能。

九 小学校講堂へ移転。



万膳幼稚園



三体幼稚園

昭和四七・一 園舎新築工事開始。

四 新園舎へ移転。

四八・五 パン給食開始。

四九・六 幼児家庭学級開講式。

五二・五 家庭教育学級開講式。

五三・一一 町保育研究公開。

昭和六三・九 ビデオ・ワイヤレスマイク購入。

歴代園長

1 大尾 純夫

2 福迫 光穂

3 早淵 肅

4 佐土原忠英

5 加治屋信男

6 常盤 朴

7 石峯 勝美

8 北井上義弘

2 三体幼稚園

昭和四四・六 三体幼稚園開設。

四五・四 公立幼稚園として認可。

六〇・五 鼓笛隊用楽器購入。

六一・二 新園舎落成式。

六三・一〇 地区幼稚園研究公開。

歴代園長

1 徳田 重志

2 竹原 重美

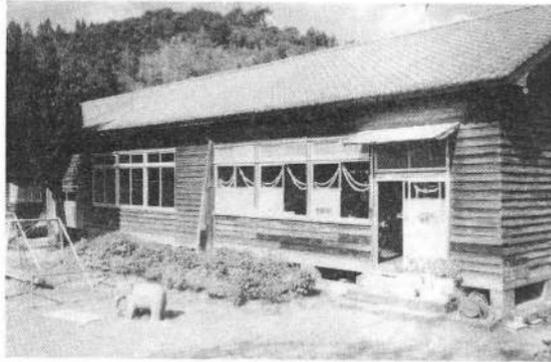
3 小田原康夫

4 西 盛郎

5 木下 高盛

6 池田 久則

7 峯 長春



持松幼稚園



高千穂幼稚園

3 持松幼稚園

昭和四四・六 持松幼稚園開設。

四五・四 公立幼稚園として認可。

五二・二 小学校との連絡用テレフォン設置。

歴代園長

1 有村 正道

2 園田 繁

四歳児 三〇人  
三歳児 二〇人

○園長 坂口 定照

○副園長 一人

○教諭 三人

○理事 古江増男・藏前壯吉・大山茂樹・

4 高千穂幼稚園(学校法人)

高台寺(七八五ページ参照)の本堂

で託児所として発足した。昭和四十六

年の十九号台風により、国道二二三号

線が決壊したため、高千穂三八六四の

五(小塚原)の現在地へ移転。

昭和四八・三 文部省の認可。

四 学校法人坂口学園高

千穂幼稚園開設。

○定員 八〇人

五歳児 三〇人

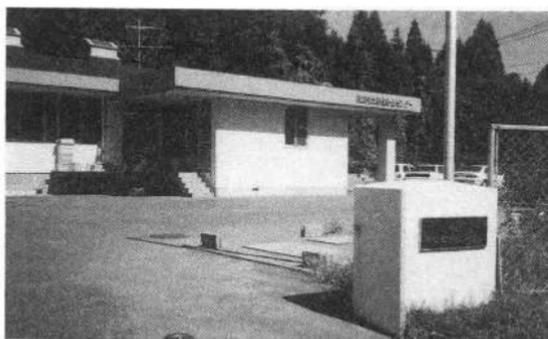
3 山下 等三

4 永田 亀雄

5 谷山 正夫

6 井手 慶勲

7 桑波田敏光



牧園町立学校給食センター

○監事 猪木 満徳  
万造寺美行・坂口定誓

(八) 学校給食センターの概要

牧園町は、学校給食法に基づき、昭和三十八年度から町内小学校全児童に、小学校ごと単独調理場を設置して

給食を実施し、同四十年から完全給食となった。以来、二一年を経過して、施設の老朽化、設備機器の消耗などによる調理能力の低下によって、学校給食の運営管理に支障を来した。また、牧園中学校だけが牛乳給食であり、完全給食は永年の懸案

事項であった。

そこで牧園中学校の完全給食の実施と小学校六校の単独調理場を統合して適正規模の合理的な施設・設備を備えた共同調理場を設置することになった。

- (一) 開設年月日 昭和六十年四月八日
- (二) 位 置 牧園町宿窪田八一三番一
- (三) 給食実施対象
  - 町内小学校 六校 幼稚園 三園
  - 町内中学校 一校

(九) 霧島学園（養護施設）の沿革概要

- 明治三八・二 鹿兒島市松原町に鹿兒島養育院として創立。
- 四二・一 鹿兒島市塩屋町に移転新築。
- 大正 五・一一 財団法人認可。
- 一五・二 始良郡牧園町三休堂鉾投に移転。
- 昭和一四・四 財団法人鹿兒島県社会事業協会へ経営移管。
- 二〇・六 本院戦災焼失、以後分院にて業務運営。
- 二三・九 社会福祉法人認可。



霧 島 学 園

昭和二八・八

始良郡牧園町高

千穂へ移転新

築。

三六・三

男子棟ブロッ

ク改築。

三六・一二

頌徳碑（佐藤茂

助氏）建立。

三七・七

社会福祉法人鹿

児島県社会福祉

事業団へ経営主

体の変更。

昭和三七・一二 女子棟ブロック改築。

三八・一〇 施設名を霧島学園と改称。

三九・一二 管理棟ブロック改築。

四九・一 幼児昼間保育開始。

五五・四 園舎改築現在地へ移転。

昭和五六・四 職員宿舍兼研修室新築。

六三・一二 学園太鼓、町文化財少年団として奄美

大島地区との交流会に出演。

○概況

名 称 霧島学園

所在地 鹿児島県始良郡牧園町高千穂三八六九の四

種 別 児童福祉法第四条による養護施設

収容人員 六五人

経営主体 社会福祉法人、鹿児島県社会福祉事業団

目的 乳児を除いて保護者のない児童、虐待され

ている児童、その他環境上養護を要する児

童を入所させて、これを養護する。

歴代施設長

初代 佐藤 茂助 八代 安田 安雄

二代 河野銆次郎 九代 上田 丙

三代 大井 紀作 一〇代 中山 立英

四代 本田 義彦 一一代 中野 数馬

五代 森山 良作 一二代 赤崎 忠壽

六代 樺山 卓 一三代 坂元 謙一

七代 柏原 景盛

(注) 敷地は、牧園町有地の無償供与による。

### 三 社会教育

#### (一) 社会教育の概要

社会教育といわれるような形態は、明治時代に図書館令によって、わずかにその形を備え、学校教育の施設外において、通俗平易な教育として運営されるにすぎなかった。

本県では明治十二年(一八七九)に、鹿児島磯に博物館が設立されたのが初めである。一方、郷中においては、あるいは地域によって婦人会、隣組などの相互教育、また、青少年は二歳組、子ども組を組織して、自発的な奉仕的活動、集団活動が行われていた。同二十年ころには、青年の中に夜学舎、同志会などの名称で、自発的に学習活動を始めたところもあった。

大正八年五月、文部省は、普通学務局に四課において通俗教育などに関する事務をつかさどらせた。同年六月に通俗教育を社会教育に改め、その事務をとらせた。同十四年には、道府県に社会教育主事補がおかれ、地方

社会教育職員制が制定された。また、女子教育が取り上げられ、処女会又は女子青年会が結成され、社会教育として実施されたのも、大正年間である。

昭和七年四月には、地方における社会教育委員の設置が勧奨され、社会教育の面に力を注ぐようになった。しかし、明治以後の富国強兵策や、昭和初期からの軍国主義の教育によって、社会教育は自主活動でなく、上から与えられたものを、国民はそのまま受けて活動することであった。

昭和二十年八月、太平洋戦争が終わり、国内は経済的にも思想的にも、一時は混乱状態に陥った。この情勢の中に社会教育の必要性が叫ばれ、社会教育振興の気運はいよいよ高まって、平和国家・文化国家建設のために、大きな役割をなすに至った。すなわち、青少年や成人層を対象とする、組織的な展開を遂げなくてはならない必要に迫られたのである。

昭和二十四年六月十日、法二〇七号をもって、社会教育として自主的な、しかも民主的な社会教育が実施されるようになった。本県でもこの法によって、本格的に社会教育の振興に意を用い、市町村は公民館設置や主事を

おくなど、社会教育目的達成のために、行政的あるいは組織的にいろいろ工夫し、努力するようになった。

本町の社会教育は、終戦後役場内に社会教育係をおいて、当面の事務を分掌させた。当時は経済的にも思想的にも、混乱の時であり、主として婦人会や青年団の育成指導に当たっていた。特に青年団活動においては、民主主義研究のための、講演会や、研究会などが活発に行われた。また、当時は、青年の政治的な活動や体育的な催しも、自主的に行われた。

昭和二十四年六月、社会教育法が公布されると、町に社会教育係をおき、新たに社会教育委員を委嘱するなど、社会教育の強化を図った。そして、地域住民の生活上と、生活改善のための助言をして、着々とその成果を上げた。

昭和二十九年に町公民館が建設され、ここを拠点として民主団体の育成や、地域の公民館活動の促進に努力した。また、青年団・婦人会などもその趣旨に沿って、活発に行動を起こし、生活改善と知性の向上を目標として、婦人講座及び料理講習や先進地視察等多角的な活動を展開した。更に、青年の研究會や体育競技・青年研修

會を持ち文化の向上に努力した。

## (二) 社会教育の充実

**社会教育の 基本方針** 人生八〇年代を迎え、生涯学習の必要性が叫ばれている今日、現代社会の変化は

著しい。経済的發展は、経済的なゆとりをもたらし、人びとは物の豊かさ以上に心の豊かさ、すなわち、精神的文化の充実に価値をおくようになってきた。また、生活様式の変化により、人口構造にも核家族化、高齢化の現象が進展している。反面、このような急激な社会変化の中で、それぞれの生活場面で直面する現実の課題を解決し、適応していく能力を養うことが必要である。そのための手段が学習としてとらえられる。このような中で、生涯学習推進の観点に立った社会教育は、伝統的な生活共同体としての地域社会の連帯意識の醸成と、多様化してくる学習要求に対応できる人材の育成や掘り起こしと、その活用、施設の整備が急務である。

また、学校教育、家庭教育をはじめとする教育行政機関との連携はもとより、行政全般との連携を深め、地域住民の立場に立った社会教育を進める。

(三) 社会教育活動の概況

生涯学習の立場から、「創造的で豊かな人間と明るく健康で発展的な牧園町をつくる」ことを目指して、活力にあふれた町民を育成することを重点目標に、地域住民のあらゆる階層を対象として、生涯学習推進の立場に立ち積極的に活動を展開する。

1 重点施策と主な事業

① 健全な青少年の育成

重点施策

主な事業

(ア) 少年関係団体のリーダー 少年の船の実施

Ⅰ 養成

(イ) ふるさとに根差す青少年の育成のため 青少年劇場・青年交流会

(ウ) 青少年団体の育成 青少年健全育成町民会議

(エ) 家庭教育の振興 家庭教育学級

(オ) PTA活動の育成 活動の研究公開

(カ) 生涯学習推進体制の整備

重点施策

主な事業

重点施策

主な事業

(ア) 学習機会情報の収集 社会教育（生涯学習）調査

(イ) 生涯学習の推進 講演会・（記念行事）・企業内教育

(ウ) 生涯学習推進体制の充実 推進会議の設置

(エ) 生涯学習指導体制の充実 生涯学習推進セミナー

(オ) 視聴覚教育の振興・学習方法の改善 参加

(カ) 豊かな郷土づくりの推進 視聴覚教材の購入

(キ) 重点施策 主な事業

(ク) 校区公民館活動の充実 交流・研修会・生活会議

(ケ) 生活学習と生涯学習の奨励 生活会議の開設

(コ) 社会教育関係団体の育成 協力・共催・後援活動

(カ) 真心を育てる文化活動 町民祭（記念行事）

の振興

(オ) あたたかい心を育てる

郷土芸能保存・発表

(ク) 保健行政との連携強化

チャレンジ三〇〇キロ

文化財保護活動の振興

編集・出版準備

カロリー運動

(カ) 郷土誌の改訂

埋蔵文化財緊急発掘調査

2 健全な青少年の育成

(キ) 開発と保護の調整

埋蔵文化財緊急発掘調査

(1) 青少年健全育成の基本方針

④ 健康づくり活動の推進

重点施策

主な事業

(ア) 皆が参加するスポーツの推進

軽スポーツの普及

(イ) 身近なスポーツ活動の場の設置

モデルランニングコース

(ウ) 皆で楽しむスポーツ活動の振興

町民体育祭(記念行事)

(エ) 指導体制の充実

有志指導者初級研修会

(オ) スポーツ愛好者の組織化と競技力の向上

体育協会の活動援助提携

(カ) スポーツ少年団活動の援助連絡提携

協力・共催・後援活動

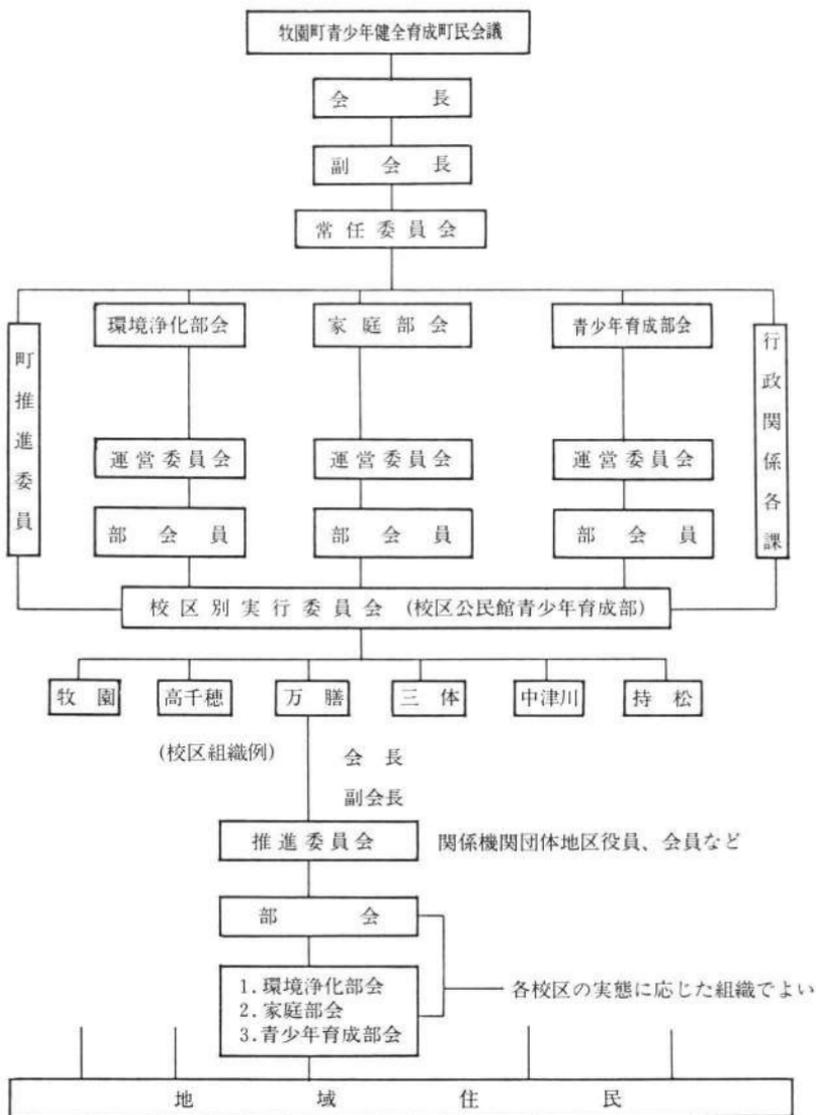
(キ) B&G海洋センターの

スポーツ教室

(3) 具体的な推進事項

① 青少年自立自興運動の啓発を図る。

牧園町青少年健全育成町民会議組織運営図



- に、公立公民館は、市町村その他一定区域内の住民のため、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業
- 3 豊かな郷土づくりの推進
- (1) 公立公民館の設置目的
- ② 異年齢集団による青少年団体を育成する。
  - ③ 社会参加活動を促進する。
  - ④ 社会の環境浄化につとめる。
  - ⑤ 明るい家庭づくりにつとめる。
  - ⑥ 各種研究会を実施する。
  - ⑦ 青少年指導員を設置する。
- (4) 実践例
- ① 趣旨
- 。自己確立への旅立ち「牧園町自立自興少年の船」
- やがて来る二十一世をたくましく生き抜くために、郷土鹿児島島の自然にふれながら規律ある異年齢集団活動を通して、多様な生活体験を積むとともに自立自興の精神を培い、青少年の隠れた可能性の発見と、心身共に健全なリーダーの養成を目指して「牧園町自立自興少年の船」を実施する。

牧園町自立自興少年の船概況

事業名	対象	経費	概要
「少年の船」事業	小学生 24 中学生 16 高校生 8 青年 2 (男女)	130万	鹿児島郡十島村との青少年相互交流 昭和63年度からの継続事業 訪問先 十島村中之島 時期 7月下旬 泊7日 内容 ・異年齢集団による共同宿泊研修 ・班別研修 ・島内野外活動 ・キャンプ ・現地青少年との交流

(注) 人材育成の見地から、国内における「少年の船」事業はもとより、今後は国際的視野に立った活動を推進していく。

を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法第二〇条）となつてゐる。

公民館は、近隣、住区単位におかれる住民の生活に結びついた、多目的で総合的な社会教育センターであるといえる。

(2) 重点施策と主な事業

ア 公民館の第一構造事業（知らせ問題を提示する事業）

重点施策

主な事業

(ア) 広報活動の推進 公民館だより

(イ) 社会同和教育の推進 講演会

(ウ) 公民館の整備と有効的な活用 備品購入・公民館ギャラリー

(エ) よりよい人間関係をつくるために 町民祭（記念行事）

イ 公民館の第二構造事業（学びの機会を提供する事業）

重点施策

重点施策

主な事業

(ア) 学習機会の促進 公民館教室

(イ) 校区公民館との事業提携 婦人学級

(ウ) 自主学習のすすめ 情報・場所提供

(エ) 感動を共感する文化事業 ふるさとコンサーン

(オ) 教育方法の改善 (記念行事)

ウ 重点施策 主な事業

(ア) 視聴覚教育の推進 初級指導者研修

(イ) ライブラリーとの推進 教材の整備

(ウ) 視聴覚教材の整備 視聴覚教材の購入

(エ) 学習グループの育成 ボランティア募集

(オ) 自主活動のすすめ 一六ミリ講習会

エ 読書活動の推進 主な事業

(ア) 図書の実用 図書の購入

(イ) 読書人口の拡大 図書配本所の充実・こどもまつり

(ウ) 環境の整備 備品購入

(3) 公民館における各種学級の開設と学習機会の拡



公民館教室（水墨画）

牧園町文化協会

（平成2年4月現在）

設 加 会 会	立 入 員	年 団 員	月 体 数 長	昭 和 51 年 10 月 23 団 体 431 人 窪 田 仲 市 郎
------------------	-------------	-------------	------------------	---

充  
趣味学級  
。三味線、民謡、大正琴、陶芸、油絵、料理、生け  
花、盆栽、水墨画、和紙ちぎり絵、詩吟、茶道な  
ど  
。総合学級

寿大学、栄養改善教室、家庭教育学級、婦人学級  
など

(4) 真心を育てる文化活動の振興

- ① 芸術鑑賞及び発表の機会を多く与える。
- ア 県巡回劇場を開催する。
- イ 文化協会の育成を図る。

(5) あたたかい心を育てる文化財保護活動の振興

- ア 町文化財のしおり作成。
- イ 文化財紹介のビデオの作成。
- ウ 文化財説明板の設置。
- エ 文化財ウォッチング活動の推進。
- オ 郷土芸能保存会の育成。

(6) 町郷土誌の改訂と編さん

ア 発刊一〇年を経過し、更に町制五十周年を記念し、修正・追加補充して改訂版を編さんする。

(7) 開発と保護の調整

ア 土地基盤整備に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査

。昭和六十三年度。持松地区（市後柄）Ⅱ界

子仏遺跡・高天原遺跡

。平成二年度。万膳地区Ⅱ中園遺跡  
文化財少年団の活動

(8) 昭和六十二年度から各校区ごとに結成され、地道な活動を続けた。その活動が評価され、連続地区優秀団体として、他地域との交流活動も行われて、少年団体への文化財についての関心を高めている。

#### 4 健康づくり活動の推進

最近住民の健康に対する関心は高まっている。スポーツ・レクリエーションは、心身を健全に発達させ、健康で文化的な生活を営むうえに極めて重要であるばかりでなく、地域住民の連帯意識を深め、明るい地域づくりをするうえでも大きく貢献している。このようなことから、体育、スポーツのもたらす効果を再認識して、体育の振興につとめなければならない。

そこで本町においては、それぞれの体力や年齢、地域に応じたスポーツ活動の輪を広げ、町民総スポーツ参加を推進し、お互いの人間的な触れ合いの機会をつくる。

そのために、運動公園やナイター施設、総合運動場施設の活用や、町体育協会、社会体育指導委員会などと積極

的な連携を深めながら指導体制を強化する。

#### (1) 町体育協会の活動

昭和三十六年四月に発足し、初代会長に佐藤薫、二代山口篤典、三代新宅宗守、四代大坪明が就任、現在は猪木満徳が当たり、次表のクラブが活発に活動している。

#### 体育協会所属スポーツクラブ

スポーツクラブ名	数	スポーツクラブ名	数
ソフトボール	18	硬式テニス	1
バレーボール	13	バドミントン	1
ゲートボール	6	グラウンドゴルフ	1
野球	1	バスケット	1
剣道	4	サッカー	1
弓道	1	陸上競技	1
軟式庭球	1		

特に、野球や駅伝競技において、始良地区体育大会などで活躍し、地区駅伝大会では、平成元年度から連続第二位の成績である。

#### (2) スポーツ少年団の充実

二十一世紀に向かって伸びていく少年・少女たちは、いかなる環境にあっても自分を見失わず、力強く生き抜

く力を持つことが必要である。その少年・少女が自ら生  
きる力を育てるためには、生活と結びついた地域で、ス  
ポーツ活動を通じた集団生活が最も適している。

本町においては、次のようなことを積極的に推進し、  
組織を充実し活動の活発化を図っている。

① 育成の母体となる親や、地域住民の組織する母集  
団の組織を確立し、自主的な運営を図る。

② 指導者の資質の向上を図るとともに、指導者連絡  
協議会を持ち、指導者の相互協力及び関係各団体と  
の連絡協調体制を確立する。

③ 町内スポーツ少年団の現状

。剣道スポーツ少年団(四)

。牧園小・三体小・中津川小・高千穂小

。バレーボール少年団(三)

。牧園小・高千穂小・中津川小

。ソフトボール少年団(四)

。牧園小・万膳小・中津川小・高千穂小

。スイミング少年団(一)

。牧園小

。空手道(三)

町空手道・拳心会・錬心館空手牧園

。バドミントン(一)

高千穂

。霧島高原馬術クラブ(一)

(3) B & G財団牧園海洋センター

昭和五十五年十一月二十九日、B & G財団牧園海洋セ  
ンターが、全国で第四五番目の施設として開所された。  
B & G財団とは、ブルーシー・アンド・グリーンランド  
財団の略称である。町内高千穂出口三三一一一〇に建  
設され、一万六一六九・五平方メートルの敷地に一一三  
〇・一平方メートルの体育館(事務室・会議室を含む)  
で、工費は器材費を含め、二億二〇〇〇万円が投ぜられ  
た。第二次に、二五メートル、六コースのプールが、  
利用状況を調査・審議して建設され、活用されている。  
B & Gプランの基本精神は次のようだという。

豊かな未来は、豊かに育てられた青少年の手によって築  
かれる。といっても、甘やかして育てることではない。体  
力と健康の基になる筋肉や心臓・肺などは、成長期に鍛え  
ることが大切で、その機会を逃すと取り返しのつかないこ  
とになってしまう。心の鍛錬も同様である。学校教育と家



B & G財団 牧園海洋センター

庭教育だけでは埋めることができないすき間を、人々が交流する地域社会の場で満たす必要がある。

心とからだの発育は、切っても切れない関係にあり、両方のバランスがとれた発育が望まれるわけで、『健全なる精神は健全なる身体に宿る』は、真理をついた格言と言え

る。心身を練磨する手段としては、海や山といった自然の中で行い、スポーツ、レクリエーションが、最も適している。

近年スポーツに対する意識は、全国的に高まり、本町でも町民の中にスポーツ、レクリエーション活動を生活の中に取り入れようとする

意欲が高まって、スポーツ活動への参加者も増加している。施設の運営委託を受けた町当局では、この施設が町民の健康づくりのための広場となるよう、利用しやすい条件を整えるための努力をしている。

高千穂紅葉旗少 平成二年度は、十一月四日(日)に、年剣道練成大会 町海洋センターで、第十七回大会が実施された。伝統ある大会であり、始良地区はもちろんのこと、県内各地や遠くは宮崎方面からも出場し、約八〇チームが参加、熱戦の末、宮崎県の上長飯剣友クラブが優勝した。過去の優勝チームを調べると、地元、高千穂剣道スポーツ少年団も四回の輝かしい優勝を飾っている。

#### (4) 青少年の家の設置

鹿兒島は昔から郷中教育が盛んで、青少年の教育には特殊な教育方法が行われていた。青年が自ら啓発し、情操豊かで心身共に健やかに育つため、また、話し合いの場、遊びの場として、日常活動の拠点として活用する館が「青少年の家」である。

昭和五十六年に建設された青少年の家は、青少年の活用のほかに、子ども会活動や公民館教室の学習にも利用



青少年の家



県PTA活動委嘱公開講演

されている（旧県立蚕業指導所の施設を払い下げ改築したものである）。

(5) P T A 活動の育成

牧園町P T Aは、激動する社会情勢に即応して、町P T A活動の充実と発展のために、相互の連携を密にし、組織の強化を図るとともに、会員の意識の高揚と資質の

向上に努力する。

特に青少年の健全育成については、学校教育、家庭教育、社会教育の三者連携を密にして、家庭教育の刷新と地域活動の積極的な推進を図り、健全で有為な青少年の育成にとめる。

心身共に健康で、人間性豊かな子供を育てるために、昭和六十二年度に実施した県P T A活動委嘱研究公開の成果を踏まえ、学級P T A活動、地域P T A活動、家庭教育学級活動、専門部活動を更に充実発展させる。

(6) 各種婦人団体連絡協議会の発足

婦人の活動も五十年代後半から、社会機構の近代化、職域の複雑化や役員の問題などで婦人集団の運営についての課題があった。本町では昭和五十七年に町内の婦人団体（一一団体）により正式に、連絡協議会が発足し、初代会長に小谷清子が選出され、地道な活動を続けてい



町各種婦人団体連絡会総会



霧島国際音楽祭

る。

。活動方針

今や、生涯学習が強調される時代です。そこで私たち婦人一人ひとりが地域社会のため、自己確立のために学習や実践活動を推進し、二十一世紀へのふるさとづくり

。会員数 五三〇人

(7) 霧島国際音楽祭

昭和五十五年(一九八〇)第一回霧島国際音楽祭が地元有志により誘致し開催された。今年で第十一回を迎え、今や全国的に注目されるまでに発展し牧野町でも全面的に協力している。同六十年には、霧島国際音楽祭友の会

も音楽愛好者によって結成され、音楽文化の向上に貢献している。

約三〇〇〇人の音楽愛好者によって、夏の緑の高原に感動の二週間が繰り広げられる。また、音楽愛好会「風」の活動も活発である。

霧島国際音楽祭友の会会長

池田 政晴

(四) 生涯学習への取り組み

生涯学習時代を迎え、町民がいつでも、どこでも、だれでも自由に学べる学習機会を提供するための基礎

資料とするために、二十歳代以上の町民男女、九七三人を無作為に抽出し、学習内容、時間、場所など、その学習に対する希望等のアンケート調査を実施し、集計したものである。この調査を今後の生涯学習の町づくりにかししたいものである。

生涯学習に関するアンケート集計表

(平成二年六月実施)

《調査の概要》

1 調査の目的

人生八〇年代を迎え、住民の価値意識も物の豊かさを求める時代から心の豊かさを求める時代へと移行しつつあります。このような生涯学習という幅の広い学習活動の実態と今後の住民のニーズを把握し、牧園町の将来における生涯学習の町づくりに向けての基礎資料とします。

2 牧園町在住(二〇歳以上の男女)の住民の中から無作為に九七三人を抽出し実施。

3 抽出した住民に対し、自治公民館長さん方を通じ配布、回収していただいた。

4 回収率 六四・五%(九七三名中六二八名)

〔男 四六二名中二七五名 五九・五%〕  
〔女 五二一名中三五三名 六九・〇%〕

問1 あなたのことについて、おたずねします。(1)

(4)にお答えください。

(1) 性別 1 男 四三・八%

2 女 五六・二%

(2) 年代 1 二〇歳代 八・五%

2 三〇歳代 一八・五%

3 四〇歳代 一六・六%

4 五〇歳代 一八・八%

5 六〇歳代 一一・七%

6 七〇歳以上 一六・六%

(3) 居住地 1 牧園校区 三〇・一%

2 三体校区 八・六%

3 万膳校区 一〇・〇%

4 中津川校区 一七・八%

5 持松校区 九・四%

6 高千穂校区 二二・二%

(4) 職業

1 自営業 一七・八%

2 勤め人(会社・商店・パートを含む) 三二・六%

3 公務員・団体などの職員 五・一%

4 学生(短大・大学・専門学校など)

〇・二%

5 家事(専業主婦)

一五・〇%

6 無職

二三・九%

7 その他

五・四%

〔1 生活意識〕

問2 あなたは、あなた自身の今の生活に満足していますか。

1 満足している

三五・八%

2 どちらかといえば満足である

三九・八%

3 どちらかといえば不満である

一〇・〇%

4 不満である

六・八%

5 わからない

五・七%

問3 あなたは、牧園町に住んで、どのように感じていますか。

1 住みやすい

三四・六%

2 どちらかといえば住みやすい

三五・二%

3 どちらかといえば住みにくい

一一・九%

4 住みにくい

七・八%

5 わからない

八・〇%

問4 あなたが、生きがいを感じるのとはどんなときですか。二つ選んでください。(複数回答)

1 仕事や家事をしているとき

三八・五%

2 趣味やスポーツの活動をしているとき

一八・一%

3 音楽や美術などの鑑賞をしているとき

四・六%

4 いろいろな学習活動をしているとき

一・一%

5 友達や仲間とつきあっているとき

二六・四%

6 地域活動やボランティア活動をしているとき

四・二%

7 家族だんらんするとき

三四・五%

8 子供の成長を感じるるとき

二八・〇%

9 他人にわずらわされずに、一人でいるとき

八・四%

10 ゆったりと休養しているとき

二四・二%

11 とくに生きがいを感じることはない

三・三%

12 その他( )

一・一%

問5 あなたは、これからの生活で経済的豊かさと、精神的豊かさと、どちらに重きをおきたいですか。

1 経済的豊かさを重視する

一六・四%

2 どちらかといえば、経済的豊かさに重きをおく

一八・一%

3 心にゆとりのある生活を重視する

三六・一%

4 どちらかといえば、心にゆとりのある生活を重視する

一八・一%

5 わからない

五・四%

問6 あなたは、現在の生活において、どのようなことを一番望みますか。

1 家族が健康に過ごすこと

六八・四%

2 経済的にゆとりのある生活を送ること

六・三%

3 職場や家庭の人間関係がうまくいくこと

七・八%

4 自分の人生を、自分らしく送ること

一一・一%

5 仕事や社会での様々な活動をとおして、自分を高めていくこと

三・〇%

〔2 学習活動の経験〕

問7 あなたは、休みの日に、自由に使える時間がどのくらいありますか。

1 ほとんどない

一三・二%

2 一時間ぐらい

五・四%

3 二〜三時間ぐらい

二一・八%

4 四〜五時間ぐらい

二五・八%

5 六〜七時間ぐらい

一一・〇%

6 七時間以上

一五・九%

問8 あなたは、自由時間をどのように過ごしていますか。二つ選んでください。

1 テレビ・ラジオ・レコード鑑賞

四七・八%

2 家族とのだんらん・子供の相手など

一一・三%

3 お茶・お花・園芸などの趣味

一〇・四%

4 地域のための奉仕活動

二・五%

5 家事や身の回りの整理

三七・四%

6 仕事や・生活に役立つ知識・技能の習得

七・六%

7 読書

八・三%

8 スポーツ

七・八%

9 娯楽

一一・九%

10 友達つきあい

一八・九%

11 グループ活動

一・六%

問9 あなたは、この一年間に知識・教養・技能を高める講座、あるいは趣味やスポーツに参加しましたか。

- 12 その他 ( ) 三・〇%
- 1 一回も参加しなかった 三九・二%
- 2 一回 九・四%
- 3 二〜五回 二〇・〇%
- 4 六〜一回 七・五%
- 5 一一〜二〇回 四・五%
- 6 二一〜三〇回 一・九%
- 7 三一回以上 四・六%

〔参加したことのある方、問10から問12までお答えください〕

問10 あなたが参加された学級・講座・学習等は、主としてどういったところで行われましたか。二つ選んでください。

- 1 学校・幼稚園・保育園 二一・八%
- 2 公民館・体育館などの町の施設 三一・四%
- 3 職場 二二・八%
- 4 カルチャーセンター 二・四%
- 5 地域の団体活動 三〇・一%
- 6 個人 一四・四%

7 社会教育通信 三・七%

8 その他 九・七%

問11 あなたが学習活動に参加された動機や目的は何でしたか。二つ選んでください。

- 1 趣味や生きがいのため 二〇・九%
- 2 健康を維持するため 三三・〇%
- 3 家庭生活向上のため 八・九%
- 4 知識や教養を高めるため 三一・〇%
- 5 友人を得るため 一五・七%
- 6 職業上必要な技術の向上 二〇・四%
- 7 子育ての参考にするため 一三・四%
- 8 その他 五・五%

問12 学習した成果はいかがでしたか。

- 1 期待したとおりの成果があった 五・二%
- 2 一応の成果があった 五一・三%
- 3 期待したほどの成果はなかった 七・三%
- 4 どちらともいえない 一一・五%
- 5 まったく役にたたなかった 一・一%

〔まったく参加したことのない方、問13にお答えください〕

問13 あなたが、講座やサークル活動に参加しない理由

は何ですか。

- |   |                             |       |
|---|-----------------------------|-------|
| 1 | 忙しくて時間が無い                   | 五八・一% |
| 2 | 講座等開設の曜日・時間が適当でない           |       |
|   |                             | 一一・八% |
| 3 | 現在行われているものに、自分の求めている学習内容がない | 九・八%  |
| 4 | 行きたいけれど、場所が遠いのでいけない         | 一五・九% |
| 5 | 家族の理解が得られない                 | 一・六%  |
| 6 | 同好の仲間がいない                   | 八・九%  |
| 7 | 学習を必要とは思わない                 | 一四・六% |
| 8 | その他( )                      | 一二・六% |
- 〔以下全員の方お答えください〕
- 問14 あなたは、どの程度運動やスポーツをしていますか。一つ選び( )内にその種目をお書きください。
- |   |               |       |
|---|---------------|-------|
| 1 | 毎日している        | 八・四%  |
| 2 | 週に二〜三回程度している  | 五・一%  |
| 3 | 数回程度している      | 一〇・二% |
| 4 | 気が向いたときだけしている | 二〇・二% |
| 5 | していない         | 四三・六% |
- している種目( )

問15

あなたは、どのような目的で、運動やスポーツをしていますか。二つ以内で選んでください。

- |   |               |       |
|---|---------------|-------|
| 1 | 気分転換のため       | 二三・六% |
| 2 | 体力の維持・増進のため   | 二九・六% |
| 3 | 心の健康を守るため     | 一五・一% |
| 4 | 生きがいづくりのため    | 八・三%  |
| 5 | スポーツの技能を高めるため | 二・九%  |
| 6 | 余暇の有効利用       | 六・八%  |
| 7 | 仲間づくりのため      | 一三・五% |
| 8 | 特に考えてはいない     | 一三・二% |
| 9 | その他( )        | 三・七%  |
- 問16 あなたは、どの程度運動やスポーツができてほしいと思いますか。
- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 1 | 毎日     | 一一・九% |
| 2 | 一週間に数回 | 一五・九% |
| 3 | 二週間に数回 | 九・一%  |
| 4 | 月に数回   | 二四・四% |
| 5 | 考えていない | 三一・四% |
- ※やりたい種目は?( )



- 問21 あなたは、それをどのような方法で学びたいと思いますか。
- |    |                                 |       |
|----|---------------------------------|-------|
| 6  | 子供の教育に関するもの<br>(育児・しつけなど)       | 九・九%  |
| 7  | 職業に関するもの<br>(経営・経理・パソコン・ワープロなど) | 一四・三% |
| 8  | 人権に関するもの<br>(人種差別・性差別・障害者問題など)  | 六・一%  |
| 9  | 国際化に関するもの                       | 二・一%  |
| 10 | その他( )                          | 一・六%  |
| 11 | なにもない                           | 八・〇%  |
- 1 本やテレビ・ラジオなどを利用して個人で学習する方法 二二・六%
- 2 公民館で開設される学級・講座を利用して集団で学習する方法 一九・七%
- 3 民間の機関を利用して学習する方法 六・四%
- 4 気のあった仲間だけで同好会などを作り学習する方法 一七・七%
- 5 各種学校等に通って 一・一%
- 6 社会教育関係団体の中で 五・四%
- 7 今さら学習しようとは思わない 一一・六%

- 問22 あなたは、学級講座に参加するとすればどの時間帯がよろしいですか。
- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 8 | その他( ) | 一・〇%  |
| 1 | 平日・午前  | 一五・六% |
| 2 | 平日・午後  | 一一・六% |
| 3 | 平日・夜間  | 一一・九% |
| 4 | 土曜日・午前 | 三・〇%  |
| 5 | 土曜日・午後 | 六・四%  |
| 6 | 土曜日・夜間 | 七・〇%  |
| 7 | 日曜日・午前 | 六・二%  |
| 8 | 日曜日・午後 | 八・〇%  |
| 9 | 日曜日・夜間 | 二・七%  |
- 問23 あなたが、高齢期にぜひやりたいと思っている学習内容はどれですか。
- |   |                  |       |
|---|------------------|-------|
| 1 | 趣味や娯楽            | 二六・三% |
| 2 | かるいスポーツやレクリエーション | 一八・九% |
| 3 | 職業として役立つ技術の習得    | 六・四%  |
| 4 | 日常の家庭生活に役立つ技術    | 二〇・七% |
| 5 | よい家族関係をつくる知識     | 八・〇%  |
| 6 | くらしの法律についての知識    | 二・七%  |

- 7 奉仕活動のための知識 二・七％  
 8 とくにない 一三・一％  
 9 その他（ ） 〇・五％
- 問24 あなたは、どんな施設が町内にあったらいいと思いますか。現在ある施設（改善を要する）を含めて二つ選んでください。

- 1 中央公民館 一五・一％  
 2 図書館 一九・四％  
 3 文化センター 二一・〇％  
 4 青少年育成施設 七・五％  
 5 運動公園 三八・四％  
 6 校区公民館 一四・八％  
 7 総合体育館 一九・三％  
 8 とくにない 一六・二％  
 9 その他 二・二％
- 問25 あなたにとって、生涯学習を進める上で、大切だと思ふことはなにですか。
- 1 住民への情報の提供を迅速に、かつ正確におこなう 一九・九％  
 2 地域の公民館や学習施設を整備する 一一・一％

- 3 人材の育成をはかる（指導者の養成と派遣） 一三・四％  
 4 学校の施設や備品の開放の範囲を広げる 三・八％  
 5 学級、講座、スポーツ教室など住民の要望を取り入れ幅広い範囲でとりくむ 一六・一％  
 6 わからない 一四・三％  
 7 その他（ ） 〇・六％

「4 地域づくり」

- 問26 あなたは、地域活動にどの程度参加していますか。
- 1 積極的に参加している 一五・八％  
 2 まあまあ参加している 四九・四％  
 3 まったく参加していない 二一・七％
- 問27 あなたは、地域におけるどのような活動に主に参加していますか。

- 1 青少年の育成活動（子ども会・スポーツ少年団など） 一四・三％  
 2 地域の奉仕活動 二八・八％  
 3 婦人活動・青年活動・老人クラブの活動など 一七・八％

問28 4 その他( ) 七・二%  
あなたは、地域の活動は大切だと思いますか。

1 大切だと思う 五五・六%

2 まあまあ大切だと思う 二四・〇%

3 あまり大切とは思わない 四・三%

4 まったく大切とは思わない 一・八%

問29 青少年の地域活動について、どのように思いますか。

1 地域をあげて、取り組む必要がある

二八・二%

2 もっと学校と地域との連携である 一七・〇%

3 地域における子ども会活動を充実する必要がある  
七・二%

4 親自身の積極的な活動が必要である

一九・一%

5 その他( ) 三・三%

問30 あなたは、「生涯学習」という言葉を、見たり聞いた  
りしたことがありますか。

1 ある 六〇・二%

2 ない 三〇・一%

「地域づくりについて」

男性二〇代 社会教育活動が活発になりすぎて自分の時間

までなくなつては困る

講座等を開く時間帯にもっと配慮を

強制的地域づくりではなく自然に必要と思う

ような長い目で

地域づくりは行政上のことだけでなく住民参加のもつて

三〇代

職場がなく他市町に出るのでスポーツ・サークル活動に参加する時間がない

新しい現代のニーズにあった公民館の建設を

早急に

役場を運動場の近くに

職場がない↓他市町に出る↓時間がない↓地域行事に参加出来ない↓地域づくりにかわ

れない

地域活動に取り組む人とそうでない人の差が

大きい。広い意味で取りまとめてくれるよう

な担当者の配慮を

四〇代

人づくりは、場(施設)づくりを

現在ある施設の積極的解放と活用を

生涯学習活動推進にあたり、場、機会、情報提供など支援体制を

六〇代 地域に婦人会を

観光だけにこだわらず企業誘致、若者のUターンを

地域の情報をもっと詳しく伝達してほしい  
公民館だよりに工夫を

町のシンボルとなる建物を

地域づくりがたてまえ論で終始している。町

校区公民館が地域づくりの拠点となれるよう

当局ももっと本腰を

町の助成をもっと

地域行事のほとんどが県や町行政から降りて

七〇代 早急に中央公民館の建設を

きたものをこなしているだけで自主性がなく

公園等コミュニティ施設の建設を

地域の役員が難儀している

役場の建設場所の再考を

町内に住民ポストの設置を

女性二〇代 PTA以外にも交流の場を 集まる機会と

地域づくりのために対話集会を

時間

青少年の健全育成において世代間交流を

スポーツ活動を活発に

指導者を養成し、各地域に配置、地域ぐるみの

集落の近くに運動公園や子どもの遊べる場、

の取り組みを

コミュニケーションの場を

行政が思うほど子どもたちは地域行事に参加

土地もあるし水も豊富であるので企業の誘致

していない

を 働く場所がない 一人で住めるアパートも

五〇代 あいさつ運動を 老若男女の集えるチャ

スを 私道の整備を

ない

地域からの盛り上がり……笛吹けど踊らず

地域づくりは若者を中心に

選挙のたびに牧園に住むのがいやになる……

住宅（団地）がない……住宅環境の整備を

やる気の起きる町政を

三〇代 病院の誘致、店の拡張を

青少年の健全育成と郷土を愛する気持ちを  
各校区公民館で学習活動を

学級、教室等に参加したいが仕事、学校行事、  
地域行事に振り回されて自分の時間がない町  
営の老人ホームを

四〇代  
行事等の周知が徹底されないことがある  
地域づくりの声が先行して何をしたいのかわからない

各グループの活動は活発であるので全体としての活動を  
もっと本音で語れる機会を

子どもに声かけを ちり一つない町づくりを

あいさつ運動 親が手本を

五〇代  
子どもと老人のふれあいの機会を（ホーキ・わら草履）

持松く牧園間のバス回数を増やしてほしい  
税金を下げてほしい

校区公民館での学習の機会を

六〇代  
給食配達制度の導入を

危険物入れの赤袋を一般商店でも販売を

国際化に対応する農業の振興を……優秀な指導者の養成を

景気はいいがまったく発展性がなく住みにくい

安楽地区の振興にも目を向けてほしい

神社改築等については充分な話し合いを

町発展のために、地域づくりのために村おこしの資金を援助して欲しい

学級費、給食費の軽減を

七〇代 国、県の施策に左右されないこと

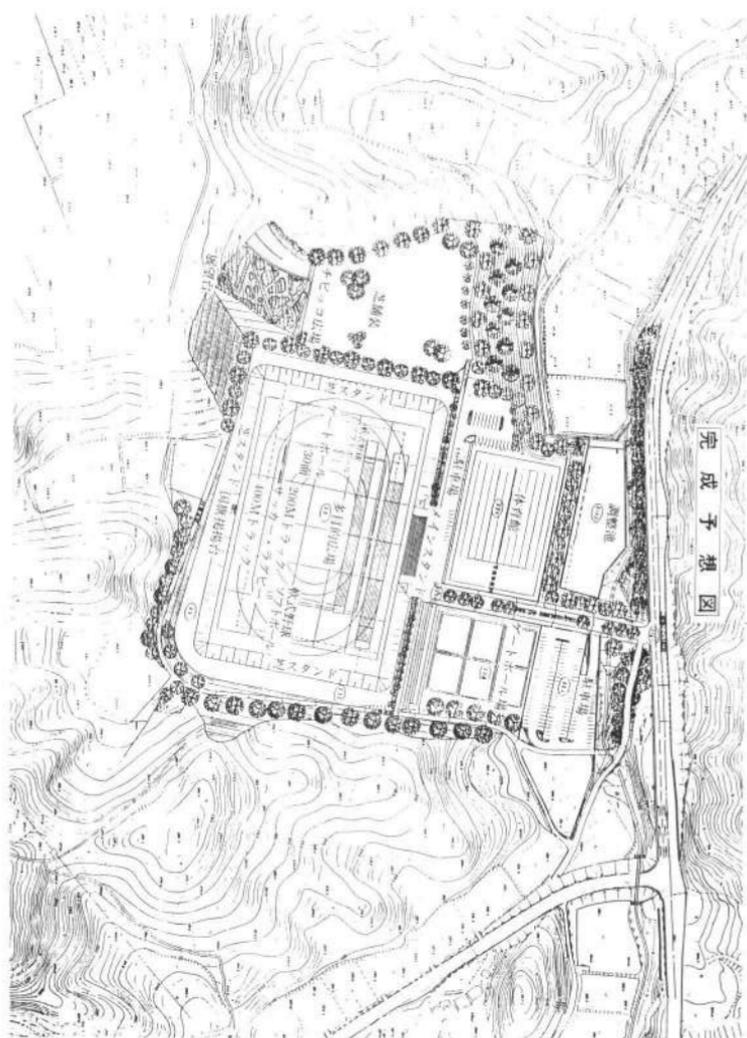
活性化を中心から……何もしないのが牧園の伝統では困る

地域内でも交流の場（顔見知りの場）を

地域行事に参加を

### （五）牧園町総合運動場整備事業

本町の優れた自然環境や特性と利点を生かした、多目的に利用できる、グラウンド及び体育館、チビッコ広場、ゲートボール場などの建設が、平成五年度の完成を目指して、石坂地区・上石坂地区内に用地買収（九万三〇一一平方メートル）し、埋め立て造成、建設が進めら



牧園町総合運動場

完成予想図

れている。

1 施設の概況

- 体 育 館 六一五三平方メートル
- 中 央 道 路 二四〇〇平方メートル
- 多目的グラウンド 三〇六〇九平方メートル
- ゲートボール場 四八七一平方メートル
- チビッコ広場 一〇五九三平方メートル
- 駐 車 場 六五八三平方メートル
- 調 整 池 三二一五平方メートル

2 利用の目的

総合運動場を整備することにより、園内の中核運動公園として、ソフトボールをはじめサッカー、ゲートボールなどの屋外競技やバレー、剣道などの屋内競技を開催することができ、スポーツの振興とともに圏域住民とのふれあいの場及び健全な心身の育成に寄与できる。